

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-074 改 04(比)
提出年月日	令和2年12月8日

島根原子力発電所2号炉

原子力事業者の技術的能力に関する 審査指針への適合性について

比較表

令和2年12月
中国電力株式会社

実線・・・設備運用又は体制等の相違（運用方針等の相違）
 波線・・・記載表現、名称等の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔添付書類五 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">説明資料 目次</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について</p> <p>3. 技術的能力に対する適合性</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 組織</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 技術者の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 経験</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 品質保証活動</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) <u>技術者に対する教育・訓練</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p><u>(参考1)福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた取り組み</u></p> <p><u>(参考2)免震重要棟・防潮堤等の審査対応の問題とその原因と対策</u></p> <p><u>(参考3)原子力安全に対する経営層の意識改革について</u></p>	<p style="text-align: center;">説明資料 目次</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 組織</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 技術者の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 経験</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 品質保証活動</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 教育・訓練</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p>添付資料</p>	<p style="text-align: center;">説明資料目次</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」の対応について</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 組織</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 技術者の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 経験</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 品質保証活動</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 教育・訓練</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p>添付資料</p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p> <p style="padding-left: 20px;">【柏崎 6/7】</p> <p style="padding-left: 20px;">参考資料の有無</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. はじめに 本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年6月19日制定)により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。 これらの<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)」(以下「技術的能力指針」という。)への適合性を示す。</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について <u>柏崎刈羽原子力発電所</u>に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <p>(1) 組織 ⇔ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>(2) 技術者の確保 ⇔ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(3) 経験 ⇔ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験</p> <p>(4) 品質保証活動 ⇔ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>(5) <u>技術者に対する</u> ⇔ 指針9 技術者に対する教育・訓練 教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 ⇔ 指針10 有資格者等の選任・配置</p>	<p>1. はじめに 本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年6月19日制定)により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。 これらの<u>東海第二発電所</u>に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)」(以下「技術的能力指針」という。)への適合性を示す。</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について <u>東海第二発電所</u>に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <p>(1) 組織 ⇔ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>(2) 技術者の確保 ⇔ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(3) 経験 ⇔ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験</p> <p>(4) 品質保証活動 ⇔ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>(5) 教育・訓練 ⇔ 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 ⇔ 指針10 有資格者等の選任・配置</p>	<p>1. はじめに 本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年6月19日制定)により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。 これらの<u>島根原子力発電所</u>に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)」(以下「技術的能力指針」という。)への適合性を示す。</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について <u>島根原子力発電所</u>に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <p>(1) 組織 ⇔ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>(2) 技術者の確保 ⇔ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(3) 経験 ⇔ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験</p> <p>(4) 品質保証活動 ⇔ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>(5) 教育・訓練 ⇔ 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 ⇔ 指針10 有資格者等の選任・配置</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>3. 技術的能力に対する適合性</u></p> <p><u>設置変更許可申請書添付書類五「変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書」の内容を記載</u></p> <p>本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>1. 組織</p> <p>本変更に係る設計及び運転等は第1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3 の24 第1 項の規定に基づく<u>柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定</u>（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の業務については、大規模な原子力設備工事に関する<u>設計計画の策定を原子力・立地本部の原子力設備管理部</u>が実施し、<u>その具体的な設計及びその他の工事における設計業務全般及び現地における工事に関する業務については柏崎刈羽原子力発電所</u>において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び保守管理に関する基本的な方針を<u>原子力・立地本部の原子力運営管理部</u>が策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>の担当する組織が実施する。<u>柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は原子炉安全グループ、化学管理グループ、発電グループ、作業管理グループ、当直、運転評価グループ、燃料グループが、保守管理に関する業務は放射線安全グループ、保全総括グループ、タービングループ、原子炉グループ、高経年化評価グループ、電気機器グループ、計測制御グループ、環境施設グループ、環境施設プロジェクトグループ、システムエンジニアリンググループ、電子通信グループ、直営作業グループ、土木グループ、建築グループが、燃料管理に関する業務は放射線管理グループ、当直、燃料グループが、放射</u></p>	<p>3. 技術的能力指針に対する適合性</p> <p>本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>(1) 組織</p> <p>本変更に係る設計及び運転等は第1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3 の24 第1 項の規定に基づく<u>東海第二発電所原子炉施設保安規定</u>（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで<u>東海第二発電所</u>の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の業務については、大規模な原子力設備工事に関する設計方針の策定を本店の発電管理室及び開発計画室が実施し、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は<u>東海第二発電所</u>において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び保守管理に関する基本的な方針を本店の発電管理室にて定め、現地における具体的な運転及び保守の業務は<u>東海第二発電所</u>の担当する組織が実施する。<u>東海第二発電所の発電用原子炉施設の運転に関する業務は発電直、発電運営グループ、運転管理グループ、運転支援グループ及びプラント管理グループが、保守管理に関する業務は保修運営グループ、保守総括グループ、電気・制御グループ、機械グループ、工務・設備診断グループ、直営電気・制御グループ、直営機械グループ及びプラント管理グループが、燃料管理に関する業務は発電直及び炉心・燃料グループが、放射線管理及び放射性廃棄物管理に関する業務は放射線・化学管理グループが、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備に関する業務は安全・防災グループが、保安運営の総括に関する業務は保安運</u></p>	<p><u>3. 技術的能力指針に対する適合性</u></p> <p>本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>(1) 組織</p> <p>本変更に係る設計及び運転等は第1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3 の24 第1 項の規定に基づく<u>島根原子力発電所原子炉施設保安規定</u>（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで<u>島根原子力発電所</u>の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の業務については、大規模な原子力設備工事に関する設計方針の策定を電源事業本部（原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）が実施し、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務については<u>島根原子力発電所</u>において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を電源事業本部（原子力管理）が策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は<u>島根原子力発電所</u>の担当する組織が実施する。<u>島根原子力発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は発電部（第一発電、第二発電）が、施設管理に関する業務は技術部（技術、燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放射線管理）、</u><u>保修部（保修管理、保修技術、電気、計装、3号電気、原子炉、タービン、3号機械、土木、建築、SA工事プロジェクト）が、燃料管理に関する業務は技術部（燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放射線管理）、発電部（第一発電、第二発電）が、放射線管理に関する業務は廃止措置・環境管理部（放射線管理）、保修部（計装、3号電気）が、放射性廃棄物管理に関する業務は技術部（燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放</u></p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>柏崎6/7号炉は記載なしのため、設置変更許可申請書添付書類五の内容を記載した</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>業務の統合の有無、業務名及び項目の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>線管理に関する業務は<u>防護管理グループ、放射線安全グループ、放射線管理グループ、化学管理グループ、計測制御グループ</u>が、<u>放射性廃棄物管理に関する業務は放射線管理グループ、化学管理グループ、当直、燃料グループ、計測制御グループ、環境グループ</u>が、緊急時の措置に関する業務は<u>防災安全グループ</u>が実施する。</p> <p><u>福島第一原子力発電所の事故以前、本社原子力部門の組織が6 部体制に拡大していたため、組織横断的な課題への取り組みが遅延し、かつ発電所側から見た本社カウンターパートが不明確であった。このため、福島第一原子力発電所の事故以降、原子力・立地本部の安全・品質が確実に向上する体制へ見直しを図るため、原子力・立地本部内の設計及び運転等に関する安全・品質に関する計画立案、調査・分析、経営資源配分を一体的に行い、本部内の統制を強化し安全・品質向上の取り組みを推進する「原子力安全・統括部」を本社に設置した。また、柏崎刈羽原子力発電所においては、原子力安全に関し発電所全体を俯瞰する機能として、安全管理、技術総括、放射線安全、防災安全の機能を一括管理する原子力安全センターを設置し、原子力安全に係る組織の強化を図っている。</u></p> <p><u>原子力部門の全社員に対し、原子力安全を高める知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、原子力人材育成センターを設置した。原子力人材育成センターでは、原子力部門全体の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供するとともに、個人別の力量・資格認定を一元的に管理することで、社員各個人の長期的な人材育成プランを立案、支援する。さらに、原子力部門の各職位・役割に必要な要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、原子力部門としての技術力の維持・向上を実現する。</u></p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が緊急時態勢を発令した場合は<u>発電所緊急時対策本部</u>を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織を第2.1 図、本社の原子力防災組織を第2.2 図に示す。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織は、<u>柏崎刈羽原子</u></p>	<p><u>営グループ</u>が実施する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、これまで各部門にて取り組んできた安全の取り組みを全社的かつ計画的に推進するため、本店に安全室を設置した。また、東海第二発電所においては、<u>防災安全を担う部署として、安全・防災室を設置し、原子力安全に係る組織の強化を図っている。</u></p> <p><u>社員に対する原子力安全に関する知識・スキルの取得を強化するため、本店総務室の体制を強化し、原子力安全を達成するために必要な知識・スキルを学ぶ機会を提供する人材育成計画を策定し、支援している。</u></p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、<u>あらかじめ、原子力防災管理者である発電所長を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が警戒事態を宣言した場合は発電所警戒本部を、非常事態を宣言した場合は発電所対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</u></p> <p>東海第二発電所の原子力防災組織を第2.1 図、本店の原子力防災組織を第2.2 図に示す。</p> <p>東海第二発電所の原子力防災組織は、<u>東海第二発電所の技</u></p>	<p><u>射線管理）、発電部（第一発電、第二発電）が、緊急時の措置に関する業務は技術部（技術、燃料技術）、発電部（第一発電、第二発電）が実施する。</u></p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、<u>原子力安全関連業務の一元化による安全重視の体制を確立するため、本社組織を再編し、原子力安全維持・向上活動を行う電源事業本部（原子力安全技術）を設置し、原子力安全に関わる活動の強化を図っている。</u></p> <p><u>原子力部門における人材育成に関する取組みを強化することを目的に、「電源事業本部 原子力人材育成センター」を本社組織として設置した。原子力人材育成センターでは、原子力部門全体（島根原子力発電所、本社）の教育訓練業務及び原子力部門の要員養成計画の総括業務を行い、社員の計画的な育成に取り組んでいる。</u></p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、<u>発電所長（原子力防災管理者）を緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が緊急時体制を発令した場合は緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</u></p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織を第 2.1 図、本社の原子力防災組織を第 2.2 図に示す。</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織は、<u>島根原子力発電所及</u></p>	<p>・組織体制の相違 【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>・人材育成のための組織及び取組みの相違 【柏崎 6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>力発電所の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員により構成され、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う。重大事故等が発生した場合は、緊急時対策要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。本社の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく関係する他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。原子力発電保安委員会は、原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子力発電保安運営委員会は、柏崎刈羽原子力発電所が所管する社内規定類の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p> <p>2. 技術者の確保</p> <p>(1) 技術者数</p> <p>平成29年5月1日現在、原子力・立地本部在籍技術者（業務出向者は除く。）数は、1,871名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が285名在籍している。</p> <p>また、柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者の人数は1,014名である。</p> <p>(2) 有資格者数</p> <p>原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サ</p>	<p>術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携し、外部からの支援を受けることとする。自然災害又は重大事故等が発生した場合は、発電所に常駐している統括待機当番者、重大事故等対応要員及び当直要員等にて初期活動を行い、本部長の指示の下、上記要員及び発電所外から参集した参集要員が役割分担に応じて対応する。また、重大事故等の発生と自然災害が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、本店に原子炉施設保安委員会を、東海第二発電所に原子炉施設保安運営委員会を設置している。原子炉施設保安委員会は、法令上の手続きを要する発電用原子炉設置（変更）許可申請書本文事項の変更、保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子炉施設保安運営委員会は、発電所で作成すべき手順書の制定・改正等の発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p> <p>(2) 技術者の確保</p> <p>a. 技術者数</p> <p>平成29年10月1日現在、本店及び東海第二発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は、514名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する管理職が223名在籍している。また、東海第二発電所における技術者の人数は203名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>平成29年10月1日現在、本店及び東海第二発電所の有資格者の人数は、次のとおりであり、そのうち、東海第二</p>	<p>び島根原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う。自然災害又は重大事故等が発生した場合は、緊急時対策要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて島根原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。本社の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく関係する他部門も含めた全社（全社とは、中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社のことをいう。）での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について緊急時対策本部の活動を支援する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。原子力発電保安委員会は、原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子力発電保安運営委員会は、島根原子力発電所が所管する社内規定類の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p> <p>(2) 技術者の確保</p> <p>a. 技術者数</p> <p>令和2年7月1日現在、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は、687名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する管理者が90名在籍している。また、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者の人数は482名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和2年7月1日現在、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び</p>	<p>・原子力防災組織の体制の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、発電所に常駐する本社所属の社員についても、原子力防災組織の要員として対応</p> <p>・原子力防災組織の体制の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、協力会社社員も重大事故等対応を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>イクル部、原子力人材育成センター、原子力資材調達センター、柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の平成29年5月1日現在の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の有資格者数を括弧書きで示す。</p> <table border="0" data-bbox="261 541 914 793"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>49名(17名)</td></tr> <tr><td>第一種放射線取扱主任者</td><td>114名(50名)</td></tr> <tr><td>第一種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>31名(22名)</td></tr> <tr><td>第一種電気主任技術者</td><td>13名(5名)</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>68名(68名)</td></tr> </table> <p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等発生時の対応として資機材の運搬等を社員直営で行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人材育成センター、原子力資材調達センター、柏崎刈羽原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者、並びに事業を行うために必要となる有資格者の人数を第1表に示す。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。</p> <p>福島第一原子力発電所事故の反省として、十分にエンジニアを育てられていなかったことがある。この反省を踏まえ、プラントの重要なシステムの機能・性能を把握したシステムエンジニアの確保が必要であるとの認識のもと、システムエンジニアの育成を開始している。</p> <p>また、現状にとらわれることなく自らの専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、本社の技術者のうち運転や保全等専門分野ごとに責任者を定め、改革の責任を担う役割 (CFAM : Corporate Functional Area Manager)</p>	原子炉主任技術者	49名(17名)	第一種放射線取扱主任者	114名(50名)	第一種ボイラー・タービン主任技術者	31名(22名)	第一種電気主任技術者	13名(5名)	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	68名(68名)	<p>発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table border="0" data-bbox="1050 541 1703 793"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>24名(3名)</td></tr> <tr><td>第1種放射線取扱主任者</td><td>82名(18名)</td></tr> <tr><td>第1種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>13名(8名)</td></tr> <tr><td>第1種電気主任技術者</td><td>7名(2名)</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>11名(11名)</td></tr> </table> <p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等発生時の対応としてアクセスルートの確保で重機を扱うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>本店及び東海第二発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を第1表に示す。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行い継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。</p> <p>本店の各実施部門においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、自らの知識取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言 (オーバーサイト) を行う。これにより、発電所における目標に対するギャップ</p>	原子炉主任技術者	24名(3名)	第1種放射線取扱主任者	82名(18名)	第1種ボイラー・タービン主任技術者	13名(8名)	第1種電気主任技術者	7名(2名)	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	11名(11名)	<p>島根原子力発電所の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち島根原子力発電所及び島根原子力発電所に常駐する本社組織所属の有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table border="0" data-bbox="1840 541 2493 793"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>20名(7名)</td></tr> <tr><td>第一種放射線取扱主任者</td><td>84名(40名)</td></tr> <tr><td>第一種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>15名(14名)</td></tr> <tr><td>第一種電気主任技術者</td><td>9名(7名)</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>20名(20名)</td></tr> </table> <p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等の対応として原子炉への注水等を行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>電源事業本部 (原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築) 及び島根原子力発電所の技術者及び有資格者の人数を第1表に示す。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行うことにより継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。</p> <p>電源事業本部 (原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術) においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、管理者自らがパフォーマンス目標に対するギャップを把握し、解決すべき問題点等を明確とす</p>	原子炉主任技術者	20名(7名)	第一種放射線取扱主任者	84名(40名)	第一種ボイラー・タービン主任技術者	15名(14名)	第一種電気主任技術者	9名(7名)	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名(20名)	<p>・組織体制の相違 【柏崎 6/7】 柏崎特有の取組み</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 CFAM/SFAM による取組みとオーバーサイトとの相違</p>
原子炉主任技術者	49名(17名)																																
第一種放射線取扱主任者	114名(50名)																																
第一種ボイラー・タービン主任技術者	31名(22名)																																
第一種電気主任技術者	13名(5名)																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	68名(68名)																																
原子炉主任技術者	24名(3名)																																
第1種放射線取扱主任者	82名(18名)																																
第1種ボイラー・タービン主任技術者	13名(8名)																																
第1種電気主任技術者	7名(2名)																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	11名(11名)																																
原子炉主任技術者	20名(7名)																																
第一種放射線取扱主任者	84名(40名)																																
第一種ボイラー・タービン主任技術者	15名(14名)																																
第一種電気主任技術者	9名(7名)																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名(20名)																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																													
<p><u>を付与しており、各発電所にもCFAM とともに活動する役割 (SFAM: Site Functional Area Manager) を定めている。彼らは、目標に対するギャップの把握、解決すべき課題の抽出、改善策の立案及び実施の一連の活動を開始しており、原子力部門全体が世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</u></p>	<p><u>を把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</u></p>	<p><u>るとともに、発電所への指導・助言 (オーバーサイト) を行う活動を開始しており、これにより、パフォーマンスを向上させることを目指している。</u></p>																																																																																														
<p>3. 経 験</p>	<p>(3) 経 験</p>	<p>(3) 経 験</p>																																																																																														
<p>当社は、昭和30年以來、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。</p>	<p>当社は、昭和32年以來、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。また、</p>	<p>当社は、昭和31年以來、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。</p>																																																																																														
<p>また、昭和46年3月にBWRを採用した福島第一原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以來、種々の技術的課題に挑戦し問題を解決しながら、安全性・信頼性の面で優れた原子力発電プラントの実現のために、それまでの建設・運転・保守の経験と最新の技術を設計に適宜取り入れながら絶えず改良を続け、これまで計17プラントの建設工事を行うとともに、原子力発電プラントの運転及び保守の実績を蓄積している。</p>	<p><u>昭和41年7月に東海発電所の営業運転を開始して以來、計4基の原子力発電所を有し、平成13年12月から廃止措置に着手した東海発電所及び平成29年4月から廃止措置に着手した敦賀発電所1号炉を除き、今日においては、計2基の原子力発電所を有し、順調な運転を行っている。</u></p>	<p>また、昭和49年3月に沸騰水型軽水炉 (以下「BWR」という。)を採用した島根原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以來、計2基の原子力発電所を有し、平成29年4月に廃止措置に着手した1号炉を除き、今日において1基の原子力発電所を有している。</p>	<p>・運転経験の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p>																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力(MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福島第一1号炉</td><td>1380</td><td>昭和46年3月26日</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>2381</td><td>昭和49年7月18日</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>2381</td><td>昭和51年3月27日</td></tr> <tr><td>4号炉</td><td>2381</td><td>昭和53年10月12日</td></tr> <tr><td>5号炉</td><td>2381</td><td>昭和53年4月18日</td></tr> <tr><td>6号炉</td><td>3293</td><td>昭和54年10月24日</td></tr> <tr><td>福島第二1号炉</td><td>3293</td><td>昭和57年4月20日</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>3293</td><td>昭和59年2月3日</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3293</td><td>昭和60年6月21日</td></tr> <tr><td>4号炉</td><td>3293</td><td>昭和62年8月25日</td></tr> <tr><td>柏崎刈羽1号炉</td><td>3293</td><td>昭和60年9月18日</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>3293</td><td>平成2年9月28日</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3293</td><td>平成5年8月11日</td></tr> <tr><td>4号炉</td><td>3293</td><td>平成6年8月11日</td></tr> <tr><td>5号炉</td><td>3293</td><td>平成2年4月10日</td></tr> <tr><td>6号炉</td><td>3926</td><td>平成8年11月7日</td></tr> <tr><td>7号炉</td><td>3926</td><td>平成9年7月2日</td></tr> </tbody> </table>	原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始	福島第一1号炉	1380	昭和46年3月26日	2号炉	2381	昭和49年7月18日	3号炉	2381	昭和51年3月27日	4号炉	2381	昭和53年10月12日	5号炉	2381	昭和53年4月18日	6号炉	3293	昭和54年10月24日	福島第二1号炉	3293	昭和57年4月20日	2号炉	3293	昭和59年2月3日	3号炉	3293	昭和60年6月21日	4号炉	3293	昭和62年8月25日	柏崎刈羽1号炉	3293	昭和60年9月18日	2号炉	3293	平成2年9月28日	3号炉	3293	平成5年8月11日	4号炉	3293	平成6年8月11日	5号炉	3293	平成2年4月10日	6号炉	3926	平成8年11月7日	7号炉	3926	平成9年7月2日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>(原子炉熱出力)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東海発電所</td><td>(585MW)</td><td>昭和41年7月25日</td></tr> <tr><td colspan="3">(平成13年10月4日原子炉の解体の届出)</td></tr> <tr><td colspan="3">(平成18年6月30日廃止措置計画認可)</td></tr> <tr><td>東海第二発電所</td><td>(3,293MW)</td><td>昭和53年11月28日</td></tr> <tr><td>敦賀発電所1号炉</td><td>(1,064MW)</td><td>昭和45年3月14日</td></tr> <tr><td colspan="3">(平成29年4月19日廃止措置計画認可)</td></tr> <tr><td>敦賀発電所2号炉</td><td>(3,423MW)</td><td>昭和62年2月17日</td></tr> </tbody> </table>	原子力発電所	(原子炉熱出力)	営業運転の開始	東海発電所	(585MW)	昭和41年7月25日	(平成13年10月4日原子炉の解体の届出)			(平成18年6月30日廃止措置計画認可)			東海第二発電所	(3,293MW)	昭和53年11月28日	敦賀発電所1号炉	(1,064MW)	昭和45年3月14日	(平成29年4月19日廃止措置計画認可)			敦賀発電所2号炉	(3,423MW)	昭和62年2月17日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力(MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>島根1号炉</td><td>1,380</td><td>昭和49年3月29日</td></tr> <tr><td colspan="3">(平成29年4月19日廃止措置計画認可)</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>2,436</td><td>平成元年2月10日</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3,926</td><td>(平成17年12月着工)</td></tr> </tbody> </table>	原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始	島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日	(平成29年4月19日廃止措置計画認可)			2号炉	2,436	平成元年2月10日	3号炉	3,926	(平成17年12月着工)	
原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始																																																																																														
福島第一1号炉	1380	昭和46年3月26日																																																																																														
2号炉	2381	昭和49年7月18日																																																																																														
3号炉	2381	昭和51年3月27日																																																																																														
4号炉	2381	昭和53年10月12日																																																																																														
5号炉	2381	昭和53年4月18日																																																																																														
6号炉	3293	昭和54年10月24日																																																																																														
福島第二1号炉	3293	昭和57年4月20日																																																																																														
2号炉	3293	昭和59年2月3日																																																																																														
3号炉	3293	昭和60年6月21日																																																																																														
4号炉	3293	昭和62年8月25日																																																																																														
柏崎刈羽1号炉	3293	昭和60年9月18日																																																																																														
2号炉	3293	平成2年9月28日																																																																																														
3号炉	3293	平成5年8月11日																																																																																														
4号炉	3293	平成6年8月11日																																																																																														
5号炉	3293	平成2年4月10日																																																																																														
6号炉	3926	平成8年11月7日																																																																																														
7号炉	3926	平成9年7月2日																																																																																														
原子力発電所	(原子炉熱出力)	営業運転の開始																																																																																														
東海発電所	(585MW)	昭和41年7月25日																																																																																														
(平成13年10月4日原子炉の解体の届出)																																																																																																
(平成18年6月30日廃止措置計画認可)																																																																																																
東海第二発電所	(3,293MW)	昭和53年11月28日																																																																																														
敦賀発電所1号炉	(1,064MW)	昭和45年3月14日																																																																																														
(平成29年4月19日廃止措置計画認可)																																																																																																
敦賀発電所2号炉	(3,423MW)	昭和62年2月17日																																																																																														
原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始																																																																																														
島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日																																																																																														
(平成29年4月19日廃止措置計画認可)																																																																																																
2号炉	2,436	平成元年2月10日																																																																																														
3号炉	3,926	(平成17年12月着工)																																																																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>当社は、<u>原子力発電所の安全性と信頼性を確保し、原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあるよう努めるとともに、保守業務を継続的に改善していくことで、より設備の安全性と信頼性を向上させ、保守に関する経験を蓄積してきた。</u></p> <p>本変更に関して、設計及び工事の経験として、<u>柏崎刈羽原子力発電所において平成22年には1号炉起動領域モニタへの変更、平成23年には雑固体廃棄物の処理方法への固型化処理（モルタル）の追加並びに平成26年には使用済燃料輸送容器保管建屋等の設計及び工事を順次実施している。</u></p> <p>また、耐震安全性向上工事として、<u>平成20年から原子炉建屋屋根トラス、原子炉建屋天井クレーン、燃料取替機等について設計及び工事を実施している。</u></p> <p>福島第一原子力発電所事故以降は、事故の反省を踏まえ、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を社員自らがを行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直営で実施できるよう<u>取り組み</u>を行っている。</p> <p>更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、<u>耐圧強化ベント設備の追加、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への代替注水設備の追加、非常用電源のユニット間融通設備の追加、アクシデントマネジメント実施に必要な計装系の追加と計測レンジの変更</u>を検討し、対策工事を実施している。また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、<u>電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</u></p> <p>また、<u>社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</u></p>	<p>当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計4基の原子力発電所において、約50年に及ぶ運転並びに<u>東海発電所及び敦賀発電所1号炉での廃止措置</u>を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p> <p>本変更に関して、設計及び工事の経験として、<u>東海第二発電所において平成19年には給水加熱器の取替え及び平成21年には固体廃棄物作業建屋設置工事等の設計及び工事を順次実施している。また、耐震裕度向上工事として、残留熱除去系熱交換器、可燃性ガス処理系配管、中央制御室換気空調系ダクトサポート、排気筒について設計及び工事を実施している。</u></p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を社員自らがを行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直営で実施できるよう<u>取り組み</u>を行っている。</p> <p>更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、<u>再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用直流母線への予備充電器を介した電源融通設備の追加</u>を検討し、対策工事を実施している。また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、<u>高圧電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</u></p> <p>運転及び保守に関する社内規程の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。また、運転の経験として、当社</p>	<p>当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計2基の原子力発電所において、約45年に及ぶ運転並びに<u>島根原子力発電所1号炉での廃止措置</u>を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p> <p>本変更に関して、設計及び工事の経験として、<u>島根原子力発電所において平成19年から平成20年にかけて、非常用炉心冷却系ストレナの取替工事、平成22年から平成24年にかけて、原子炉再循環系配管の取替工事等の設計及び工事を順次実施している。</u></p> <p>また、耐震安全性向上工事として、平成21年からは<u>残留熱除去系配管等の支持構造物、原子炉建物屋根トラス、原子炉建物天井クレーン、燃料取替機等について設計及び工事を実施している。</u></p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から<u>保守点検活動を当社社員自らがを行い</u>、知識・技能の向上を図り、緊急時に<u>当社社員</u>自らが直営で実施できるよう<u>取り組み</u>を行っている。</p> <p>更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、<u>再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加</u>を検討し、対策工事を実施している。また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、<u>高圧発電機車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</u></p> <p>運転及び保守に関する社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。また、<u>運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展</u></p>	<p>・工事实績の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 耐震安全性向上工事の記載の有無</p> <p>・工事实績の相違 【柏崎6/7】</p> <p>・AM対策工事の相違 【柏崎6/7】</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は1F事故</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>福島第一原子力発電所事故以前は、トラブル対応や国内外のトラブル情報（運転経験情報）を安全性の向上対策に活用できなかったという弱みがあったことから、国内外の運転経験情報について有効に活用し、運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</u></p> <p>以上のとおり、<u>これまでの経験に加え、今後も継続的に経験を蓄積していく方針であり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有している。</u></p> <p><u>これら原子力発電所において長年にわたり建設時及び改造時の設計及び工事、さらには運転及び保守を経験してきたが、それにも関わらず福島原子力事故を防ぐことができなかった。これは、設計段階から外的事象（地震と津波）を起因とする共通原因故障への配慮が足りないといった設計段階の技術力不足、さらにその後の継続的な安全性向上の努力不足によるもので、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故を引き起こしたことを深く反省するところである。</u></p> <p><u>以上の反省を踏まえて、従来の安全対策に対する過信と傲りを一掃し、当社組織内にあった問題を明らかにして、安全への取り組みを根底から改革すべく、平成25年3月29日に原子力安全改革プランを公表した。当該プランに基づき、今後は原子力発電所の安全性向上対策の強化や当社組織の改革に不退転の決意で臨んでいく。</u></p> <p><u>本変更に係る設計及び運転等のうち、火災防護対策、溢水防護対策等の設計基準対象施設に関する変更については、これまで実施してきた同様の施設に係る経験に加え、上述の決意のもと更なる安全性向上対策を実施していく。</u></p> <p><u>また、重大事故等対処施設に関する変更についても、福島原子力事故での経験を踏まえ、二度とこのような事故を起こさないよう取り組んでいく。</u></p> <p>4. 品質保証活動</p> <p>当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）</u>」に基づき、「<u>保安規定第3条（品質保証計画）</u>」を含んだ「<u>原子力品質保証規程</u>」（以下「<u>品証規程</u>」という。）を定め、品質マネジメントシ</p>	<p>で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となった。</p> <p>これを踏まえ、従来の安全対策に対する考え方を見直し、経営トップのコミットメントのもと、<u>リスク情報の活用をはじめとする、実効的な原子力の安全性向上策のロードマップを策定し、全社員共通の取り組みとして、最高水準の原子力安全を追求する不断の努力を継続すべく、平成26年6月13日に「原子力の自主的かつ継続的な安全性向上への取り組み」を公表した。</u></p> <p><u>これに基づき、当社の自主的かつ継続的な安全性向上への取り組み状況を社外有識者から客観的、専門的な立場から評価をうける社外評価委員会を設置し、そこでいただいた指導及び助言を踏まえ、当社の安全性向上への取り組みが適切に実施されていることを経営層が参画する総合安全推進会議にて確認し、継続的な改善を実施している。</u></p> <p>(4) 品質保証活動</p> <p>当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）</u>」に基づき、<u>保安規定第3条（品質保証計画）</u>を含んだ品質保証規程（以下「<u>品質マニュアル</u>」という。）を定め、品質マネジメントシステ</p>	<p><u>開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</u></p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p><u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となった。</u></p> <p><u>これを踏まえ、従来の安全対策に対する考え方を見直し、経営トップのコミットメントのもと、原子力リスクマネジメントを強力に推進していくための社内体制の整備・強化を図ることとし、平成26年6月13日に「原子力安全に係るリスクマネジメント体制の強化について」を公表した。本取り組みを着実に実施し、定着させていくことにより、常に現状に満足することなく、更なる安全レベルの向上、さらには、安全を第一に考える安全文化の浸透を図っていく。</u></p> <p>(4) 品質保証活動</p> <p>当社における<u>設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対</u></p>	<p>の当事者としての取り組みを記載している</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎は1F事故の反省について記載</p> <p>・取組内容の相違 【東海第二】 1F事故を踏まえた取組みについての記載の相違</p> <p>・規格・法律の相違 【柏崎6/7、東海第二】 柏崎、東海第二はJEAC4111-2009に従う記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>システムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p><u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」の施行を踏まえ、安全文化を醸成するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動などの要求事項について、保安規定第3条（品質保証計画）に反映し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することとしている。</u></p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>(1) 品質保証活動の体制</p> <p>当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3 図に示す。</p> <p><u>各業務を主管する組織の長は、社内規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する。</u></p> <p>品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力・立地本部並びに実施部門から独立した監査部門である内部監査室で構築している。</p>	<p>ムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p><u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」の施行を踏まえ、安全文化を醸成するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動などの要求事項について、保安規定第3条（品質保証計画）に反映し、品質マニュアルを定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することとしている。</u></p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 品質保証活動の体制</p> <p>当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規程を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3 図に示す。</p> <p>品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である発電管理室、安全室、地域共生・広報室、総務室（本店）、経理・資材室、開発計画室、東海第二発電所及び実施部門から独立した監査部門である<u>考査・品質監査室</u>（以下「各業務を主管する組織」という。）で構築している。</p>	<p>する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p><u>この品質マネジメントシステムに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項について、品質マニュアルとして「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」及び「原子力安全管理監査細則」に定めている。</u></p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p><u>なお、本申請における設計及び運転等の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4111-2009）」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従い実施している。</u></p> <p>a. 品質保証活動の体制</p> <p>当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規定を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3 図に示す。</p> <p>品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部、並びに実施部門から独立した監査部門である内部監査部門（以下「各業務を主管する組織」という。）で構築している。</p>	<p>備考</p> <p>・規格の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 柏崎, 東海第二は J E A C 4111-2009 に従うため, 当該箇所の記載なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を定めている。この品質方針は、<u>「福島原子力事故を決して忘れることなく、昨日よりも今日、今日よりも明日の安全レベルを高め、比類無き安全を創造し続ける原子力事業者になる。」</u>という決意のもと、<u>事故を徹底的に検証し「世界最高水準の安全」を目指すこと</u>を表明しており、組織内に伝達され、理解されることを確実にするため、組織全体に周知している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、<u>品証規程に従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成し、実施部門の管理責任者である原子力・立地本部長は</u>マネジメントレビューのインプットを社長へ報告する。</p> <p>また、<u>内部監査室長</u>は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、<u>マネジメントレビューのアウトプット及び品質保証活動の実施状況を踏まえ、</u>次年度の年度業務計画に反映し、活動している。</p>	<p>各業務を主管する組織の長は、社内規程に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、<u>継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。</u></p> <p>この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、<u>「原子力施設のリスクを強く意識し、公衆と環境に対して放射線による有害な影響を及ぼすような事故を起こさない」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動すること</u>を表明しており、組織内に伝達され、理解されることを確実にするため、組織全体に周知している。</p> <p>実施部門の各業務を主管する組織の長は、<u>品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報</u>を評価確認し、作成し、実施部門の管理責任者である<u>安全室を担当する取締役</u>は、その情報をとりまとめ、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。また、<u>考査・品質監査室長</u>は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを、<u>各業務を主管する組織の長に通知し、各業務を主管する組織の長が作成したマネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項を確認して改善計画としてまとめ、社長の確認を得た後、</u>各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、<u>マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び品質保証活動の実施状況</u>を評価確認し、次年度の年度業務計画に反映し、活動し</p>	<p><u>各業務を主管する組織の長は、社内規定に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する。</u></p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。</u>この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、<u>「確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動すること</u>を表明しており、<u>原子力の安全を確保することの重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、組織全体に周知している。</u></p> <p>実施部門の各業務を主管する組織の長は、<u>品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報</u>を評価確認し、作成し、実施部門の管理責任者である<u>電源事業本部長</u>は、その情報をとりまとめ、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。また、<u>内部監査部門長</u>は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、<u>評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</u></p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを<u>基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</u></p> <p>各業務を主管する組織の長は、<u>マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び品質保証活動の実施状況</u>を評価確認し、次年度の年度業務計画に反映し、活動し</p>	<p>・品質方針の相違 【柏崎6/7，東海第二】 社長のコミットメントであり各社で異なる</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、アウトプットに対する対応指示をトップダウンにより行うのに対し、東海第二はボトムアップにより対応を立案する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子力・立地本部長は、本社にて管理責任者レビューを実施し、各部所に共通する事項として品証規程、<u>柏崎刈羽原子力発電所品質保証計画書</u>(以下「<u>品証計画書</u>」という。)等の社内規程類の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、<u>原子力・立地本部業務計画</u>及びマネジメントレビューのインプット等をレビューする。</p> <p>また、<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>、本社各部においては、各部所長を主査とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく<u>品証規程</u>／<u>品証計画書</u>の改訂に関する事項、年度業務計画(品質目標)及び管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規程類の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>(2) 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、<u>設計及び運転等</u>を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施する。また、</p>	<p>ている。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p><u>安全室</u>を担当する取締役は、実施部門管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規程の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムの改善状況等をレビューする。また、<u>東海第二発電所</u>、本店各室においては、各室所長を主査とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく<u>品質マニュアル</u>の改訂に関する事項、年度業務計画(品質目標)及び管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規程の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるために、<u>本店の品質保証委員会</u>では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることをレビューするとともに、その結果を業務に反映させる。また、<u>東海第二発電所</u>の品質保証運営委員会では、東海第二発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることをレビューするとともに、その結果を業務に反映させる。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、<u>本店</u>にて保安規定第6条に基づく<u>原子炉施設保安委員会</u>を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく<u>原子炉施設保安運営委員会</u>を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理</p>	<p>ている。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p><u>電源事業本部長</u>は、実施部門管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規定の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。また、<u>島根原子力発電所及び本社の各部所</u>においては、各部所長を主査とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく<u>社内規定</u>の改訂に関する事項、年度業務計画(品質目標)及び実施部門管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規定の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、<u>品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるために、本社の原子力品質保証委員会</u>では、<u>実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる</u>。また、<u>島根原子力発電所の品質保証運営委員会</u>では、<u>島根原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる</u>。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、<u>本社</u>にて保安規定第6条に基づく<u>原子力発電保安委員会</u>を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく<u>原子力発電保安運営委員会</u>を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、<u>設計及び工事を品質マニュアルに従い</u>、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理</p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 会議体の有無</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、指針の構成に合わせ、「設計及</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>製品及び役務を調達する場合は、重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う。なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を確認する。</p> <p>(3) 品質保証活動の強化 <u>当社は、福島第一原子力発電所事故の要因の一つとして安全意識の不足を認識しており、経営層自身の意識を高め、安全文化を組織全体へ確実に定着させるために、「福島原子力事故を決して忘れることなく、昨日よりも今日、今日よりも明日の安全レベルを高め、比類無き安全を創造し続ける原子力事業者になる。」という決意を品質方針に示している。また、「経営層の安全意識の向上と組織全体への浸透」、「原子力安全を高めるためのガバナンス改善」、「原子力安全に係る各専門分野の強化・プロセスの改善」</u></p>	<p>し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織の長はその実施状況を確認する。</p> <p>c. 品質保証活動の強化 <u>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起こさないために、「原子力施設のリスクを強く意識し、公衆と環境に対して放射線による有害な影響を及ぼすような事故を起こさない」という決意を品質方針に示している。</u></p>	<p>し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、<u>供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じたグレード分けに従い調達管理を行う。</u>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p><u>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</u></p> <p><u>新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性）を確認していく。</u></p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織の長はその実施状況を確認する。</p> <p>c. 品質保証活動の強化 <u>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起こさないために、「確実な品質保証活動を通じて、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意を品質方針に示している。</u></p>	<p>び工事」と「運転及び保守」を区別して記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】品管規則施行前の柏崎 6/7, 東海第二は、立入に関する記載なし ・記載方針の相違 【柏崎 6/7】島根 2号炉は、指針の構成に合わせ、「設計及び工事」と「運転及び保守」を区別して記載 ・記載方針の相違 【柏崎 6/7】柏崎は 1 F 事故を踏まえた対応を記載 ・品質方針の相違 【東海第二】社長のコミットメントであり、各社で異なる

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>及び「国内外の運転経験情報の活用強化」などを通じて品質マネジメントシステムの強化に取り組んでいる。</u></p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。<u>また、品質マネジメントシステムの強化に継続的に取り組んでいる。</u></p> <p>5. 技術者に対する教育・訓練</p> <p>技術者は、原則として入社後一定期間、<u>当社原子力発電所において、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する知識、機器配置、放射線管理、安全管理、原子力安全等の基礎教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。</u></p> <p>技術者の教育・訓練は、<u>当社原子力発電所の訓練施設のほか、BWR 運転訓練センターや原子力安全推進協会における運転員の教育・訓練等、国内の原子力関係機関も活用し、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。</u></p> <p><u>柏崎刈羽原子力発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定に基づき、対象者、教育内容、教育時間等について教育の実施計画を策定し、それによって教育を実施する。</u></p> <p><u>福島第一原子力発電所事故では、知見が十分とは言えない津波に対し、想定を上回る津波が来る可能性は低いと判断し、自ら対策を考えて迅速に深層防護の備えを行う姿勢が足りなかったとの反省のもと、技術力全般の底上げのため、技能認定制度による業務に必要な技術力の維持・向上と併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取り組みも進めている。</u></p> <p>技術者及び事務系社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等時の対応に必要なとなる技能の維持と</p>	<p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>(5) 教育・訓練</p> <p>技術者は、原則として入社後一定期間、<u>当社の東海総合研修センター、敦賀総合研修センター及び当社発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置及びプラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。</u></p> <p>技術者の教育・訓練は、<u>当社の東海総合研修センター及び敦賀総合研修センターのほか、国内の原子力関係機関（株式会社BWR 運転訓練センター及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。また、東海第二発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それによって教育を実施する。</u></p> <p><u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取り組みも進めている。</u></p> <p>本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重</p>	<p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>(5) 教育・訓練</p> <p>技術者は、原則として入社後一定期間、<u>島根原子力発電所等において、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する基礎知識及び安全衛生に関する基礎知識等の教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。</u></p> <p>技術者の教育・訓練は、<u>当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（株式会社BWR 運転訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。</u></p> <p><u>また、島根原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それによって教育を実施する。</u></p> <p><u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取り組みも進めている。</u></p> <p>本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎】 柏崎は1 F 事故を踏まえた対応を記載</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 柏崎は事故の当事者としての記載</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>知識の向上を図るため、<u>重大事故等の内容、原子力災害対策活動等に関する教育を行うとともに、重大事故等対策に係る資機材等を用いた訓練を計画的かつ継続的に実施する。</u></p> <p><u>また、教育・訓練を統括的に管理する原子力人材育成センターを設置し、個人のさらなる専門知識及び技術・技能の向上と、原子力部門全体の技術力向上を実現する。</u></p> <p>6. 有資格者等の選任・配置</p> <p>原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、<u>発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を有している者を</u>発電用原子炉ごとに選任する。</p> <p>原子炉主任技術者は、<u>発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、その原子炉主任技術者としての職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、所長の人事権が及ばない原子力・立地本部長が選任し配置する。</u></p> <p>原子炉主任技術者を<u>発電所の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と、原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く。</u></p> <p>原子炉主任技術者不在時においても、<u>発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職から選任し、職務遂行に万全を期している。</u></p> <p>運転責任者は、<u>原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。</u></p>	<p>重大事故等発生時の対応に必要なとなる技能の維持と知識の向上を図るため、<u>計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</u></p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、<u>発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する管理職（能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上）の中から職務遂行能力を考慮した上で</u>原子炉ごとに選任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、<u>発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、所長の人事権が及ばない社長が選任し配置する。</u></p> <p><u>発電用原子炉主任技術者は、発電管理室に所属し、発電所に駐在の上、保安規定に定める職務を専任する。</u></p> <p>発電用原子炉主任技術者不在時においても、<u>発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす管理職（能力等級特4級以上又は役割ランク4号以上）の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</u></p> <p>運転責任者は、<u>原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電長の職位としている。</u></p>	<p>重大事故等発生時の対応に必要なとなる技能の維持と知識の向上を図るため、<u>計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>また、教育・訓練を統括的に管理する原子力人材育成センターを設置し、原子力部門全体の技術力向上に取り組む。</u></p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、<u>発電用原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で</u>発電用原子炉ごとに選任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、<u>発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない電源事業本部長が選任し配置する。</u></p> <p><u>発電用原子炉主任技術者を他の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と発電用原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く。</u></p> <p>発電用原子炉主任技術者不在時においても、<u>発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす課長以上の職位から選任し、職務遂行に万全を期している。</u></p> <p>運転責任者は、<u>原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。</u></p>	<p>島根2号炉は、協力会社を含めて記載</p> <p>・取組内容の相違 【東海第二】 東海第二は新たに教育組織を設置していない</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 選任条件の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 東海第二の原子炉主任技術者は専任となっている</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 選任条件の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版) 東海第二発電所 (2018.9.18版) 島根原子力発電所 2号炉 備考

第1表 原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センター、柏崎刈羽原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者等の人数
(平成29年5月1日現在)

	技術者数	管理者数	有資格者数				
			原子炉主任技術者	第1種放射線取扱主任者	第1種ボイラー・タービン主任技術者	第1種電気主任技術者	運転責任者
原子力・立地本部	11	10 (10)	5	3	1	1	0
原子力安全・統括部	61	17 (17)	5	16	1	2	0
原子力運営管理部	66	14 (14)	4	13	2	0	0
原子力設備管理部	192	47 (46)	14	23	3	4	0
原子燃料サイクル部	25	6 (6)	1	4	0	0	0
原子力人財育成センター	53	12 (12)	3	4	2	1	0
原子力資材調達センター	8	1 (1)	0	1	0	0	0
柏崎刈羽原子力発電所	1,014 [7]	113 (113) [7]	17 [7]	50 [4]	22 [1]	5 [0]	68 [0]

()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

[]内は、柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の人数を示す。

福島第二原子力発電所及び東通原子力建設所を除く人数を示す。

第1表 本店及び東海第二発電所の技術者及び有資格者の人数
(平成29年10月1日)

	技術者の総人数	技術者のうち管理者の人数 ※1	有資格者数				
			原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	第1種電気主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数
発電管理室	152	66 (66)	11	3	1	36	0
開発計画室	57	32 (21)	1	1	1	6	0
その他各室	102	58 (55)	9	1	3	22	0
東海第二発電所※2	203※3	83※3 (81)	3	8	2	18	11

※1 ()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

※2 東海第二発電所の人数には、東海発電所専任の者は含まない。

※3 東海第二発電所の技術者については、運転に必要な要員（重大事故等発生時に継続して対応可能な要員を含む）を設置許可の運用開始時期までに主に本店より技術者を異動させる等の方策により確保する計画である。

第1表 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者の人数
(令和2年7月1日現在)

	技術者の総人数	技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者数				
			原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	第1種電気主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数
電源事業本部 (原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術)	172	25 (25)	14	47	1	2	1
電源事業本部 (電源土木、電源建築)	50	13 (13)	0	0	0	0	0
島根原子力発電所	465 [17]	52 (52) [3]	6 [1]	37 [3]	14 [0]	7 [0]	19 [1]
合計	687	90 (90)	20	84	15	9	20

()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

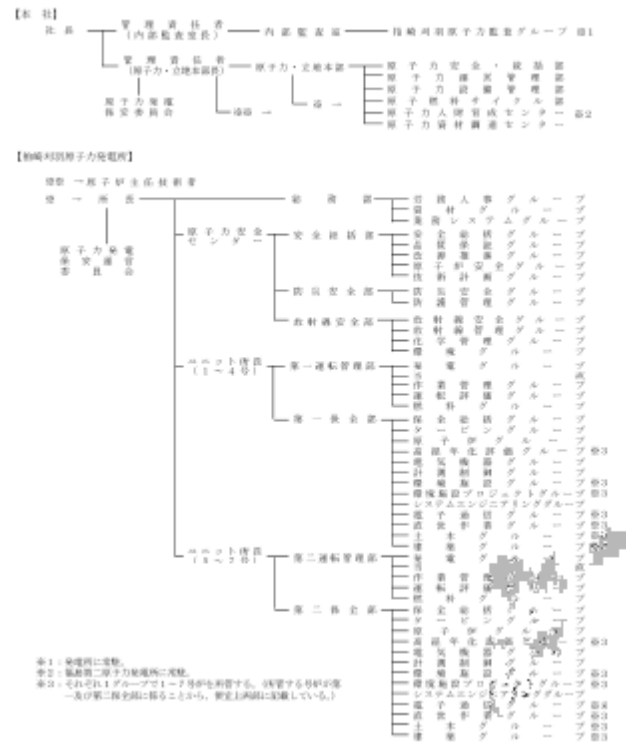
[]内は、島根原子力発電所に常駐する本社組織所属の人数を示す。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

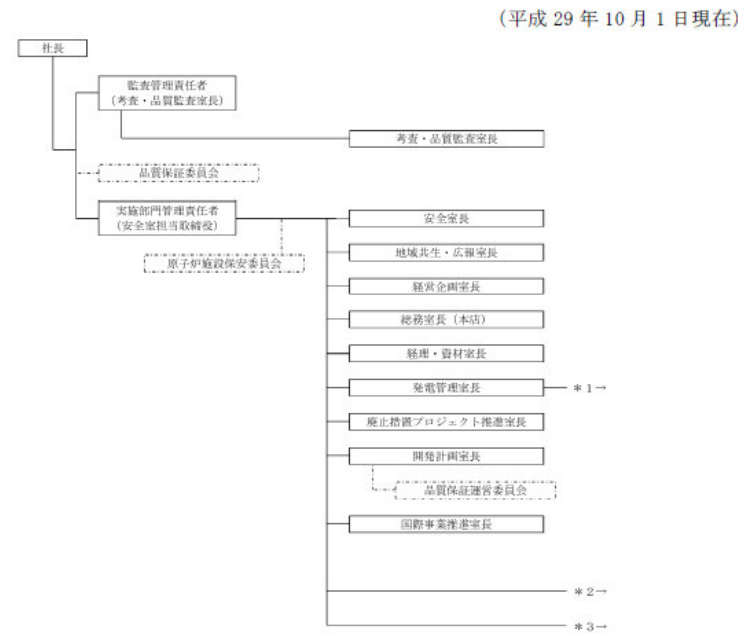
東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

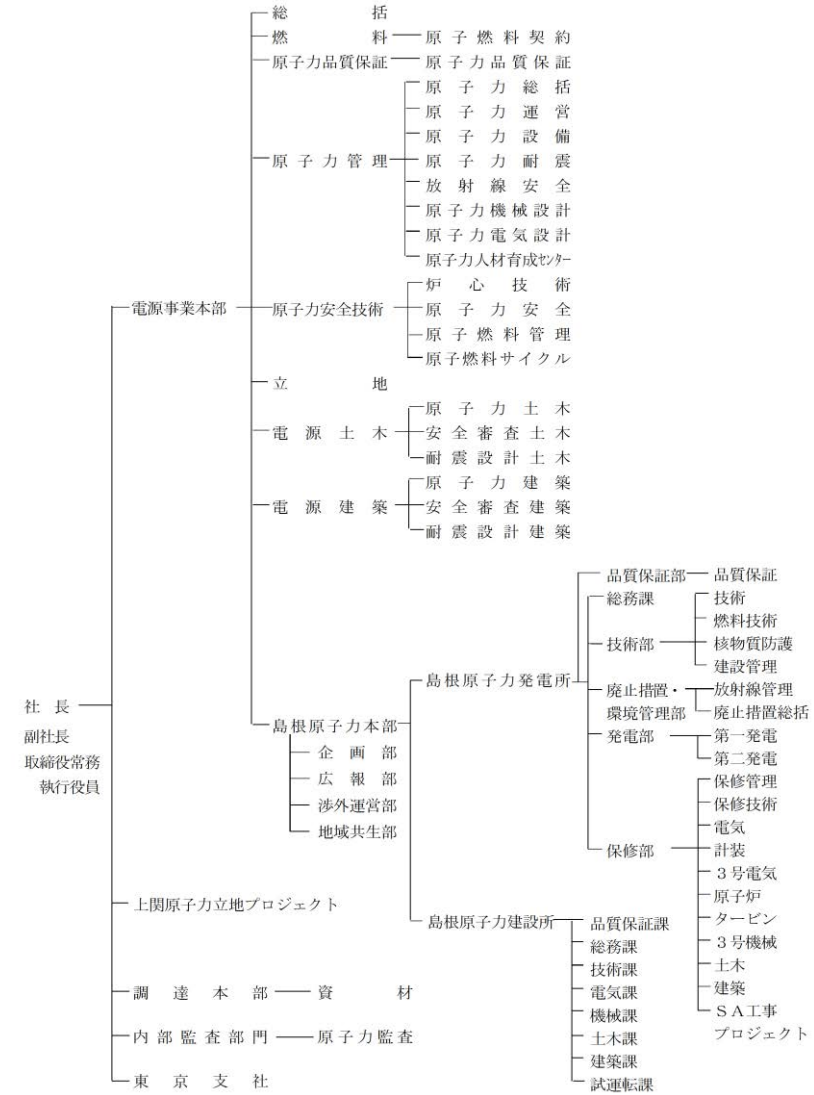
備考



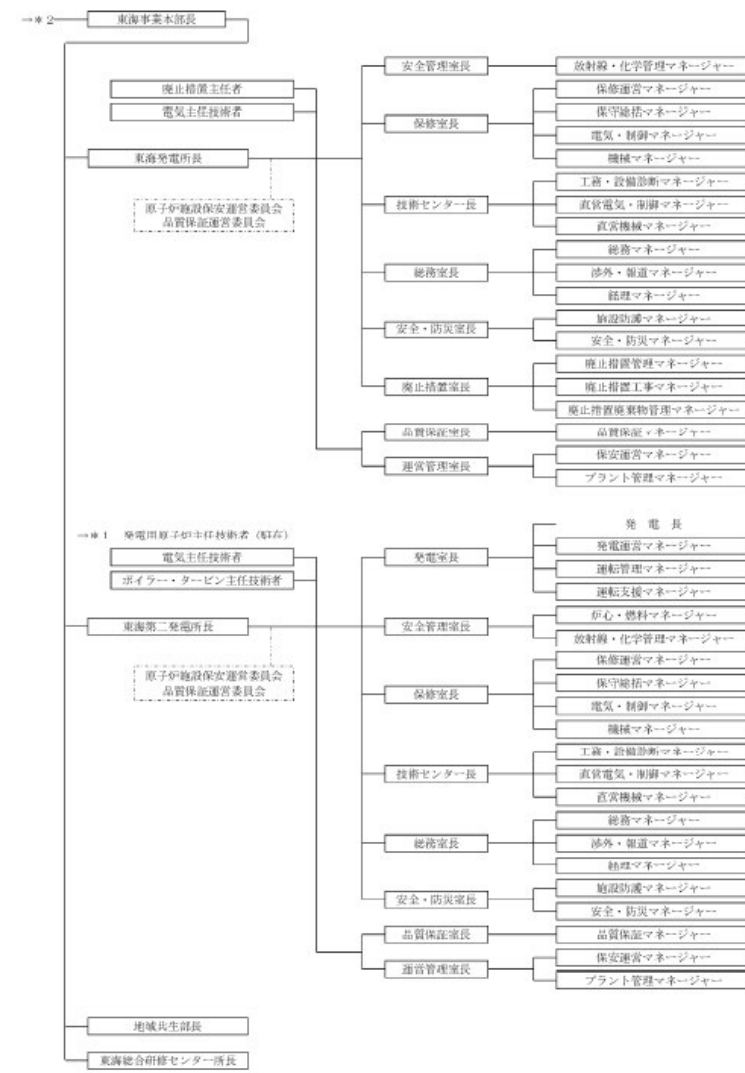
第1図 原子力関係組織 (平成29年5月1日現在)



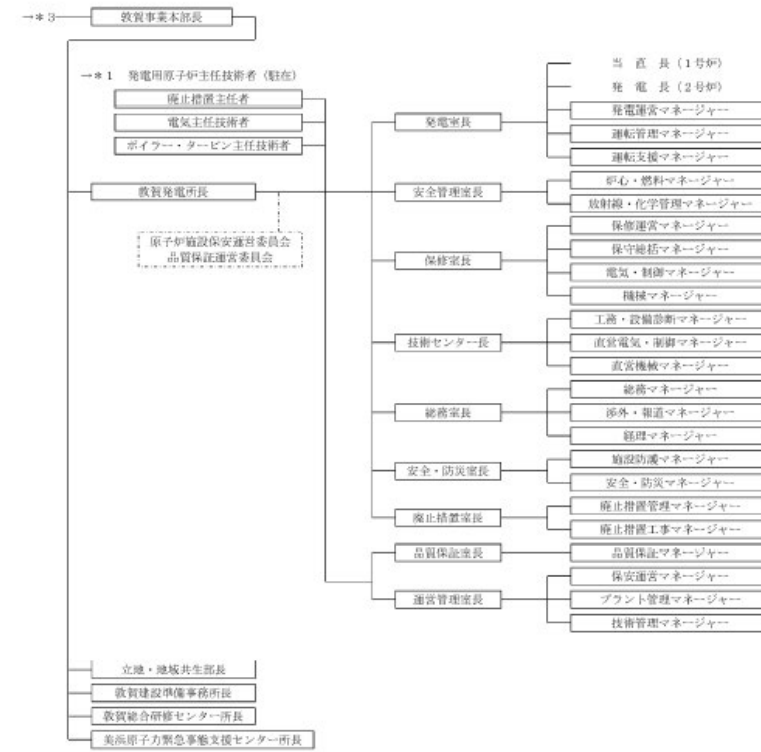
第1図 原子力関係組織系統図 (1/3)



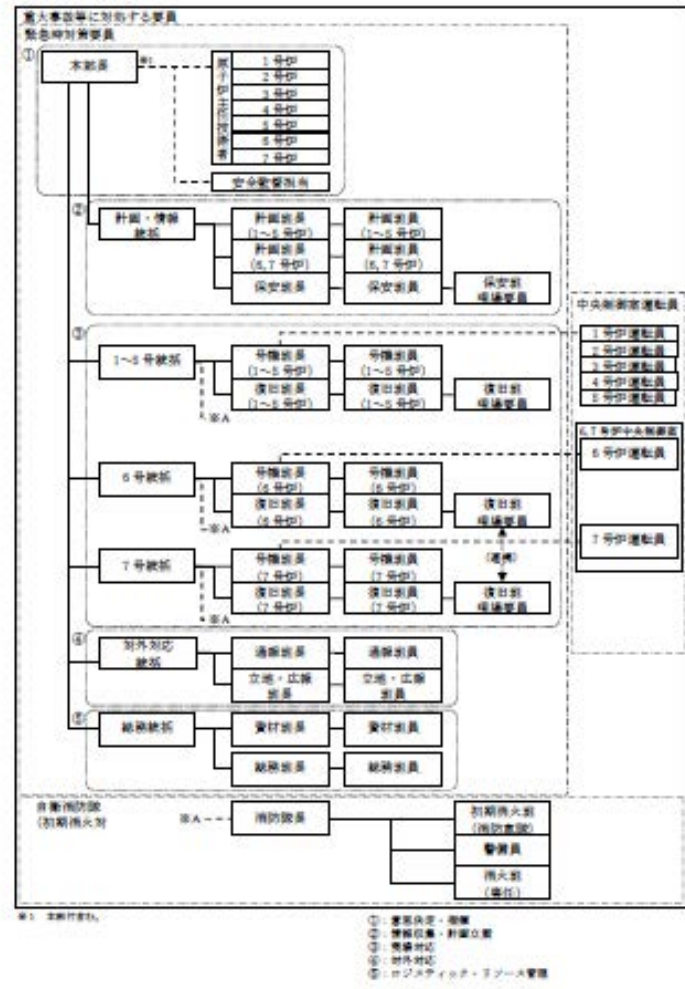
第1図 原子力関係組織図 (令和2年9月25日現在)



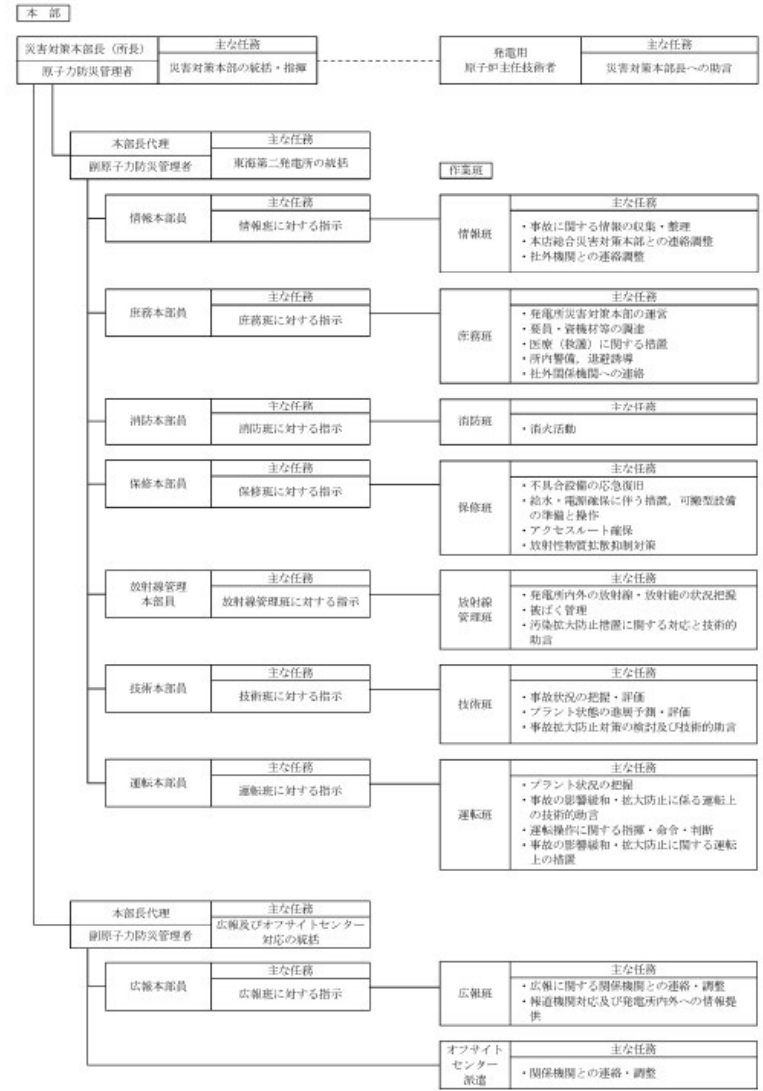
第1図 原子力関係組織系統図 (2/3)



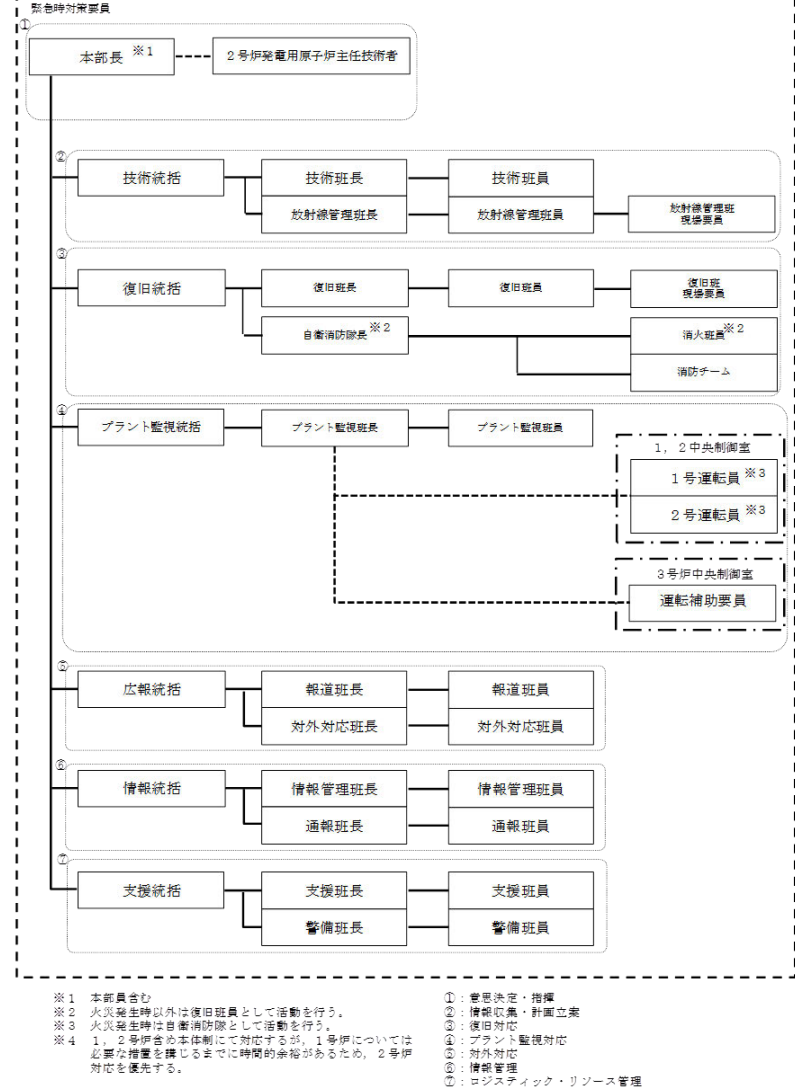
第1図 原子力関係組織系統図 (3/3)



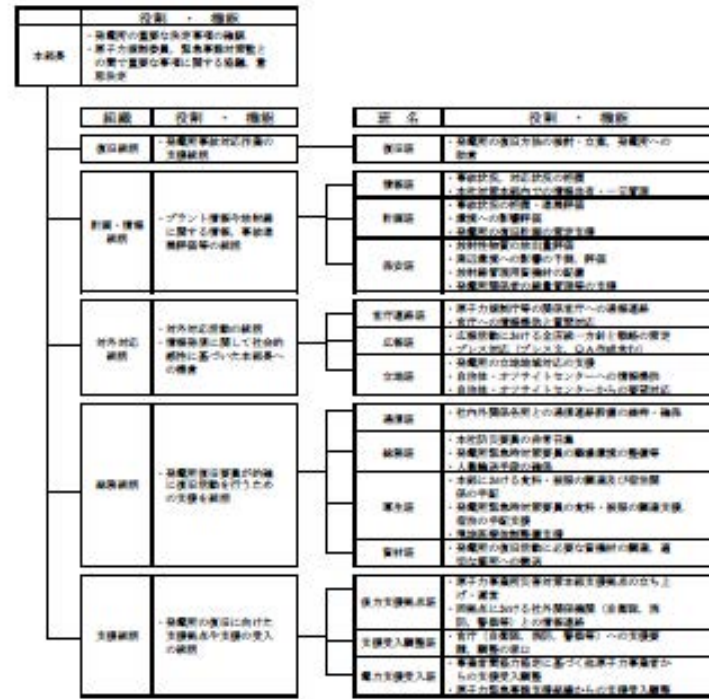
第 2.1 図 原子力防災組織 (柏崎刈羽原子力発電所)



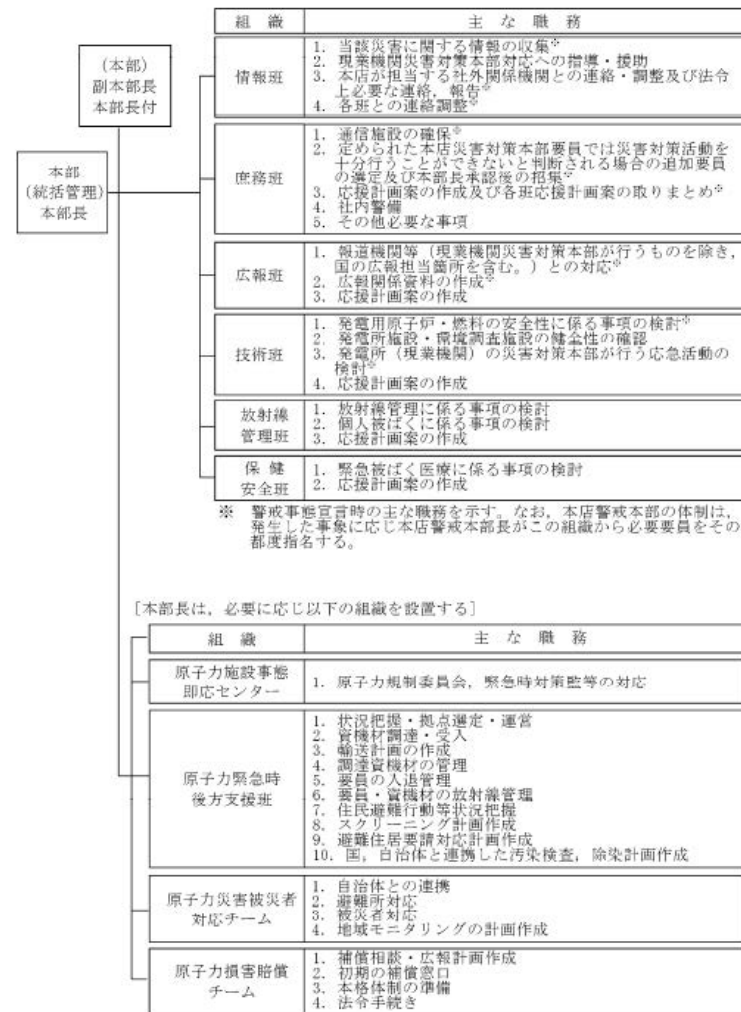
第 2.1 図 原子力防災組織 (東海第二発電所)
(新規制基準として申請している組織を示す)



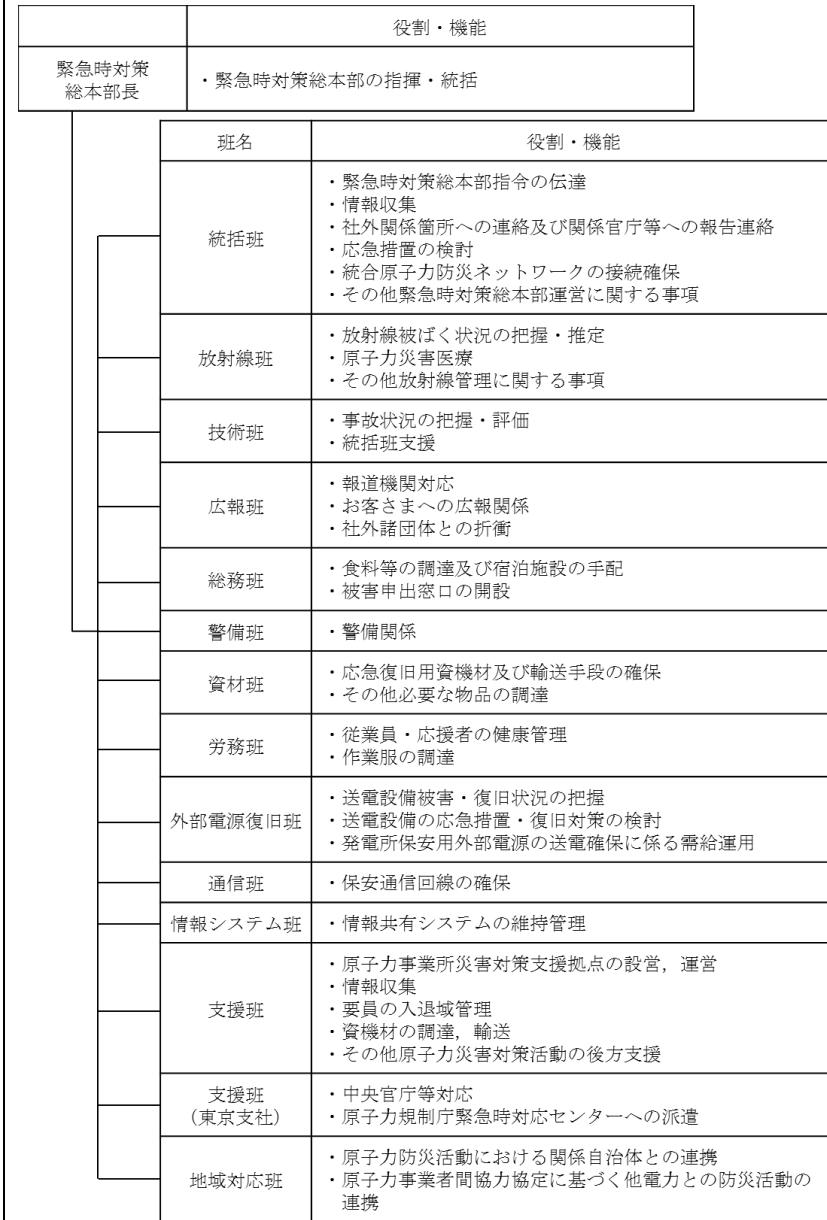
第 2.1 図 原子力防災組織 (島根原子力発電所)
(新規制基準として申請している組織を示す)



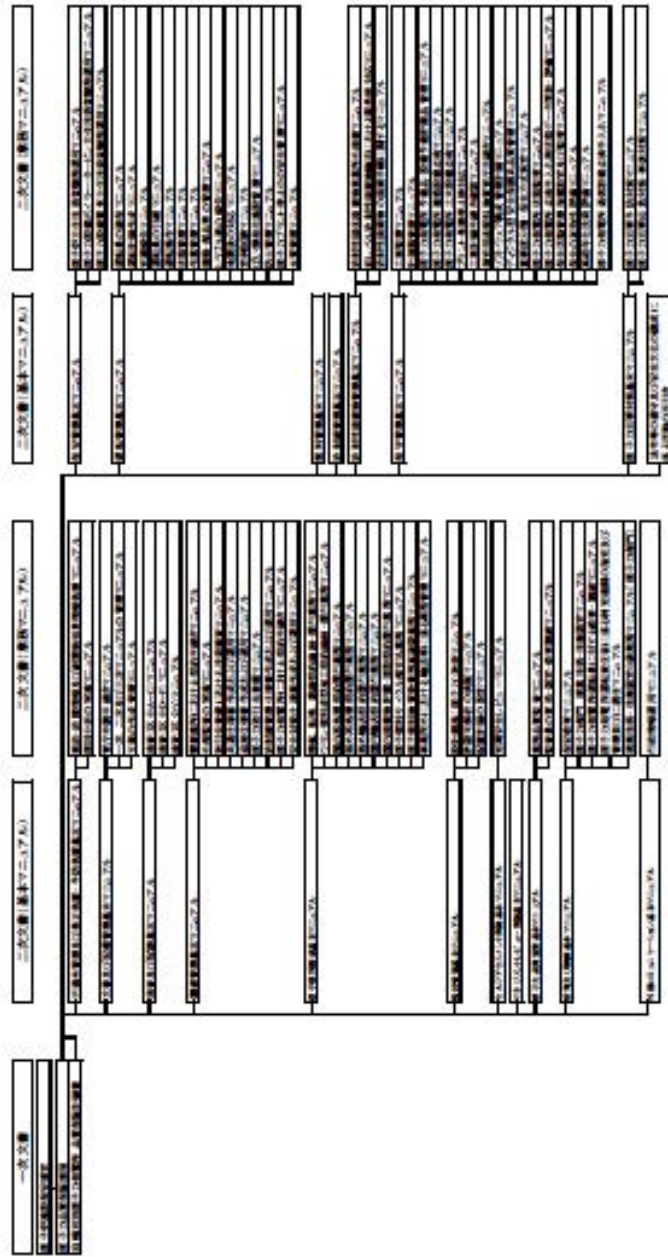
第2.2図 原子力防災組織 (本社)



第2.2図 原子力防災組織 (本店)



第2.2図 原子力防災組織 (本社)



第3図 品質マネジメントシステム文書体系 (平成29年5月1日現在, 新規制基準として申請している文書体系を示す)

(平成29年10月1日現在)

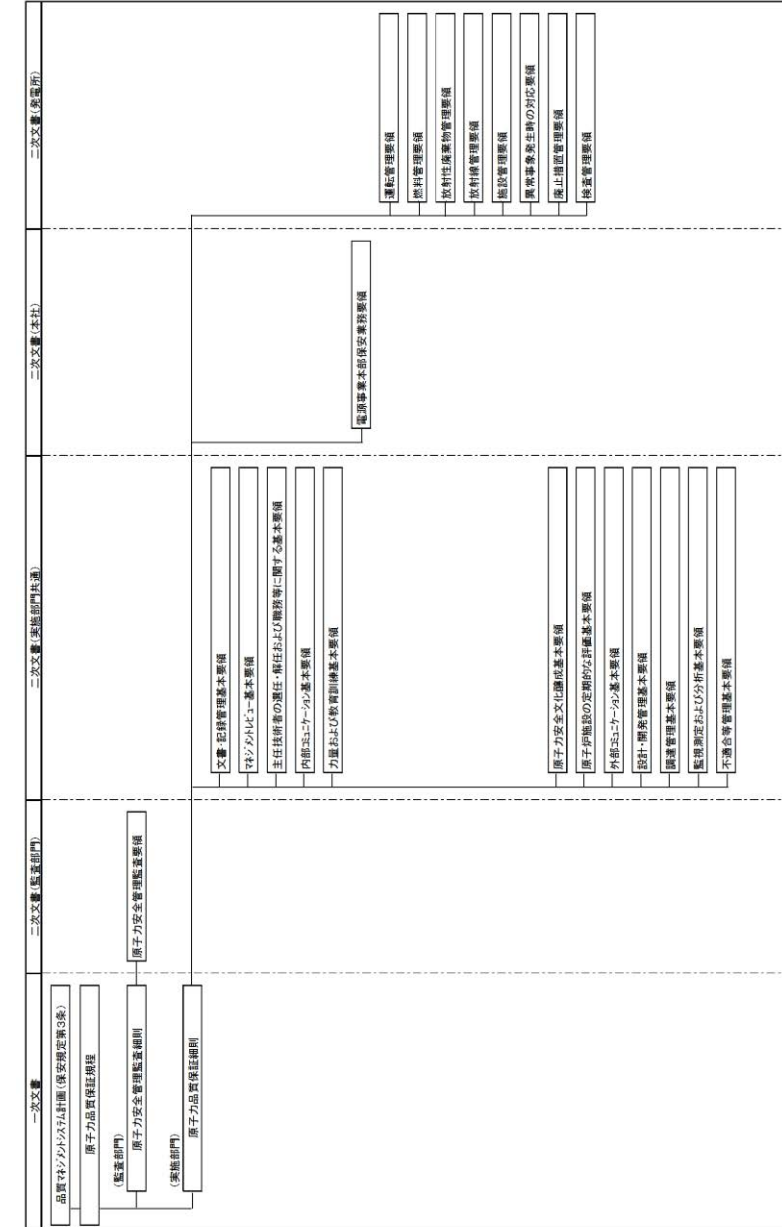
(1) 一次文書

品質保証計画 関連項	管理番号	文書名	所管箇所
4.2.1	QM共通: 4-2	品質保証規程	安全室

(2) J E A C 4111-2009 が要求する“文書化された手順”である二次文書

品質保証計画 関連項	管理番号	文書名	所管箇所
4.2.3	QM共通: 4-2-1	文書取扱要項	総務室 (本店)
4.2.4	QM共通: 4-2-2	品質記録管理要項	発電管理室
8.2.2	QM共通: 8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室
8.3	QM共通: 8-3-1	不適合管理要項	安全室
8.5.2			
8.5.3			
8.5.2	QM共通: 8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室
8.5.3			

第3図 品質保証活動に係る文書体系 (1/2)



第3図 品質保証活動に係る文書体系
(令和2年9月25日現在)

(平成29年10月1日現在)

(3) 二次文書

品質保証計画 関連項	管理番号	文書名	所管箇所
4.1	QM共通：4-1-1	原子力施設の重要度分類基準 要項	発電管理室
	QM共通：4-1-2	品質管理要項	安全室
5.4.1	QM共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管 理要項	安全室
5.5.3	QM共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証 検討会運営要項	安全室
5.6	QM共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室
6.2.2	QM共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)
	QM東Ⅱ：6-2-2	運転責任者の合否判定等業務 等に関する要項	発電管理室
	QM東Ⅱ：6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び 職務要項	総務室(本店)
6.3	QM東Ⅱ：7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室
6.4	QM共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)
7.1	QM東Ⅱ：7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室
	QM東Ⅱ：7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室
	QM共通：7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室
	QM共通：7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室
	QM東Ⅱ：7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室
	QM共通：7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室
	QM共通：7-1-7	コンプライアンス・安全文化 醸成活動要項	安全室
7.2.1	QM共通：7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)
	QM共通：7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室
7.2.2	QM共通：7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原 子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室
7.2.3	QM共通：7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁 対応業務要項	発電管理室
	QM東Ⅱ：7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室
7.3	QM共通：7-3-1	設計管理要項	発電管理室
7.4	QM共通：7-4-1	調達管理要項	発電管理室
	QM共通：7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室
7.5.4	QM共通：7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室
7.5.5	QM共通：7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室
8.2.1	QM共通：7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁 対応業務要項	発電管理室
8.2.3	QM共通：8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室
8.2.4	QM共通：8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室
8.3	QM共通：8-3-2	原子力施設情報公開ライブラ リー「ニューシア」登録管理 要項	発電管理室
8.4	QM共通：8-4-1	データ分析要項	安全室

第3図 品質保証活動に係る文書体系 (2/2)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 組織 指針1 設計及び工事のための組織</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。</p> <p>2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。</p> <p>2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p>	<p>添付資料 〔本添付資料は、東海第二発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。〕</p> <p>(1) 組織 指針1 設計及び工事のための組織</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。</p> <p>2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。</p> <p>2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p>	<p>添付資料 〔本添付資料は、島根原子力発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。〕</p> <p>(1) 組織 指針1 設計及び工事のための組織</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。</p> <p>2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。</p> <p>2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、3. (1) 以降を添付資料として記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>(設計及び運転等を行う組織)</u></p> <p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、別紙1-2に示す<u>職制および職務権限規程</u> (以下「<u>職務権限規程</u>」という。)、別紙1-3に示す「<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</u>」第43条の3の24第1項の規定に基づく<u>柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定</u> (以下「<u>保安規定</u>」という。)等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p> <p><u>(設計及び工事に係る組織)</u></p> <p>(a) 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、<u>別紙1-2に示す職務権限規程</u>、<u>別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき</u>、以下を考慮して工事ごとに担当する組織を決定している(①-1 原子力関係組織図、職務権限規程、保安規定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>大規模な原子力設備工事(発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、原子力発電設備の新增設工事、重要度の高い設備で当社原子力部門が初めて導入する設備の工事等)に関する設計計画の策定に関する業務については、原子力・立地本部の原子力設備管理部が実施する。</u> ● <u>大規模な原子力設備工事の具体的な設計及びその他の工事における設計業務全般については、柏崎刈羽原子力発電所において実施することとし、職務権限規程及び保安規定における業務所掌に応じて担当する組織を決定している。</u> ● <u>現地における工事に関する業務は、原子力・立地本部の原子力設備管理部又は柏崎刈羽原子力発電所で策定した</u> 	<p><u>(設計及び運転等を行う組織)</u></p> <p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、別紙1-2に示す<u>当社「組織権限規程」</u>、別紙1-3に示す「<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</u>」第43条の3の24第1項の規定に基づく「<u>東海第二発電所原子炉施設保安規定</u>」(以下「<u>保安規定</u>」という。)等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで<u>東海第二発電所</u>の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。(①-1, ①-2, ①-3, ①-4, ②-1, ②-2, ②-3)。</p> <p><u>なお、平成13年12月4日より廃止措置に着手した東海発電所の廃止措置業務については、平成13年6月に本店に廃止措置プロジェクト推進室を設置し、東海発電所と連携して対応するとともに、東海第二発電所では、発電所長及び各グループ(炉心・燃料グループを除く)が東海発電所と兼務しており、東海第二発電所の運転及び保守に影響を与えることのない体制で進めている。</u></p> <p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、<u>組織権限規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{*1}</u>により、設計方針を本店の発電管理室及び開発計画室にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は東海第二発電所において実施することとし、工事毎に担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事(発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、<u>工事費用が高額で会社財務に与える影響が大きい工事</u>、<u>その他新設計の導入に伴う工事等</u>)に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、<u>本店の発電管理室及び開発計画室にて設計方針として定め</u>、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については、<u>東海第二発電所の保守室にて実施する</u>。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、<u>東海第二発電所の各室にて実施する</u>。</p> <p>現地における工事に関する業務は、<u>本店の発電管理室及び開発計画室</u>、又は<u>東海第二発電所</u>で実施した実施計</p>	<p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、別紙1-2に示す<u>組織規程</u>、別紙1-3に示す「<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</u>」第43条の3の24第1項の規定に基づく<u>島根原子力発電所原子炉施設保安規定</u> (以下「<u>保安規定</u>」という。)等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで<u>島根原子力発電所</u>の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する(①-1, ①-2, ②-1, ②-2)。</p> <p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、<u>組織規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{*1}</u>により、設計方針を電源事業本部(原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築)にて定め、<u>本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は島根原子力発電所において実施することとし、工事毎に担当する組織を決定している</u>。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事(発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、原子力発電設備の新增設工事等)に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、<u>電源事業本部(原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築)にて設計方針として定め</u>、本設計方針に基づく、<u>現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については島根原子力発電所にて実施する</u>。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、<u>島根原子力発電所の各課にて実施する</u>。</p> <p>現地における工事に関する業務は、<u>電源事業本部(原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築)</u>、又は<u>島根</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運用の相違 【東海第二】 廃止措置業務は兼務していないため、記載していない ・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎は業務所掌の考え方を箇条書きで記載 ・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 大規模な原子力設備工事として適用する工事の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>設計計画に基づき、柏崎刈羽原子力発電所にて実施することとし、職務権限規程及び保安規定における業務所掌に応じて担当する組織を決定している。</u></p> <p>(運転及び保守に係る組織)</p> <p><u>(b) 本変更に係る運転及び保守の業務における役割分担については、別紙1-2に示す職務権限規程、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき、以下を考慮して担当する組織を決定している。(②-1 原子力関係組織図、職務権限規程、保安規定)</u></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所における運転管理及び保守管理に関する基本的な方針については、<u>原子力・立地本部の原子力運営管理部が策定する。</u></p> <p>現地における具体的な運転及び保守の業務は<u>柏崎刈羽原子力発電所の担当する組織が実施する。現地における業務については、以下のように実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>運転管理に関する業務</u> 原子炉安全グループ、化学管理グループ、発電グループ、作業管理グループ、当直、運転評価グループ、燃料グループ ● <u>保守管理に関する業務</u> 放射線安全グループ、保全総括グループ、タービングループ、原子炉グループ、高経年化評価グループ、電気機器グループ、計測制御グループ、環境施設グループ、環境施設プロジェクトグループ、システムエンジニアリンググループ、電子通信グループ、直営グループ、土木グループ、建築グループ ● <u>燃料管理に関する業務</u> 放射線管理グループ、当直、燃料グループ ● <u>放射線管理に関する業務</u> 防護管理グループ、放射線安全グループ、放射線管理グループ、化学管理グループ、計測制御グループ ● <u>放射性廃棄物管理に関する業務</u> 放射線管理グループ、化学管理グループ、当直、燃料グループ、計測制御グループ、環境グループ ● <u>緊急時の措置に関する業務</u> 防災安全グループ 	<p>画、設計及び仕様の策定に基づき<u>東海第二発電所の各室にて実施する(①-2, ①-3)。</u></p> <p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、<u>運転管理及び保守管理に関する基本的な方針を本店の発電管理室にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。東海第二発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は下記のとおり(②-3)。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>発電用原子炉施設の運転に関する業務</u> 発電直、発電運営グループ、運転管理グループ、運転支援グループ及びプラント管理グループ ● <u>発電用原子炉施設の保守管理に関する業務</u> 保守運営グループ、保守総括グループ、電気・制御グループ、機械グループ、工務・設備診断グループ、直営電気・制御グループ、直営機械グループ及びプラント管理グループ ● <u>発電用原子炉施設の燃料管理に関する業務</u> 発電直及び炉心・燃料グループ ● <u>発電用原子炉施設の放射線管理及び放射性廃棄物管理に関する業務</u> 放射線・化学管理グループ ● <u>非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備に関する業務</u> 	<p><u>原子力発電所で策定した実施計画、設計及び仕様に基づき、島根原子力発電所の各課にて実施する(①-1, ①-2)。</u></p> <p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、<u>運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を電源事業本部(原子力管理)にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。島根原子力発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は下記のとおり(②-1, ②-2)。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>運転管理に関する業務</u> 燃料技術、放射線管理、第一発電、保守管理、電気、計装、原子炉、タービン ● <u>施設管理に関する業務</u> 技術、燃料技術、放射線管理、保守管理、保守技術、電気、計装、原子炉、タービン、土木、建築、SA工事プロジェクト ● <u>燃料管理に関する業務</u> 燃料技術、放射線管理、第一発電 ● <u>放射線管理に関する業務</u> 放射線管理、計装 ● <u>放射性廃棄物管理に関する業務</u> 燃料技術、放射線管理、第一発電 ● <u>緊急時の措置に関する業務</u> 技術、燃料技術、第一発電 	<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 a. と重複するため、記載せず</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は業務名を保安規定の章名称としたため、発電用原子炉施設の記載なし</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、放射線管理と放射性廃棄物管理の業務分掌が異なるため業務名を統合せず</p> <p>・記載方針の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>各グループは、当該グループのグループマネージャーが業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位として定めている。</p> <p>(安全・品質向上に向けた組織)</p> <p>(c) <u>福島第一原子力発電所の事故以降、原子力・立地本部の安全・品質が確実に向上する体制へ見直しを図るため、組織改編を行った。</u></p> <p><u>具体的には、本社原子力部門の組織が6部体制に拡大していたため、組織横断的な課題への取り組みが遅延し、かつ発電所側から見た本社カウンターパートが不明確であった。このため、原子力・立地本部内の設計及び運転等に関する安全・品質に関する計画立案、調査・分析、経営資源配分を一体的に行い、本部内の統制を強化し安全・品質向上の取り組みを推進する「原子力安全・統括部」を平成25年9月に本社に設置した。(①-2, ②-2 原子力関係組織図, 職務権限規程, 保安規定)</u></p> <p><u>「原子力安全・統括部」は、原子力安全をはじめとする安全・品質向上のプロセス強化及び推進、原子力リスクを含む本部のリスク管理の総括、本部の品質方針の管理・業務計画の総括・管理、本部の組織・人事運用の総括、不適合管理・国内外運転経験情報活用の総括等を行う。これにより、原子力・立地本部内の統制を図り、原子力発電所に対するガバナンス、監視、モニタリング及び支援を行い、原子力安全に係る機能の強化を図っている。</u></p> <p><u>また、発電所においては、福島第一原子力発電所事故当時は、安全に関わる組織・責任が分散されていたため、原子力安全に関し発電所全体を俯瞰する機能として、従来の安全管理、技術総括、放射線安全、防災安全の機能を一括管理する原子力安全センターを設置し、原子力安全に係る組織の強化を図っている。</u></p> <p><u>(①-3, ②-3 原子力関係組織図, 職務権限規程, 保安規定)</u></p> <p>(人財育成のための組織)</p> <p>(d) <u>原子力部門の全社員に対し、原子力安全を高める知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、原子力・立地本部長の元に原子力人財育成センターを平成28年12月に設置した。</u></p>	<p><u>安全・防災グループ</u> ・保安運営の総括に関する業務 <u>保安運営グループ</u></p> <p>各グループは、担当のマネージャーが業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位としている。</p> <p>d. <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、これまで各部門にて取り組んできた安全の取り組みを全社的かつ計画的に推進するため、本店に安全室を設置している。また、東海第二発電所においては、防災安全を担う部署として、安全・防災室を設置し、原子力安全に係る組織の強化を図っている。</u></p> <p>社員に対する原子力安全に関する知識・スキルの取得を強化するため、本店総務室の体制を強化し、原子力安全を達成するために必要な知識・スキルを学ぶ機会を提供する人財育成計画</p>	<p>各課は、課長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位として定めている。</p> <p>d. <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全関連業務の一元化による安全重視の体制を確立するため、本社組織を再編し、原子力安全維持・向上活動を行う電源事業本部（原子力安全技術）を平成24年6月27日に設置し、原子力安全に関わる活動の強化を図っている。</u></p> <p>原子力部門における人材育成に関する取組みを強化することを目的に、「電源事業本部 原子力人材育成センター」を本社組織として平成29年10月1日に設置した。</p>	<p>【東海第二】 業務項目の相違</p> <p>・組織、体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・人材育成のための組織及び取組みの相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>原子力人材育成センターでは、体系的な教育訓練アプローチ (SAT : Systematic Approach to Training) に基づき、原子力部門全体の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供するとともに、個人別の力量・資格認定を一元的に管理することで、社員各個人の長期的な人材育成プランを立案、支援する。さらに、原子力部門の各職位・役割に必要な要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、原子力部門としての技術力の維持・向上を実現する。</u></p> <p>(原子力防災組織)</p> <p>b. 運転及び保守の業務のうち原子力防災業務について、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、所長 (原子力防災管理者) を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。</p> <p><u>本部長が緊急時態勢を発令した場合は発電所緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</u></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所、本社における原子力防災組織の全体像は別紙1-4に示すとおりであり(②-4 原子力防災組織図)、具体的な業務内容は別紙1-5に示す原子力災害対策特別措置法第7条に基づき作成している「<u>柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画</u>」で定めている(②-5 防災業務計画)。</p> <p>(a) <u>柏崎刈羽原子力発電所における原子力防災組織</u></p> <p><u>福島第一原子力発電所事故では、現場が混乱し、迅速・適確な意思決定ができなかったが、要因として発電所緊急時対策本部の情報共有と指揮命令が混乱したことが考えられる。</u></p> <p><u>これを教訓として、指揮命令が混乱しないよう監督限界を設定するとともに、各統括・機能班の役割を明確にし、発電所対策本部長の権限を各統括・班長に委譲することで、上位職の指示を待つことなく、自律的に活動可能な体制を整備している。</u></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織は、<u>柏崎刈羽原子力</u></p>	<p><u>を社員の業務、所属、職位等を考慮して策定し、支援している。</u></p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対応するため、<u>あらかじめ、原子力防災管理者である発電所所長を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が警戒事態を宣言した場合は発電所警戒本部を、非常事態を宣言した場合は発電所対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</u></p> <p>原子力防災組織の全体像を別紙1-4に示す(②-4)。また、<u>本店及び東海第二発電所における原子力防災組織及び具体的な業務内容は、別紙1-5に示す「東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画」のとおりである(②-5, ②-8)。</u></p> <p>(a) <u>東海第二発電所の原子力防災組織は、東海第二発電所の技術</u></p>	<p><u>原子力人材育成センターでは、原子力部門全体 (島根原子力発電所、本社) の教育訓練業務及び原子力部門の要員養成計画の総括業務を行い、社員の計画的な育成に取り組んでいる。</u></p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち原子力防災業務について、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、<u>発電所所長 (原子力防災管理者) を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。</u></p> <p><u>本部長が緊急時体制を発令した場合は緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</u></p> <p>原子力防災組織の全体像を別紙1-4に示す(②-3)。また、<u>本社及び島根原子力発電所における原子力防災組織及び具体的な業務内容は、別紙1-5に示す「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」のとおりである(②-4, ②-5)。</u></p> <p>(a) <u>島根原子力発電所における原子力防災組織</u></p> <p><u>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③復旧対応、④プラント監視対応、⑤対外対応、⑥情報管理、⑦ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長が当たり、②～⑦の機能ごとに責任者として「統括」を置いている。さらに、「統括」の下に機能班を配置し、それぞれの機能班に「班長」を置いている。</u></p> <p><u>原子力防災組織の活動にあたり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ当面の活動目標を設定する (戦略会議の開催)。</u></p> <p><u>あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括又は各班長に委譲されており、各統括及び各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</u></p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織は、<u>島根原子力発電所及</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 福島第一原子力発電所事故の教訓の記載の相違</p> <p>・原子力防災組織の体制の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉は、協力会社社員も重大事故等対</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>発電所の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員により構成され、所長（原子力防災管理者）を本部長とし、原子炉主任技術者、安全監督担当、統括のほか、8種類の機能班で構成される（②-4 原子力防災組織図）。各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う（②-6 防災業務計画）。</p> <p>重大事故等が発生した場合は、緊急時対策要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>(b) 本社における原子力防災組織 本社の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく関係する他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。具体的には、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援を行う。（②-7 防災業務計画）。</p> <p>(原子力防災組織の特徴)</p> <p>c. 福島第一原子力発電所事故時における原子力災害対策活動の反省を踏まえ、原子力防災組織は、柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行った。</p> <p>(a) 原子力防災組織における監督限界の設定及び機能の整理</p>	<p>者、事務系社員及び協力会社社員により構成され、原子力防災管理者（発電所長）を本部長、所長代理等を副本部長とし、発電用原子炉主任技術者の他、情報班等の8班で構成される（②-4）。各班は、原子力防災管理者の指示の下（②-6）、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う（②-7）。原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各班の班長の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、発電所に常駐している統括待機当番者、重大事故等対応要員及び当直要員等にて初期活動を行い、発電所内外から参集した参集要員を加えて東海第二発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、重大事故等の発生と自然災害が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>(b) 本店における原子力防災組織の体制は、各班の職務をあらかじめ定め、役割分担を明確にしている（②-8）。</p> <p>本店における原子力防災組織は、業務所掌に基づき、東海第二発電所で原子力災害が発生した場合において東海第二発電所が実施する災害対策活動の支援、復旧資機材の確保、応急復旧要員の派遣及び社外への支援要請等を行う（②-8、②-9）。</p> <p>東海第二発電所及び本店における原子力防災組織は情報共有を行い、支援、報告が必要な場合には、別紙1-5に示すとおり情報班を経由して実施する。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、東海第二発電所の原子力防災組織の機能充実及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。</p> <p>(a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確</p>	<p>び島根原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とし、発電用原子炉主任技術者、統括のほか、10種類の機能班で構成される（②-3）。各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う（②-6）。原子力災害への移行時には、本社原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各機能班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各統括の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、緊急時対策要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて島根原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>(b) 本社における原子力防災組織 本社における原子力防災組織の体制は、各班の職務をあらかじめ定め、役割分担を明確にしている（②-5）。</p> <p>本社における原子力防災組織は、業務所掌に基づき、島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合において島根原子力発電所が実施する事故対応の支援、復旧資機材の確保、要員の派遣及び社外への支援要請等を行う（②-7）。</p> <p>島根原子力発電所及び本社における原子力防災組織は情報共有を行い、支援、報告が必要な場合には、別紙1-5に示すとおり情報管理班及び統括班を経由して実施する（②-5）。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故時において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、島根原子力発電所の原子力防災組織及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。</p> <p>(a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明</p>	<p>応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災組織の体制の相違 【東海第二】 島根2号炉は各機能の責任者として統括を配置 運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は発電所内に参集要員を待機させていない <ul style="list-style-type: none"> 運用の相違 【柏崎6/7】 改善内容の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) <u>原子力防災組織における交替要員(緊急時対策要員)の配置</u></p> <p>(c) <u>原子力防災組織における本部長の権限委譲</u></p> <p>(d) <u>発電所対策本部が事故収束対応に専念できる環境の整備</u></p> <p>(e) <u>原子力事業所災害対策支援拠点及び運用の整備</u></p> <p>(f) <u>対外対応の専属化</u></p> <p>なお、今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる改善を行っていく。</p> <p>(保安規定に基づき設置している委員会)</p> <p>d. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に設置している。また、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会で審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条(原子力発電保安委員会) (②-9 保安規定)、保安規定第7条(原子力発電保安運営委員会) (②-10 保安規定)、別紙1-7に示す社内規定類「<u>保安管理基本マニュアル</u>」(②-11 マニュアル)のとおりである。また平成27年度の原子力発電保安委員会、原子力発電保安運営委員会の開催実績を、別紙1-8及び別紙1-9に示す(②-12 保安委員会実績, ②-13 保安運営委員会実績)。</p> <p>(a) 原子力発電保安委員会</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所にて社内規定類の制定、改定、工事計画の認可申請等を行うにあたって、その上位となる原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する(②-9 保安規定)。原子力発電保安委員会は、<u>原子力・立地本部長を委員長とし、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、原子炉主任技術者に加え、グループマネージャー以上の職位の者の中から委員長が指名した者(所長等)から構成する。</u>このため、原子力発電保安委員会における審議事項が柏崎刈羽原子力発電所に連携される仕組み</p>	<p>化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化</p> <p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項(候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保)</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項(他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討)</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p> <p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、<u>原子炉施設保安委員会を本店に設置している。</u>また、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、<u>原子炉施設保安運営委員会を東海第二発電所に設置している。</u></p> <p><u>原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会が担当する業務内容は、別紙1-3に示す保安規定第6条(原子炉施設保安委員会) (②-10)、保安規定第7条(原子炉施設保安運営委員会) (②-11)、別紙1-7に示す社内規程「原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項」(②-12)及び別紙1-8に示す社内規程「原子炉施設保安運営委員会運営要領」(②-13)のとおりである。また、平成28年度の原子炉施設保安委員会、原子炉施設保安運営委員会の開催実績を、別紙1-9及び別紙1-10に示す(②-14、②-15)。</u></p> <p>(a) <u>原子炉施設保安委員会では、東海第二発電所にて社内規程の制定、改正等を行うにあたって、その上位となる原子炉設置(変更)許可申請書本文事項の変更又は保安規定の変更、あるいは本店で制定している社内規程の制定、改正等に関する事項を審議し、確認する(②-10)。</u>原子炉施設保安委員会は、<u>発電管理室長を委員長とし、所長、発電用原子炉主任技術者に加え、関係する本店のグループマネージャー以上の者から委員長が指名した者で構成する。</u>このため、<u>原子炉施設保安委員会における審議事項が東海第二発電所に連携される仕組みとなっている。</u></p>	<p><u>確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化</u></p> <p>(b) <u>原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項(候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保)</u></p> <p>(c) <u>原子力緊急事態支援組織に関する事項(他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討)</u></p> <p>(d) <u>シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</u></p> <p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、<u>原子力発電保安委員会を本社に設置している。</u>また、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、<u>原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。</u></p> <p><u>原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会で審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条(原子力発電保安委員会) (②-8)、保安規定第7条(原子力発電保安運営委員会) (②-9)及び別紙1-7に示す社内規程「内部コミュニケーション基本要領」(②-10)のとおりである。また、令和元年度の原子力発電保安委員会、原子力発電保安運営委員会の開催実績を、別紙1-8及び別紙1-9に示す(②-11、②-12)。</u></p> <p>(a) 原子力発電保安委員会</p> <p>島根原子力発電所にて社内規程の制定、改正、設計及び工事計画の認可申請等を行うにあたって、その上位となる原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する(②-8)。原子力発電保安委員会は、<u>電源事業本部長(原子力管理)を委員長とし、電源事業本部長(原子力安全技術)、発電所長、発電用原子炉主任技術者、各部長(品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長及び保修部長)、電源事業本部(原子力管理)マネージャー、原子力人材育成センター所長及び電源事業本部(原子力安全技術)</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>となっている。</p> <p>(b) 原子力発電保安運営委員会 <u>柏崎刈羽原子力発電所</u>における保安活動（運転管理，燃料管理，放射性廃棄物管理，放射線管理，保守管理，緊急時の措置等）を実施するに当たって制定・改定・廃止される<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>が所管する社内規定類の変更方針，原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等，工事計画認可申請・届出（変更認可申請・届出を含む）を要する保全工事等に関する事項を審議し，確認する（②-10 保安規定）。原子力発電保安運営委員会は，所長を委員長とし，<u>原子力安全センター所長，安全総括部長，原子炉主任技術者</u>に加え，<u>グループマネージャー以上の職位の者から</u>委員長が指名した者で構成する。原子力発電保安運営委員会の委員長等は原子力発電保安委員会に出席するため，原子力発電保安運営委員会における審議事項が本社に連携される仕組みとなっている。</p> <p>別紙1-1 原子力関係組織図 別紙1-2 <u>職制および職務権限規程</u>（抜粋） 別紙1-3 <u>柏崎刈羽原子力発電所</u>原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙1-4 原子力防災組織 別紙1-5 <u>柏崎刈羽原子力発電所</u> 原子力事業者防災業務計画（抜粋） 別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方 別紙1-7 <u>保安管理基本マニュアル</u>（抜粋）</p> <p>別紙1-8 原子力発電保安委員会の開催実績（平成27年度） 別紙1-9 原子力発電保安運営委員会の開催実績（平成27年度）</p>	<p>(b) <u>原子炉施設保安運営委員会</u>では，東海第二発電所における保安活動（運転管理，燃料管理，放射性廃棄物管理，放射線管理，保守管理，非常時の措置等）を実施するにあたって制定，改正される<u>東海第二発電所</u>が所管する社内規程の変更等に関する事項を審議し，確認する（②-11）。<u>原子炉施設保安運営委員会</u>は，所長を委員長とし，<u>発電用原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者及び各室長</u>に加え，委員長が指名した者で構成する。なお，<u>原子炉施設保安運営委員会</u>における審議事項及び審議結果は，<u>原子炉施設保安委員会</u>への報告事項となっているため，<u>原子炉施設保安運営委員会</u>の審議内容が本店に連携される仕組みとなっている。</p> <p>別紙1-1 原子力関係組織系統図 別紙1-2 <u>組織権限規程</u>（抜粋） 別紙1-3 <u>東海第二発電所</u>原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙1-4 原子力防災組織 別紙1-5 <u>東海第二発電所</u> 原子力事業者防災業務計画（抜粋） 別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方 別紙1-7 <u>原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項</u>（抜粋） 別紙1-8 <u>原子炉施設保安運営委員会運営要領</u>（抜粋） 別紙1-9 <u>原子炉施設保安委員会</u>の開催実績（平成28年度） 別紙1-10 <u>東海第二発電所</u>原子炉施設保安運営委員会の開催実績（平成28年度）</p>	<p>マネージャーに加え，委員長が指名した者で構成する。このため，<u>原子力発電保安委員会</u>における審議事項が<u>島根原子力発電所</u>に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 原子力発電保安運営委員会 <u>島根原子力発電所</u>における保安活動（運転管理，燃料管理，放射性廃棄物管理，放射線管理，施設管理，緊急時の措置等）を実施するにあたって制定・改正・廃止される<u>島根原子力発電所</u>が所管する社内規程の変更方針，原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等，設計及び工事計画認可申請・届出（変更認可申請・届出を含む）を要する保全工事等に関する事項を審議し，確認する（②-9）。原子力発電保安運営委員会は，発電所長を委員長とし，<u>発電用原子炉主任技術者及び各部長（品質保証部長，技術部長，廃止措置・環境管理部長，発電部長及び保修部長）</u>に加え，委員長が指名した者で構成する。<u>原子力発電保安運営委員会</u>の委員長等は，<u>原子力発電保安委員会</u>に出席するため，<u>原子力発電保安運営委員会</u>における審議事項が本社に連携される仕組みとなっている。</p> <p>別紙1-1 原子力関係組織図 別紙1-2 <u>組織規程</u>（抜粋） 別紙1-3 <u>島根原子力発電所</u>原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙1-4 原子力防災組織 別紙1-5 <u>島根原子力発電所</u> 原子力事業者防災業務計画（抜粋） 別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方 別紙1-7 <u>内部コミュニケーション基本要領</u>（抜粋） 別紙1-8 <u>原子力発電保安委員会</u>の開催実績（令和元年度） 別紙1-9 <u>原子力発電保安運営委員会</u>の開催実績（令和元年度）</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 技術者の確保 指針 2 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> </div> <p>指針 6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④</p> <p>【解説】</p> <p>「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> </div> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>(技術者の人数)</p> <p>a. <u>原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センター、柏崎刈羽原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者、並びに事業を行うために必要となる有資格者の人数</u></p>	<p>(2) 技術者の確保 指針 2 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> </div> <p>指針 6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④</p> <p>【解説】</p> <p>「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> </div> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>a. <u>本店及び東海第二発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を別紙 2-1 に示す (③-1, ④-1)。平成29年10月1日現在、本店及び東海第二発電所における技術者(業務出向者は除く。)の人数は514名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する管理職が223</u></p>	<p>(2) 技術者の確保 指針 2 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> </div> <p>指針 6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④</p> <p>【解説】</p> <p>「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> </div> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>a. <u>電源事業本部(原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術, 電源土木, 電源建築)及び島根原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要となる有資格者の人数を別紙 2-1 に示す (③-1, ④-1)。令和2年7月1日現在における電源事業本部(原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術, 電源</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>を別紙2-1に示す。平成29年5月1日現在における原子力・立地本部在籍技術者(業務出向者は除く。)数は、1,871名であり、10年以上の経験年数を有する特別管理職が285名在籍している。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る原子力・立地本部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センター、柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者の人数は1,430名であり、10年以上の経験を有する特別管理職が219名在籍している(③-1, ④-1 技術者並びに有資格者の人数)。そのうち、柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者の人数は1,014名であり、10年以上の経験を有する特別管理職が113名在籍している(③-2, ④-2 技術者並びに有資格者の人数)。</p> <p>原子力発電事業を行うにあたり必要となる主要な公的資格について、原子力・立地本部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センター、柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の平成29年5月1日現在の有資格者の人数は下記のとおりであり、そのうち柏崎刈羽原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の有資格者数を括弧書きで示す。</p> <table border="0" data-bbox="201 1270 905 1522"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>49名(17名)</td></tr> <tr><td>第一種放射線取扱主任</td><td>114名(50名)</td></tr> <tr><td>第一種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>31名(22名)</td></tr> <tr><td>第一種電気主任技術者</td><td>13名(5名)</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>68名(68名)</td></tr> </table> <p>柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。</p> <p>設計及び工事については基本設計から現場施工管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3に示したとおり、原子力・立地本部の原子力設備管理部及び柏崎刈羽原子</p>	原子炉主任技術者	49名(17名)	第一種放射線取扱主任	114名(50名)	第一種ボイラー・タービン主任技術者	31名(22名)	第一種電気主任技術者	13名(5名)	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	68名(68名)	<p>名在籍している(③-2, ④-2)。また、東海第二発電所における技術者の人数は203名である(③-3, ④-3)。</p> <p>平成29年10月1日現在、本店及び東海第二発電所の有資格者の人数は次のとおりであり(③-1, ④-1)、そのうち、東海第二発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す(③-3, ④-3)。東海第二発電所の設計及び工事、また運転及び保守にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。</p> <table border="0" data-bbox="988 1270 1691 1522"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>24名(3名)</td></tr> <tr><td>第1種放射線取扱主任者</td><td>82名(18名)</td></tr> <tr><td>第1種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>13名(8名)</td></tr> <tr><td>第1種電気主任技術者</td><td>7名(2名)</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>11名(11名)</td></tr> </table> <p>設計及び工事については基本設計から現場施工管理まで含むことから、発電管理室、開発計画室及び東海第二発電所の技術者で対応を行う(①-1, ①-2)。運転及び保守については、</p>	原子炉主任技術者	24名(3名)	第1種放射線取扱主任者	82名(18名)	第1種ボイラー・タービン主任技術者	13名(8名)	第1種電気主任技術者	7名(2名)	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	11名(11名)	<p>土木、電源建築)及び島根原子力発電所の技術者(業務出向者は除く。)数は687名であり、10年以上の経験を有する管理者が90名在籍している(③-2, ④-2)。そのうち、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に常駐する本社組織所属の技術者の人数は482名であり、10年以上の経験を有する管理者が55名在籍している(③-3, ④-3)。</p> <p>電源事業本部(原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築)及び島根原子力発電所における令和2年7月1日現在の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち島根原子力発電所及び島根原子力発電所に常駐する本社組織所属の有資格者の人数を括弧書きで示す。島根原子力発電所の設計及び工事、又は運転及び保守にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。</p> <table border="0" data-bbox="1783 1270 2487 1522"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>20名(7名)</td></tr> <tr><td>第一種放射線取扱主任者</td><td>84名(40名)</td></tr> <tr><td>第一種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>15名(14名)</td></tr> <tr><td>第一種電気主任技術者</td><td>9名(7名)</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>20名(20名)</td></tr> </table> <p>設計及び工事については基本設計から現場施工管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2に示したとおり、電源事業本部(原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築)</p>	原子炉主任技術者	20名(7名)	第一種放射線取扱主任者	84名(40名)	第一種ボイラー・タービン主任技術者	15名(14名)	第一種電気主任技術者	9名(7名)	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名(20名)	<p>・記載箇所の相違【柏崎6/7】 文書構成の相違</p>
原子炉主任技術者	49名(17名)																																
第一種放射線取扱主任	114名(50名)																																
第一種ボイラー・タービン主任技術者	31名(22名)																																
第一種電気主任技術者	13名(5名)																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	68名(68名)																																
原子炉主任技術者	24名(3名)																																
第1種放射線取扱主任者	82名(18名)																																
第1種ボイラー・タービン主任技術者	13名(8名)																																
第1種電気主任技術者	7名(2名)																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	11名(11名)																																
原子炉主任技術者	20名(7名)																																
第一種放射線取扱主任者	84名(40名)																																
第一種ボイラー・タービン主任技術者	15名(14名)																																
第一種電気主任技術者	9名(7名)																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名(20名)																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>力発電所の技術者で対応を行う(①-1 原子力関係組織図, 職務権限規程, 保安規定)。運転及び保守については, 運転管理及び保守管理に関する基本的な方針策定から現場の運用管理までを含むことから, 別紙1-1, 別紙1-2, 別紙1-3に示したとおり, <u>原子力・立地本部の原子力運営管理部及び柏崎刈羽原子力発電所の技術者</u>で対応を行う(②-1 原子力関係組織図, 職務権限規程, 保安規定)。</p> <p>また, 本変更にあたっては, 自然災害や重大事故等時の対応として資機材の運搬等を社員直営で行うこととしており, 大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>(技術者の採用)</p> <p>b. 過去10年間における全社の採用人数と原子力部門採用人数の実績を別紙2-2に示す。<u>震災後, 平成24年度と平成25年度は定期採用を行わなかったが, 平成26年度から定期採用を再開している</u>(③-3, ④-3 採用人数)。現在, 確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが, 今後とも設計及び運転等を適切に行い, 安全を確保し, 円滑かつ確実な業務遂行を図るため, 採用を通じ, 必要な有資格者と技術者を継続的に確保し, 配置する。</p> <p>また, 新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により, 設計及び運転等に関する業務は増加しているが, <u>中途採用の実施, 社外労働力の確保, 発電所及び本社の部門間で技術者を融通し合う</u>といった方策により対応している。</p> <p>(有資格者の必要人数の確保)</p> <p>c. 原子炉主任技術者は, 発電用原子炉ごとに選任することが定められていること, また, 代行者2名を選任することから, <u>柏崎刈羽原子力発電所における原子炉主任技術者の必要人数は9名</u>となる。原子炉主任技術者の選任条件は別紙2-3に示すとおり <u>特別管理職以上</u>としており(③-4, ④-4 原子炉主任技術者職務運用マニュアル), <u>特別管理職</u>の原子炉主任技術者の有資格</p>	<p><u>現場の運用管理であり, 東海第二発電所の技術者</u>で対応を行う(②-1, ②-2)。</p> <p>b. 過去10年間における採用人数の実績を別紙2-2に示す(③-4, ④-4)。<u>震災後, 平成26年度と平成27年度は定期採用を行わなかったが, 平成28年度より定期採用を再開している。平成24年度以降採用人数は減少しているものの, 設計及び工事を行う発電管理室, 開発計画室及び東海第二発電所の合計人数は同程度を継続して確保している。また, 運転及び保守を行う東海第二発電所の技術者は新規制基準適合性審査への対応等により減少しているが, 今後設置許可の運用開始時期までに主に本店より技術者を異動させる等の方策により確保する計画である。</u></p> <p>c. 原子炉主任技術者, 第1種放射線取扱主任者, 第1種ボイラー・タービン主任技術者, 第1種電気主任技術者, 運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す(③-5, ④-5)。上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している(③-5, ④-5)。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は, 原子炉ごとに選任することが定められていること, また代行者<u>1名</u>を選任することから, 発電用原子炉主任技術者の必要人数は<u>2名</u>となる。発電用原子炉主任技術者の選任条件は<u>能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上の管理職</u>としており, <u>能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上の管理職</u>となる原子炉主任技術者の有資格者を<u>全社で12</u></p>	<p>及び島根原子力発電所の技術者で対応を行う(①-1, ①-2)。運転及び保守については, <u>運転管理及び施設管理に関する基本的な方針策定から現場の運用管理までを含むことから, 別紙1-1, 別紙1-2に示したとおり, 電源事業本部(原子力管理)及び島根原子力発電所の技術者</u>で対応を行う(②-1, ②-2)。</p> <p>また, 本変更にあたっては, <u>自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉への注水等を行うこととしており, 大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</u></p> <p>b. 過去10年間における<u>全社</u>の採用人数と原子力部門採用人数の実績を別紙2-2に示す(③-4, ④-4)。現在, 確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが, <u>今後とも設計及び運転等を適切に行い, 安全を確保し, 円滑かつ確実な業務遂行を図るため, 採用を通じ, 必要な有資格者と技術者を継続的に確保し, 配置する。</u></p> <p>また, 新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により, <u>設計及び運転等に関する業務は増加しているが, 発電所及び本社の部門間で技術者を融通し合う</u>といった方策により対応している。</p> <p>c. <u>原子炉主任技術者, 第一種放射線取扱主任者, 第一種ボイラー・タービン主任技術者, 第一種電気主任技術者, 運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す(③-5, ④-5)。上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している(③-5, ④-5)。</u></p> <p>発電用原子炉主任技術者は, 原子炉ごとに選任することが定められていること, また代行者<u>1名</u>を選任することから, <u>島根原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の必要人数は2名</u>となる。発電用原子炉主任技術者の選任条件は<u>電源事業本部における参事以上の管理職</u>とし, 代行者は<u>課長以上</u>としており, 原子炉主任技術者の有資格者を<u>9名</u>確保している。</p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 東海第二は重大事故等発生時等の有資格者確保の記載なし</p> <p>・会社組織の相違 【東海第二】 ・採用方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 定期採用運用の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 技術者の確保方法を記載</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 至近5年間の推移を記載</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 選任条件の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>者を<u>33名</u>確保している。</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められている。<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>では、<u>電気主任技術者1名とその代行者1名以上、ボイラー・タービン主任技術者3名とその代行者1名以上を選任している</u>。選任条件は別紙2-4及び別紙2-5に示すとおり、<u>各主任技術者は特別管理職以上、各代行者も原則として特別管理職以上</u>としており(③-5, ④-5 原子力設備電気主任技術者職務運用マニュアル, 原子力設備ボイラー・タービン主任技術者職務運用マニュアル), おおむね45歳以上の第一種電気主任技術者の有資格者を<u>10名</u>, おおむね45歳以上の第一種ボイラー・タービン主任技術者を<u>31名</u>確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていないものの、継続的な確保の観点から、今後も下記の方針に従い、有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励</p> <p>取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、<u>現在の資格取得者の年齢分布等を評価し、運用に必要な人数に余裕を加えて取得目標数を設定している</u>。現在は、<u>3年間の取得目標数を44人として取り組んでいる</u>。また、<u>各個人が資格取得できるよう様々な取り組みを別紙2-6のとおり行っており、継続して資格取得に努めていく</u>。</p>	<p>名確保している。</p> <p>電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、<u>東海第二発電所</u>では、主任技術者を1名とその代行者1名を選任することから、<u>第1種電気主任技術者及び第1種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ2名となる</u>。選任条件は<u>能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上の管理職</u>としており、能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上の管理職となる第1種電気主任技術者の有資格者を全社で8名、第1種ボイラー・タービン主任技術者を全社で9名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、<u>放射性同位元素は東海発電所で取り扱っているため、東海発電所にて主任技術者を1名とその代理者1名を選任することから、第1種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる</u>。選任条件は能力等級特5級以上又は役割ランク5号以上の管理職としており、能力等級特5級以上又は役割ランク5号以上の管理職となる第1種放射線取扱主任者の有資格者を全社で55名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていないことから、今後も引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>原子炉主任技術者については、<u>東海総合研修センターに原子炉主任者受験講習コースを設け筆記試験対策を行うとともに、口頭試験前には、原子炉主任技術者資格保有者を面談員とした模擬試験を実施している</u>。</p> <p>また、<u>希望者を東京大学原子力専門職大学院へ派遣する等、計画的に資格取得に向けた取り組みを実施している</u>。</p> <p><u>上記の取り組みにより、毎年数名程度受検し、年齢別に1名程度の有資格者を長期的に継続して確保できる計画である</u>。</p>	<p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、<u>島根原子力発電所</u>では、主任技術者1名とその代行者1名を選任することから、<u>第一種電気主任技術者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ2名となる</u>。選任条件は<u>別紙2-4に示すとおり課長以上もしくはこれに準ずるもの(課長代理、副長、担当副長)</u>としており(③-6, ④-6), <u>課長以上もしくはこれに準ずるものの第一種電気主任技術者の有資格者を5名、第一種ボイラー・タービン主任技術者を15名確保している</u>。</p> <p>放射線取扱主任者は、<u>放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は島根原子力発電所で取り扱っているため、島根原子力発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる</u>。選任条件は<u>課長以上もしくはこれに準ずるもの(課長代理、副長、担当副長)</u>としており、<u>課長以上もしくはこれに準ずるものとなる第一種放射線取扱主任者の有資格者を53名確保している</u>。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていないことから、今後も引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励</p> <p><u>取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する</u>。その際、<u>原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する</u>。具体的には、<u>社外機関が開催する講座や教育に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な知識を習得させる取り組みを行っている</u>。また、<u>その他様々な取り組みを別紙2-5のとおり行っており、これらの取り組みにより毎年度1~2名の新規取得者を確保し、運用に必要な人数を維持することとしている</u>。</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は選任者数を記載、島根2号炉は必要人数を記載</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 選任条件の相違</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は放射線取扱主任者についての記載なし</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 東海第二は具体策を記載している 島根2号炉は取組方針を記載し、具体的取組は別紙2-5に記載している</p> <p>・取組内容の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 資格取得 (経験による認定)</p> <p>第一種ボイラー・タービン主任技術者及び第一種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進める。<u>認定に必要な業務経験等の確認は、原子力部門における人材育成のデータベース等を用いて行う。</u></p> <p>上記の取り組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後も、<u>特別管理職</u>の中で必要人数 <u>9名 (正7名、代行2名)</u> 以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「(6) 有資格者等の選任・配置」で示す。</p> <p>(自然災害及び重大事故等の対応に必要な有資格者の確保)</p> <p>d. <u>平成28年9月1日現在の柏崎刈羽原子力発電所における重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-7に示す。</u></p> <p>福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の運転操作が必要となったが、<u>緊急時の復旧活動を原子力部門の社員自らの手で行う準備ができておらず、対応に時間を要した。</u><u>これを踏まえ、重大事故等発生後7日間は当社社員によって責任をもって復旧活動が実施できる体制を整えており、重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している (④-6 重大事故等対応に関する有資格者数)。</u>その中でも初動対応におけるがれき撤去等、重大事故等対応時に必要な有資格者を確保するために資格取得に取り組んでいる。</p> <p>現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等時における対応をさらに適切に実施できるように、引き続き有資格者を確保していく。</p>	<p>第1種ボイラー・タービン主任技術者及び第1種電気主任技術者については、<u>認定取得のために必要となる情報 (氏名、学歴及び職務経験等) について育成者リスト及び育成計画を作成及び管理し、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。</u></p> <p><u>第1種放射線取扱主任者については、東海総合研修センターに放射線取扱主任者受験講習コース (講義/演習) を設け試験対策を実施している。</u></p> <p><u>また、個人のさらなる専門知識及び技術・技能の向上並びに重大事故等の対応に必要な有資格者を確保するため、東海第二発電所にて策定している教育訓練計画により、所員の公的資格取得に関し積極的に奨励している。</u></p> <p>d. <u>平成29年10月1日現在の東海第二発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する有資格者数を別紙2-4に示す (③-6, ④-6)。</u></p> <p><u>これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、大型自動車等の資格を必要とする重機等の操作が必要だったことを踏まえ、東海第二発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している。現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの技術者が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく (③-6, ④-6)。</u></p>	<p>(b) 資格取得 (経験による認定)</p> <p>第一種ボイラー・タービン主任技術者及び第一種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進める。<u>認定取得のために必要となる情報 (氏名、学歴及び職務経験等) について要員情報のデータベース等を用い、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。</u></p> <p><u>上記の取り組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後も必要人数2名 (正1名、代行1名) 以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「(6) 有資格者等の選任・配置」で示す。</u></p> <p>d. <u>令和2年7月1日現在の島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-6に示す。</u></p> <p><u>これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の運転操作が必要だったことを踏まえ、島根原子力発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している (③-7, ④-7)。</u>現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく。</p>	<p>・記載方針の相違【東海第二】</p> <p>・記載方針の相違【東海第二】 放射線取扱主任者の資格取得への取り組み等を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(重大事故等対応の設計及び工事に対する技術者数)</p> <p>e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数(工事監理員)の確保実績を別紙2-8に示す。工事件数の最も多い時期で1人あたり約1.2件の工事監理であり(③-6 重大事故等対応に係る工事件数と工事監理員数), 技術者の業務に対する確実なチェック(上長によるチェック, 他の技術者によるダブルチェック)体制の構築を行うことができ, ヒューマンエラーの防止が期待できる。このため, 現状で工事監理に適切な人数を確保していると考えられる。</p> <p>(技術者に対する資質向上)</p> <p>f. 技術者の技術力向上を図るため, 柏崎刈羽原子力発電所を含む原子力・立地本部で共有する設備情報データベースを構築し, プラント設備の技術変遷, 設計情報, 不具合事例等に関する情報を収集, 整備している。本データベースでは, 機械設備, 電気設備及び計装設備の保守に関する情報等を設備ごとに整理し, 技術者と共有している。</p> <p>また, 柏崎刈羽原子力発電所の訓練施設には, 所員が過去の不具合事例を学ぶことができるように, 不具合事例に関する設備及び資料を展示し, 柏崎刈羽原子力発電所における新入社員への教育等に活用している。展示の例を別紙2-9に示す。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の技術者は, これらのデータベース及び取り組みにより技術を伝承し, 現場において運転及び保守を行うことにより, 技術力の向上に努めている。</p> <p>(システムエンジニアの配置)</p> <p>g. 福島第一原子力発電所事故の反省として, 発電所緊急時対策本部の幹部メンバーの多くが福島第一原子力発電所1号炉の非常用復水器の機能の細部を把握していない等, 十分にエンジニアを育てられていなかったことがある。</p> <p>この反省を踏まえ, 発電所の緊急時において, プラントを迅速かつ安全に安定化させるため, プラントのおかれた状態を理</p>	<p>e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数(工事管理者)の確保実績を別紙2-5に示す(③-7)。平均すると1人あたり約0.4件の工事を管理していることから, 技術者の業務に対する確実なチェック(上長によるチェック, 他の技術者によるダブルチェック)体制の構築を行うことができ, ヒューマンエラーの防止が期待できる。このため, 現状で工事管理に適切な人数を確保していると考えられるが, 今後設置許可の運用開始時期までに, 東海第二発電所において重大事故等対処設備の設置及び既設設備の改造工事が計画されていることから, 各工程において必要な技術者を, 主に本店より技術者を異動させる等の方策により確保する計画である。(③-7)。</p> <p>f. 確保した技術者の資質向上を図るため, 東海第二発電所及び本店では, データベースを構築し, プラントの設計思想, 建設経験及び現場作業経験等に関する情報を収集, 整備している。本データベースでは, 機械設備, 電気設備及び計装設備の保守に関する情報, 原子燃料管理に関する情報, 運転(系統隔離操作含む)に関する情報並びにメーカーから入手した情報等を項目ごとに整理し, 共有している。また, 東海総合研修センターには, 別紙2-6のとおり不具合事例に関する資料を展示したスペースを設けている(③-8, ④-7)。</p> <p>東海第二発電所の技術者等は, この取り組み等により技術を伝承し, 現場において運転保守を行うことにより, 技術者の資質向上を図っている。</p>	<p>e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数(工事管理者)の確保実績を別紙2-7に示す(③-8)。工事件数の最も多い時期で1人あたり約1.0件の工事管理であり, 技術者の業務に対する確実なチェック(上長によるチェック, 他の技術者によるダブルチェック)体制の構築を行うことができ, ヒューマンエラーの防止が期待できる。このため, 現状で工事管理に適切な人数を確保していると考えられる。</p> <p>f. 確保した技術者の資質向上を図るため, 島根原子力発電所及び本社では, データベースを構築し, プラント設備の技術変遷, 設計情報, 不具合事例等に関する情報を収集, 整備している。本データベースでは, 機械設備, 電気設備及び計装設備の保守に関する情報等を設備ごとに整理し, 技術者と共有している。</p> <p>また, 島根原子力発電所の訓練施設には, 別紙2-8のとおり不具合事例に関する資料を展示したスペースを設けている(③-9, ④-8)。</p> <p>島根原子力発電所の技術者は, これらの取組みにより技術を伝承し, 現場において運転及び保守を行うことにより, 技術者の資質向上を図っている。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二は, 必要な技術者を確保するため方策を記載</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】 不具合事例の活用方法を記載</p> <p>・体制の相違</p> <p>【柏崎6/7】 柏崎特有の取組み</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>解し、工学的安全施設の状況を類推する等、プラントの重要なシステムの機能・性能を把握したシステムエンジニアの確保が必要であるとの認識のもと、システムエンジニアの育成を開始している。</u></p> <p><u>彼らは、平常時には設計根拠や安全設計の背景等専門知識をもとに、プラントの系統機能確保・信頼性向上のための保全計画立案や保守に係る安全面からのサポートを実施する組織として活動するが、緊急時にはシステムエンジニアとして復旧計画の立案に関与する。</u></p> <p>(専門分野ごとに改革の責任者を設置：CFAM)</p> <p><u>h. 現状にとらわれることなく自らの専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、本社の技術者のうち運転や保全等別紙 2-10 に示す専門分野ごとに責任者を定め、改革の責任を担う役割 (CFAM (シーファム) : Corporate Functional Area Manager) を付与している。また、各発電所にも CFAM とともに活動する役割 (SFAM (エスファム) : Site Functional Area Manager) を定めている。彼らは、目標に対するギャップの把握、解決すべき課題の抽出、改善策の立案及び実施の一連の活動を平成 27 年 4 月から開始している。これにより、原子力部門全体が世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</u></p> <p>以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。</p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。</p>	<p><u>g. 本店の各実施部門においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、自らの知識取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言 (オーバーサイト) を行う。これにより、発電所における目標に対するギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</u></p> <p>以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、<u>資質向上に努めている。</u></p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、<u>必要な教育及び訓練を行うとともに、採用を通じ、必要な技術者及び有資格者を継続的に確保し、配置する。</u></p>	<p><u>g. 電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術) においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、管理者自らがパフォーマンス目標に対するギャップを把握し、解決すべき問題点等を明確にするとともに、<u>発電所への指導・助言 (オーバーサイト) を行う活動を開始しており、これにより、パフォーマンスを向上させることを目指している。</u></u></p> <p>以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、<u>技術力の向上に努めている。</u></p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、<u>採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。</u></p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>CFAM/SFAM による取組みとオーバーサイトとの相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
別紙2-1 <u>原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部, 原子力運営管理部, 原子力設備管理部, 原子燃料サイクル部, 原子力人材育成センター, 原子力資材調達センター及び柏崎刈羽原子力発電所在籍技術者並びに有資格者の人数</u>	別紙2-1 <u>本店及び東海第二発電所における有資格者等の人数</u>	別紙2-1 <u>電源事業本部(原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術, 電源土木, 電源建築)及び島根原子力発電所在籍技術者並びに有資格者の人数</u>	
別紙2-2 全社と原子力部門の採用人数について	別紙2-2 採用人数について	別紙2-2 <u>全社と原子力部門の採用人数について</u>	
別紙2-3 <u>原子炉主任技術者職務運用マニュアル(抜粋)</u>	別紙2-3 有資格者の人数の推移(至近5ヶ年)	別紙2-3 <u>有資格者の人数の推移(至近5ヶ年)</u>	・記載方針の相違
別紙2-4 <u>原子力設備電気主任技術者職務運用マニュアル(抜粋)</u>		別紙2-4 <u>主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領(抜粋)</u>	【柏崎6/7】
別紙2-5 <u>原子力設備ボイラー・タービン主任技術者職務運用マニュアル(抜粋)</u>			・記載方針の相違
別紙2-6 原子炉主任技術者資格取得に向けた取り組み		別紙2-5 <u>原子炉主任技術者資格取得に向けた取り組み</u>	・記載方針の相違
別紙2-7 <u>柏崎刈羽原子力発電所における重大事故等対応に関する有資格者数</u>	別紙2-4 <u>東海第二電所における自然災害及び重大事故等対応に関する有資格者数</u>	別紙2-6 <u>島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する有資格者数</u>	【東海第二】
別紙2-8 <u>柏崎刈羽原子力発電所における重大事故等対応に係る工事件数と工事監理員数</u>	別紙2-5 重大事故等対応に係る工事件数と工事管理者数	別紙2-7 <u>島根原子力発電所における重大事故等対応に係る工事件数と工事管理者数</u>	
別紙2-9 <u>不具合事例に関する設備及び資料の展示</u>	別紙2-6 <u>東海総合研修センターにおける不具合事例の展示</u>	別紙2-8 <u>島根原子力発電所における不具合事例の展示</u>	
別紙2-10 <u>CFAM/SFAM 設置分野一覧表</u>			・体制の相違
			【柏崎6/7】 柏崎特有の取り組み

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> </div> <p>指針7 運転及び保守の経験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p> </div> <p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>(自社発電所の建設を通じた設計及び運転等の経験)</p> <p>a. 当社は、昭和30年以來、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。 また、下表に示すように、昭和46年3月に沸騰水型軽水炉(以下「BWR」という。)を採用した福島第一原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、種々の技術的課題に挑戦し問題を解決しながら、安全性・信頼性の面で優れた原子力発電プラントの実現のために、それまでの建設・運転・保守の経験と最新の技術を設計に適宜取り入れながら絶えず改良を続けてき</p>	<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> </div> <p>指針7 運転及び保守の経験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p> </div> <p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和32年以來、原子力発電に関する諸調査、諸準備を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。また、昭和41年7月に東海発電所の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所を有し、平成13年12月から廃止措置に着手した東海発電所及び平成29年4月から廃止措置に着手した敦賀発電所1号炉を除き、今日においては、計2基の原子力発電所を有し、順調な運転を行っている。</p>	<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> </div> <p>指針7 運転及び保守の経験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p> </div> <p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和31年以來、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。 また、昭和49年3月に沸騰水型軽水炉(以下、「BWR」という。)を採用した島根原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計2基の原子力発電所を有し、平成29年4月に廃止措置に着手した1号炉を除き、今日において1基の原子力発電所を有している。 なお、3号炉についても平成17年12月に建設工事に着工し</p>	<p>備考</p> <p>・運転経験の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は設計改良の具体策を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																								
<p>た。これまで計17プラントの建設工事を行うとともに、約45年(約500炉・年)に亘る原子力発電プラントの運転及び保守の実績を蓄積している。</p> <p>当社初の原子力発電プラントである福島第一原子力発電所1号炉でBWR-3を導入して以降、福島第一原子力発電所2~5号炉ではBWR-4、福島第一原子力発電所6号炉、福島第二原子力発電所1号炉及び柏崎刈羽原子力発電所1号炉ではBWR-5、福島第二原子力発電所2~4号炉及び柏崎刈羽原子力発電所2~5号炉ではBWR-5(マークII改)、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉では改良型沸騰水型軽水炉(以下「ABWR」という。)を採用することで、安全性の向上に加え、保守点検の作業性向上、被ばく低減に関する改良を順次行ってきた。特にABWRにおいては、インターナルポンプの採用による大口径配管破断による大LOCA防止、非常用炉心冷却装置のうち高圧冷却系システムを強化することで高圧・低圧の2種の冷却システムをそれぞれ有する3区分独立構成の採用、デジタル型安全保護系の導入による信頼性の高い論理回路の適用等、最新の技術を導入し安全性を向上させている。</p> <table border="1" data-bbox="172 1066 902 1675"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力(MW)</th> <th>営業運転の開始</th> <th>廃止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福島第一1号炉</td><td>1380</td><td>昭和46年3月26日</td><td>平成24年4月19日</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>2381</td><td>昭和49年7月18日</td><td>平成24年4月19日</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>2381</td><td>昭和51年3月27日</td><td>平成24年4月19日</td></tr> <tr><td>4号炉</td><td>2381</td><td>昭和53年10月12日</td><td>平成24年4月19日</td></tr> <tr><td>5号炉</td><td>2381</td><td>昭和53年4月18日</td><td>平成26年1月31日</td></tr> <tr><td>6号炉</td><td>3293</td><td>昭和54年10月24日</td><td>平成26年1月31日</td></tr> <tr><td>福島第二1号炉</td><td>3293</td><td>昭和57年4月20日</td><td>—</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>3293</td><td>昭和59年2月3日</td><td>—</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3293</td><td>昭和60年6月21日</td><td>—</td></tr> <tr><td>4号炉</td><td>3293</td><td>昭和62年8月25日</td><td>—</td></tr> <tr><td>柏崎刈羽1号炉</td><td>3293</td><td>昭和60年9月18日</td><td>—</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>3293</td><td>平成2年9月28日</td><td>—</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3293</td><td>平成5年8月11日</td><td>—</td></tr> <tr><td>4号炉</td><td>3293</td><td>平成6年8月11日</td><td>—</td></tr> <tr><td>5号炉</td><td>3293</td><td>平成2年4月10日</td><td>—</td></tr> <tr><td>6号炉</td><td>3926</td><td>平成8年11月7日</td><td>—</td></tr> <tr><td>7号炉</td><td>3926</td><td>平成9年7月2日</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(保守業務等の実績)</p> <p>b. 当社は、<u>原子力発電所の安全性と信頼性を確保し、原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得</u></p>	原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始	廃止	福島第一1号炉	1380	昭和46年3月26日	平成24年4月19日	2号炉	2381	昭和49年7月18日	平成24年4月19日	3号炉	2381	昭和51年3月27日	平成24年4月19日	4号炉	2381	昭和53年10月12日	平成24年4月19日	5号炉	2381	昭和53年4月18日	平成26年1月31日	6号炉	3293	昭和54年10月24日	平成26年1月31日	福島第二1号炉	3293	昭和57年4月20日	—	2号炉	3293	昭和59年2月3日	—	3号炉	3293	昭和60年6月21日	—	4号炉	3293	昭和62年8月25日	—	柏崎刈羽1号炉	3293	昭和60年9月18日	—	2号炉	3293	平成2年9月28日	—	3号炉	3293	平成5年8月11日	—	4号炉	3293	平成6年8月11日	—	5号炉	3293	平成2年4月10日	—	6号炉	3926	平成8年11月7日	—	7号炉	3926	平成9年7月2日	—	<p>原子力発電所 (原子炉熱出力) 営業運転の開始</p> <p>東海発電所 (585MW) 昭和41年7月25日 (平成13年10月4日原子炉の解体の届出) (平成18年6月30日廃止措置計画認可)</p> <p>東海第二発電所 (3,293MW) 昭和53年11月28日</p> <p>敦賀発電所 1号炉 (1,064MW) 昭和45年3月14日 (平成29年4月19日廃止措置計画認可)</p> <p>敦賀発電所 2号炉 (3,423MW) 昭和62年2月17日</p> <p>当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、</p>	<p>ている。</p> <p>原子力発電所 原子炉熱出力(MW) 営業運転の開始</p> <p>島根1号炉 1,380 昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認可)</p> <p>2号炉 2,436 平成元年2月10日</p> <p>3号炉 3,926 (平成17年12月着工)</p> <p>b. 当社は、<u>これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、</u></p>	備考
原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始	廃止																																																																								
福島第一1号炉	1380	昭和46年3月26日	平成24年4月19日																																																																								
2号炉	2381	昭和49年7月18日	平成24年4月19日																																																																								
3号炉	2381	昭和51年3月27日	平成24年4月19日																																																																								
4号炉	2381	昭和53年10月12日	平成24年4月19日																																																																								
5号炉	2381	昭和53年4月18日	平成26年1月31日																																																																								
6号炉	3293	昭和54年10月24日	平成26年1月31日																																																																								
福島第二1号炉	3293	昭和57年4月20日	—																																																																								
2号炉	3293	昭和59年2月3日	—																																																																								
3号炉	3293	昭和60年6月21日	—																																																																								
4号炉	3293	昭和62年8月25日	—																																																																								
柏崎刈羽1号炉	3293	昭和60年9月18日	—																																																																								
2号炉	3293	平成2年9月28日	—																																																																								
3号炉	3293	平成5年8月11日	—																																																																								
4号炉	3293	平成6年8月11日	—																																																																								
5号炉	3293	平成2年4月10日	—																																																																								
6号炉	3926	平成8年11月7日	—																																																																								
7号炉	3926	平成9年7月2日	—																																																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>るにあるよう努めるとともに、保守業務を継続的に改善していくことで、より設備の安全性と信頼性を向上させ、保守に関する経験を蓄積してきた。</p> <p>当社は、平成14年8月29日に公表した自主点検作業記録に関するトラブル隠しの反省を踏まえて制定された「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111)」(以下、「JEAC4111」という。)及び「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209)」(以下、「JEAC4209」という。)に則するかたちに、保守管理についての考え方を再整備するとともに、保守管理体制について見直しを実施した。</p> <p>その後、当社の保守管理は、従来の時間計画保全(定期的な分解点検)を基本にした保全方式から、構築物、系統及び機器の故障等によるプラントへの影響評価をベースに決定した重要度に基づき、時間計画保全(点検間隔の変更を含む)、状態監視保全及び事後保全から最も適切な保全方式を選定する方式(以下「RCM」(Reliability Centered Maintenance)という。)に転換することを目指している。</p> <p>また、RCMを確実に実施していくためには、膨大な状態監視保全データを効率よく収集し評価することが重要であるため、基本となる機器マスターデータベースの整備と、機器マスターデータベースと連携の取れた点検履歴データベース等の構築・整備についても取り組んでいる。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、現状の保守管理業務は、JEAC4111及びJEAC4209に準拠するかたちで、以下に示す保守に関する計画、実施、評価及び改善(以下、「PDCA」という。)の基本要件を定めた保守管理計画に基づき実施しており、今後も継続的に改善を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保守管理の実施方針及び保守管理目標 ● 保全プログラムの策定 ● 保全対象範囲の策定 ● 保全重要度の設定 ● 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 ● 保全計画の策定 ● 保全の実施 ● 点検・補修等の結果の確認・評価 ● 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置 ● 保全の有効性評価 ● 保守管理の有効性評価 	<p>営業運転開始以来、計4基の原子力発電所において、約50年に及ぶ運転並びに東海発電所及び敦賀発電所1号炉での廃止措置を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p>	<p>営業運転開始以来、計2基の原子力発電所において、約45年に及ぶ運転並びに島根原子力発電所1号炉での廃止措置を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>柏崎6/7は、過去の教訓を生かした取組みを記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>● 情報共有</p> <p>(設備改造の実績)</p> <p>(a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、<u>柏崎刈羽原子力発電所において平成 22 年には 1 号炉起動領域モニタへの変更、平成 23 年には雑固体廃棄物の処理方法への固型化处理 (モルタル) の追加並びに平成 26 年には使用済燃料輸送容器保管建屋等の設計及び工事を順次実施している。</u></p> <p>また、<u>耐震安全性向上工事として、平成 20 年から原子炉建屋屋根トラス、原子炉建屋天井クレーン、燃料取替機等</u>について設計及び工事を実施している。</p> <p>(保守・改良工事等による継続的な改善の実績)</p> <p>(b) <u>これまで当社のプラントでは、応力腐食割れ (以下「SCC」という。) によるステンレス鋼製機器 (原子炉内構造物、原子炉再循環系配管等) の損傷事例が確認されており、柏崎刈羽原子力発電所ではこの対策として、原子炉再循環系配管の取替を行っている。</u></p> <p>また、<u>酸化チタンを原子炉内に注入し光触媒として利用することにより、原子炉を構成する材料の腐食電位を低下させて原子炉内ステンレス系材料の SCC を抑制する技術を開発、福島第二原子力発電所 1 号炉に適用し効果を確認した。</u></p> <p><u>大規模で長期にわたる工事の実績としては、福島第一原子力発電所 3 号炉における世界初の炉心シュラウド交換を実施し、その後、福島第一原子力発電所 1 号、2 号及び 5 号炉においても実施した実績を有する。</u></p> <p><u>配管減肉管理については、内部流体による配管減肉事象が確認されており、この対策として、材料の見直し (炭素鋼から低合金鋼に変更) や、オリフィス等の乱流発生要素の設置位置見直し等の改造を実施している。</u></p> <p><u>さらに小口径配管について、配管振動によるソケット溶接部の疲労割れ等の損傷事例が確認されたため、溶接方法の変更 (ソケット溶接から突合せ溶接に変更) を実施している。</u></p> <p>福島第一原子力発電所事故以降は、<u>事故の反省を踏まえ、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保</u></p>	<p>b. 本変更に関して、設計及び工事の経験として、<u>東海第二発電所において平成 19 年には給水加熱器の取替え及び平成 21 年には固体廃棄物作業建屋設置工事等の設計及び工事を順次実施している。</u>また、<u>耐震裕度向上工事として、残留熱除去系熱交換器、可燃性ガス処理系配管、中央制御室換気空調系ダクトサポート、排気筒</u>について設計及び工事を実施している。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、<u>重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点</u></p>	<p>(a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、<u>島根原子力発電所において平成 19 年から平成 20 年にかけて、非常用炉心冷却系ストレナーナの取替工事、平成 22 年から平成 24 年にかけて、原子炉再循環系配管の取替工事等の設計及び工事を順次実施している。</u></p> <p>また、<u>耐震安全性向上工事として、平成 21 年からは残留熱除去系配管等の支持構造物、原子炉建物屋根トラス、原子炉建物天井クレーン、燃料取替機等</u>について設計及び工事を実施している。</p> <p>(b) <u>これまで他社プラントにおいて、応力腐食割れによるステンレス鋼製機器 (原子炉内構造物、原子炉再循環系配管等) の損傷事例が確認されており、島根原子力発電所ではこの対策として、原子炉再循環系配管、液体ポイズン系配管、計装配管等の低炭素ステンレス鋼材への取替、及び原子炉再循環系配管、残留熱除去系配管の溶接部に対し、高周波加熱処理 (IHSI) を行っている。</u></p> <p><u>大規模で長期にわたる工事としては、島根原子力発電所 1 号炉における炉心シュラウド交換を実施した実績を有する。</u></p> <p><u>配管減肉管理については、内部流体による配管減肉事象が確認されており、この対策として、材料の見直し (炭素鋼から低合金鋼に変更) や、オリフィス等の乱流発生要素の設置位置見直し等の改造を実施している。</u></p> <p><u>さらに、小口径配管について、他社のプラントにおいて配管振動によるソケット溶接部の疲労割れなどの損傷事例が確認されたことを踏まえ、島根原子力発電所では溶接方法の変更 (ソケット溶接から突合せ溶接に変更) 及びサポートの追設を実施している。</u></p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、<u>重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から</u></p>	<p>・工事実績の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>柏崎 6/7 及び島根 2 号炉は、保守・改良工事等による継続的な改善の実績について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>守点検活動を社員自らが行き、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直営で実施できるよう、以下のような取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ポンプ用電動機の取替作業</u> ● <u>弁・ポンプの分解点検</u> ● <u>運転員による設備診断</u> ● <u>足場組立て・空調ダクトの修理作業</u> ● <u>低圧・高圧ケーブル端末処理</u> <p>(安全性向上対策に関する設計・工事及び保守の実績)</p> <p>(c) <u>当社はこれまで、アクシデントマネジメント対策として、耐圧強化ベント設備の追加、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への代替注水設備の追加、非常用電源のユニット間融通設備の追加、アクシデントマネジメント実施に必要な計装系の追加と計測レンジの変更</u>を検討し、対策工事を実施している。</p> <p>また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、<u>電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討</u>を行い、対策工事を実施している。</p> <p>さらに、<u>新規制基準施行前に独自に実施した安全性向上策として、防潮堤、淡水貯水池、ガスタービン発電機車、緊急用の高圧配電盤、代替海水熱交換器設備の設置等</u>に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>また、社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</p> <p>本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策等の安全性向上対策の経験を以下に示す。</p> <p>① <u>アクシデントマネジメント対策について</u></p> <p>米国スリーマイルアイランドの事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。設備面では、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能をさらに向上させるものとして、<u>復水補給水系、消火系による原子炉代替注水、原子炉格納容器スプレイ及び下部ドライウェルへの代替注水手段の確保、耐圧強化ベントラインの設置及び発電用原子炉施設間での電源融通に関する設備改造</u>を実施して</p>	<p>検活動を社員自らが行き、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直営で実施できるよう<u>取り組み</u>を行っている。</p> <p>c. <u>更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用直流母線への予備充電器を介した電源融通設備の追加</u>を検討し、対策工事を実施している。また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、<u>高圧電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討</u>を行い、対策工事を実施している。</p> <p>また、運転及び保守に関する社内規程の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</p> <p>本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策の経験を以下に示す。</p> <p>(a) <u>アクシデントマネジメント対策について</u></p> <p>米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきた。設備面では、発電用原子炉及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能をさらに向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉停止機能にかかわるもの <p>：再循環ポンプトリップ設備及び代替制御棒挿入設備の追加</p>	<p><u>保守点検活動を当社社員自らが行き</u>、知識・技能の向上を図り、緊急時に<u>当社社員自らが直営で実施できるよう、以下のような取り組み</u>を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>電源喪失時の重要パラメータ監視計器復旧作業</u> ・<u>高圧ケーブル敷設及び接続作業</u> ・<u>可搬型重大事故等対処設備への燃料補給作業</u> <p>(c) <u>更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加</u>を検討し、対策工事を実施している。</p> <p>また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、<u>高圧発電機車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討</u>を行い、対策工事を実施している。</p> <p>さらに、<u>新規制基準施行前から独自に実施した安全性向上策として、防波壁、移動式代替熱交換器設備の設置等</u>に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>また、<u>運転及び保守に関する社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</u></p> <p>本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策等の安全性向上対策の経験を以下に示す。</p> <p>① <u>アクシデントマネジメント対策について</u></p> <p>米国スリーマイルアイランドの事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。設備面では、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能を更に向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉停止機能にかかわるもの</u> <p><u>再循環ポンプトリップ設備及び代替制御棒挿入設備の</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施項目の相違【柏崎 6/7】 ・AM 対策工事の相違【柏崎 6/7】 ・設備の相違【柏崎 6/7、東海第二】 ・記載方針の相違【東海第二】 新規制基準施行以前の安全性向上策の有無 ・記載方針の相違【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>いる。加えて、BWR-5である柏崎刈羽原子力発電所1号から5号炉においては、<u>原子炉停止機能の向上に寄与する再循環ポンプトリップ及び代替制御棒挿入、原子炉圧力容器への注水機能の向上に寄与する原子炉減圧の自動化</u>を実施している。</p> <p>また、<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>が所管する社内規定類にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識、技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。</p> <p>②中越沖地震の教訓の取り込みについて 平成19年7月の中越沖地震後における安全対策として、<u>排気筒や建屋の屋根を支えるトラス（鉄骨構造）の耐震強化を行うとともに、国内の原子力発電所としては初となる免震重要棟を設置した。また、消火系ラインに建屋外から注水できるラインを追設した。</u></p> <p>③緊急安全対策等について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉、使用済燃料プールの除熱機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の電源確保 電源車の配備、<u>接続ケーブルの配備。</u> ● 発電用原子炉、<u>使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保</u> <u>予備ポンベ等を用いた原子炉減圧手順の整備、電源車等による補給水ポンプ等への電力供給又は消防車による注水手順の整備</u> ● 津波等に係る浸水対策 安全上重要な設備が設置されている<u>建屋入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施。</u> また、緊急安全対策に加え、<u>新規制基準施行より以前に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るため、主に「防潮堤の設置」、</u><u>「建屋への浸</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉及び格納容器への注水機能にかかわるもの ：既存の代替注水設備（<u>消火系、復水補給水系</u>）間の連絡配管の設置、<u>ペDESTAL部への注水配管及び流量計の設置並びに原子炉自動減圧設備の追加</u> ・格納容器からの除熱機能にかかわるもの ：<u>耐圧強化ベント設備の追加</u> ・安全機能のサポート機能にかかわるもの ：<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用直流母線への予備充電器を介した電源融通設備の追加</u> <p>また、<u>東海第二発電所</u>が所管する社内規程にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識、技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。</p> <p>(b) 緊急安全対策について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び使用済燃料ピットの除熱機能の確保等の観点から以下の対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の電源確保 ：<u>高圧電源車の配備</u> ・発電用原子炉及び使用済燃料ピットの除熱機能の確保 ：<u>消防ポンプ、ホースの配備、海水ポンプモータ予備品の保有</u> <ul style="list-style-type: none"> ・津波等に係る浸水対策 ：安全上重要な設備が設置されている<u>建屋入口扉の水密化及び貫通部の止水対策の実施</u> 	<p><u>追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉及び格納容器への注水にかかわるもの</u> <u>原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加及び原子炉自動減圧設備の追加</u> ・<u>格納容器からの除熱機能にかかわるもの</u> <u>原子炉格納容器耐圧強化ベント設備の追加</u> ・<u>安全機能のサポート機能にかかわるもの</u> <u>非常用電源のユニット間融通設備の追加</u> <p>また、<u>島根原子力発電所</u>が所管する社内規定類にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識・技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。</p> <p>② 緊急安全対策等について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び燃料プールの除熱機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の電源確保 <u>高圧発電機車の配備、電源ケーブルの配備</u> ・<u>発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保</u> <u>消防ポンプ車、消防ホース、窒素ガスボンベの配備、注水継続又は代替注水のための純水タンク、ろ過水タンク、輪谷貯水槽及び海水を水源としての注水手順の整備</u> ・津波等に係る浸水対策 安全上重要な設備が設置されている<u>建物入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施</u> また、緊急安全対策に加え、<u>新規制基準施行より以前から、発電用原子炉及び使用済燃料プールの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るため、主に「防波壁の設置」、</u> 	<p>東海第二及び当社は対策内容を箇条書きで記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎6/7】 柏崎は中越沖地震における安全対策として実施した工事実績を記載 ・緊急安全対策内容の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ・記載方針の相違 【東海第二】 柏崎及び当社は、新規制基準施行以前からの

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防潮堤の設置 ● 建屋への浸水防止 原子炉建屋の防潮壁・防潮板の設置、原子炉建屋等の扉の水密化、海水取水ラインハッチ等の止水及びタービン建屋と原子炉建屋間の貫通部の止水。 ● 除熱・冷却機能の更なる強化 淡水貯水池の設置、ガスタービン発電機等への追加配備、緊急用の高圧配電盤の設置と原子炉建屋への常設ケーブルの敷設、代替水中ポンプ及び代替海水熱交換器設備の配備、原子炉建屋トップベント設備の設置、環境モニタリング設備等の増強、及び高台への緊急時資機材倉庫の設置。 <p>(新規制基準対応を踏まえた設計及び工事の実績)</p> <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、柏崎刈羽原子力発電所では <u>62 事象</u> の自然現象及び人為事象を評価した上で下記のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然災害等対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震 設計基準対象施設の耐震クラスに応じて、地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界の考慮による設計を実施している。 ● 津波 設計基準対象施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路及び放水路等の経路から流入させない設計を検討している。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。 	<p>d. 新規制基準施行を踏まえ、下記のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を実施している。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備している。</p> <p>(a) 自然災害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界の考慮による設計について検討し、基本設計を実施した。</p> <p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路及び放水路等の経路から流入させない設計について検討し、基本設計を実施した。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。</p>	<p>「建物への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を検討・実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防波壁の設置 ● 建物への浸水防止 原子炉建物等の扉の水密化及びタービン建物と原子炉建物間の貫通部の止水 ● 除熱・冷却機能の更なる強化 原子炉補機海水ポンプ用電動機の子備品、原子炉補機海水ポンプエリアへの防水壁の設置、代替水中ポンプ及び移動式代替熱交換器設備の配備、環境モニタリング設備等の増強 <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、島根原子力発電所では <u>78 事象</u> の自然現象及び人為事象を評価した上で下記のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然災害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界の考慮による設計を実施している。</p> <p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、水密扉の設置、貫通部の止水対策等を実施し、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路、放水路等の経路から流入させない設計としている。</p>	<p>安全性向上策を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違【東海第二】 柏崎及び当社は、抽出した自然現象及び人為事象の総数について記載 ・設計上考慮する外部事象の抽出方針の相違に伴う数の相違【柏崎 6/7】 ・基本設計の内容を記載【東海第二】 ・基本設計の内容を記載【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>● 基準竜巻 「最大風速 92m/s の竜巻による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象による荷重」等を適切に組み合わせた設計荷重に対して，<u>建屋扉のリブレース，建屋開口部や屋外機器に対する竜巻防護ネットの設置，軽油タンクのリブレース等の防護対策</u>を検討し，実施している。</p> <p>● 火山 敷地内で想定される降下火砕物の層厚を設定し，直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計，水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系，電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また，降下火砕物が換気空調系のフィルタに付着した場合でも，取替又は清掃が可能な設計としている。</p> <p>● 外部火災 森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し，設置した。航空機墜落による火災では，発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し，建屋表面温度及び室内温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>● 内部火災 安全機能を有する構築物，系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止，早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について，異なる種類の感知器の設置，煙充満等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置，安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して，技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>● 内部溢水 溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し，防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で，没水，被水及び蒸気の影響を検討し，水密扉及び床ドレン逆流防止治具等の設置，電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p>	<p>竜巻：最大風速<u>100m/s</u> の竜巻による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせた設計荷重に対して，<u>竜巻防護対策設備等による防護対策</u>について検討し，<u>基本設計を実施した。</u></p> <p>火山：敷地内で想定される層厚の降下火砕物を設定し，直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計，水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系，電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計について検討し，<u>基本設計を実施した。</u></p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出した。航空機墜落による火災では，発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し，建屋表面温度を許容温度以下とする設計について検討し，<u>基本設計を実施した。</u></p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物，系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止，早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護に関して，<u>技術的な検討を実施している。</u></p> <p><u>溢水</u>：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し，防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定し，<u>没水，被水及び蒸気の影響評価を行い，対策について検討し，基本設計を実施した。</u></p>	<p>竜巻：「最大風速 <u>92m/s</u> の竜巻による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象による荷重」等を適切に組み合わせた設計荷重に対して，<u>建物開口部や屋外機器に対する竜巻防護ネット又は竜巻防護鋼板の設置等の防護対策</u>を検討し，<u>実施している。</u></p> <p>火山：敷地内で想定される降下火砕物の層厚を設定し，直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計，水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系，電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。<u>また，降下火砕物が空調換気系のフィルタに付着した場合でも，取替又は清掃が可能な設計としている。</u></p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し，<u>設置している。</u>航空機墜落による火災では，発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し，建屋表面温度及び室内温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物，系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止，早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について，異なる感知方式の感知器の設置，煙充満等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置，<u>安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置</u>に関して，技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p><u>内部溢水</u>：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し，溢水防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で，<u>没水，被水及び蒸気の影響</u>を検討し，<u>水密扉及び床ドレン逆止弁等の設置，電路・配管貫通部の止水対策等</u>を実施している。</p>	<p>・設計方針の相違 【東海第二】 東海第二では，竜巻発生の不確実性を考慮し，基準竜巻の最大風速 92m/s を安全側に切り上げている。</p> <p>・基本設計の内容を記載 【東海第二】</p> <p>・基本設計の内容を記載 【東海第二】</p> <p>・設計方針の相違 【東海第二】</p> <p>・基本設計の内容を記載 【東海第二】</p> <p>・検討内容を記載 【東海第二】</p> <p>・基本設計の内容を記載 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 重大事故等対策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重大事故等 <ul style="list-style-type: none"> 新規制基準施行以前から、<u>福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた当社原子力発電プラントの安全確保に関する基本的な考え方をまとめ、設計拡張状態 (DEC) の概念を取り入れた深層防護の強化、全交流動力電源喪失事象 (SBO) に対する対策の強化、フェーズドアプローチの考え方を取り入れた事故時の時間軸に応じた対応手段の検討を行い、既設設備の更なる活用手段を確立させるとともに、原子炉格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置 (フィルタベント) の自社開発や、SBO 時に高圧注水系の冗長性を持たせるための高圧代替注水系 (HPAC) の新設等の取り組みを進めている。</u> 新規制基準施行後も、蓄電池や窒素ガスボンベ等の既設設備の増強や<u>大容量送水車等の新設設備の導入を進めるとともに、代替逃がし安全弁駆動装置の設置や、当社独自のシステムである代替循環冷却系の開発を行い、これら重大事故等対処設備を活用するための手順を策定して、重大事故等を収束させる手段の拡充を進めている。</u> ● 大規模損壊 <ul style="list-style-type: none"> 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内の人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用して様々な事態において柔軟に対応することを検討している。 <p>(リスク情報活用の取り組み)</p> <p>d. リスク情報活用の<u>取り組みとして、ABWR の安全システムの設計、アクシデントマネジメント策の検討に活用してきた。</u>また、<u>自社グループ内での確率論的リスク評価 (以下「PRA」という。) 実施体制を整備し、自社プラントのモデルを構築、随時改良を重ねるとともに、定期安全レビューにおける運転時・停止時の PRA、定期検査時のリスク把握に活用してきた。</u></p> <p>福島第一原子力発電所事故以降は、<u>地震 PRA・津波 PRA の実施による外部事象のリスクの把握、重大事故対策を含めたモデルによる PRA を実施し、対策によるリスク低減効果の定量的な把握等に活用してきた。</u></p>	<p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故時：<u>重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設内において重大事故等対処設備である物的資源を活用し早期に重大事故等を収束させる対応について検討し、基本設計を実施した。</u></p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内において人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用し様々な事態において柔軟に対応することについて検討し、基本設計を実施した。</p>	<p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：<u>原子炉格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置 (フィルタベント) や、全交流動力電源喪失事象 (SBO) 時に高圧注水系の冗長性を持たせるための高圧代替注水系 (HPAC) の新設、静的触媒式水素処理装置の設置などの対応について検討し、基本設計を実施した。</u></p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内の人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用して様々な事態において柔軟に対応することについて検討し、基本設計を実施した。</p> <p>d. リスク情報活用の<u>取組みとして、アクシデントマネジメント策の検討に活用してきた。また、自社プラント確率論的リスク評価 (以下「PRA」という。) モデルの改良を重ねるとともに、定期安全レビューにおける運転時・停止時の PRA、定期検査時のリスク把握に活用してきた。</u></p> <p><u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震 PRA・津波 PRA の実施により、外部事象のリスクの定量的な把握等に活用してきた。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 柏崎 6/7 は自社開発した設備について記載 ・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は、新規制基準施行後に実施した工事等の実績を記載 ・記載方針の相違 【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>今後は、PRA モデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱性を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p> <p>(国内関連施設への派遣による経験の蓄積)</p> <p>e. 当社原子力発電所内の訓練施設及び国内の原子力関係機関であるBWR 運転訓練センター(以下「BTC」という。)では、従来から下記の訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所内の訓練施設で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>保全業務に関する訓練</u> 保全業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬した訓練設備により、保全業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。保全業務に関する訓練は、対象者の業務内容に応じ3つのカリキュラム(機械関係、電気関係及び計装関係)を設定し、別紙3-1に示すとおり、それぞれ習熟度に応じて3つのコース(A級、B級及びC級)に分けている(⑥-1 所内訓練施設での訓練)。 ● 運転訓練 <u>プラント特性と制御系、ヒューマンファクターに関する事項等の教育を実施する基準訓練を設定し、実施している。基準訓練についても、対象者の習熟度に応じ3つのコース(初級コース、中級コース及び上級コース)に分けている。</u> 	<p>e. 当社東海総合研修センター、敦賀総合研修センター及び国内の原子力関係機関である株式会社BWR 運転訓練センター(以下「BTC」という。)では、従来から下記の訓練を実施している。</p> <p>(a) <u>東海総合研修センター</u>で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>保修訓練</u> 保守に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実物と同等な訓練設備により、<u>保修業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。保修訓練コースは、それぞれ習熟度に応じて3つのコース(保修訓練初級コース、保修訓練上級コース、保修直営化教育コース)に分けている。</u> ● 運転訓練 <u>運転に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、東海第二発電所を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ4つのコース(ファミリー訓練コース、初級運転コース、上級運転コース、運転管理者コース)に分けている。</u> <p>(b) <u>敦賀総合研修センター</u>で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>保修訓練</u> <u>保守に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実物と同等な訓練設備により、保修業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。保修訓練コースは、それぞれ習熟度に応じて3つのコース(保修訓練初級コース、保修訓練上級コース、保修直営化教育コース)に分けている。</u> ● <u>運転訓練</u> <u>運転に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、</u> 	<p>今後は、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱点を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p> <p>e. 当社原子力発電所の訓練施設及び国内の原子力関係機関である株式会社BWR 運転訓練センター(以下「BTC」という。)では、従来から下記の訓練を実施している。</p> <p>(a) <u>原子力発電所の訓練施設</u>で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>原子力研修教育訓練</u> 保全業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬した訓練設備により、保全業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。<u>保全業務に関する訓練は、対象者の業務内容に応じたカリキュラム(共通、安全、機械設備及び電気設備等)を設定し、それぞれ習熟度に応じて3つのコース(初級教育、中級教育及び専門教育)に分けている。</u> ● 運転訓練 <u>発電用原子炉の運転業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。</u> <u>シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ、8つのコース(運転基礎研修、BTC初級補完研修、オペレータ養成研修、EOP初級研修、再研修、当直管理者研修、直員連携研修及び特別訓練研修)に分けている。</u> 	<p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 訓練コースの相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 訓練コースの相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 東海第二は訓練内容を自社の研修センターごとに記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) BTC で行われる訓練</p> <p>発電用原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。</p> <p>シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ4つのコース（<u>初期訓練コース</u>、<u>反復訓練コース</u>、<u>連携訓練コース及びその他訓練コース</u>）に分けている。</p> <p>● <u>初期訓練コース</u></p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコース。以下の7段階に分かれており、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初級Ⅰ：BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御等の基礎理論について習得。 ・初級Ⅱ：中央制御室での運転に必要な総合的技量を習得。 ・中級Ⅰ：初級Ⅰ、Ⅱで習得した知識・技能を総括するとともに、<u>異常時対応（事象ベース）能力の習熟度を高め、実践的な総合的技量を向上。</u> ・中級Ⅱ：<u>異常時対応（徴候ベース）能力に関する知識・技能を向上させ、中央制御室操作員としての必要な知識・技能の総合的技量を向上。</u> ・中級Ⅲ：中央制御室操作員の上位者として、法令、保安規定等の幅広い運転管理知識を拡充の上、広範囲に及ぶ異常時対応（事象ベース、徴候ベース、シビアアクシデント）能力を向上。 ・上級初期：核工学、熱工学の知識を含む発電用原子炉施設の構造及び性能、法令・保安規定、事例検討を含む統督に関する知識の習得を図るとともに、指揮者としての異常時対応（<u>徴候ベース、シビアアクシデント</u>）能力を習得する。 	<p>(c) B T Cで行われる訓練</p> <p>原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。</p> <p>シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ2つのコース（<u>基準訓練コース</u>、<u>継続訓練コース</u>）に分けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>基準訓練コース</u> 原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。 初級Ⅰ：BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御工学、安全工学等の基礎理論について習得。 初級Ⅱ：中央制御室での運転に必要な基礎的技量を習得。 初級Ⅲ：<u>異常時運転操作を習得し、中央制御室での運転に必要な総合的技量を習得。</u> 中級Ⅰ：<u>異常時運転操作（事象ベース、徴候ベース）に関する知識、技能を向上し、中央制御室操作員として必要な知識・技能の総合的技量を向上。</u> 中級ⅠS：<u>重大事故を防ぐ取り組み（有効性評価）と、事故シーケンスに関する訓練を通じて、中央制御室操作員として必要な知識・技能を習得。</u> 中級Ⅱ：中央制御室操作員の上位者として、法令、保安規定等の幅広い運転管理知識を拡充の上、広範囲に及ぶ異常時対応能力（事象ベース、徴候ベース）を向上。 中級ⅡS：<u>重大事故を防ぐ取り組み／炉心損傷後の対応について、事象を収束させるために必要となる知識および技能を学習。</u> 上級Ⅰ：運転責任者として要求される技量を総合的に習得。 上級Ⅱ：運転責任者資格の更新。 	<p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>発電用原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。</p> <p>シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ2つのコース（<u>基準訓練コース</u>、<u>継続訓練コース</u>）に分けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>基準訓練コース</u> 原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。 初級Ⅰ：BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御工学、安全工学等の基礎理論について習得する。 初級Ⅱ：中央制御室での運転に必要な基礎的技量を習得する。 中級Ⅱ：中央制御室操作員の上位者として、法令、保安規定等の幅広い運転管理知識を拡充の上、広範囲に及ぶ異常時対応能力（事象ベース、徴候ベース）を習得する。 上級Ⅰ：運転責任者として要求される技量を総合的に習得する。 上級Ⅱ：運転責任者資格の更新を行う。 	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】 訓練コースの設定箇所 の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・上級Ⅰ：運転責任者として要求される技量を総括的に習得する。</p> <p>● <u>反復訓練コース</u> 通常時，異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。<u>運転員の経験，職位に応じ訓練内容が以下の6種類設定されており，運転員を定期的に派遣している。</u></p> <p>・<u>中級ⅡA/交流Ⅰ：中級Ⅱの訓練内容を標準として，異常時対応（事象ベース）を重点とする。</u></p> <p>・<u>中級ⅡB/交流Ⅱ：中級Ⅱの訓練内容を標準として，通常操作と異常時対応（事象ベース）の習熟と異常時対応（徴候ベース）の基本習熟を重点とする。</u></p> <p>・<u>中級ⅡC：中級Ⅱの訓練内容を標準として，異常時対応（徴候ベース）の実践的訓練を主体とする。</u></p> <p>・<u>中級ⅢB/C：中級Ⅲの訓練内容を標準として，異常時対応（徴候ベース）の実践的訓練を主体とする。また，異常時対応（徴候ベース，シビアアクシデント）を範囲とし，原子力災害対策特別措置法・通報訓練を含む。</u></p> <p>・<u>上級Ⅲ：上級初期の訓練内容を標準として，異常時対応（徴候ベース）の実践的訓練を主体とする。また，異常時対応（徴候ベース，シビアアクシデント）の基本習熟を重点とする。</u></p> <p>・上級Ⅱ：運転責任者資格の更新を行う。</p> <p>● <u>連携訓練コース</u> チーム連携力の維持・向上を目的とした訓練。</p> <p>● <u>その他訓練コース</u></p> <p>・<u>SA 訓練：重大事故等への拡大を防ぐ取組み及び重大事故後の対応について事象を収束させるために必要となる知識及び技能を習得する。</u></p> <p>・<u>炉型切替訓練：ABWR 以外の炉型から ABWR へ異動してきた運転員を対象として，ABWR プラントの基礎，特徴を理解する。</u></p> <p>(1F 事故を踏まえた訓練による経験の蓄積)</p> <p>f. <u>福島第一原子力発電所事故を踏まえ，重大事故等対処設備の整備強化等の設備面の対策だけではなく，重大事故等対処設備を用いた事故対応のための訓練を強化し，継続的に実施してい</u></p>	<p>・<u>継続訓練コース</u> 通常時，異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。</p> <p>上級Ⅴ：<u>シビアアクシデント（炉心損傷事象）への拡大を防ぐ取組み／炉心損傷後の対応を復習，事故時における状況判断の反復。</u></p> <p>f. <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ，「東海総合研修センター及び敦賀総合研修センターを活用した訓練実績（平成28年度）」（別紙3-1）（⑤-1，⑥-1）及び</u></p>	<p>・<u>継続訓練コース</u> 通常時，異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。</p> <p>上級Ⅴ：<u>炉心損傷事象への拡大を防ぐ取組み，炉心損傷後の対応を復習し，事故時における状況判断（重大事故）の反復学習を行う。</u></p> <p>f. <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ，「原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について（令和元年度）」（別紙3-1）（⑥-1）及び「安全性向上対策</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>る。</p> <p>(a) 原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>重大事故等の状態を想定し、発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を習得するため、可搬型設備等を使用した訓練を実施している。</u> ● 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 <p>(b) BTC で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-2に実績を示す(⑥-2 BTC 訓練の実績)。</u> ● <u>重大事故等への拡大を防ぐ取り組み及び炉心損傷後の対応について、事象を収束させるために必要となる知識及び技能を学習するSA訓練を実施しており、別紙3-2に実績を示す(⑥-3 BTC 訓練の実績)。</u> <p>これらの訓練は、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p> <p>(運転経験の活用)</p> <p>g. <u>福島第一原子力発電所事故では、運転経験情報の検討手順が、事故が生じた原因のみに着目し、教訓を拾い上げにくいプロセスになっていたため、ルブレイエ原子力発電所(フランス)における洪水による電源喪失事故、馬鞍山原子力発電所(台湾)における外部電源喪失事故と非常用ディーゼル発電機の起動失敗の重畳による全電源喪失事故、マドラス原子力発電所(インド)におけるスマトラ島沖地震によって発生した津波による海水ポンプの浸水事象のように福島原子力事故を少しでも緩和で</u></p>	<p>「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」(別紙3-2)(⑥-2)に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>(a) 職場内で行われる訓練</p> <p>交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料プールを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作が対応できることを確認するための訓練を実施している。</p> <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>運転員及び発電室員(運転責任者資格保有者)を対象に、「SA訓練コース(上級)」に参加している。このコースは、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p>	<p>設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」(別紙3-2)(⑥-2, ⑥-3)に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料プールを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作が対応できることを確認するための訓練を実施している。</u> ● <u>発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。</u> ● <u>全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-2(⑥-2)に実績を示す。</u> <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「SA訓練コース(上級)」及び「上級S訓練コース」に参加している。この「SA訓練コース(上級)」は、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 訓練内容の記載有無</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 1F事故の経験を踏まえた取り組みの記載有無</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>きた可能性のあるトラブル情報を安全性の向上対策に活用できなかったものである。</u></p> <p><u>このように、福島第一原子力発電所事故以前は、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報（運転経験情報）の活用に弱みがあった。重大事故等の予兆となる運転経験情報を十分に活用できていれば、事故を少しでも緩和できた可能性があるとの反省から、国内外の運転経験情報について有効に活用できるように、以下のように業務プロセスを改善し、情報の収集や対策検討の迅速化、原子力部門全員がこれを活用できるように取り組みを進めている。</u></p> <p><u>① 事故が生じた原因のみに着目した評価になっていたこと、本社の一部の組織のみで対策を検討していたことから、大局的な視点での検討に至っていなかった。現在では、原子力安全への影響の有無や当該事業者が採った対策に着目する等、観点や留意点を定めた上で検討を行っている。また、発電所のライン部門等が検討に参画することで、リスク管理に有用な検討となっている。</u></p> <p><u>② トラブル情報の収集から対策検討までに時間が掛かっていた点については、入手した情報が滞りなく処理されていることを測るPIを設定することで管理プロセスを強化した。処理状況はマネジメントレビュー等にも報告され、滞りなく計画的に処理が行われている。</u></p> <p><u>③ 社内において、トラブル情報から教訓を得て改善を図るという意識が低かったことから、トラブル情報へのアクセスのし易さの改善、トラブル情報概要版や良好事例の作成、トラブル情報に関する原子力リーダーからの定期的なメッセージの配信等により、組織全体の意識の向上を図ってきた。さらに、毎日、トラブル情報から作業に含まれるリスクやその対策を抽出し、定例ミーティング等で共有することで、“他者に学び、自らの業務を改善する”という姿勢を養っている。</u></p> <p>また、<u>運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。これらの情報のうち、予防処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規定類に基づき必要な活動を行っている。</u></p>	<p>g. <u>運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。これらの情報は全て社内関係箇所へ周知されるが、そのうち、予防処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規程に基づき必要な活動を行っている。</u></p>	<p>g. <u>運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。これらの情報は全て社内関係箇所へ周知されるが、そのうち、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規定類に基づき必要な活動を行っている。</u></p>	<p>・処理プロセスの相違 【柏崎6/7，東海第二】 品管規則施行前の柏崎および東海第二は自社／他社の情報を予防処置のプロセスで処理。対して、品管規則施行後の島根2号炉は、トラブル等情報源が自社／他社によって是正処置／</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>これらの活動については、入手した情報について下記の流れで検討することを別紙3-3に示す社内規定類「事故・故障情報及び耐震新知見情報処理マニュアル」に定めている。(⑤-1, ⑥-4 事故・故障情報処理の基本的フロー)</p> <p>(a) 入手情報全てをシステムに登録 本社取りまとめ箇所は運転経験情報を入力し、社内のシステム(原子力保全統合マネジメントシステム)へ登録する。</p> <p>(b) 一次スクリーニングの実施 本社取りまとめ箇所並びに設備を設計又は運用している本社及び発電所の各グループは、登録された情報についてスクリーニングを実施し、予防処置の検討が必要かどうかを判断する。これらの判断結果については、全て社内のシステムに記録される。</p> <p>(c) 二次スクリーニングの実施 予防処置の検討が必要と判断された情報については、本社パフォーマンス向上会議にて、改めて詳細調査の要否あるいは対策検討の要否を判断するとともに、調査及び検討の体制、検討期限や対策の基本方針を指示する。</p>	<p>「品質保証規程」(別紙3-3) (⑤-2, ⑥-3) に予防処置の基本的事項について規定し、具体的な予防処置の方法については、「予防処置対応要領」(別紙3-4) (⑤-3, ⑥-4) に規定しており、以下に基本的なフローについて示す。</p> <p>(a) 情報入手 プラント管理グループマネージャーはトラブル情報等(予防処置情報等を含む。)を入力し、関係箇所に情報提供する。</p> <p>(b) 情報の検討 ①プラント管理グループマネージャーは入手した情報のうち発電所のトラブル検討会における検討が必要と判断したものについて、技術連絡票により東海第二発電所運営管理室プラント管理グループマネージャー(以下「運営管理室プラント管理グループマネージャー」という。)へ検討を依頼する。また、これらについて管理リストに記載、登録し管理する。 ②プラント管理グループマネージャーは入手した情報が国外故障・トラブルの場合には、次に掲げる観点から技術連絡票により運営管理室プラント管理グループマネージャーへ調査、検討を依頼する。 ・当社発電所と同種の機器又は材料で発生した事象 ・当社発電所の未点検部位で発生した事象 ・経年変化、劣化による未経験の事象 ・人身災害に至った事象 ・人的事故、過誤防止策を講じる必要があると思われる事象</p> <p>(c) 検討結果の確認 ①運営管理室プラント管理グループマネージャーは、対策要否を検討しトラブル検討会での審議結果をプラント管理グループマネージャーに通知する。 ②プラント管理グループマネージャーを主査とする情報検討会において、発電所におけるトラブル情報等の検討結果(処置事項)を確認し、その妥当性について審議する。 ③プラント管理グループマネージャーは、前項の審議において</p>	<p>「不適合等管理基本要領」(別紙3-3) (⑤-1, ⑥-4) に未然防止処置の基本的事項について規定し、具体的な未然防止処置の方法については、「島根原子力発電所 未然防止処置手順書」(別紙3-4) (⑤-2, ⑥-5) に規定しており、以下に基本的なフローについて示す。</p> <p>(a) 情報入手 未然防止処置情報入手箇所の長(課長(技術))は、他施設のトラブル情報等を入力し、管理グレードを付与する。</p> <p>(b) 情報の検討 ア. 未然防止処置情報入手箇所の長は、入手した情報について次に掲げる観点からスクリーニングを実施する。 ・外部要因 ・偶発事象 ・当該業務・原子炉施設に固有の事項 ・事象・対策ともに軽微な事象 等 イ. 未然防止処置情報入手箇所の長は、上記アのスクリーニングの結果、未然防止処置の検討が必要と判断したものについて、対応実施箇所の長へ検討を依頼する。 ウ. 未然防止処置情報入手箇所の長は、上記アのスクリーニングの結果、未然防止処置の検討が不要と判断した情報については、スクリーニング実施書を作成し、管理グレードに応じて、発電所長を委員長とする原子力発電保安運営委員会、又は技術部長を主査とする未然防止処置検討会の審議を受ける。なお、他課との協議を要する情報の場合は、未然防止処置検討会にてスクリーニングを行う。</p> <p>(c) 検討結果の確認 ア. 対応実施箇所の長は、対策要否及び対策を検討し、対策の計画の適切性等について会議体の審議を受ける。 イ. 対応実施箇所の長は、審議結果を計画に反映し、管理グレードに応じた承認者の承認を得る。</p>	<p>未然防止処置のプロセスで処理。</p> <p>・処理プロセスの相違【東海第二】 情報管理方法の相違</p> <p>・処理プロセスの相違【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は自社/他社の情報源によって処理プロセスを区分けしているのに対し、柏崎は区分けがなく、東海第二は国内/国外で区分けている</p> <p>【東海第二】 島根2号炉は、スクリーニングした上で関係箇所に割り振って検討するのに対し、東海第二の場合は、トラブル検討会にて検討する</p> <p>・処理プロセスの相違【柏崎6/7】 二次スクリーニングの有無、基本方針の指示の有無、スクリーニング結果の審議の有無。 【東海第二】 東海第二の場合は、会議体でスクリーニングを行うが、島根2号炉の場合はスクリーニング</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(d) 予防処置の検討</p> <p>本社取りまとめ箇所及び設備を設計又は運用する本社の各グループは、二次スクリーニングの結果、予防処置の検討が必要となった情報について、以下の事項を行った上で、評価結果をまとめる。まとめた結果については、本社パフォーマンス向上会議に報告し確認を得る。まとめた結果については、社内のシステムに登録される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 起こり得る不適合及びその原因の特定 ● 予防処置の必要性の評価 <p><u>このように、入手した情報を全て社内システムに登録し、上記の流れに従い当社発電所における予防処置に必要な情報が確実に検討、処理される仕組みが構築されている。</u></p> <p><u>これまでに実施してきた運転経験情報の活用実績として、他電力のトラブル事例への対策実施例を別紙3-4に示す。</u></p> <p>(海外関係組織からの情報の活用)</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。別紙3-5に「過去3年間の海外派遣者(駐在,出張)実績について」派遣実績を示す(⑤-2,⑥-5 海外派遣者実績)。派遣により入手した情報は、適宜派遣者(駐在,出張)から報告されている。</p> <p>国外へ派遣した技術者が収集した情報は、予防処置に関する情報として活用するほか、<u>柏崎刈羽原子力発電所の安全向上策</u></p>	<p>発電所での追加確認、検討が必要と判断された場合は、審議結果を付して、<u>運営管理室プラント管理グループマネージャーへ確認、検討を依頼する。</u></p> <p>④情報検討会は、前項で依頼した追加確認、検討事項について、その結果を確認する。</p> <p>⑤プラント管理グループマネージャーは、<u>情報検討会での検討結果を発電管理室長及び品質保証担当へ報告する。</u></p> <p>⑥プラント管理グループマネージャーは、<u>情報検討会の審議結果を管理リストに記載する。</u></p> <p>⑦発電所の関係箇所は、<u>トラブル検討会、情報検討会での検討結果に基づき対策を具体化する。</u></p> <p>(d) 処置の実施</p> <p>①発電所の関係箇所は、<u>具体化した対策を実施する。</u></p> <p>②発電所の関係箇所は、対策実施状況を運営管理室プラント管理グループマネージャーに報告する。</p> <p><u>平成28年度の本店情報検討会及び東海第二発電所トラブル検討会の開催実績を別紙3-5に示す(⑤-4,⑥-5)。</u></p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。過去3年間の国外の原子力関係諸施設への派遣実績を別紙3-6に示す(⑤-5,⑥-6)。<u>平成29年度以降は、海外情報の入手と調査が必要な場合に適宜派遣の検討を行う。</u></p>	<p>(d) 処置の実施</p> <p>ア. <u>対応実施箇所の長は、対策を実施する。</u></p> <p>イ. <u>対応実施箇所の長は、対策実施状況を管理グレードに応じた確認者の確認を受ける。</u></p> <p><u>令和元年度の原子力発電保安運営委員会の開催実績を別紙3-5に示す(⑤-3,⑥-6)。</u></p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。別紙3-6「過去3年間の海外派遣者実績について」にて派遣実績を示す(⑤-4,⑥-7)。<u>派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。</u></p> <p><u>国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。</u></p>	<p>結果を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理プロセスの相違【東海第二】 島根2号炉は、対策要否、対策計画について審議するが、東海第二は、一旦、対策要否について審議する ・処理プロセスの相違【東海第二】 東海第二は、具体的な対策は、対応要否と合わせて検討する ・記載方針の相違【柏崎6/7】 島根2号炉は会議体の開催実績を記載 ・記載方針の相違【東海第二】 島根2号炉は、国外への派遣者により収集した情報の扱いについて記載 ・海外情報活用例の相違【柏崎6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を検討する際の参考情報としても役立っている。以下は福島第一原子力発電所の事故以降の情報活用例であるが、国外（INPO（Institute of Nuclear Power Operations）及びEPRI（Electric Power Research Institute））へ派遣した技術者からの情報の活用例を示す。</p> <p>（活用例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>米国における運転経験情報の活用例に関する調査</u> （毎日の定例ミーティング等においてOE 情報を共有する取り組みの参考資料として活用） ● <u>米国における運転員の資格に関する調査</u> （STA（シフトテクニカルアドバイザー）の導入に関する参考資料として活用） ● <u>米国におけるコンフィグレーションマネジメントのあり方に関する調査</u> （国際的にトップレベルの設計根拠管理、設備構成管理プロセスを構築するために活用） ● <u>米国の原子力発電所における火災防護対策及び火災防護計画に関する調査</u> （火災の発生防止、感知及び消火、影響軽減に関する設備対策及び火災防護計画の策定に活用） <p>今後も継続的に海外からの情報収集及びその活用に努めていく。</p> <p>以上のとおり、これまでの経験に加え、今後も継続的に経験を蓄積していく方針であり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有している。</p> <p>別紙3-1 原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について（平成27年度）</p> <p>別紙3-2 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-3 <u>事故・故障情報及び耐震新知見情報処理マニュアル</u>（抜粋）</p> <p>別紙3-4 <u>他電力のトラブル事例の影響評価とその対策の実施例</u></p> <p>別紙3-5 過去3年間の海外派遣者実績について</p>	<p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 <u>東海総合研修センター及び敦賀総合研修センター</u>を活用した訓練実績（平成28年度）</p> <p>別紙3-2 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-3 <u>品質保証規程</u>（抜粋）</p> <p>別紙3-4 <u>予防処置対応要領</u>（抜粋）</p> <p>別紙3-5 <u>本店 情報検討会／東海第二発電所 トラブル検討会</u>の開催実績（平成28年度）</p> <p>別紙3-6 過去3年間の海外派遣者実績について</p>	<p>（活用例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>可搬設備に関する調査</u> （シビアアクシデント対策の可搬設備の点検について参考資料として活用） ● <u>リスク情報に関する調査</u> （リスク情報活用手順の整備にあたって参考資料として活用） ● <u>炉内構造物の劣化に関する調査</u> （炉内構造物についての熱影響や放射線脆化に関する評価の参考資料として活用） <p>今後も継続的に海外からの情報収集及びその活用に努めていく。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 <u>原子力発電所内訓練施設</u>を活用した研修及び訓練の実績について（令和元年度）</p> <p>別紙3-2 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-3 <u>不適合等管理基本要領</u>（抜粋）</p> <p>別紙3-4 <u>島根原子力発電所 未然防止処置手順書</u>（抜粋）</p> <p>別紙3-5 <u>原子力発電保安運営委員会の開催実績</u>（令和元年度）</p> <p>別紙3-6 過去3年間の海外派遣者実績について</p>	<p>・記載方針の相違【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>2) 「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>3) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> </div> <p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>2) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> </div> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p>	<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>2) 「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>3) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> </div> <p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>2) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> </div> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p>	<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>2) 「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>3) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> </div> <p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>2) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> </div> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制</p> <p>(a) 当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111-2009」という。)に基づき、「保安規定第3条 (品質保証計画)」を含んだ「<u>原子力品質保証規程 (Z-21)</u>」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>(b) 新規制基準施行前までは、JEAC4111-2009に基づく品質マニュアルにより品質保証活動を実施してきた。今回の「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(以下「<u>品証技術基準規則</u>」という。)の施行(平成25年7月8日)を踏まえ、品証技術基準規則で追加された安全文化を醸成するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動等の要求事項について、保安規定第3条 (品質保証計画) (以下「品質保証計画」という。)に反映し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することとしている。品証技術基準規則で追加された要求事項と、これを反映した品質保証計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す(⑦-1, ⑧-1)。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、別紙4-3に示す文書体系を構築している(⑦-2, ⑧-2)。 また、文書体系のうち一次文書は、「品質保証計画」、「原子力品質保証規程」(以下「<u>品証規程</u>」という。)及び「<u>柏崎刈羽原子力発電所品質保証計画書</u>」(以下「<u>品証計画書</u>」という。)であり、<u>これらの社内規程類の範囲については、以下の</u></p>	<p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制</p> <p>(a) 当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111-2009」という。)に基づき、保安規定第3条 (品質保証計画) を含んだ品質保証規程 (以下「<u>品質マニュアル</u>」という。)を定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>(b) 新規制基準施行前までは、JEAC4111-2009に基づく品質マニュアルにより品質保証活動を実施してきた。今回の「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(以下「<u>工認審査基準</u>」という。)の施行(平成25年7月8日)を踏まえ、<u>工認審査基準</u>で追加された安全文化を醸成するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動などの要求事項について、保安規定第3条 (品質保証計画) (以下「品質保証計画」という。)に反映し、品質マニュアルを定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することとしている。品証技術基準規則で追加された要求事項と、これを反映した品質保証計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す。(⑦-1, ⑧-1)。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規程を定めるとともに、別紙4-2及び別紙4-3に示す文書体系を構築している(⑦-2, ⑧-2)。また、文書体系のうち一次文書は、<u>品質マニュアル</u>であり、以下のとおりである。</p>	<p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制</p> <p>(a) 当社における<u>設計及び運転等の各段階における品質保証活動</u>は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」に従い、<u>健全な安全文化を育成し及び維持するための活動</u>、<u>関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動</u>を含めた品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。 この品質マネジメントシステムに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項について、<u>品質マニュアルとして「保安規定第3条 (品質マネジメントシステム計画)」、「原子力品質保証規程」(以下「<u>品証規程</u>」という。)</u>、「<u>原子力品質保証細則</u>」(以下「<u>品証細則</u>」という。)及び「<u>原子力安全管理監査細則</u>」(以下「<u>監査細則</u>」という。)に定めている。</p> <p>(b) これまでは、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC4111-2009)に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」(以下「<u>品管規則</u>」という。)の施行(令和2年4月1日)を踏まえ、<u>JEAC4111-2009から追加された要求事項について品質マニュアル及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した</u>。追加された要求事項と、これを反映した品質マネジメントシステム計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す(⑦-1, ⑧-1)。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規定を定めるとともに、別紙4-2及び別紙4-3に示す文書体系を構築している(⑦-2, ⑧-2)。また、文書体系のうち一次文書は、「保安規定第3条 (品質マネジメントシステム計画)」、「<u>品証規程</u>」、「<u>品証細則</u>」及び「<u>監査細則</u>」であり、以下のとおりである。</p>	<p>・規則の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 JEAC4111-2009に従う記載だが、島根2号炉の場合は、品管規則に従う記載。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証計画 (社長制定) 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質保証計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的実施事項を、品証規程及び品証計画書等の社内規程類に定めている。 品証規程 (社長制定) 品質保証計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施及び管理責任者並びに保安規定に定める各組織の長の具体的事項を定めている。 品証計画書 (所長制定) 品質保証計画及び品証規程に基づき、柏崎刈羽原子力発電所における品質保証に関する責任と権限を定めている。 <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質マニュアル (社長承認文書) 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的事項を定めている。 <p>この品質マニュアルに従い、実施部門の管理責任者である安全室を担当する取締役 (以下「実施部門の管理責任者」という。) 及び監査部門の管理責任者である考査・品質監査室長 (以下「監査部門の責任者」という。) のもと、実施部門である発電管理室、安全室、地域共生・広報室、総務室 (本店)、経理・資材室、開発計画室、東海第二発電所及び実施部門から独立した監査部門である考査・品質監査室 (以下「各業務を主管する組織」という。) の長が実施する事項を社内規程に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規定に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム計画 (社長制定) 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質マネジメントシステム計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的実施事項を、品証規程、品証細則及び監査細則等の社内規定に定めている。 品証規程 (社長制定) 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施等の具体的事項を定めている。 品証細則 (電源事業本部長制定) 品質マネジメントシステム計画及び品証規程に基づき、実施部門に関する各要求事項として電源事業本部長 (管理責任者) が実施すべき方針策定、品質目標の設定等の具体的事項を定めるとともに、各業務を主管する組織の長が発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的事項を定めている。 監査細則 (内部監査部門長制定) 品質マネジメントシステム計画及び品証規程に基づき、監査部門に関する各要求事項として内部監査部門長 (管理責任者) が実施すべき方針策定、品質目標の設定等の具体的事項を定めるとともに、各業務を主管する組織の長が発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的事項を定めている。 <p>これらの一次文書に従い、実施部門の管理責任者である電源事業本部長 (以下「実施部門の管理責任者」という。) 及び監査部門の管理責任者である内部監査部門長 (以下「監査部門の責任者」という。) のもと、実施部門である電源事業本部 (原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料)、島根原子力発電所及び調達本部及び実施部門から独立した監査部門である内部監査部門 (以下「各業務を主管する組織」という。) の長が実施する事項を社内規定に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規定に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の場合は、一次文書を3段に分けている。なお、構造は文書体系図に記載しているとおり

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する (⑦-3, ⑧-3 保安規定)。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者 (トップマネジメント) とし、実施部門である<u>原子力・立地本部 (原子力安全・統括部, 原子力運営管理部, 原子力設備管理部, 原子燃料サイクル部, 原子力人財育成センター, 原子力資材調達センター及び柏崎刈羽原子力発電所 (以下「各部所」という。))</u>並びに実施部門から独立した監査部門である<u>内部監査室</u>で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙 4-4 及び別紙 4-5 に示す (⑦-4, ⑧-4)。</p> <p>この体制のうち、<u>原子力資材調達センター</u>は、<u>各部所</u>が技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価した供給者の中から、別紙 4-3 に示す文書体系に加え<u>全社規程類である「購買契約基本マニュアル」「工事請負契約基本マニュアル」「委託契約基本マニュアル」 (グループ事業管理室長制定)</u>を併用し供給者の選定及び契約に関する業務を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、<u>保守管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所</u>を別紙 4-5 に示す。</p> <p>(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者 (トップマネジメント) として、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、<u>品質方針</u>を定めている (⑦-5, ⑧-5 保安規定, 原子力品質保証規程)。この品質方針は、<u>「福島原子力事故を決して忘れることなく、昨日よりも今日、今日よりも明日の安全レベルを高め、比類無き安全を創造し続ける原子力事業者になる。」</u>という決意のもと、<u>事故を徹底的に検証し「世界最高水準の安全」を目指すことを表明しており、組織内に伝達され、理解されることを確実にするため、品証規程への添付、イントラネットへの掲載により組織全体に周知している。また、上記のほか、執務室内への掲示を実施している。</u>品質方針の組織内への伝達方法については、別紙 4-6 に示す (⑦-6, ⑧-6)。</p>	<p>合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する (⑦-3, ⑧-3)。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者 (トップマネジメント) とし、実施部門である<u>発電管理室, 安全室, 地域共生・広報室, 総務室 (本店), 経理・資材室, 開発計画室, 東海第二発電所及び実施部門から独立した監査部門である<u>考査・品質監査室</u></u>で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙 4-4 に示す (⑦-4, ⑧-4)。</p> <p>この体制のうち、<u>経理・資材室</u>については、保安規定に定める運転管理、<u>保守管理等の業務</u>を実施する部門ではなく、<u>発電管理室, 開発計画室及び東海第二発電所等の実施部門</u>が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「<u>調達管理要項</u>」に従い、供給者の選定に関する業務 (契約業務を含む) を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、<u>保守管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所</u>を別紙 4-4 に示す。</p> <p>(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者 (トップマネジメント) として、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、<u>品質方針</u>を設定している (⑦-5, ⑧-5)。設定した品質方針を別紙 4-5 に示す。この品質方針は、<u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、「原子力施設のリスクを強く意識し、公衆と環境に対して放射線による有害な影響を及ぼすような事故を起こさない」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動することを表明している。また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするため、イントラネットに掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している。(⑦-6, ⑧-6)。</u>品質方針の組織内への伝達方法については、別紙 4-6 に示す。</p>	<p>の適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する (⑦-3, ⑧-3)。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者 (トップマネジメント) とし、実施部門である<u>電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術, 電源土木, 電源建築, 燃料), 島根原子力発電所及び調達本部並びに実施部門から独立した監査部門である<u>内部監査部門</u></u>で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙 4-4, 別紙 4-5 及び別紙 4-6 に示す (⑦-4, ⑧-4)。</p> <p>この体制のうち、<u>調達本部及び電源事業本部 (燃料)</u>については、保安規定に定める運転管理、<u>施設管理等の業務</u>を実施する部門ではなく、<u>電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術, 電源土木, 電源建築) 及び島根原子力発電所等の実施部門</u>が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「<u>調達管理基本要領</u>」に従い、供給者の選定に関する業務 (契約業務を含む) を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、<u>施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所</u>を別紙 4-5 に示す。</p> <p>(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者 (トップマネジメント) として<u>原子力の安全のためのリーダーシップ</u>を発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、<u>原子力品質方針及び原子力安全文化醸成に関する基本方針 (以下両者をまとめて「品質方針」という。なお、原子力安全文化醸成に関する基本方針は、原子力安全文化醸成方針及びコンプライアンス経営推進宣言により構成している。)</u>を設定している (⑦-5, ⑧-5)。設定した品質方針を別紙 4-7 に示す。この品質方針は、<u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の教訓を踏まえ、「確実な品質保証活動を主体的に行うこと</u>で、<u>世界最高水準の原子力安全を目指す</u>」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動することを表明している。また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全</p>	<p>備考</p> <p>・品質方針の体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は、品質方針を分割している</p> <p>・品質方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 社長のコミットメントであり、各社で異なる</p> <p>・周知方法の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(g) <u>原子力・立地本部長（管理責任者）は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である原子力・立地本部業務計画を策定している。</u> <u>また、原子力・立地本部長（管理責任者）は、原子力・立地本部業務計画を、各業務を主管する組織の長に示し、品質目標を含めた年度業務計画を策定させるとともに、各部所はこの年度業務計画に基づき品質保証活動を実施する。</u></p> <p>品質方針が変更された場合には、<u>これを添付している品証規程を改訂するとともに、必要に応じて原子力・立地本部業務計画及び年度業務計画を見直している。</u></p> <p>(h) <u>各業務を主管する組織の長は、年度業務計画に基づく品質保証活動の実施状況を評価するため、品証規程に従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-4に示す。原子力安全・統括部長（事務局）は各部所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、実施部門の管理責任者である原子力・立地本部長はマネジメントレビューのインプットを社長へ報告する（⑦-7、⑧-7 保安規定、マネジメントレビュー実施基本マニュアル）。</u> <u>また、内部監査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、別紙4-7に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-8、⑧-8 保安規定、マネジメントレビュー実施基本マニュアル）。</u></p>	<p>(g) <u>実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を実施部門の各業務を主管する組織の長へ周知するとともに、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である品質目標を設定することを指示している。</u></p> <p>(h) <u>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を業務計画と整合を取り設定するとともに、この品質目標に基づき品質保証活動を実施している。</u> <u>この品質目標は、イントラネットへの掲載、電子メールでの配信及び打合せ等により実施部門及び監査部門の要員に周知している。品質方針が変更された場合には、品質目標を見直し、再度、実施部門の要員に設定時と同様の方法により周知している。</u></p> <p>(i) <u>各業務を主管する組織の長は、年度業務計画に基づく品質保証活動の実施状況を評価確認するため、品証規程に従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-7に示す。実施部門の管理責任者は、安全室長の補佐を受けて、実施部門の各室所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</u> <u>また、考査・品質監査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、別紙4-7に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</u></p>	<p>な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、社内ポータルサイトに掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示、<u>携帯用の品質方針カードの配付を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している。</u>品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-8に示す（⑦-6、⑧-6）。</p> <p>(g) <u>実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を実施部門の各業務を主管する組織の長へ周知するとともに、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である品質目標を設定することを指示している。</u></p> <p>(h) <u>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を業務計画と整合を取り設定するとともに、この品質目標に基づき品質保証活動を実施している。</u> <u>この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により実施部門及び監査部門の要員に周知している。品質方針が変更された場合には、品質目標を見直し、再度、実施部門及び監査部門の要員に設定時と同様の方法により周知している。</u></p> <p>(i) <u>各業務を主管する組織の長は、年度業務計画に基づく品質保証活動の実施状況を評価確認するため品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-9に示す。実施部門の管理責任者は、電源事業本部部長（原子力品質保証）の補佐を受けて、実施部門の各部所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</u> <u>また、内部監査部門長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、別紙4-6に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告している（⑦-8、⑧-8）。</u></p>	<p>島根2号炉は、品質方針を品証規程に添付していない。また、携帯用のカードを配付している</p> <p>・運用の相違 【柏崎6//7、東海第二】 島根2号炉は、品質目標をイントラネットへの掲載することは行っていない。また、品質方針を品証規程に添付していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(i) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する(⑦-9, ⑧-9 保安規定, マネジメントレビュー実施基本マニュアル)。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプット及び品質保証活動の実施状況を踏まえ、次年度の年度業務計画に反映し、活動している。</p> <p>(j) <u>原子力・立地本部長は、本社にて管理責任者レビューを実施し、各部所に共通する事項として品証規程、品証計画書の社内規程類の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、原子力・立地本部業務計画</u>、マネジメントレビューのインプット等をレビューする。</p> <p>また、<u>柏崎刈羽原子力発電所、本社各部においては、各部所長を主査とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品証規程／品証計画書の改訂に関する事項、年度業務計画(品質目標)及び管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</u></p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-8に示す(⑦-10, ⑧-10)。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規程類の制定／改訂等により業務へ反映している。</p>	<p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する(⑦-8, ⑧-8)。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを、<u>各業務を主管する組織の長に通知し、各業務を主管する組織の長が作成したマネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項を確認して改善計画としてまとめ、社長の確認を得た後、各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</u></p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質保証活動の実施状況を評価確認し、次年度の年度業務計画に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 安全室を担当する取締役は、実施部門管理責任者として、各室所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規程の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムの改善状況等をレビューする。</p> <p>また、東海第二発電所、本店各室においては、各室所長を主査とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、年度業務計画(品質目標)及び管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-7に示す(⑦-9, ⑧-9)。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規程の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるため、<u>本店の品質保証委員会</u>では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理(品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等)に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることをレビューする。また、<u>東海第二発電所の品質保証運</u></p>	<p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する(⑦-9, ⑧-9)。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを<u>基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</u></p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質保証活動の実施状況を評価確認し、次年度の年度業務計画に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) <u>電源事業本部長は、実施部門管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規定の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</u></p> <p>また、<u>島根原子力発電所及び本社の各部所においては、各部所長を委員長とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく社内規定の改訂に関する事項、年度業務計画(品質目標)及び管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</u></p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-6及び別紙4-9に示す(⑦-10, ⑧-10)。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規定の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるため、<u>原子力品質保証委員会</u>では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理(品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等)に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。また、<u>QMS推進者会議</u>では、<u>原子力品質保証委員</u></p>	<p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、アウトプットに対する対応指示をトップダウンにより行うのに対し、東海第二はボトムアップにより対応を立案する</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 管理責任者レビューの役割の相違</p> <p>・運用の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、平成26年度、平成27年度及び平成28年度上期の開催実績を別紙4-9に示す。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施する(⑦-11, ⑧-11 保安規定)。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う(⑦-12, ⑧-12 保安規定)。</p> <p>供給者に対しては、品質管理グレードに応じた要求項目のほか、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-13, ⑧-13 保安規定)。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-14, ⑧-14 保安規定)。これらの調達要求事項等の具体的な内容に</p>	<p>賞委員会では、東海第二発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理(品質目標の設定・達成状況等)に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることをレビューする。品質保証委員会及び品質保証運営委員会の開催実績については、別紙4-10に示す。</p> <p>なお、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質マニュアルに従い、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-10)。また、製品及び役務を調達する場合は、重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う(⑦-11)。</p> <p>供給者に対しては、品質管理グレードに応じた要求項目の他、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-12)。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-13)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「個別</p>	<p>会における審議に先立つ調整や情報共有を行っている。電源事業本部原子力品質保証運営委員会、原子力発電所土木建築関係品質保証運営委員会及び島根原子力発電所品質保証運営委員会では、各部所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理(品質目標の設定・達成状況等)に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>電源事業本部原子力品質保証委員会、QMS推進者会議及び各部所の品質保証運営委員会が担当する業務内容は、別紙4-10に示す「内部コミュニケーション基本要領」(⑦-11, ⑧-11)のとおりである。原子力品質保証委員会及び各部所の品質保証運営委員会の開催実績については、別紙4-11に示す。(⑦-12, ⑧-12)</p> <p>なお、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-13)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項(原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。)を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じたグレード分けに従い調達管理を行う(⑦-14)。</p> <p>供給者に対しては、グレード分けに応じた要求項目の他、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-15)。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-16)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については</p>	<p>【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は、調整のための会議体を設置している。</p> <p>・要求事項の相違 【東海第二】 島根は要求事項として、原子力規制委員会の職員による工場等への立入りを記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>については「工事共通仕様書」「購入共通仕様書」「委託共通仕様書」(以下「仕様書」という。)で明確にしている。</p> <p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。</p> <p>また、新規制基準のうち、品証技術基準規則において調達要求事項が追加されており、施行前と施行後の品質保証活動は以下のとおりである。</p> <p>① 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 安全文化を醸成するための活動は、施行前から、仕様書にて、作業班長の資格要件の一つ(原子力関連知識)として研修することを要求していた。</p> <p>新規制基準の施行後、施行前から要求していた安全の確保及び環境の保全、工事現場の秩序と維持等の活動について、「安全文化の基本理念の7原則」を意識しながら実施することで、安全文化の醸成に努めるよう整理し追加要求してきた。</p> <p>さらに、「安全文化」の定義や「健全な原子力安全文化を体現する各人・リーダー・組織の特性(健全な原子力安全文化の10の特性)」の制定後は、これを仕様書に示し、当社と一体となった原子力安全の充実に向けた取り組みを要求している。</p> <p>② 不適合の報告及び処理に係る要求事項 不適合の報告及び処理に係る事項については、施行前から、仕様書にて、以下のいずれかの不適合が発生した場合又は不適合を発見した場合にはその内容に応じて当社に報告することを要求している。また、不適合への対</p>	<p>仕様書」(以下「仕様書」という。)で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。</p> <p>これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。また、<u>新規制基準のうち、工認審査基準において①から③の調達要求事項が追加されており、施行前と施行後の品質保証活動は以下のとおりである。</u></p> <p><u>①安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u> <u>安全文化を醸成するための活動が要求事項となっているが、仕様書において、施行前から以下のとおり要求しており、同様に対応している。</u> <u>なお、製品や役務など調達内容に応じて、必要な項目を要求している。</u></p> <p><u>a) 不適合が検出された場合は文書により速やかに当社へ報告を行うこと。</u> <u>b) 作業開始前には、T. B. Mを実施し、作業要領、品質管理、安全対策等の周知、実施、徹底を図ること。</u> <u>c) 発電所内で実施する業務に関しては、工事等要領書を作成し事前に当社の確認を得ること。さらに、業務は当社の確認を受けた工事等要領書に基づき実施すること。製品が当社の要求する品質及び設計要求事項に適合していることを確認するための検査及び試験の項目、工程並びに当社の立会い程度を明確にし、実施すること。</u></p> <p><u>②不適合の報告及び処理に係る要求事項</u> <u>不適合の報告及び処理に係る事項については、施行前から、仕様書にて、以下のいずれかの不適合が発生した場合又は不適合を発見した場合にはその内容に応じて当社に報告することを要求している。また、不適合への対応として、</u></p>	<p>「<u>工事仕様書</u>」「<u>購入仕様書</u>」「<u>委託仕様書</u>」(以下「仕様書」という。)で明確にしている。</p> <p><u>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品証マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</u></p> <p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。</p> <p>これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 島根2号炉は、指針の構成に合わせ、「設計及び工事」と「運転及び保守」を区別して記載</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 品証技術基準規則施行に伴い追加された調達要求事項について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>応として、識別、処置、再発防止対策についての管理方法を確立することを要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所内で発生した不適合 ・原子力発電所外で発生した不適合 <p>③ 調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させること</p> <p>調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させることについては、施行前から、仕様書にて、工事施行要領書、工事施行報告書(検査記録等を含む)等の必要な図書の提出を要求している。</p> <p>設計及び運転等に係る重要度、調達要求事項、品質管理グレード及び調達製品の検証に関する社内規定類を別紙4-4及び別紙4-10に示す。</p> <p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。</p> <p>不適合の処置及び是正処置については、別紙4-4に示す(⑦-15, ⑧-15)。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し(⑦-16, ⑧-16 保安規定)、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を確認する。</p> <p>c. 品質保証活動の強化</p> <p>当社はこれまで、設計及び運転等の品質保証活動について、<u>上記a.及びb.のとおり体制を確立し活動を行ってきたが、福島第一原子力発電所事故を踏まえ経営層からの改革として以下(a)～(d)、平成27年9月に発見された不適切なケーブルの敷設の教訓から以下(e)の施策を展開し、品質マネジメントシステムの強化に取り組んでいる。</u></p> <p>(a) <u>安全文化を組織全体へ確実に定着させるため、まずは経営層自身の意識を高める活動として、経営層自身の海外ベンチマークによる良好事例の取り込みや、原子力安全に係る期待事項の積極的な発信等を実践している。</u></p> <p>(b) <u>品質マネジメントシステムの強化、原子力安全のガバナンス改善のために、経営層は自らの期待事項を明確にしている。ま</u></p>	<p><u>識別、処置、再発防止対策についての管理方法を確立することを要求している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所内で発生した不適合 ・原子力発電所外で発生した不適合 <p>③ <u>調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させること</u></p> <p><u>調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させることについては、施行前から、仕様書にて、工事等要領書、試験・検査記録等の必要な図書の提出を要求している。</u></p> <p><u>設計及び工事に係る重要度、調達要求事項、品質管理グレード及び調達製品の検証に関する社内規定を別紙4-11及び別紙4-12に示す。</u></p> <p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。</p> <p>不適合の処置及び是正処置については、別紙4-3及び別紙4-13に示す(⑦-14, ⑧-10)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し(⑦-15, ⑧-11)、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を不適合管理要項に従って確認する。</p> <p>c. 品質保証活動の強化</p> <p>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起こさないために、「<u>原子力施設のリスクを強く意識し、公衆と環境に対して放射線による有害な影響を及ぼすような事故を起こさない</u>」という決意を品質方針に示している。設定した品質方針を別紙4-5に示す。</p>	<p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。</p> <p>不適合の処置及び是正処置については、別紙4-5及び別紙4-13に示す(⑦-17, ⑧-13)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し(⑦-18, ⑧-14)、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織は社内規定に従ってその実施状況を確認する。</p> <p>c. 品質保証活動の強化</p> <p>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起こさないために、「<u>確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す</u>」という決意を品質方針に示している。設定した品質方針を別紙4-7に示す。</p>	<p>・取り組みの相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>柏崎6/7は、福島第一原子力発電所事故の当事者としての取り組みを記載している</p> <p>・品質方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>社長のコミットメントであり、各社で異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>たそれを実現するために、管理的職位にある社員が、業務や現場の状況をじっくり観察することにより目標となるふるまいとの差を確認し、改善につなげる活動（マネジメントオブザベーション）を強化している。</u></p> <p><u>(c) 原子力安全に係る各分野、プロセスを強化する施策として、運転、保全等の専門分野ごとに定めた CFAM/SFAM による改善活動を展開している。社内外、海外のベストプラクティスを取り込み、各専門分野において産業界全体の中での最高レベルに到達するよう課題解決に向けた活動を行い、各業務を主管する組織における改善の実行につなげている。</u></p> <p><u>(d) 安全文化の醸成については、「安全文化の基本理念の7原則」^(※1)と職位ごとの行動基準を定め、安全文化を醸成するための活動に取り組んできた。福島第一原子力発電所事故後には、これに代えて安全意識の向上と組織全体への浸透を目指した「安全文化」の定義や「健全な原子力安全文化を体現する各人・リーダー・組織の特性（健全な原子力安全文化の10の特性）」^(※2)を制定し、一人ひとりが日々の行動や判断を振り返ることの重要性を認識させ、原子力安全の充実にに向けた取り組みを展開している。</u></p> <p><u>(※1) 企業倫理に関する行動基準を受け、安全最優先と品質向上を達成するために原子力部門の社員が守るべき行動として具体的に示したもの（平成21年11月制定）。</u></p> <p><u>(※2) 世界最高水準の原子力事業者を目指す拠り所として、「健全な原子力安全文化の特性（INPO 12-012, April 2013）」及び「パフォーマンス目標と基準（WANO 2013-1 March 2013）」を参考に当社が定めたもの（平成26年11月制定）。</u></p> <p><u>(e) 不適切なケーブルの敷設に鑑み、技術力の向上に向けて以下の取り組みにより品質保証活動の改善を図ることとしている。（詳細は別紙4-11参照。）</u></p> <p><u>安全上の重要度に応じた設計管理に加えて、「安全上の重要度が低い設備（常用系）のトラブルを、重要度の高い設備（安全系）に波及させない」ためのチェックを工事の設計を行う際に実施する。チェックする際の基準は、留意点や具体例とともに、あらかじめ専門的知識を有する者（エキスパート）が明示する。工事主管箇所は工事の都度、明示された基準をもとに各分野への関連性の有無をチェックする。関連がある場合には、</u></p>			<p>・取り組みの相違 【柏崎6/7】 島根2号炉においては、不適切なケーブル敷設は無かったこと、また、安全機能へ影響を与えるような工事が行われるおそれのある品質マネジメントシステムとなっていないか検証した結果、問題は無かったことから、本項目については記載していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>専門的知識を有する者（エキスパート）に確認する。</u></p> <p><u>工事主管箇所にて作成したチェック結果は、関連が無いとしたものを含め、原子力安全を総括する部門が集約して再確認することとしており、工事主管箇所による確認結果に不足があると判断した場合、又はエキスパートへの確認が必要と判断した場合には、工事実施前までに工事主管箇所へ再確認結果を伝えることとしている。</u></p> <p><u>また、製品及び役務の調達要求事項として、「原子力安全に及ぼす波及的影響防止」を仕様書で明確に記載するとともに、当該要求事項の達成状況は工事主管箇所が施工図面及び施工結果をもとに直接確認することとする。</u></p> <p><u>新たに構築した仕組みを含め、品質保証活動の中で、有効性を検証し、継続的に業務プロセスの改善を図っていく。</u></p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p><u>また、品質マネジメントシステムの強化に継続的に取り組んでいる。</u></p> <p>別紙 4-1 <u>品証技術基準規則を踏まえた品質保証計画について</u></p> <p>別紙 4-2 <u>柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-3 <u>品質マネジメントシステム文書体系</u></p> <p>別紙 4-4 <u>原子力品質保証規程（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-5 <u>柏崎刈羽原子力発電所 品質保証計画書（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-6 <u>品質方針の組織内への伝達方法について</u></p> <p>別紙 4-7 <u>原子力品質監査基本マニュアル（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-8 <u>マネジメントレビュー実施基本マニュアル（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-9 <u>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部長レビューの開催実績</u></p> <p>別紙 4-10 <u>調達管理基本マニュアル（抜粋）</u></p>	<p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>別紙 4-1 <u>工認審査基準を踏まえた品質保証計画について</u></p> <p>別紙 4-2 <u>東海第二発電所原子炉施設保安規定（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-3 <u>品質保証規程（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-4 <u>品質管理要項（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-5 <u>品質方針</u></p> <p>別紙 4-6 <u>品質方針の組織内への伝達方法</u></p> <p>別紙 4-7 <u>マネジメントレビュー要項（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-8 <u>品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-9 <u>品質保証運営委員会運営要領（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-10 <u>品質保証委員会及び東海第二発電所 品質保証運営委員会の開催実績</u></p> <p>別紙 4-11 <u>原子力施設の重要度分類基準要項（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-12 <u>調達管理要項（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-13 <u>不適合管理要項（抜粋）</u></p>	<p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>別紙 4-1 <u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</u></p> <p>別紙 4-2 <u>島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-3 <u>品質マネジメントシステム文書体系</u></p> <p>別紙 4-4 <u>原子力品質保証規程（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-5 <u>原子力品質保証細則（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-6 <u>原子力安全管理監査細則（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-7 <u>品質方針（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-8 <u>品質方針の組織内への伝達方法について</u></p> <p>別紙 4-9 <u>マネジメントレビュー基本要領（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-10 <u>内部コミュニケーション基本要領（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-11 <u>委員会等の開催実績</u></p> <p>別紙 4-12 <u>調達管理基本要領（抜粋）</u></p> <p>別紙 4-13 <u>不適合等管理基本要領（抜粋）</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>別紙 4-11 <u>不適切なケーブルの敷設の教訓を踏まえた技術的能力の向上に資する取り組み</u></p> <p>(5) 技術者に対する教育・訓練 指針 9 技術者に対する教育・訓練</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> </div> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、<u>当社原子力発電所において、別紙 5-1 に示すとおり、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する知識、機器配置、放射線管理、安全管理、原子力安全等の基礎教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する (⑨-1 新入社員教育年間計画)。</u></p> <p>その後、各部門に配属後は、各部門の教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、別紙 5-2 に示す社内規定類「<u>原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアル</u>」及び別紙 5-3 に示す「<u>原子力部門現業技術・技能認定マニュアル</u>」に定めている (⑨-2 マニュアル)。 また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作</p>	<p>(5) 技術者に対する教育・訓練 指針 9 技術者に対する教育・訓練</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> </div> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、<u>配属された部門に係る基礎的な教育・訓練を受ける。例えば、入社後技術者は、当社東海総合研修センター、敦賀総合研修センター及び東海第二発電所において、「平成29 年度新入社員年間教育スケジュール (別紙 5-1) 」に示すとおり、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する (⑨-1) 。</u> 配属された技術者が受講する教育・訓練は以下のとおり。 ・<u>共通教育、専門教育</u> <u>法定の安全教育、作業安全に必要な基本的事項の習得、お客様意識の醸成、電力設備に関する基礎学力の向上、設備の構造、機能に関する知識及び運転、保守に関する技能など基礎の習得等</u></p> <p>「<u>力量運用要領</u>」(別紙 5-2) (⑨-2) 及び「<u>原子炉施設保安教育手順書</u>」(別紙 5-3) (⑨-3) 及び「<u>教育・訓練計画手順書</u>」(別紙 5-4) (⑨-4) に示すとおり、東海第二発電所においては、実務を通じた教育・訓練として現場教育を実施している。<u>現場教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</u></p>	<p>(5) 教育・訓練 指針 9 技術者に対する教育・訓練</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> </div> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、<u>当社原子力発電所等において、別紙 5-1 に示すとおり、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する基礎知識及び安全衛生に関する基礎知識等の教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する (⑨-1) 。</u> <u>新入社員が受講する教育・訓練は、社内規程「原子力部門 技術系新入社員基礎教育手順書」(別紙 5-2) に定めている (⑨-2) 。</u> <u>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、社内規程「原子力部門 教育訓練手順書」(別紙 5-3) に定めている (⑨-3) 。</u> <u>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</u></p>	<p>・取り組みの相違 【柏崎 6/7】 不適切なケーブル敷設関連</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 新入社員の教育内容の記載の有無</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、別紙5-4の保安規定第3条(品質保証計画)「6.2 人的資源」で示すとおり、品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)文書体系に要求事項を定めている(⑨-3 保安規定)。この要求事項を踏まえ、別紙5-5で示す社内規定類「教育及び訓練基本マニュアル」において、品質保証計画における要求事項を具体的に規定している(⑨-4 マニュアル)。</p> <p>これらの要求事項を受けて、別紙5-2で示す社内規定類「原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアル」(⑨-5 マニュアル)及び別紙5-3で示す社内規定類「原子力部門現業技術・技能認定マニュアル」(⑨-6 マニュアル)においては具体的な運用要領を、別紙5-6社内規定類「保安教育マニュアル」においては保安教育の運用要領(⑨-7 マニュアル)を定めており、教育・訓練の運用をQMS体系の中で規定している。これらの運用に関する規定に基づき、教育・訓練を実施している。実績については、別紙5-7及び別紙5-8に示す(⑨-8, ⑨-9 訓練実績)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規定類を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、協力会社に対しては、保安教育に加え、別紙5-9で示す社内規定類「工事監理マニュアル」において、作業者の知識技能レベル向上を目的とした作業班長資格承認制度を設けており、作業班長に必要な教育・訓練を実施している(⑨-10 工事監理マニュアル)。</p> <p>また、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供等を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 柏崎刈羽原子力発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定に基づき、対象者、教育内容、教育時間等について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。</p> <p>また、柏崎刈羽原子力発電所では、発電所の運営に直接携わる運転、保全、放射線管理、化学管理、燃料管理に関する業務</p>	<p>b. 教育・訓練については、保安規定第3条(品質保証計画)「6. 資源の運用管理」(別紙5-5) (⑨-5)で示すとおり、品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)文書体系における1次文書としての要求事項を定めている。この要求事項を踏まえ、社内規程「品質保証規程」(別紙5-6) (⑨-6)において、品質保証計画における要求事項を具体的に規定している。</p> <p>これらの要求事項を受けて、社内規程「力量運用要領」(別紙5-2) (⑨-2)においては、東海第二発電所における保安教育等の運用要領等を定め、「原子炉施設保安教育手順書」(別紙5-3) (⑨-3)及び「教育・訓練計画手順書」(別紙5-4) (⑨-4)においては、これに基づく具体的な運用要領等を定めており、教育・訓練の運用をQMS体系の中で規定している。これらの運用に関する規定に基づき、教育・訓練を実施している。平成28年度の東海第二発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-7及び別紙5-8に示す(⑨-7, ⑨-8)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規程を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、東海総合研修センター及び敦賀総合研修センターは当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 東海第二発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する(⑨-5)。また、東海第二発電所では必要となる教育及び訓練とその対象者として発電所の運営に直接携わる運転、保守、放射線管理、化学管理、燃</p>	<p>b. 教育・訓練については、別紙5-4の保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)「6. 2 要員の力量の確保および教育訓練」で示すとおり、品質マネジメントシステム文書体系に要求事項を定めている(⑨-4)。この要求事項を踏まえ、別紙5-5で示す社内規程「力量および教育訓練基本要領」において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している(⑨-5)。</p> <p>これらの要求事項を受けて、別紙5-3で示す社内規程「原子力部門 教育訓練手順書」において具体的な運用要領を定めており、教育・訓練の運用を品質マネジメントシステム体系の中で規定している。これらの運用に関する規定に基づき、原子力部門の技術者に対し、必要な教育・訓練を実施している。令和元年度の島根原子力発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-6及び別紙5-7に示す(⑨-6, ⑨-7)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規定類を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 島根原子力発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。</p> <p>また、島根原子力発電所では、発電所の運営に直接携わる運転、保守、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は、作業班長に対する資格承認制度を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の技術者に対して、別紙5-10に示すとおり技能認定制度を設け、確実に技術的能力を維持・向上させる仕組みを構築している(⑨-11 教育訓練プログラム)。この技能認定制度では、C 級からA 級の3 段階の研修カリキュラムを設け、業務分野ごとに机上研修及び実技研修を実施している。</p> <p>C 級は入社から1 年間の研修カリキュラムの修了した段階で認定し、それ以降のB 級及びA 級の認定は、各段階の研修カリキュラムを修了した者について筆記試験及び実技試験を行い、認定水準に照らして合否判定を行い、認定する。さらに、A 級認定以降の技術技能向上の目標としてS 級を設定しており、レポート審査及び面談を通じて高い専門技術を確認し、さらに、技術者倫理、指導者適性についても確認し、認定水準に到達している者を認定している。各段階の認定水準及び過去5 年間の認定実績を別紙5-11に示す(⑨-12 技能認定実績)。</p> <p>さらに、福島第一原子力発電所事故では、<u>知見が十分とは言えない津波に対し、想定を上回る津波が来る可能性は低いと判断し、自ら対策を考えて迅速に深層防護の備えを行う姿勢が足りなかったとの反省のもと、技術力全般の底上げのため、技能認定制度による業務に必要な技術力の維持・向上と併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取り組みも進めている。</u></p> <p>d. 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、<u>BTC や原子力安全推進協会における運転員の教育・訓練等、国内の原子力関係機関も活用し、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5 年間の社外教育・訓練受講者の実績を別紙5-12に示す(⑨-13 社外教育訓練受講実績)。</u></p> <p>当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設による<u>教育・訓練にも積極的に技術者を派遣することにより、他の原子力事業者の技術者との能力比較を行い、必要ならば当社の教育・訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の</u></p>	<p>料管理等に関する業務の技術者に対して<u>力量評価制度</u>を設けている。<u>力量評価では、業務を遂行する上で必要な力量を教育・訓練に関する要領に定め、評価を実施する。また、必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>教育・訓練にあたっては、知識及び技能に応じた教育訓練コースの設定及び配属後の年数や職位に応じた区分を設定することにより、技術者の能力に応じた教育・訓練を実施している。教育訓練プログラムの概要を別紙5-9に示す。</u></p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取り組みも進めている。</p> <p>d. 技術者の教育・訓練は、<u>当社の東海総合研修センター及び敦賀総合研修センターの他、国内の原子力関係機関(株式会社BWR 運転訓練センター及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等)(⑨-9)において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5 年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-10(⑨-9)に示す。</u></p> <p>当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識、操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。</p>	<p>技術者に対して、別紙5-5に示すとおり、<u>力量認定制度</u>を設けている。<u>力量認定制度では、業務を遂行する上で必要な具体的な力量を明確にし、各階層に応じた認定基準、認定方法及び評価方法に関して要領に定めている。</u></p> <p><u>業務に対する必要な力量の認定にあたっては、力量教育の習得、技能の発揮、経験の期間によることとし、各項目の認定基準に基づき認定することにより、技術者の階層及び能力に応じた教育・訓練を実施している。</u></p> <p><u>教育訓練プログラムの概要を別紙5-8に示す(⑨-8)。</u></p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、<u>設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取り組みも進めている。</u></p> <p>d. 技術者の教育・訓練は、<u>当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関(株式会社BWR 運転訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等)において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5 年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-9に示す(⑨-9)。</u></p> <p>当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に<u>積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識・操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。</u></p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 力量認定制度の相違</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は、1F事故の反省を記載 ・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 技能認定制度と力量認定制度との相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>効果が得られていると考えている。</p> <p>e. <u>技術者及び事務系社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、重大事故等の内容、原子力災害対策活動等に関する教育を行うとともに、重大事故等対策に係る資機材等を用いた訓練を計画的かつ継続的に実施する。</u></p> <p>なお、<u>柏崎刈羽原子力発電所に勤務する事務系社員に対しては、別紙5-8に示すとおり、従来から保安教育として保安規定に定める以下の教育・訓練を実施している(⑨-14保安教育実績)。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入所時に実施する教育： <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関すること、発電用原子炉施設の構造、性能に関すること(原子炉のしくみ)、非常の場合に講ずべき処置に関すること ● その他反復教育： <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること <p>これは、原子力発電所で働く全所員に対し、関係法令及び保安規定の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も<u>発電所対策本部</u>における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育・訓練により習得、維持する必要があることから、事務系社員も教育・訓練の対象者としている。</p> <p>また、原子力発電所で働く協力会社社員に対しては、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、<u>作業上の留意事項及び非常の場合に講ずべき処置について、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。</u></p> <p>f. <u>事故対応の訓練については、福島第一原子力発電所事故以前から行ってきていたが、過酷事故は起こらないとの思い込みから、緊急時訓練が形式的なものとなっていた。また、緊急時の復旧に必要な作業を原子力部門の社員自らの手で行う準備ができておらず、福島第一原子力発電所事故の個々の対応に時間を要した。</u></p> <p><u>これら課題を踏まえ、福島第一原子力発電所事故以降、柏崎刈羽原子力発電所では重大事故等対処設備の整備強化等の設備面の対策だけでなく、重大事故等対処設備を用いた事故対応のための教育・訓練の強化等の運用面での対策を講じている。</u></p>	<p>e. 本変更に係る業務に従事する技術者の他、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>なお、<u>東海第二発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に実施する教育： <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関すること、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置の概要 ・その他反復教育 <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること <p>これは、原子力発電所で働く全所員に対し、原子炉等規制法に関連する法令の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育により習得、維持する必要があることから、事務系社員も<u>保安教育</u>の対象者としている。また、原子力発電所で働く協力会社社員に対しては、原子炉施設の構造・性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること、関係法令及び保安規定の遵守に関することについて、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、<u>東海第二発電所では重大事故等対処設備等を整備し、災害対策要員の体制整備を進めている。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、災害対策要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</u>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-11(⑨-10)に平成27年度及び平成28年度の訓練回数を示す。</p>	<p>e. 本変更に係る業務に従事する技術者の他、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>なお、<u>島根原子力発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に実施する教育 <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関すること、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置の概要 ・その他反復教育 <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること <p>これは、原子力発電所で働く全所員に対し、関係法令及び保安規定の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も<u>原子力防災組織</u>における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育・訓練により習得、維持する必要があることから、事務系社員も<u>教育・訓練</u>の対象者としている。また、原子力発電所で働く協力会社社員に対しては、<u>原子炉施設の構造、性能に関すること</u>、非常の場合に講ずべき処置に関すること、関係法令及び保安規定の遵守に関することについて、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。</p> <p>f. <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、島根原子力発電所では重大事故等対処設備等を整備し、緊急時対応要員の体制整備を進めている。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、緊急時対応要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</u>訓練の実施にあたっては、<u>訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。</u>別紙5-10(⑨-10)に平成30年度及び令和元年度の訓練回数を示す。また、<u>訓練において抽出された課題の具体例を別紙5-11に示す。</u></p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 重大事故等に関する訓練の記載方針の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>別紙5-13に示すとおり、発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の事故対応を適切に行えるよう個別訓練を繰り返し行うことにより、緊急時対策要員の技術的な能力の維持向上を図っている。また、運転員については、別紙5-12に示すとおり、従来からの設計基準事象、設計基準外事象のシミュレータ訓練に加え、全交流動力電源喪失を想定した対応訓練等、原子力安全への達成には運転員の技術的能力の向上が重要であるとの観点から随時拡充して実施している(⑨-15 社外教育訓練実績)。シミュレータ訓練では、重大事故等が発生した時の対応力を養成するため、手順にしたがった監視、操作において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図っている。</u></p> <p><u>さらに、組織全体としての力量向上を図るために総合訓練を実施し、原子力防災組織内各班の情報連携や原子力防災組織全体の運営が適切に行えるかどうかの検証を行っている。総合訓練では、2プラント同時被災時の対応等複数号炉同時被災のシナリオの取り込み、シナリオ非提示型の訓練を実施し、対応能力の強化を図っている。</u></p> <p>訓練の実施に当たっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。<u>訓練において抽出された課題の具体例は別紙5-14に示すとおり。</u></p> <p>g. 福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社の技能訓練施設においてポンプ、電動機、弁、<u>ケーブル端末処理、ダクト補修等</u>様々な直営作業訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ● 現場作業における災害の防止を図るため、<u>フルハーネス型安全帯ぶら下がり体験、低圧電気短絡体験等危険体感研修</u>により安全意識の向上に努めている。 ● 自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者(乙種第4類)、酸素欠乏危険 	<p>今後も引き続き重大事故等対処設備等の整備及び災害対策要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p>	<p><u>今後も引き続き重大事故等対処設備等の整備及び緊急時対応要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</u></p> <p>g. <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>当社の技能訓練施設においてポンプ、電動機、弁等様々な直営訓練を実施し、技術力の向上に努めている。</u> ・<u>現場作業における災害の防止を図るため、物品の比重及び重心位置の体感研修、若年者作業安全教育により安全意識の向上に努めている。</u> ・<u>自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者(乙種第4類)、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に</u> 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違【東海第二】現場力の強化に係る取組みの記載有無 ・取組みの相違【柏崎6/7】教育訓練内容の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、<u>取得目標数を設定し、取得を進めている。</u></p> <p>● <u>原子力発電所の起動、運転、停止等の通常時及び事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるプラントシミュレータを導入し、教育・訓練で活用している。</u></p> <p>h. <u>柏崎刈羽原子力発電所における設計・調達・施工管理においては、業務プロセスを実行する上で必要なルールへの適合性や原子力安全を確保するために必要な業務知識等を理解するための教育に対して不足があることが明らかになっている。これは、教育・訓練の多くが、各職場におけるOJTを主体として実施されており、教育・訓練内容の抽出や教育・訓練の実施、評価等、各人の力量を把握し、業務に応じた教育管理並びに仕事の付与管理を行う仕組みが各職場に委ねられていたためである。</u></p> <p><u>こうした状況を踏まえ、理解すべき安全設計の基本的な考え方について、原子力に携わる社員全員に対し、平成27年12月末までに教育を完了しており、今後も継続的に実施する。また、運転、保全、放射線、燃料等の各分野において、原子力安全に関する体系的な教育・訓練を実施し、原子力部門全体の技術力向上と原子力安全に精通したエキスパートの計画的な育成を図ることとし、そのために必要な要件、教育・訓練の内容、方法を明確にすることとした。これらの取り組みを実行していくにあたり、原子力・立地本部長の元に教育・訓練を統括的に管理する原子力人財育成センターを設置し、以下の体制等の見直しにより、個人のさらなる専門知識及び技術・技能の向上と、原子力部門全体の技術力向上を図る。</u></p> <p><u>ーこれまで原子力発電所ごとに分散していた人財育成の機能及び体制を集約し、原子力人財育成センターが中心となって教育・訓練プログラムのPDCAを実行</u></p> <p><u>ーセンターには企画機能を担うグループと教育・訓練を実施・管理するグループを設け、運転、保全、放射線、燃料等各分野において、体系的なアプローチ（業務に即した教育・訓練を企画・実施し、有効性を確認）に基づき、各々の発電所の期待事項、要望を幅広く、かつタイムリーに教育・訓練プログラムへ反映</u></p> <p><u>ー原子力部門の各職位・役割に必要な要件に応じた育成プラン</u></p>		<p><u>取得を進めている。</u></p> <p>・ <u>原子力発電所の事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるシミュレータを活用し、教育・訓練を実施している。</u></p>	<p>・ 設備の相違 【柏崎6/7】</p> <p>・ 記載方針の相違 【柏崎6/7】 過去の教訓を活かした取組みを記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>の立案・支援</u></p> <p>i. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ピアレビュー、IAEA（国際原子力機関）のOSART（運転安全調査団）等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを計画的かつ継続的に実施する方針である。</p> <p>別紙5-1 <u>平成27年度 新入社員教育 年間計画</u> 別紙5-2 <u>原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアル</u> (抜粋) 別紙5-3 <u>原子力部門現業技術・技能認定マニュアル</u> (抜粋) 別紙5-4 <u>柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定</u> (抜粋) 別紙5-5 <u>教育及び訓練基本マニュアル</u> (抜粋) 別紙5-6 <u>保安教育マニュアル</u> (抜粋) 別紙5-7 <u>訓練施設における教育訓練実績</u> (平成27年度) 別紙5-8 <u>柏崎刈羽原子力発電所 保安教育実績 抜粋</u> (平成27年度) 別紙5-9 <u>工事監理マニュアル</u> (抜粋) 別紙5-10 <u>教育訓練プログラムの概要</u> 別紙5-11 <u>技能認定制度の認定水準及び各年度の認定実績</u> 別紙5-12 <u>柏崎刈羽原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績</u> 別紙5-13 <u>柏崎刈羽原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</u> 別紙5-14 <u>重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</u></p>	<p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを行っている。</p> <p>別紙5-1 <u>平成29年度 新入社員教育 年間教育スケジュール</u> 別紙5-2 <u>力量運用要領</u> (抜粋) 別紙5-3 <u>原子炉施設保安教育手順書</u> (抜粋) 別紙5-4 <u>教育・訓練計画手順書</u> (抜粋) 別紙5-5 <u>東海第二発電所 原子炉施設保安規定</u> (抜粋) 別紙5-6 <u>品質保証規程</u> (抜粋) 別紙5-7 <u>東海第二発電所の教育訓練実績</u> (平成28年度) 別紙5-8 <u>東海第二発電所 保安教育実績 抜粋</u> (平成28年度) 別紙5-9 <u>教育訓練プログラムの概要</u> (イメージ) 別紙5-10 <u>本店及び東海第二発電所における各年度の社外教育訓練受講者数</u> 別紙5-11 <u>東海第二発電所における重大事故対応に関する訓練実績</u></p>	<p>h. <u>技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ピアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</u></p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを計画的かつ継続的に実施する方針である。</p> <p>別紙5-1 <u>令和2年度 新入社員教育 年間教育スケジュール</u> 別紙5-2 <u>原子力部門 技術系新入社員基礎教育手順書</u> (抜粋) 別紙5-3 <u>原子力部門 教育訓練手順書</u> (抜粋) 別紙5-4 <u>島根原子力発電所原子炉施設保安規定</u> (抜粋) 別紙5-5 <u>力量および教育訓練基本要領</u> (抜粋) 別紙5-6 <u>訓練施設等における教育訓練実績</u> (令和元年度) 別紙5-7 <u>島根原子力発電所 保安教育実績</u> (令和元年度) 別紙5-8 <u>教育訓練プログラムの概要</u> 別紙5-9 <u>島根原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績</u> 別紙5-10 <u>島根原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</u> 別紙5-11 <u>重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</u></p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】 第三者レビューの記載の有無 ・運用の相違 【柏崎6/7】 第三者レビュー機関の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6) 有資格者等の選任・配置 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。⑩</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> </div> <p>柏崎刈羽原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>(炉主任の選任)</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p>(a) 実務経験について <u>柏崎刈羽原子力発電所の原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、発電用原子炉ごとに適切に選任している。</u></p>	<p>(6) 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。⑩</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> </div> <p>東海第二発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から、原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p><u>東海第二発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任している。</u></p> <p>(a) 実務経験について</p> <p><u>東海第二発電所では平成28年6月30日付で発電用原子炉主任技術者を配置している。</u></p> <p><u>東海第二発電所の発電用原子炉主任技術者の主な実務経験は、以下のとおり。</u></p> <p><u>・本店及び東海第二発電所において、炉心設計、炉心性能管</u></p>	<p>(6) 有資格者等の選任・配置 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。⑩</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> </div> <p>島根原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p>(a) 実務経験について</p> <p><u>島根原子力発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載場所の相違 【東海第二】</p> <p>・保安規定の運用時期の相違 【東海第二】 島根2号炉は実務経験を記載した保安規定の認可を受けていない</p>

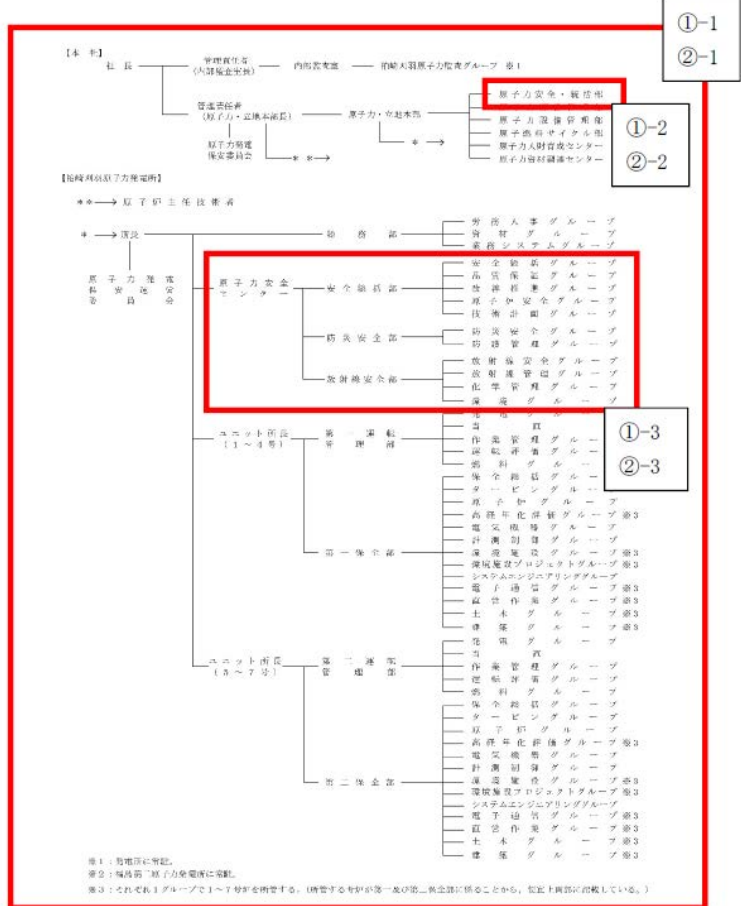
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 職務能力について</p> <p>保安規定では、原子炉主任技術者の選任は<u>特別管理職の中から原子力・立地本部長</u>が行うことを定めている。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所における特別管理職は<u>グループマネージャー以上の職位が該当し、所管する組織(部又はグループ)の管理責任者として所管業務を統括・推進するとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、所長、原子力・立地本部長等</u>がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>このため、<u>特別管理職</u>であれば、一般的な職務遂行能力はすでに有していると考えられる。<u>原子力・立地本部長</u>は、原子力部門の業務内容を踏まえ、<u>特別管理職</u>の中から、保安規定に定める原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、<u>特別管理職としての職務経験期間及び原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、原子炉主任技術者として選任する。</u></p> <p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所では、平成25年9月1日付で保安規定を変更し、柏崎刈羽原子力発電所1～7号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、原子炉主任技術者として1名ずつ配置している。</p>	<p><u>理を14年1か月従事したことから、第2項第四号「発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。</u></p> <p>・本店において、東海第二発電所、敦賀発電所1号炉及び2号炉の運転計画、設備修繕計画を1年従事したことから、<u>第2項第一号「発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。</u></p> <p>以上から、東海第二発電所発電用原子炉主任技術者は、<u>第2項の選任要件に適合する業務に、通算して15年超従事していることから、第2項の選任要件に適合している。</u></p> <p>b) 職務能力について</p> <p>保安規定では、発電用原子炉主任技術者は<u>社長</u>が選任することを定めている。<u>また、職位は、原子炉安全担当として発電管理室に所属し、発電所に駐在の上、保安規定に定める職務を専任することを定めている。</u></p> <p>東海第二発電所における原子炉安全担当は、<u>能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上の管理職が該当し、所管する組織の管理責任者として所管業務を統括・推進するとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、社長</u>がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>社長は、業務内容を踏まえ、<u>管理職(能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上)</u>の中から、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、<u>発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、発電用原子炉主任技術者を選定する。</u></p> <p>(c) 原子炉ごとの選任について</p> <p>東海第二発電所では、原子炉主任技術者免状を有する者を、<u>発電用原子炉主任技術者として1名配置している。</u></p>	<p>(b) 職務能力について</p> <p>保安規定では、発電用原子炉主任技術者の選任は<u>電源事業本部参事以上の者の中から電源事業本部長</u>が行うことを定めている。</p> <p>電源事業本部における参事以上は、<u>マネージャー(原子力人材育成センター所長含む)以上の職位が該当し、所管する組織(部又はグループ)の管理責任者として所管業務を統括・推進するとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、電源事業本部長等</u>がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>このため、<u>電源事業本部参事以上</u>であれば、一般的な職務遂行能力はすでに有していると考えられる。<u>電源事業本部長</u>は、原子力部門の業務内容を踏まえ、<u>電源事業本部参事以上の者</u>の中から、保安規定に定める原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を<u>発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、原子炉主任技術者として選任する。</u></p> <p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について</p> <p>島根原子力発電所では、島根原子力発電所2号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、<u>発電用原子炉主任技術者として1名配置する。</u></p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】 職位に関する記載の有無</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 選任条件の相違</p> <p>・保安規定の運用時期の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は実務経</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(炉主任の独立性)</p> <p>b. 原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、その原子炉主任技術者としての職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、<u>原子力・立地本部長</u>が選任し配置する。原子炉主任技術者が他の職位と兼務する場合は、保安に関する職務からの判断と原子炉主任技術者としての判断が相反する職務とならない<u>原子力安全センターの特別管理職</u>とする。</p> <p>原子炉主任技術者と兼務できる職位の考え方を以下に示す。</p> <p>(a) 上位職位者との関係における原子炉主任技術者の独立性の確保 原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、所長等の上位職位者との関係において、独立性を確保するために、柏崎刈羽原子力発電所における原子炉主任技術者の選任に当たっては、所長の人事権が及ばない原子力・立地本部長が選任する。</p> <p>(b) 職位（職務）に基づく判断における原子炉主任技術者の独立性の確保 原子炉主任技術者を発電所の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と、原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く必要がある。 このため、保安規定で定める保安に関する職務を確認した結果、<u>発電用原子炉施設の運転に直接権限を有するグループの特別管理職を原子炉主任技術者として選任した場合</u>、運転保守における権限を優先してしまい、原子炉主任技術者の職務である保安の監督を適切に行えない可能性があると考えられる。 一方、<u>発電用原子炉施設の運転に直接権限を有しないグル</u></p>	<p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、<u>社長</u>が選任し配置する。このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。</p> <p>(a) 上位職位者との関係における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保 発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、東海第二発電所における発電用原子炉主任技術者の選定にあたっては、発電所長の人事権が及ばない<u>社長</u>が選任する。</p> <p>(b) 職位に基づく判断における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保 <u>発電用原子炉主任技術者は、発電管理室に所属し、発電所に駐在の上、保安規定に定める職務を専任することを定めていることから、発電所の職位と兼務することなく、適切に職務を遂行できると考えられる。</u></p>	<p>b. <u>発電用</u>原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、<u>電源事業本部長</u>が選任し配置する。このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。 <u>発電用原子炉主任技術者が他の職位と兼務する場合は、保安に関する職務からの判断と発電用原子炉主任技術者としての判断が相反する職務とならない品質保証部又は原子力人材育成センターの管理者とする。</u> <u>発電用原子炉主任技術者と兼務できる職位の考え方を以下に示す。</u></p> <p>(a) 上位職位者との関係における<u>発電用</u>原子炉主任技術者の独立性の確保 <u>発電用</u>原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、島根原子力発電所における<u>発電用</u>原子炉主任技術者の選任にあたっては、発電所長の人事権が及ばない<u>電源事業本部長</u>が選任する。</p> <p>(b) 職位（職務）に基づく判断における<u>発電用</u>原子炉主任技術者の独立性の確保 <u>発電用原子炉主任技術者を発電所の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と、発電用原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く必要がある。</u> このため、保安規定で定める保安に関する職務を確認した結果、<u>島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有する職位(職務)を兼務した場合</u>、運転保守における権限を優先してしまい、<u>発電用</u>原子炉主任技術者の職務である保安の監督を適切に行えない可能性があると考えられる。 一方、<u>島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有</u></p>	<p>験を記載した保安規定の認可を受けていない</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】兼務についての記載の有無</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 発電用原子炉主任技術者の兼務の有無</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>ープの特別管理職を原子炉主任技術者として選任した場合は、自分のグループの職務と原子炉主任技術者の職務である保安の監督との直接的な関連がないことから適切に職務を遂行できると考えられる。このため原子炉主任技術者を発電所の職位と兼務させる場合は、発電用原子炉施設の運転に直接権限を有しない原子力安全センターの特別管理職を配置する。</u></p> <p>なお、兼務可能と判断した職位について、<u>所管の変更や規制要求の変更等</u>があった場合は適宜、見直す。</p> <p>(炉主任の選任及び代行者の考え方)</p> <p>c. 原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。</p> <p>必要となる原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最小人数としては7名である。</p> <p>しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。<u>必要となる代行者数は、原子炉主任技術者7名のうち1名の不在があらかじめ予定され不在となった原子炉主任技術者の職務を代行者1名が遂行中に、あらかじめ予定されていない事故等により他の原子炉主任技術者1名もその業務を遂行できない事態を考慮し、最小人数としては2名である。なお、代行者の2名は、1～7号炉の原子炉主任技術者を代行することができるように選任する。</u></p> <p>さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者を常に把握していることから、万一、原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たすものの中から速やかに原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>(炉主任の待機)</p> <p>d. 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、<u>6号及び7号炉</u>において重大事故等が発生した場合を想定し、原子炉主任技術者は、</p>	<p>c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす管理職（能力等級特4級以上又は役割ランク4号以上）の中から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。</p> <p>必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最小人数としては1名である。</p> <p>しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の任務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。</p> <p>さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、発電用原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たす者の中から速やかに発電用原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、<u>東海第二発電所</u>において重大事故等が発生した場合を想定し、発電</p>	<p><u>しない職位（職務）を兼務した場合は、自分の職務と発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督との直接的な関連がないことから適切に職務を遂行できると考えられる。このため発電用原子炉主任技術者は、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有しない品質保証部の部長、課長又は原子力人材育成センターの所長との兼務は可能と考えられる。</u></p> <p>なお、兼務可能と判断した職位（職務）について、<u>組織改正に伴う保安に関する職務の変更又は法令等の改正による規制要求の変更等</u>があった場合は適宜、見直す。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす課長以上から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。</p> <p>必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最小人数としては1名である。</p> <p>しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。</p> <p>さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たす者の中から速やかに<u>発電用</u>原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、<u>2号炉</u>において重大事故等が発生した場合を想定し、<u>発電用</u>原子炉</p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 最少人数の記載の有無</p>

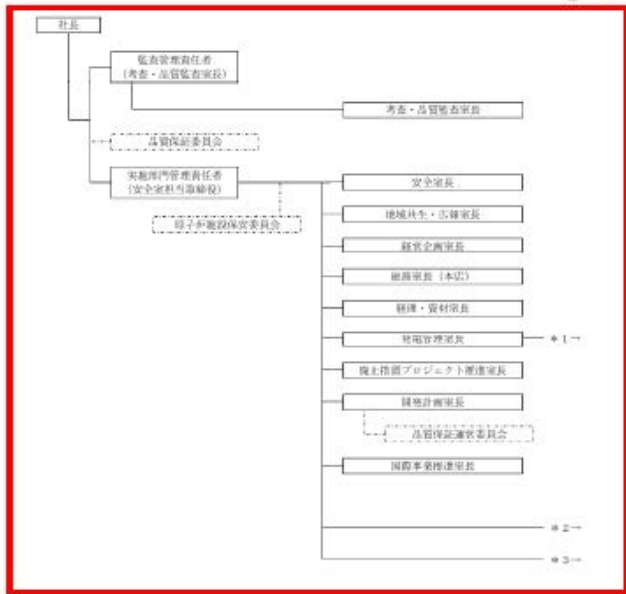
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>夜間及び休日において6号及び7号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所緊急時対策本部に参集できるように、早期に非常召集が可能なエリア（柏崎市、若しくは刈羽村）にそれぞれ1名待機させる。</p> <p>また、6号及び7号炉の原子炉主任技術者に加え、その代行可能者も確保する。</p> <p>e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。</p> <p>以上のとおり、柏崎刈羽原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。</p>	<p>用原子炉主任技術者は、休日・夜間において東海第二発電所における重大事故等の発生連絡があった場合、発電所に非常召集するため、早期に非常召集が可能なエリア（東海村又は隣接市町村）に発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選定し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電長の職位としている。</p> <p>以上のとおり、東海第二発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。</p>	<p>主任技術者は、夜間・休日昼間において2号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに緊急時対策本部に駆けつけられるよう、早期に参集が可能なエリア（松江市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。</p> <p>以上のとおり、島根原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。</p>	

別紙1-1 (1/1)

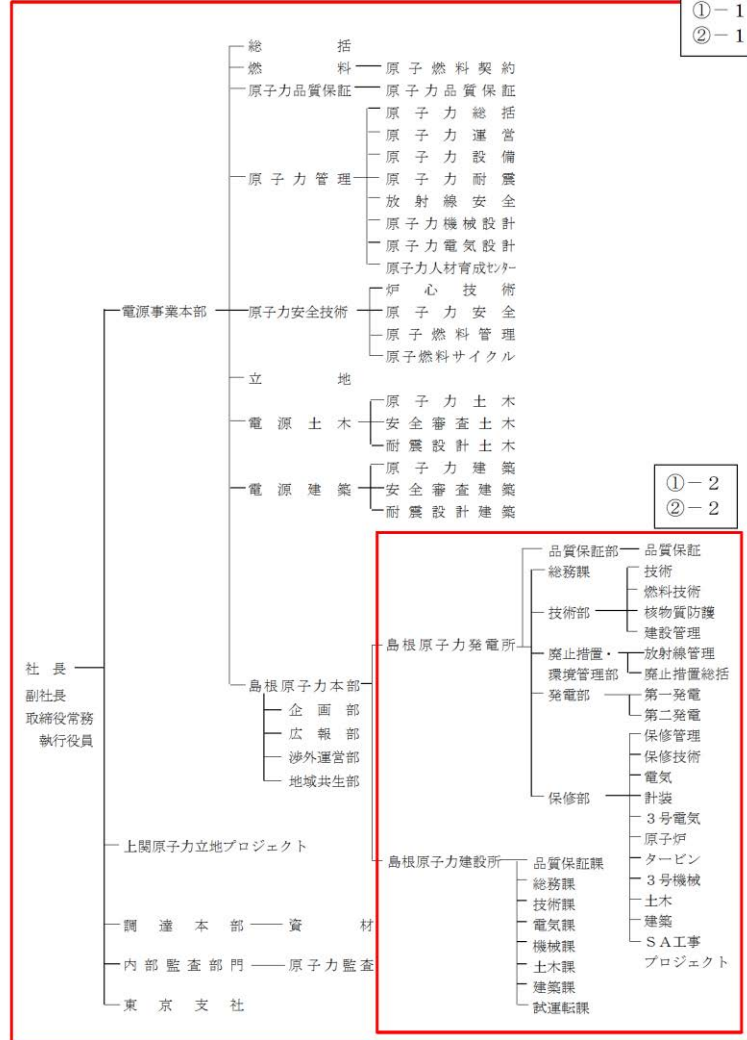


別紙1-1 (1/3)

(平成29年10月1日現在)

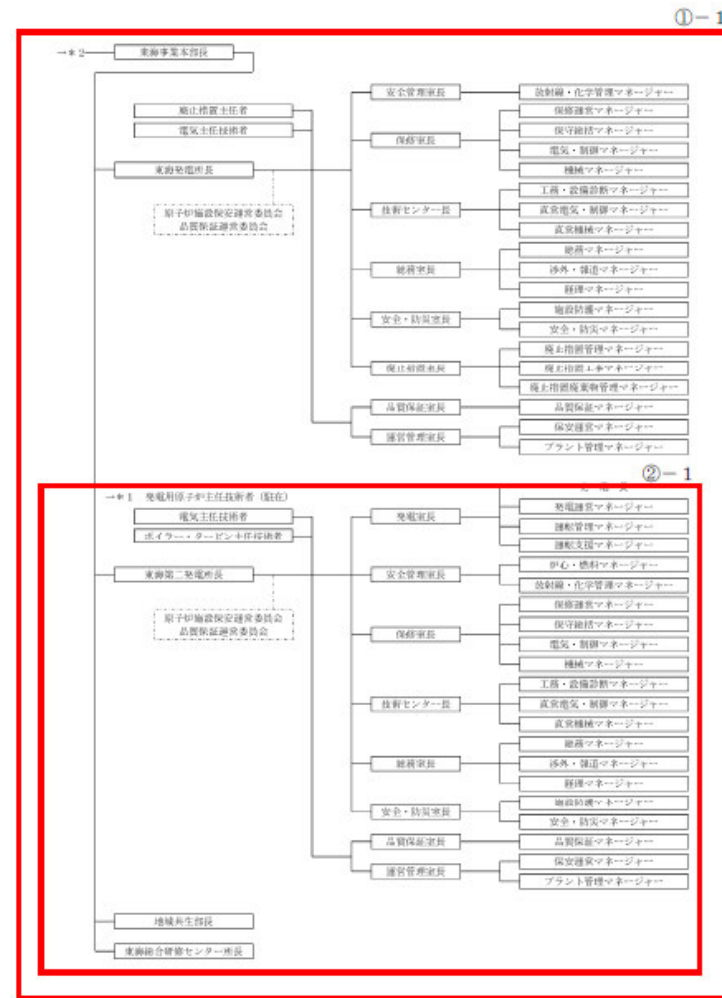


別紙1-1 (1/1)



・組織体制の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙1-1 (2/3)



原子力関係組織系統図 (2/3)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

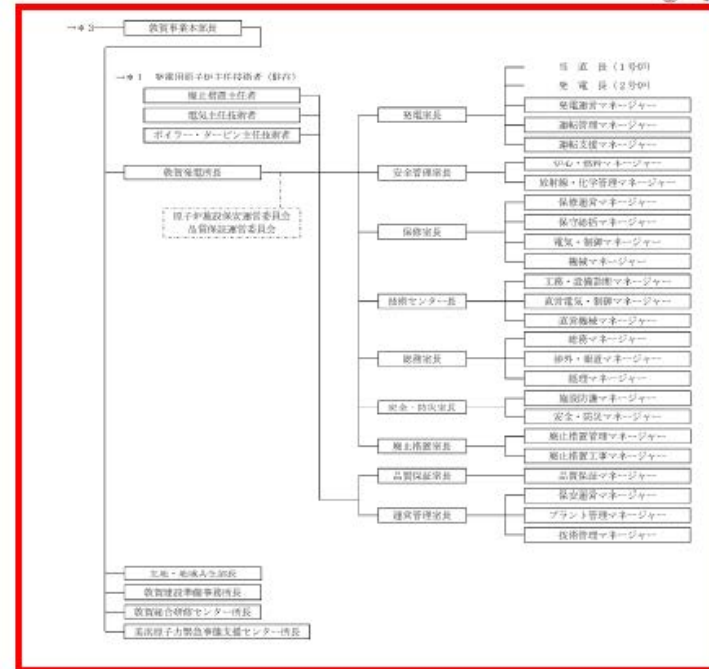
東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

別紙1-1 (3/3)

①-1



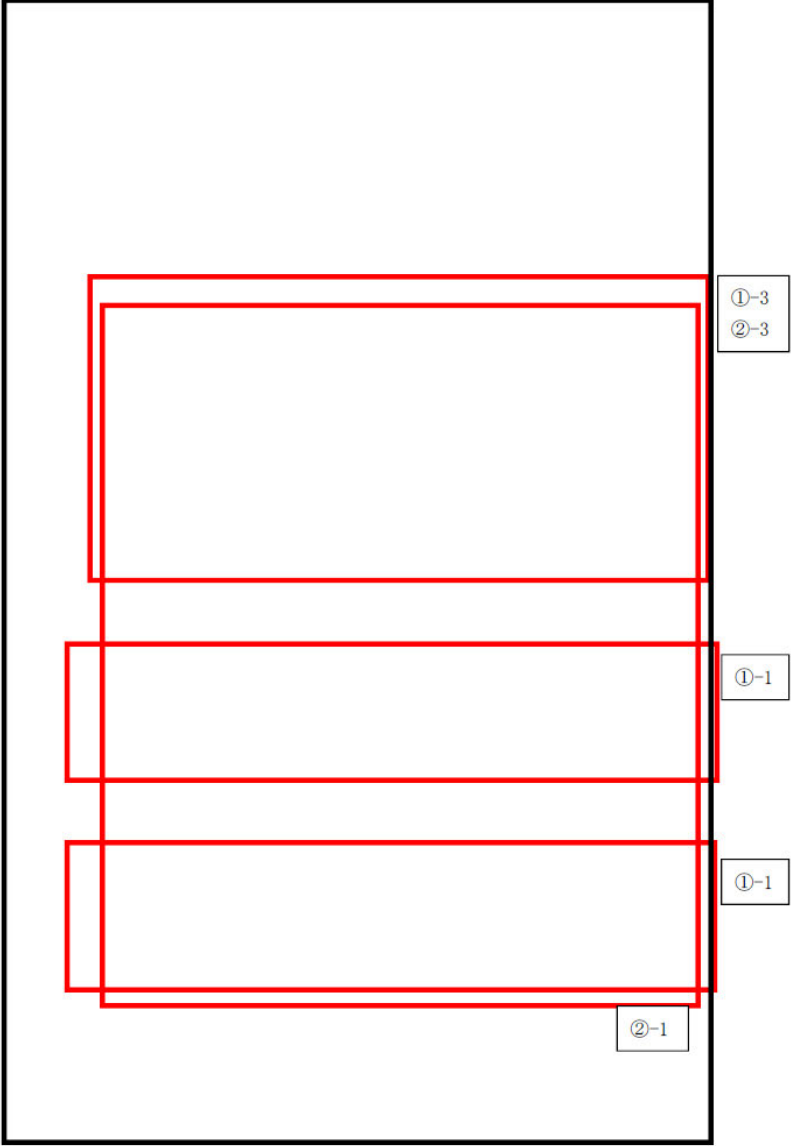
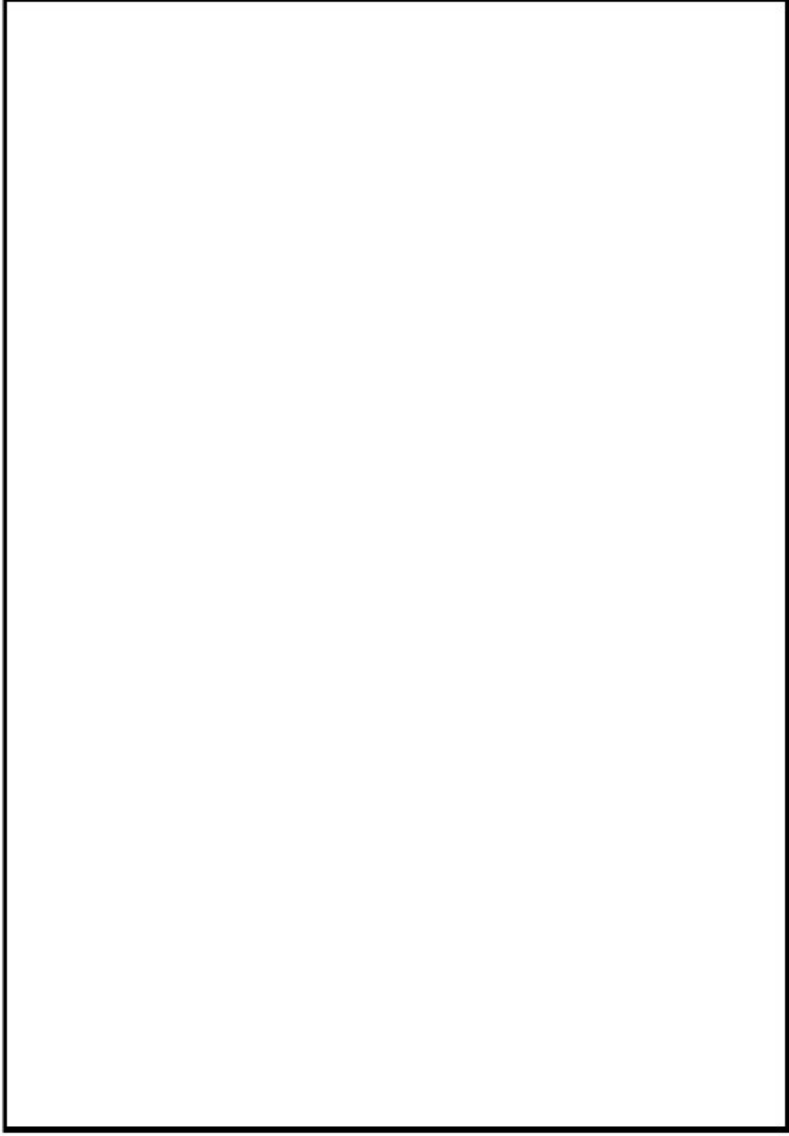
原子力関係組織系統図 (3/3)

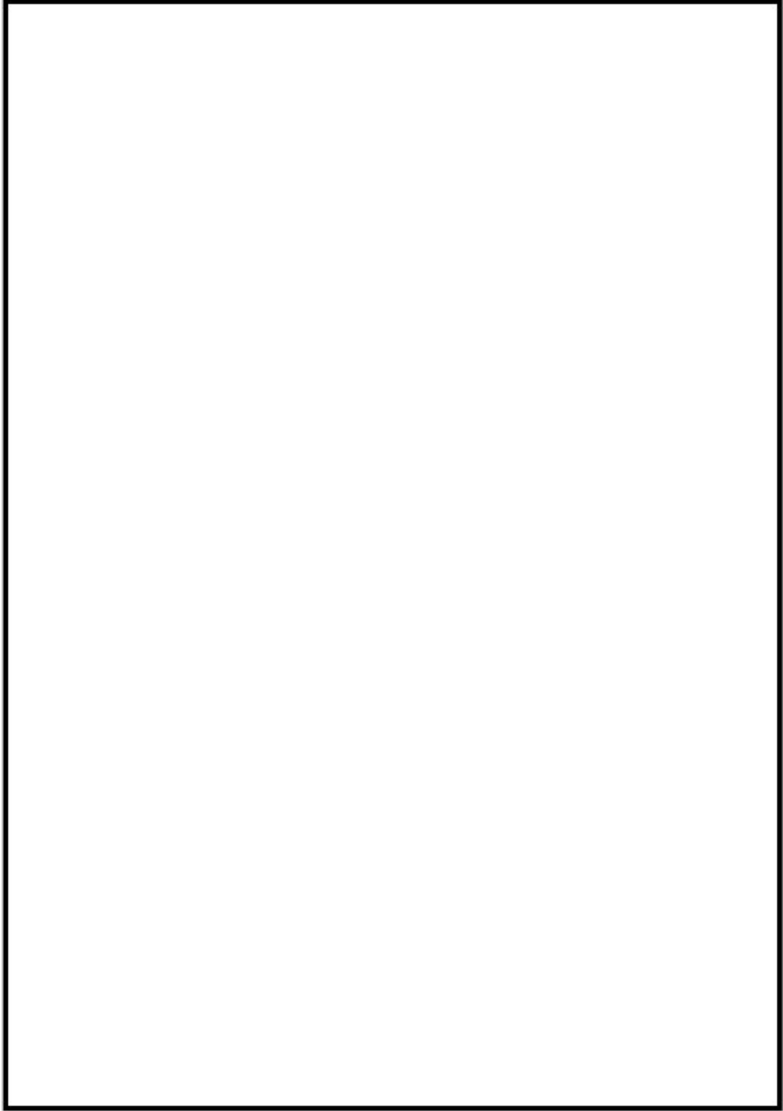
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p style="text-align: right;">別紙1-2 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">職制および職務権限規程 (改 03) Z-10</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30px;">文書名</td> <td style="text-align: center;">規程</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">職制および職務権限規程</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">Z-10 改03</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2016年 4月 1日 施行 2016年12月19日 (改定03)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; width: 150px;"> <tr> <td>経営企画ユニット 組織・労務人事室 (主管部)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; width: 150px;"> <tr> <td>経営企画ユニット グループ事業管理室 (主管部)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	規程		職制および職務権限規程		Z-10 改03	経営企画ユニット 組織・労務人事室 (主管部)	経営企画ユニット グループ事業管理室 (主管部)	<p style="text-align: right;">別紙1-2 (1/7)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙1-2 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">組織規程 (抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">備考</p>
文書名	規程										
	職制および職務権限規程										
	Z-10 改03										
経営企画ユニット 組織・労務人事室 (主管部)											
経営企画ユニット グループ事業管理室 (主管部)											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="721 401 914 428" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-2 (2/5)</div> <div data-bbox="184 495 813 1535" style="border: 1px solid black; height: 495px; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="216 1362 854 1507" style="border: 2px solid red; height: 69px; margin-top: 50px;"> <div data-bbox="854 1409 914 1472" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">①-2 ②-2</div> </div> </div>	<div data-bbox="1567 415 1709 443" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-2 (2/7)</div> <div data-bbox="961 457 1694 1507" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="2279 407 2472 434" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-2 (2/4)</div> <div data-bbox="1754 447 2487 1503" style="border: 1px solid black; height: 503px; margin-top: 10px;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="709 386 902 415" style="text-align: right;">別紙1-2 (3/5)</div> <div data-bbox="178 478 807 1516" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div data-bbox="213 525 842 638" style="border: 2px solid red; margin-bottom: 20px;"></div> <div data-bbox="213 877 842 1117" style="border: 2px solid red; margin-bottom: 20px;"></div> <div data-bbox="213 1121 842 1444" style="border: 2px solid red;"></div> </div> <div data-bbox="854 533 923 604" style="text-align: right;">①-2 ②-2</div> <div data-bbox="854 924 923 961" style="text-align: right;">②-1</div> <div data-bbox="854 1171 923 1209" style="text-align: right;">①-1</div>	<div data-bbox="1555 386 1694 415" style="text-align: right;">別紙1-2 (3/2)</div> <div data-bbox="961 394 1694 1411" style="border: 1px solid black; height: 484px;"></div>	<div data-bbox="2288 352 2496 382" style="text-align: right;">別紙1-2 (3/4)</div> <div data-bbox="1754 394 2504 1465" style="border: 1px solid black; height: 510px;"></div>	<p>・組織体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="706 401 893 426" style="text-align: right;">別紙1-2 (4/5)</div> <div data-bbox="186 495 813 1509" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div data-bbox="216 543 834 680" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"></div> <div data-bbox="839 558 908 596" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">①-1</div> </div>	<div data-bbox="1567 380 1709 405" style="text-align: right;">別紙1-2 (4/7)</div> <div data-bbox="967 422 1694 684" style="border: 1px solid black; height: 125px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="2303 380 2490 405" style="text-align: right;">別紙1-2 (4/4)</div> <div data-bbox="1762 422 2496 1434" style="border: 1px solid black; height: 482px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="2540 464 2807 537">・組織体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-2 (5/5)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙1-2 (5/7)</p> 		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1567 390 1703 411" style="text-align: right; font-size: small;">別紙1-2 (6/7)</div> 		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1567 394 1709 420" style="text-align: right; font-size: small;">別紙1-2 (7/7)</div> <div data-bbox="961 422 1688 936" style="border: 1px solid black; width: 245px; height: 245px; margin: 10px auto;"></div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-3 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">柏 崎 刈 羽 原 子 力 発 電 所 原 子 炉 施 設 保 安 規 定</p> <p style="text-align: center;">平成28年12月</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>制定 昭和52年12月20日 社規第299号 最終改正 平成28年3月31日 社規第1175号 主管箇所 本店 発電管理室</p> </div> <p style="text-align: center;">平成28年3月</p> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和2年9月</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-3 (2/4)</p> <p style="text-align: center;">平成28年12月19日施行</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統括するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者（以下「主任技術者」という。）を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11」トラブル等の報告マニュアルに基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関する監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人材育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び「原目の社風」管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全統括グループは、定期検査、定期安全管理審査の統括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 品質保証グループは、品質保証体系の統括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 改善推進グループは、不適合情報、運転記録簿等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力安全グループは、原子力安全の統括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 技術計画グループは、原子力技術の統括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防災安全グループは、緊急時の措置の統括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保安区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">①-2 ②-2 ②-1 ①-1 ②-1 ②-1 ①-3 ②-3</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (2/5)</p> <p style="text-align: center;">①-4, ②-3</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を統括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの統括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る発電管理及び非常時の措置の統括に関する業務を行う。</p> <p>(7) (1)から(6)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る安全文化醸成活動におけるコミュニケーション活動の統括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の統括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(8) 発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、経理・資材室長及び開発計画室長は、室長を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室長は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子炉主任技術者の意見を尊重し、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 発電直は、原子炉施設の運転及び燃料取扱いに関する当直業務を行う。</p> <p>(3) 発電運営グループは、発電室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 運転管理グループは、原子炉施設の運転の計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 運転支援グループは、当直業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>(6) 炉心・燃料グループは、燃料の管理（発電直所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 放射線・化学管理グループは、放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 保守運営グループは、保守室の運営管理に関する業務を行う。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (2/5)</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p>3. 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の統括に関する業務を行う。</p> <p>①-1, ②-1</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の統括に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>①-1</p> <p>8. 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>①-1</p> <p>9. 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>11. 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の統括に関する業務を除く。）を統括する。</p> <p>12. 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の統括（保安教育の統括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>13. 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>14. 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>15. 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>16. 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>17. 保守部長は、課長（保守管理）、課長（保守技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（S A工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の統括および使用前事業者検査等の統括に関する業務を行う。</p> <p>19. 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p>	<p>・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-3 (3/4)</p> <p style="text-align: center;">平成28年12月19日施行</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱に関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 保全総括グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(22) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(29) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(30) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> </div> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人材育成センター所長及び原子力人材育成センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、防災安全部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) ユニット所長（5～7号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6) 各GMIは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(7) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (3/5)</p> <p style="text-align: center;">①-4, ②-3</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の保守管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備（建物、構築物を含む。）の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) 工務・設備診断グループは、電気・制御グループ又は機械グループと協働して定める原子炉施設の保全のうち設備診断の実施に関する業務及び技術センターの運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 直営電気・制御グループは、電気・制御グループと協働して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) 直営機械グループは、機械グループと協働して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) 総務グループは、保安教育の総括、文書管理及び総務室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 渉外・報道グループは、地方自治体とのコミュニケーションに関する業務を行う。</p> <p>(17) 経理グループは、資材業務に関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設防護グループは、警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全・防災グループは、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) プラント管理グループは、原子炉施設の運転保守計画及び管理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(23) 各室長（以下「各室長」は技術センター長を含む。）は、第4条の定めのとおり、当該室（以下「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(24) 各グループのマネージャー（以下「各マネージャー」という。発電所においては、マネージャーを発電所長という。以下同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(25) 各マネージャーは、グループ員（発電所長のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し、所管する業務を行う。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> </div> <p style="text-align: center;">第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会 ②-10</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(原子炉施設保安委員会)</p> <p>第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>3. 発電管理室長を委員長とする。</p> </div>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (3/5)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>20. 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>21. 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>22. 課長（核物質防護）は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>23. 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>24. 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</p> <p>25. 課長（第一発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>26. 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>27. 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>28. 課長（修繕管理）は、原子炉施設の改造工事および修繕に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>29. 課長（修繕技術）は、原子炉施設の改造工事および修繕に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>30. 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および修繕に関する業務を行う。</p> <p>31. 課長（計装）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および修繕に関する業務を行う。</p> <p>32. 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および修繕に関する業務を行う。</p> <p>33. 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および修繕に関する業務を行う。</p> <p>34. 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および修繕に関する業務を行う。</p> <p>35. 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および修繕に関する業務を行う。</p> <p>36. 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および修繕に関する業務を行う。</p> <p>37. 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および修繕に関する業務を行う。</p> <p>38. 課長（S A工事プロジェクト）は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。</p> <p>39. 第18項から第38項に定める職位（第27項の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）は、当直長および原子力人材育成センター所長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（廃止措置総括）は第2編第127条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>40. 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第12項および第18項から第39項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>41. 電源事業本部長（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>42. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> </div>	<p>・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

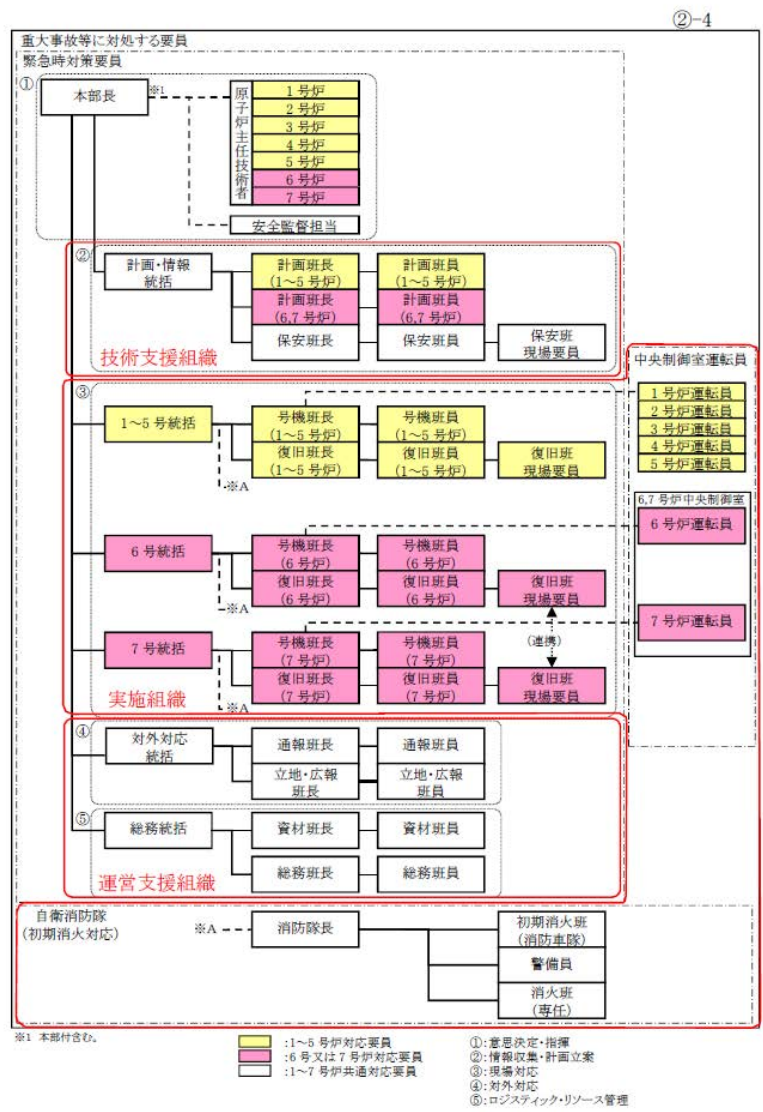
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-3 (4/4)</p> <p style="text-align: center;">平成28年12月19日施行</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(原子力発電保安委員会) ②-9</p> <p>第6条 本所に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安委員会にて審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 保安規定の変更</p> <p>(3) 保安教育に関する事項</p> <p>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>3. 原子力・立地本部長を委員長とする。</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(原子力発電保安運営委員会) ②-10</p> <p>第7条 本所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、本所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>(3) 運転管理に関する事項</p> <p>(4) 燃料管理に関する事項</p> <p>(5) 放射性廃棄物管理に関する事項</p> <p>(6) 放射線管理に関する事項</p> <p>(7) 保守管理に関する事項</p> <p>(8) 原子炉施設の改造に関する事項</p> <p>(9) 緊急時における運転操作に関する事項</p> <p>(10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全統括部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、主任技術者及び代行者を、主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>4. 主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. 第4項以外の主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</p> <p>6. 第5項の主任技術者については、自らの担当している号炉について主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</p> <p>7. 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて主任技術者を選任する。</p> </div>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (4/5)</p> <p style="text-align: center;">②-10</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>4. 保安委員会は、委員長、所長、原子炉主任技術者に加え、グループマネージャー以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> </div> <p style="text-align: center;">②-11</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p>第7条 本所に原子炉施設保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、本所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>ロ. 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ハ. 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>ニ. 巡視点検に関する事項</p> <p>ホ. 異常時の操作に関する事項</p> <p>ヘ. 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>ト. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>チ. 定期試験に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>ロ. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>ハ. 燃料の検査及び取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>ロ. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ハ. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ニ. 放出管理用計測器の管理に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>ロ. 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</p> <p>ハ. 保全区域に関する事項</p> <p>ニ. 周辺監視区域に関する事項</p> <p>ホ. 線量の評価に関する事項</p> <p>ヘ. 除染に関する事項</p> <p>ト. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>チ. 放射線計測器類の管理に関する事項</p> <p>リ. 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 保守管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第10条（原子炉施設の定期的な評価））</p> <p>(8) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第110条（原子力防災資機材等））</p> <p>(9) 保安教育実施計画の策定（第118条（所員への保安教育））に関する事項</p> <p>(10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> </div>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (4/5)</p> <p>43. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(原子力発電保安委員会) ②-8</p> <p>第6条 電源事業本部に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 原子炉施設の定期的な評価の結果</p> <p>(4) 保安教育実施計画の策定（第117条）に関する事項</p> <p>(5) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>3. 電源事業本部長（原子力管理）を委員長とする。</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、電源事業本部長（原子力安全技術）、所長、原子炉主任技術者、各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長）、電源事業本部（原子力管理）マネージャー、原子力人材育成センター所長および電源事業本部（原子力安全技術）マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5. 委員長は、審議結果を定期的に社長へ報告する。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(原子力発電保安運営委員会) ②-9</p> <p>第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・巡視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期試験に関する事項 <p>(2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・燃料の検査および取替に関する事項 <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 <p>(4) 放射線管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・保全区域に関する事項 ・周辺監視区域に関する事項 </div>	<p>・組織体制、運用の相違【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (5/5) ②-11</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 主任技術者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、以下の(1)から(4)のいずれかの業務に過半数して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> 2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。 3. 原子炉主任技術者は、能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上に格付けされた者から選任する。 4. 原子炉主任技術者は、発電管理室に所属し、発電所に駐在して、第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定める職務を専任する。 5. 代行者は、能力等級特4級以上又は役割ランク4号以上に格付けされた者から選任する。 6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、原子炉主任技術者を選任し直す。 <p style="text-align: center;">(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第8条の2 社長は、電気主任技術者及び代行者を第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者及び代行者を第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物^{※1}の保安の監督を行ううえで必要な責任と権限を有する者とし、能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上に格付けされた者から選任する。ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者から選任する。 3. 代行者は、能力等級特4級以上又は役割ランク4号以上に格付けされた者から選任する。 4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任し直す。 <p>※1：電気工作物とは、当社の設置する電気事業の用に供する電気工作物(原子力発電工作物)、及び電気事業の用に供する電気工作物(原子力発電工作物)を監督する主任技術者が、同工物と一括して監督する自家用電気工作物をいう。以下、第9条の2(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)において同じ。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (5/5) ②-9</p> <p>・線量の評価に関する事項 ・除染に関する事項 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・施設管理の有効性評価に関する事項</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正(第109条)</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者および各部長(品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長)に加え、委員長が指名した者で構成する。 <p style="text-align: center;">(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任し、同一型式(沸騰水型)の原子炉では兼任させることができる。 3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部参事以上とし、第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定める職務を専任する。 4. 代行者の職位は、課長以上とする。 5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。 <p style="text-align: center;">(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第8条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者およびそれぞれの代行者の職位は、課長以上もしくはこれに準ずるものとする。 3. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任する。 	<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

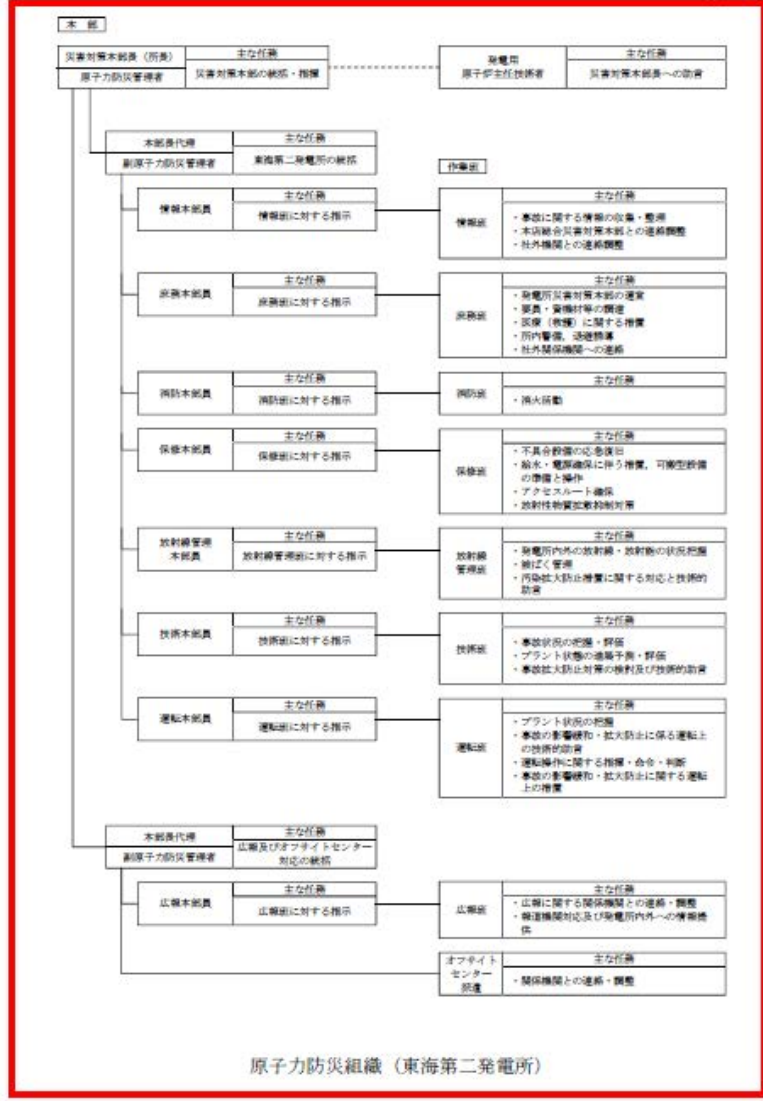
別紙1-4 (1/3)

別紙1-4 (1/2)

別紙1-4 (1/3)

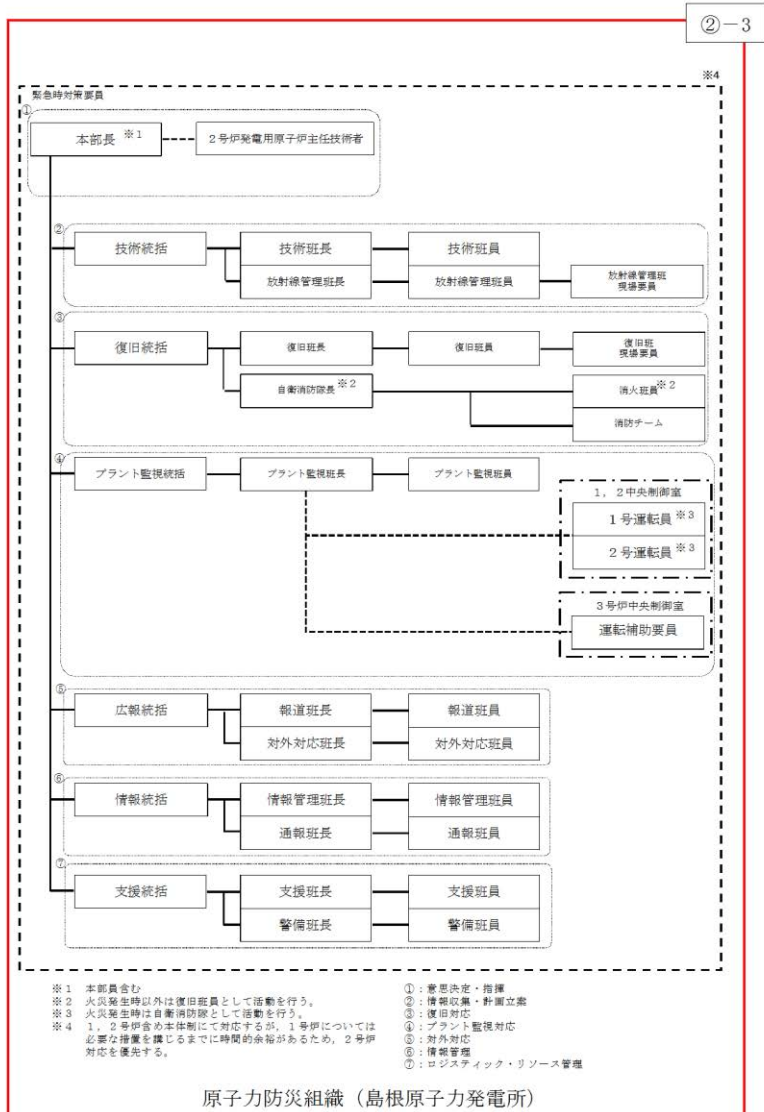


原子力防災組織 (柏崎刈羽原子力発電所)



原子力防災組織 (東海第二発電所)

(別紙1-4は変更を予定している原子力防災組織の現時点における変更案を添付する。)



原子力防災組織 (島根原子力発電所)

・組織体制の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙1-4 (2/3)

原子力防災組織(柏崎刈羽原子力発電所) 各職位のミッション ②-4

職 位	ミ ッ シ ョ ン
本部長	・防災態勢の発令, 変更の決定 ・緊急時対策本部(以下「対策本部」という。)の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督, 本部長への助言
安全監督担当	・人身安全に関する安全の監督, 本部長への助言
計画・情報統括	・事故対応方針の立案 ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の予測 ・本部長への技術的進言・助言(重大事故等対処設備等, 構内設備の活用)
計画班	・事故対応に必要な情報(パラメータ, 常設設備の状況・可搬型設備の準備状況等)の収集, プラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントの専門知識に関する計画・情報統括へのサポート
保安班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握, 影響範囲の評価 ・被ばく管理, 汚染拡大防止措置に関する緊急時対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する計画・情報統括への助言 ・放射線の影響の専門知識に関する計画・情報統括へのサポート
号機統括	・対象号炉に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わるプラント設備の運転操作への助言, 可搬型設備を用いた対応, 不具合設備の復旧の統括
号機班	・当直からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手, 対策本部へインプット ・事故対応手段の選定に関する当直への情報提供 ・当直からの支援要請に関する号機統括への助言
当直(運転員)	・重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・中央制御室内監視・操作の実施 ・事故の影響緩和, 拡大防止に関わるプラントの運転操作
復旧班	・事故の影響緩和・拡大防止に関わる可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握, 号機統括へインプット ・不具合設備の復旧の実施
自衛消防隊	・初期消火活動(消防車隊)
対外対応統括	・対外対応活動の統括 ・対外対応情報の収集, 本部長へインプット
通報班	・社外関係機関への通報連絡
立地・広報班	・自治体派遣者の活動状況把握とサポート ・マスコミ対応者への支援
総務統括	・発電所対策本部の運営支援の統括
資材班	・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・原子力緊急事態支援組織からの資機材受入調整
総務班	・要員の呼集, 参集状況の把握, 対策本部へインプット ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・他の班に属さない事項

別紙1-4 (2/3)

原子力防災組織(島根原子力発電所) 各職位のミッション ②-3

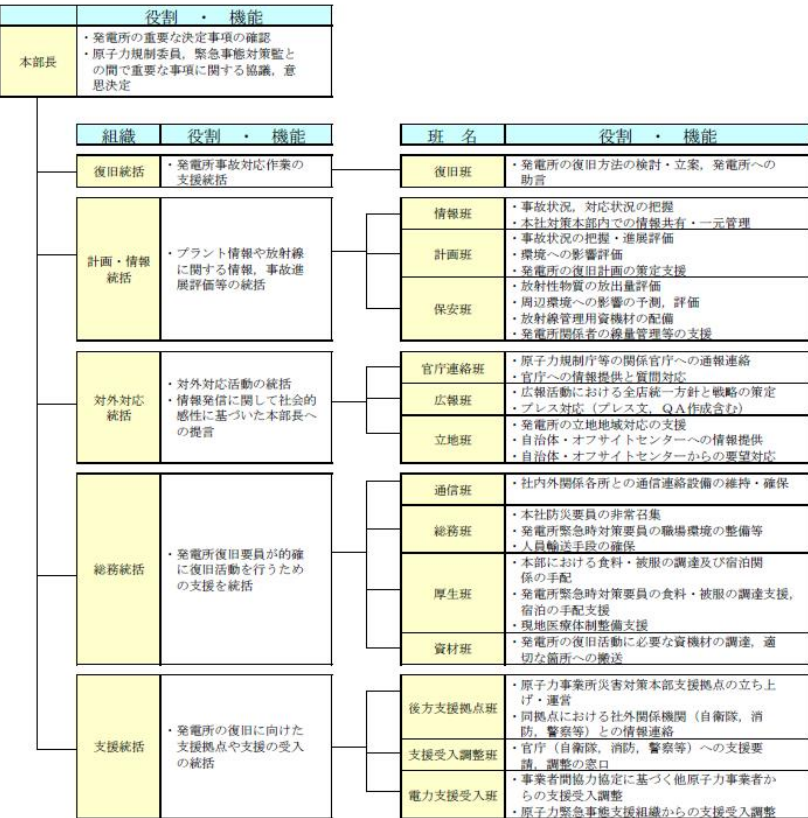
職 位	ミ ッ シ ョ ン
本部長	・防災体制の発令, 変更の決定 ・緊急時対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定
発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督, 本部長への助言
技術統括	・原子炉の運転に関するデータの収集, 分析及び評価の統括 ・原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工等作成の統括 ・発電所内外の放射線, 放射性物質濃度の状況把握に係る測定の統括
技術班	・原子炉の運転に関するデータの収集, 分析及び評価 ・原子炉の異常拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 ・原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工等作成
放射線管理班	・発電所内外の放射線, 放射性物質濃度の状況把握に係る測定 ・放射性物質の影響範囲の推定 ・緊急時対策活動に係る立入禁止措置, 退去措置及び除染等の放射線管理 ・緊急時対策要員・退避者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染
プラント監視統括	・異常状況の把握の統括 ・異常の拡大防止に必要な運転上の操作への助言
プラント監視班	・異常状況の把握 ・プラントデータ採取・状況のまとめ ・発電所施設の保安維持
当直(運転員)	・異常の拡大防止に必要な運転上の操作
運転補助要員	・大規模損壊発生時の運転補助
復旧統括	・復旧作業, 消火活動の統括
復旧班	・応急措置のための復旧作業方法の作成 ・復旧作業の実施(事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作を含む)
自衛消防隊	・消火活動
広報統括	・報道対応, 自治体への対応の統括
報道班	・マスコミ対応者への支援
対外対応班	・自治体への対応
情報統括	・関係機関への通報・連絡, 情報管理の統括
情報管理班	・関係機関への通報・連絡様式の作成 ・情報の収集, 共有及び一元管理 ・統合原子力防災ネットワーク稼働の確保
通報班	・関係機関への通報・連絡
支援統括	・緊急時対策本部の運営支援, 警備対応の統括
支援班	・緊急時対策本部の運営支援 ・緊急時対策要員の人員把握 ・避難誘導 ・資機材及び輸送手段の確保 ・救出・医療活動
警備班	・出入り管理及び警備当局対応 ・緊急車両の誘導

・運用の相違
【柏崎 6/7】
・記載箇所の相違
【東海第二】

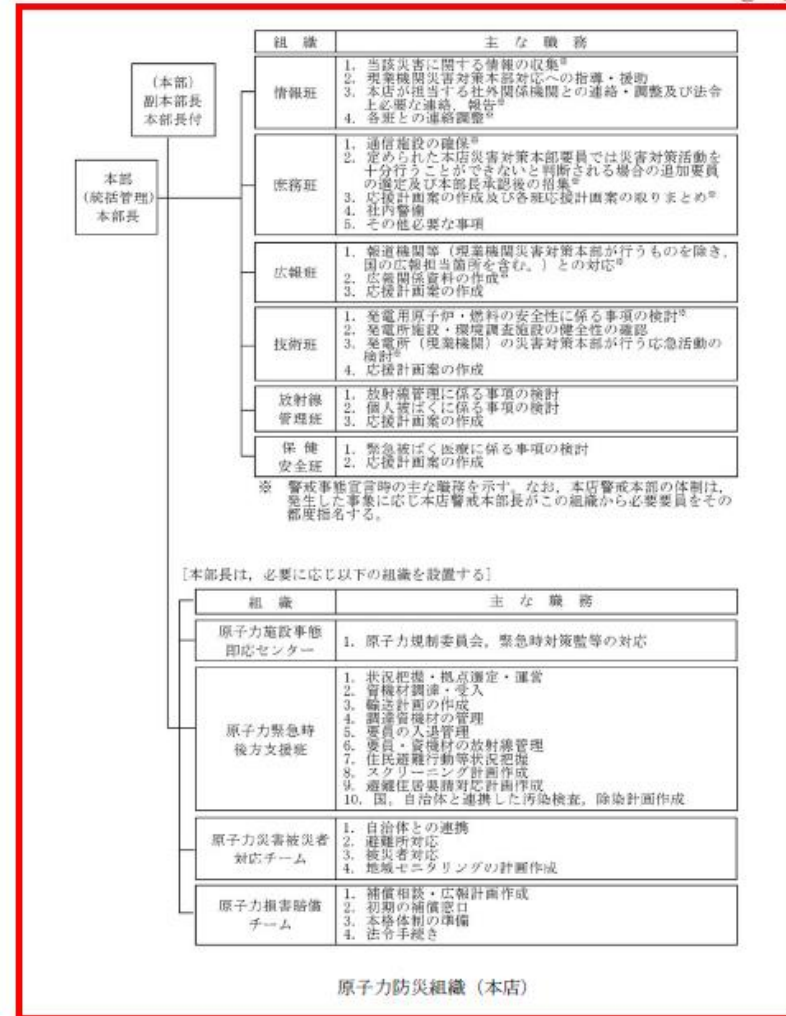
別紙1-4 (3/3)

別紙1-4 (2/2)

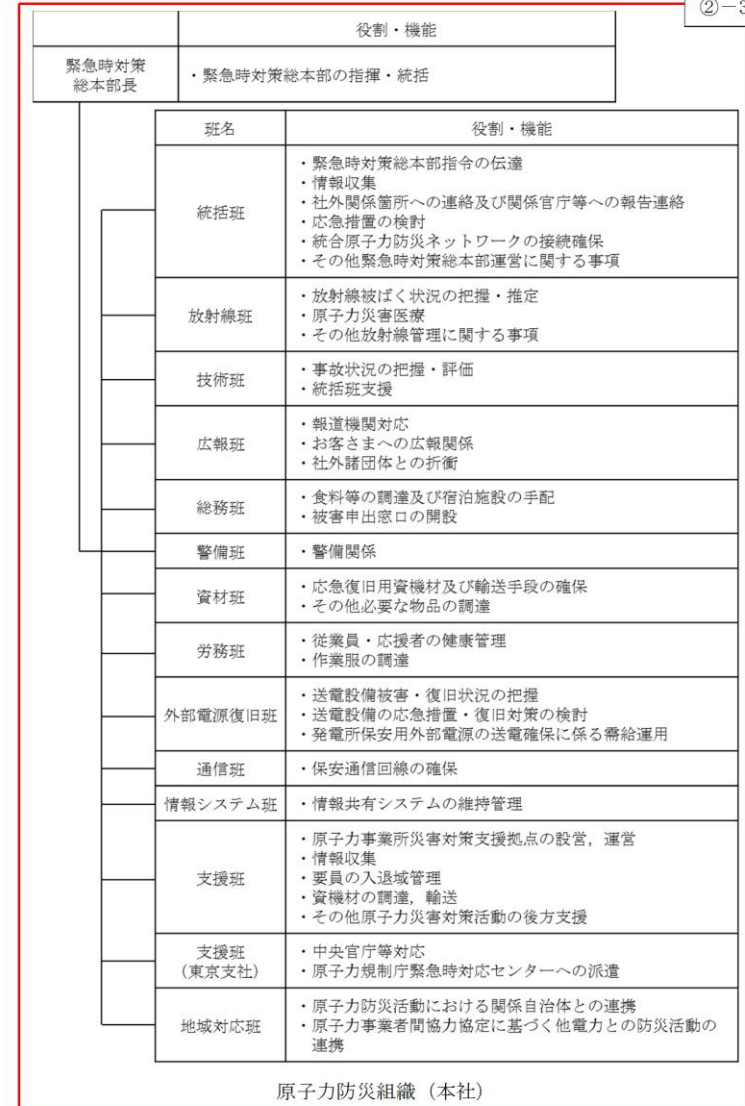
別紙1-4 (3/3)



原子力防災組織(本社)



(別紙1-4は変更を予定している原子力防災組織の現時点における変更案を添付する。)



・組織体制の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (1/23)</p> <p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">〔別紙1-5は、変更を予定している原子力事業者防災業務計画の現時点における変更案を添付する。〕</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月</p> <p style="text-align: center;">東京電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (1/16)</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">平成29年3月</p> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (1/16)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和2年8月</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (2/23)</p> <p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第1節 防災体制</p> <p>1. 態勢の区分</p> <p>原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分する。</p> <table border="1" data-bbox="201 772 721 1312"> <caption>表 態勢の区分</caption> <thead> <tr> <th>発生事象の情勢</th> <th>態勢の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生したときから、第1次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間</td> <td>原子力警戒態勢</td> </tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったとき、又は新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときから、第2次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたときまでの間</td> <td>第1次緊急時態勢</td> </tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表2-2及び別表2-3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間</td> <td>第2次緊急時態勢</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 原子力災害対策特別措置法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。</p> <p>2. 原子力防災組織 ②-5</p> <p>社長は、発電所に原子力警戒組織及び原子力防災組織を、本社に本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織を設置する。</p> <p>(1) 発電所</p>	発生事象の情勢	態勢の区分	別表2-1の事象が発生したときから、第1次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒態勢	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったとき、又は新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときから、第2次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたときまでの間	第1次緊急時態勢	別表2-3の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表2-2及び別表2-3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (2/16)</p> <p>6. 緊急事態応急対策</p> <p>原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。</p> <p>7. 原子力災害中長期対策</p> <p>原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。</p> <p>8. 原子力事業者</p> <p>次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令195号）で定めるところにより、原子炉の運転のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者</p> <p>(2) 規制法第23条第1項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（承認を含む。船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者</p> <p>(3) 規制法第43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（承認を含む）を受けた者</p> <p>(4) 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者</p> <p>(5) 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者</p> <p>(6) 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者</p> <p>(7) 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないとされている者に限る。）</p> <p>9. 原子力事業所</p> <p>原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。 ②-6</p> <p>10. 原子力防災管理者</p> <p>原災法第9条第2項の規定に基づき、発電所を統括管理する東海第二発電所長をいう。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (2/16)</p> <table border="1" data-bbox="1795 478 2469 821"> <thead> <tr> <th>緊急時体制の区分</th> <th>原子力災害等の状況</th> <th>法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時特別非常体制（全面緊急事態）</td> <td>別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間</td> <td>原災法、指針</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 緊急時体制の区分欄の（ ）内は、指針で規定される名称。</p> <p>(注2) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害等の状況に満たない場合でも、必要と認めるときは緊急時体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。</p> <p>(2) 緊急時体制発令時の中国電力ネットワーク株式会社との連携</p> <p>緊急時体制発令時は、この計画のとおり中国電力ネットワーク株式会社と一体となって対応する。</p> <p>2. 原子力防災組織 ②-4</p> <p>(1) 発電所</p> <p>a. 原子力防災管理者は、発電所に原子力防災組織を設置する。</p> <p>b. 原子力防災組織は、別図1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。</p> <p>c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表4に定める業務を行う原子力防災要員を置く。</p> <p>d. 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に、直ちに原子力防災要員等を配置し、その業務を行う。</p> <p>e. 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に別紙2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。</p> <p>f. 原子力防災管理者は、原子力防災要員等の内、派遣要員をあらかじめ決めておく。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。</p> <p>(a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執</p>	緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等	緊急時特別非常体制（全面緊急事態）	別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	原災法、指針	<p>・組織体制の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p>
発生事象の情勢	態勢の区分																
別表2-1の事象が発生したときから、第1次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒態勢																
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったとき、又は新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときから、第2次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたときまでの間	第1次緊急時態勢																
別表2-3の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表2-2及び別表2-3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢																
緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等															
緊急時特別非常体制（全面緊急事態）	別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	原災法、指針															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (3/23)</p> <p style="text-align: center;">②-5</p> <p>① 原子力警戒組織及び原子力防災組織は、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。</p> <p>② 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力災害が発生した場合に別表2-4に定める業務を直ちに行える原子力防災要員を置く。</p> <p>③ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。</p> <p>④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。</p> <p>a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力</p> <p>b. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力</p> <p>⑤ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>(2) 本社</p> <p>① 原子力警戒組織及び本社原子力防災組織は、別図2-2に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。</p> <p>② 本社原子力防災組織は本社等所属の原子力防災要員で構成する。</p> <p>③ 第2次緊急事態態が発令された場合には、防災センター等における関係機関と連携し、全社的に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に取り組むものとする。</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。</p> <p>① 別表2-1、別表2-2又は別表2-3の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図2-3又は別図2-4に示す箇所へ通報し、原子</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (3/16)</p> <p style="text-align: center;">②-6</p> <p>(2) 本店</p> <p>① 発電管理室長は、本店に別図2-3に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。</p> <p>② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。</p> <p>③ 社長は、発電所対策本部長が非常事態宣言をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。</p> <p>3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>① 原子力防災組織の統括</p> <p>② 警戒事象発生に伴う連絡</p> <p>③ 原災法第10条第1項の規定による通報</p> <p>④ 原災法第25条第1項の規定による応急措置</p> <p>⑤ 第2章に規定する原子力災害事前対策の実施、第3章に規定する緊急事態応急対策等の実施及び第4章に規定する原子力災害中長期対策の実施（①から④までの職務を除く。）</p> <p>⑥ 第5章に規定する他原子力事業所等への協力</p> <p>(2) この計画において、原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。</p> <p>(3) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者があらかじめ別表2-4のとおり任命する者とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>① 原子力防災管理者の補佐</p> <p>② 原子力防災管理者が発電所にいないときの原子力防災組織の統括</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合、副原子力防災管理者に別表2-4に定める代行順位に従って、原子力防災管理者の職務を代行させる。</p> <p>(5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、様式3を用いて、選任又は解任した日から7日以内に原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。</p> <p>(6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講ずることにより、原子力災害の未然防止に努める。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (3/16)</p> <p style="text-align: center;">②-4</p> <p>行機関の実施する緊急事態応急対策への協力</p> <p>(b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力</p> <p>(c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>(2) 本社</p> <p>a. 社長は、本社に本社原子力防災組織を設置する。</p> <p>b. 本社原子力防災組織は、別図2に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所の原子力災害対策活動を支援する。</p> <p>c. 社長は、本社原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。</p> <p>d. 社長は、緊急時特別非常体制を発令した場合、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言という社会的重大性に鑑み、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンターの関係機関と連携し、緊急時応急対策に全力で取り組む。</p> <p>e. 社長は、本社及び発電所の原子力防災組織を統括し、必要な場合は他の社内機関も動員して原子力災害対策活動を実施する。（別図3参照）</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務等</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>a. 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。</p> <p>b. 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、及び別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図4-1、4-2、4-3、4-4に定める箇所へ通報又は連絡する。</p> <p>c. 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、及び別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等が発生した場合、直ちに原子力防災要員に、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図5-1、5-2、5-3、5-4に定める箇所へ報告する。</p> <p>d. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生した場合、直ちに別図5-3、5-4に定める箇所へ報告する。</p> <p>e. 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項の規定に基づく放射線障害防護器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。</p> <p>f. 原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し定期的に緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。</p> <p>なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。</p>	<p>・組織体制の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (4/23)</p> <p style="text-align: center;">②-5</p> <p>力警戒態勢又は緊急時態勢を発令する。</p> <p>また、新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときは、緊急時態勢を発令する。</p> <p>② 原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、直ちに発電所所属の原子力防災要員等を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-4に示す箇所へ報告する。</p> <p>③ 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。</p> <p>④ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>⑤ 発電所所属の原子力防災要員等に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。</p> <p>⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である原子力安全センター所長、ユニット所長、副所長(事務系)、防災安全部長、安全総括部長、放射線安全部長、運転管理部長、保全部長、総務部長、原子力計画部長及び防災安全グループマネージャーの中から、この順位により代行者を指定する。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者の職務</p> <p>副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。</p> <p>② 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。</p> <p>(3) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の選任及び解任</p> <p>原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、社長より原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に7日以内に様式3の届出書により届け出る。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (4/16)</p> <p style="text-align: center;">②-5</p> <p>第2節 原子力防災組織等の運営方法</p> <p>1. 宣言及び解除の方法</p> <p>(1) 警戒事態の宣言</p> <p>① 発電所</p> <p>a. 原子力防災管理者は、前節1.(1)に該当する事象が発生した場合には、直ちに警戒事態を宣言する。</p> <p>b. 原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織に準じて発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理する。原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、別図2-5に準じて直ちに発電管理室長に報告する。</p> <p>② 本店</p> <p>発電管理室長は、発電所における警戒事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、別図2-5に準じて社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図2-3に準じた本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として、本店警戒本部を統括管理する。</p> <p>(2) 警戒事態の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部と協議のうえ、警戒事態を解除し、発電所警戒本部を解散することができる。</p> <p>a. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されている場合にあっては、当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体等の警戒本部が廃止された後、設備の復旧等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合</p> <p>b. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されていない場合にあっては、設備の復旧等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合</p> <p>② 本店</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長から警戒事態の解除について上申があった場合、本項(2)①a.又はb.の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒事態を解除することができる。</p> <p>(3) 非常事態の宣言</p> <p>① 発電所</p> <p>a. 原子力防災管理者は、前節1.(2)に該当する事象が発生した場合には、直ちに非常事態を宣言する。</p> <p>b. 原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場合、別図2-5により直ちに発電管理室長(発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、経理・資材室</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (4/16)</p> <p>通報又は連絡を行った後の社外関係機関への報告又は連絡について、別図5-1、5-2及び5-3に定める連絡体制を整備しておく。</p> <p>なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の場合にあっては、別図5-4に定める連絡体制を取る。</p> <p>b. 防災組織の連絡体制</p> <p>連絡経路は別図3に定めるとおりとする。</p> <p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>a. 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、又は別表1に示す基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部長(原子力管理)以下「部長(原子力管理)」という。)に報告する。</p> <p>b. 本社</p> <p>部長(原子力管理)は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、電源事業本部長及びコンプライアンス推進部門長に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用する。</p> <p>社長が本社における緊急時体制を発令した場合、部長(原子力管理)は、中国電力ネットワーク株式会社社長にその旨を連絡する。</p> <p>(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置</p> <p>a. 発電所</p> <p>(a) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部(以下「本部」という。)を緊急時対策所に設置する。</p> <p>(b) 本部は、原子力防災組織で構成する。</p> <p>(c) 原子力防災管理者は、緊急時対策本部長(以下「本部長」という。)としてその職務を遂行する。</p> <p>b. 本社</p> <p>(a) 社長は、本社に緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策総本部(以下「総本部」という。)を原子力災害対策室に設置する。</p> <p>(b) 総本部は、本社原子力防災組織で構成する。</p> <p>(c) 社長は、緊急時対策総本部長(以下「総本部長」という。)として、その職務を遂行する。</p>	<p>・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (5/23)</p> <p>業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。</p> <p>b. 本社対策本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。</p> <p>3. 緊急時態勢の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時態勢の発令</p> <p>① 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、もしくは新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合は、別図2-8に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。 ②-7</p> <p>② 本社</p> <p>本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時態勢発令の連絡を受けた場合、別図2-9に定める連絡経路により、社長及び原子力・立地本部長に連絡し、社長は、本社における緊急時態勢を発令する。この際、発電所において発令した緊急時態勢の区分を本社においても適用することとする。</p> <p>(2) 緊急時対策本部の設置</p> <p>① 発電所</p> <p>a. 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。</p> <p>b. 発電所対策本部は、別図2-1に示す組織で構成する。</p> <p>c. 原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。 ②-7</p> <p>② 本社</p> <p>a. 社長は、本社に緊急時態勢を発令した場合、速やかに本社の非常災害対策室に緊急時対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置する。</p> <p>b. 本社対策本部は、別図2-2に示す組織で構成する。</p> <p>c. 本社対策本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合には副社長又は常務執行役の中から選任する。</p> <p>d. 本社対策本部長は、原子力規制庁より原子力規制委員又は緊急事態対策監が派遣</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (5/16)</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p>長又は発電管理室長、以下同じ。)に報告する。</p> <p>c. 原子力防災管理者は、不測の事態が発生した場合（遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。）、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。</p> <p>② 本店</p> <p>発電管理室長又は経理・資材室長は、発電所における非常事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図2-5により社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図2-3に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として、本店対策本部を統括管理する。</p> <p>(4) 非常事態の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部と協議のうえ、非常事態を解除し、発電所対策本部を解散することができる。</p> <p>a. 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第22条により設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合</p> <p>b. 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、原子力災害の原因の除去及び被害範囲拡大防止の措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第1章第4節1.(2)の地域防災計画を有する地方公共団体の意見も聴いたうえで、事象が収束したと判断した場合</p> <p>② 本店</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長から非常事態の解除について上申があった場合、本項(4)①a.又はb.の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、非常事態を解除することができる。</p> <p>2. 権限の行使</p> <p>(1) 警戒事態又は非常事態が宣言された場合、発電所の緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、発電所警戒本部又は発電所対策本部のもで行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。</p> <p>(3) 発電所対策本部の要員は、発電所対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (5/16)</p> <p>(3) 緊急時体制の解除</p> <p>a. 発電所</p> <p>本部長は、以下の状態になった場合、関係機関と協議し、総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。</p> <p>(a) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>(b) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。</p> <p>本部長は、発電所の緊急時体制を解除した場合は、総本部長又は部長（原子力管理）に報告する。</p> <p>b. 本社</p> <p>総本部長は、上記a.(a)又は(b)の場合、本社における緊急時体制を解除することができる。</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止</p> <p>(1) 総本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、事故復旧作業に従事する要員の放射線管理及び復旧資機材の受入れ等の支援を行う。</p> <p>(2) 総本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>4. 緊急時対策要員の非常招集及び解散</p> <p>(1) 緊急時対策要員の非常招集</p> <p>a. 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に緊急放送装置、緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常招集する。また、本部の各統括及び班長は招集した班員を把握する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>b. 本社</p> <p>部長（原子力管理）は、本社における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送、緊急時連絡網等を使用して本社の緊急時対策要員を非常招集する。また、総本部の各班長は招集した班員を把握する。なお、部長（原子力管理）は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>(2) 緊急時対策要員の解散</p> <p>総本部長及び本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、発電所及び本社の要員を解散する。</p>	<p>・組織体制の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (6/23)</p> <p style="text-align: center;">②-7</p> <p>された以降は、緊急事態対策監と綿密に連絡を取り、発電所関連情報を共有するとともに、総理大臣官邸及び原子力規制庁等の関係機関からの指示受領は緊急事態対策監を通じて行う。</p> <p>(3) 原子力防災要員等の非常召集</p> <p>① 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、発電所における緊急事態発令時（緊急事態発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は発電所所属の原子力防災要員等緊急連絡網等を使用し、別図2-8に定める連絡経路により、発電所所属の原子力防災要員等を発電所の緊急時対策所に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所所属の原子力防災要員等の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p> <p>② 本社</p> <p>本社対策本部総務統括は、本社における緊急事態発令時（緊急事態発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は本社等所属の原子力防災要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社等所属の原子力防災要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ本社等所属の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p> <p>(4) 緊急事態の区分の変更</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、緊急事態の区分を変更したときは、本社対策本部長にその旨を報告する。</p> <p>② 本社</p> <p>本社対策本部長は、発電所対策本部長から緊急事態の区分の変更の報告を受けたときは、本社の緊急事態の区分も変更する。</p> <p>(5) 緊急事態の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急事態を解除する。</p> <p>a. 第1次緊急事態発令後、別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急事態を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (6/16)</p> <p style="text-align: center;">②-5</p> <p>3. 要員の非常召集の方法</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、警戒事態又は非常事態を宣言した場合、別図2-1に示す発電所対策本部の要員を非常召集するため、別図2-6に示す非常召集連絡経路を整備する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。</p> <p>(2) 発電管理室長は、発電所から警戒事態又は非常事態宣言の連絡があった場合、別図2-3に示す本店対策本部組織の要員を非常召集するため、別図2-7に示す非常召集連絡経路を整備する。また、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店の各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。</p> <p>4. 通報連絡先の一覧表の整備</p> <p>原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期するため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。</p> <p>(1) 別図2-9-1に示す警戒事態に基づく連絡経路</p> <p>(2) 別図2-5に示す非常事態宣言時の連絡</p> <p>(3) 別図2-8に示す発電所対策本部が設置された後の連絡</p> <p>(4) 別図2-9-2及び別図2-9-3に示す原災法第10条第1項に基づく通報（報告）経路</p> <p>(5) 別図2-9-4及び別図2-9-5に示す原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路</p> <p style="text-align: center;">第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p> <p>1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置、検査</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別図2-10に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を設置し、次の各項に定める各担当マネージャーに次の措置を講じさせる。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持するために年1回点検する。また、設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持するために年1回点検する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (6/16)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報又は連絡</p> <p>1. 通報又は連絡の実施</p> <p>(1) 通報又は連絡の実施</p> <p>a. 原子力防災管理者は、敷地境界放射線上昇事象（原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合）が発生した場合、別紙7に定める通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。また、別図4-1に示す、通報先以外の連絡先にも同様に連絡を行う。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>②-4</p> <p>b. 原子力防災管理者は、別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、別紙8-1に定める連絡様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-2に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>c. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別紙9-1に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-3に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあつては、別紙9-2に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等、別図4-4に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (7/23)</p> <p>(2) 発電所警戒本部通報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式7-1に記載し、それを別図2-3に定める連絡箇所にファクシミリにて送信する。送信した通報様式については記録として保存する。</p> <p>4. 社外関係機関との連絡方法</p> <p>原子力防災管理者（発電所警戒本部が設置されている場合は発電所警戒本部長）は、社外関係機関に連絡を行う場合、別図2-3の連絡経路により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p>発電所警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を原子力警戒態勢が解除されるまでの間、必要に応じて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報及び連絡</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 通報の実施</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-2の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式7-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、15分以内を目途として一斉に送信する。別表2-2に定める事象を経ずに別表2-3に定める事象が発生した場合も同様に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリ送信した旨を連絡する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、発電所外（発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）における別表2-2又は別表2</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (7/16)</p> <p>2. 体制の整備</p> <p>原子力防災管理者は、当社が運搬を委託した者の協力を得て、事業所外運搬において事故が発生した場合に次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。</p> <p>(1) 立入り禁止区域の設定及び退避等の措置 (2) 環境放射線モニタリングの実施 (3) 消火、延焼防止措置の実施 (4) 負傷者等の救出 (5) 輸送物の安全な場所への移動 (6) 漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施 (7) 国、都道府県、市町村、海上保安部及び原子力緊急時支援・研修センターへの迅速な通報、連絡 (8) その他、必要な措置の実施</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報、連絡等</p> <p style="text-align: right;">②-8</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 警戒事態及び非常事態の宣言</p> <p>(1) 警戒事態の宣言</p> <p>原子力防災管理者は、第2章第1節1. (1)に該当する事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織等の運営方法」に基づき、直ちに警戒事態を宣言し、社内連絡の実施及び発電所警戒本部の要員の非常招集を行うとともに発電所警戒本部における指揮等を行う。</p> <p>(2) 非常事態の宣言</p> <p>a. 原子力防災管理者は、第2章第1節1. (2)に該当する事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織等の運営方法」に基づき、直ちに非常事態を宣言し、社内連絡の実施及び発電所対策本部の要員の非常招集を行うとともに発電所対策本部における指揮等を行う。</p> <p>b. 原子力防災管理者は、本節3.により通報（事業所外運搬に係るものを除く。）を行った場合、SPDSによる原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。</p> </div> <p>2. 原子力防災施設等の立上げ</p> <p>(1) 原子力防災管理者（発電所に対策本部が設置されたときは発電所対策本部長。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (7/16)</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>認する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際は内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を取りつつ島根県と合同で報道機関へ発表する。</p> <p>d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記c., b., a. の順に優先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報告を行う必要が生じた場合は、本節の通報又は連絡よりも優先して実施する。</p> <p>(2) 中性子線の測定</p> <p>原子力防災管理者は、この計画第2章第3節1.「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算する。</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。</p> <p>なお、事象の進展によっては、緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず、直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2. (1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、別表1-1に定めるSPDSデータが国へ伝送されていることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社における緊急時体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常招集する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ本部、総本部を設置し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部の各統括は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。</p> <p>a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (8/23)</p> <p style="text-align: center;">②-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>—3に定める事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式7-3に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、15分以内を目途として一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリ送信した旨を連絡する。</p> <p>送信した通報用紙については、記録として保存する。</p> </div> <p>(2) 原子力防災管理者は、発電所内の事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、又は新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合は、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢の区分」に基づき、緊急時態勢を発令する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、SPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡する。</p> <p>(4) 社長は、本社原子力運営管理部長から発電所緊急時態勢の発令の連絡を受けたときは、本社に緊急時態勢を発令する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者及び本社対策本部総務統括は、原子力防災要員等を非常招集する。</p> <p>(6) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社に原子力警戒本部を設置し、それぞ</p>			<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (9/23)</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p style="text-align: right;">②-6</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 警備及び避難誘導</p> <p>発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象発生における緊急時態勢が発令された場合、各班長と協力して次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 最寄りの退避場所への集合</p> <p>発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等(以下「一般入所者」という。)に対して、最寄りの退避場所に集合するよう、所内放送及びページング等により周知させる。</p> <p>(2) 退避場所等の指定</p> <p>一般入所者に対する退避場所等の必要な事項を指定する。</p> <p>(3) 退避の周知</p> <p>一般入所者に対して所内放送及びページング等により指定する退避場所への移動及びその際の防護措置を周知させる。</p> <p>(4) 発電所敷地外への避難</p> <p>一般入所者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導者があらかじめ発電所敷地内の指定した集合場所に集合するよう周知及び誘導し、発電所から避難させる人数、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者(以下「負傷者等」という。)の有無を把握し、発電所敷地外へ避難させる。なお、この際に発電所対策本部通報班長は、その旨を直ちに新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。</p> <p>(5) 発電所への入域制限等</p> <p>発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置</p> <p>発電所対策本部保安班長は、発電所敷地内及び発電所周辺の放射線並びに放射能の測</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (8/16)</p> <p>④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定結果</p> <p>⑤ 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等</p> <p>⑥ 気象状況</p> <p>⑦ 収束の見通し</p> <p>⑧ 放射性物質影響範囲の推定結果</p> <p>⑨ その他必要と認める事項</p> <p>(2) 発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式10にまとめ、別図2-9-4に定める報告(連絡)経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び各関係機関に報告する。(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、様式11に必要な事項を記入し、別図2-9-5に示す報告(連絡)経路により報告する。)</p> <p>(3) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節 から第3節 に掲げる通報及び報告を行った場合、その内容を記録として1年間保存する。</p> <p>5. 通話制限</p> <p>発電所対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。</p> <p>6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動</p> <p>本店対策本部長は、事態に応じ第3章第1節2.(2)で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、発電所における事故復旧作業の支援を指示する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p style="text-align: right;">②-7</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 応急措置の実施の報告</p> <p>発電所対策本部長は、本節の2.から13.(事業者外運搬に係る事象の発生の場合であつては14.)に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置の内容及び実施担当者を明確にしたうえで、以下の事項に関する措置の実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設や設備の整備及び点検</p> <p>(2) 故障した設備等の応急の復旧</p> <p>(3) その他応急措置の実施に必要な事項</p> <p>発電所対策本部情報班長は、その実施状況の概要を様式10に記入し、別図2-9-4に示す報告(連絡)経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び各関係機関にファクシミリ装置及び電話で報告する。(事業所外運搬に係る事象の</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (8/16)</p> <p>d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果</p> <p>e. 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等の状況</p> <p>f. 気象状況</p> <p>g. 事故収束の見通し</p> <p>h. その他必要と認める事項</p> <p>(2) 本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を別紙8-2、別紙10-1又は別紙10-2に記載して別図5-1、5-2、5-3又は5-4に定める連絡箇所ファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段にて送信し、記録として保存する。</p> <p>4. 統合原子力防災ネットワーク用通信連絡設備の起動</p> <p>原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、別表1に示す基準に該当する事象が発生した場合、緊急時対策所、原子力災害対策室において統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムを起動する。</p> <p>5. 社外関係機関との連絡方法</p> <p>原子力防災管理者(本部が設置されている場合は本部長)は、別図5-3、5-4の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。</p> <p>6. 通話制限</p> <p>総本部長及び本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>7. 原子力緊急事態支援組織への協力要請</p> <p style="text-align: right;">②-7</p> <p>部長(原子力管理)は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った場合、その情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、状況に応じて資機材の提供等の支援要請を行う。</p> </div> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 応急措置の実施報告</p> <p style="text-align: right;">②-6</p> <p>本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、別紙10-1に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図5-3に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、別紙10-2に定め</p> </div>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (10/23)</p> <p style="text-align: center;">②-6</p> <p>定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。</p> <p>また、発電所対策本部保安班長は、必要に応じ原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を定め指示するものとする。</p> <p>なお、発電所対策本部総務統括は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく緊急事態が発令された場合、発電所対策本部保安班長及び法定産業医（又は本社総括産業医）の意見を得ながら、別表3-1により、原子力災害対策活動等に従事する者に対する安定ヨウ素剤服用の要否判断を行い、必要な場合には配布・服用を指示する。発電所対策本部総務統括は、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示した場合には、速やかに発電所対策本部長にこれを報告する。</p> <p>3. 医療活動</p> <p>発電所対策本部総務班長は、負傷者等が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。</p> <p>また、発電所対策本部長は、原子力防災要員等に対し、心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。</p> <p>(1) 負傷者等</p> <p>① 救助活動</p> <p>負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。</p> <p>② 応急処置</p> <p>負傷者等を別図2-12に定める発電所内の応急処置施設に搬送し、応急処置並びに汚染検査、除染及び汚染拡大防止措置を講じた後、医療機関へ搬送する。</p> <p>③ 二次災害防止に関する措置</p> <p>救急・救助隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報を救出・移送及び治療の依頼を行う時並びに依頼後の情報については随時、消防機関及び医療機関に連絡する。また、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。</p> <p>④ 医療機関への搬送に関する措置</p> <p>放射性物質により汚染した負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (9/16)</p> <p style="text-align: center;">②-7</p> <p>発生の場合にあっては、様式11に記入し、別図2-9-5に示す報告（連絡）経路により報告する。）</p> <p>2. 退避誘導及び構内入構制限</p> <p>(1) 発電所対策本部庶務班長は、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。</p> <p>(2) 発電所対策本部庶務班長は、発電所退避者に対して、所内放送装置及びページング等により別図2-23に示す集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。なお、退避にあたっては関係機関と調整を行う。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力して災害状況の説明を行い、バス等による輸送もしくは退避誘導員の誘導により、退避場所への退避が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、必要と認めるときは発電所退避者を発電所敷地外に退避させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部庶務班長は、退避誘導員に発電所敷地外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。</p> <p>(4) 発電所対策本部庶務班長は、非常事態の宣言中においては、発電所敷地内への入構を制限するとともに、発電所敷地内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放射性物質影響範囲の推定及び避難の要請</p> <p>(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部に放出された放射性物質の量の評価を行う。</p> <p>(3) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所緊急時モニタリングのデータ、前号の評価結果、気象観測データ等から放射性物質影響範囲を推定する。</p> <p>(4) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始される前において、放射性物質影響範囲の推定結果、発電所敷地外の周辺住民の避難等が必要と判断したとき直ちに茨城県知事、東海村長及び関係する市町村長へ周辺住民の避難等の措置を要請する。</p> <p>4. 消火活動</p> <p>原子力災害時に火災が発生した場合、発電所対策本部庶務班長及び運転班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火活動を行うとともに、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部に火災の現場状況等を速やかに連絡する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (9/16)</p> <p style="text-align: center;">②-6</p> <p>る報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p> <p>2. 避難</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急放送装置、ページング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し、その業務にあたらせる。</p> <p>なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。</p> <p>(2) 移送</p> <p>本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。</p> <p>また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置</p> <p>本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。</p> <p>また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。</p> <p>なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表12に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>4. 原子力災害医療</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (11/23)</p> <p style="text-align: center;">②-6</p> <p>量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。</p> <p>(2) 原子力防災要員等の健康管理等</p> <p>発電所対策本部長は、原子力防災要員等の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交替時期を明確にする。</p> <p>また、発電所対策本部総務班長は、原子力防災要員等への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。</p> <p>4. 消火活動</p> <p>第1発見者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報する。</p> <p>発電所対策本部復旧班長は、火災が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 初期消火</p> <p>速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、初期消火を行う。</p> <p>(2) 二次災害防止に関する措置</p> <p>消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要及び放射性物質の漏えいの有無等の情報を消火の依頼を行う時に、また、その後の情報については随時、消防機関に連絡する。</p> <p>(3) 消火活動</p> <p>消防隊員到着後、消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>5. 汚染拡大の防止</p> <p>発電所対策本部保安班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部保安班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>6. 線量評価</p> <p>発電所対策本部保安班長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (10/16)</p> <p style="text-align: center;">②-7</p> <p>5. 原子力災害医療</p> <p>(1) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷した者及び放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、速やかに負傷者等を放射線による影響の少ない場所に救出し、必要に応じ別図2-24に示す応急措置室に搬送する。</p> <p>(2) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等に別図2-24に示す発電所内の応急処置室での応急処置及び除染等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて初期被ばく医療機関である独立行政法人国立病院機構茨城東病院等5医療機関、二次被ばく医療機関である独立行政法人国立病院機構水戸医療センター、茨城県立中央病院及び茨城県（災害対策本部又は災害対策本部が設置されないときは原子力災害医療所管部課）並びに三次被ばく医療機関である国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所に事前に負傷者等の状態、受けた放射線の種類、被ばく線量及び身体等に附着している放射性物質の核種、量等の情報を可能な限りにおいて連絡のうえ、医療機関への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。</p> <p>なお、発電所対策本部長は、移送及び治療の際に放射線管理の知識を有する原子力防災組織の構成員を同行させる等の必要な措置を講じる。</p> <p>6. 二次災害防止に関する措置</p> <p>発電所対策本部の庶務班長、保健安全班長、放射線管理班長は、防災関係機関に負傷者等の治療や消火活動等を要請する場合には、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害の防止のために必要な情報を伝達する。また、防災関係者到着時も、同じとする。</p> <p>7. 汚染拡大の防止</p> <p>(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不必要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか必要に応じ所内放送装置又はページング等により周知する。また、発電所対策本部保安班長は、応急措置を実施する場所において放出放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。</p> <p>(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。また、発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>8. 線量評価</p> <p>発電所対策本部放射線管理班長は、発電所避難者及び緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (10/16)</p> <p style="text-align: center;">②-6</p> <p>速やかに救出する。</p> <p>(2) 医療活動</p> <p>本部長は、負傷者等を別図9に示す発電所内の健康管理センターに搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 二次災害防止に関する措置</p> <p>本部長は、医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、搬送及び治療の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。</p> <p>(4) 医療機関への搬送に関する措置</p> <p>本部長は、負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに、医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。</p> <p>また、本部長は、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力する。</p> <p>(5) 緊急時対策要員の健康管理等</p> <p>本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交代時期を明確にする。</p> <p>また、本部長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を実施する。</p> <p>5. 消火活動</p> <p>本部長は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>6. 汚染拡大の防止</p> <p>本部長は、不要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送装置等により発電所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>7. 線量評価</p> <p>本部長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (12/23)</p> <p style="text-align: center;">②-6</p> <p>止及び除去に努める。</p> <p>なお、本社対策本部保安班長は、原子力災害対策活動に従事している者の被ばく線量が、線量限度を超える又は超えるおそれがある場合には、各関係機関に線量限度の取り扱いを確認する。</p> <p>また、本社対策本部保安班長は、放射線量が上昇し避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の汚染検査においてスクリーニングレベルが確認できない又はできなくなるおそれがある場合には、各関係機関にスクリーニングレベルの取り扱いを確認する。</p> <p>7. 広報活動</p> <p>(1) 発電所対策本部広報班長及び本社対策本部広報班長は、緊急時態勢が発令された場合、本社に事業者プレスセンターを開設する。また、発電所の事業者プレスセンターの代替として、別に指定する場所においてプレス発表を行う。</p> <p>(2) 防災センターの運営が開始された場合、プレス発表は原則として防災センターのプレスルームで行う。</p> <p>(3) 発電所対策本部広報班長及び本社対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取り纏め、別図3-1に示す伝達経路に基づき関係箇所と連絡する。</p> <p>8. 応急復旧</p> <p>(1) 施設及び設備の整備並びに点検</p> <p>発電所対策本部号機班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。</p> <p>(2) 応急の復旧対策</p> <p>発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、優先順位を考慮した応急復旧計画を策定し、発電所対策本部復旧班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。</p> <p>9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</p> <p>発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生防止又は事故原因の除去及び拡大の防止を図</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (11/16)</p> <p style="text-align: center;">②-7, ②-9</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与</p> <p>発電所対策本部長は、発電所に係る事象が発生した場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所敷地外における応急の対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表3-3に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>10. 広報活動</p> <p>(1) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始されるまでに報道機関から発電所での取材要請を受けた場合、もしくは当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、その状況に応じて茨城県と協議のうえ、別図3-4に記載した場所に現地プレスセンターを開設する。</p> <p>(2) 発電所対策本部広報班長は、別図3-4に示す連絡経路により公表する内容を取りまとめ、定期的に記者発表を行う。</p> <p>(3) 発電所対策本部広報班長は、公表する内容を各関係箇所と連絡する。</p> <p>(4) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。</p> <p>(5) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて、住民広報窓口を設置する。</p> <p>11. 応急復旧</p> <p>(1) 発電所対策本部運転班長及び保修班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握に努める。</p> <p>(2) 本店対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請するとともに、発電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置</p> <p>発電所対策本部長は、各班長に対し以下に示す事項を指示し、原子力災害（原子力災害の生じる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。</p> <p>(1) 発電所対策本部技術班長は、運転データにより発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の運転状態を把握し、炉心の健全性を推定する。</p> <p>(2) 発電所対策本部運転班長及び放射線管理班長は、工学的安全施設等の動作状況</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (11/16)</p> <p style="text-align: center;">②-6, ②-7</p> <p>8. 広報活動</p> <p>総本部長及び本部長は、緊急時体制を発令した後、プラントの状況、応急措置の概要等を取りまとめ、プレス発表を行う。また、オフサイトセンターの運営開始以降は、国、島根県、松江市、鳥取県等と連携してプレス発表を行う。</p> <p>9. 応急復旧</p> <p>(1) 施設及び設備の整備及び点検</p> <p>本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。</p> <p>(2) 応急の復旧対策</p> <p>本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、別表13の業務を含めて以下に関する応急復旧計画を策定し、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>a. 施設や設備の整備及び点検</p> <p>b. 故障した設備等の応急の復旧</p> <p>c. その他応急の復旧対策に必要な事項</p> <p>(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応</p> <p>本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。</p> <p>10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置</p> <p>本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。</p> <p>(1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。</p> <p>(2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。</p> <p>(3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。</p> <p>(4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。</p> <p>(5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。</p> <p>(6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>11. 資機材の調達及び輸送</p> <p>本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (13/23)</p> <p style="text-align: center;">②-6</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>るために掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。</p> <p>(1) 発電所対策本部機班長及び計画班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。</p> <p>(2) 発電所対策本部計画班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。</p> <p>(3) 発電所対策本部計画班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。</p> <p>(4) 発電所対策本部機班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討し、措置を講ずる。</p> <p>(5) 発電所対策本部機班長は、事故発生ユニットからの影響を考慮し、他のユニットの運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。</p> <p>(6) 発電所対策本部保安班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。また、格納容器圧力逃がし装置、代替格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系（以下「格納容器ベント」という。）の実施の際にも、実施前に同様の周辺環境への影響予測を実施する。</p> <p>(7) 発電所対策本部長は、格納容器ベントの実施に際しては、上記の予測結果を踏まえて、影響が及ぶ可能性のある範囲について避難状況を確認した上で実施する。</p> <p>(8) 発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく原子力規制委員会からの危険時の措置の命令があった場合は、その指示に従う。</p> <p>10. 資機材の調達及び輸送</p> <p>発電所対策本部資材班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。</p> <p>なお、資機材には原子力緊急事態支援組織より貸与された資機材を含む。</p> <p>また、発電所対策本部資材班長は、発電所において十分に調達できない場合、本社対策本部資材班長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。</p> </div> <p>11. 事業所外運搬に係る事象発生における措置</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (12/16)</p> <p style="text-align: center;">②-7</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。</p> <p>(3) 発電所対策本部技術班長及び放射線管理班長は、施設内の放射線量の推移等から、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。</p> <p>(4) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。</p> <p>(5) 発電所対策本部各班長は、その他の原子炉施設について、施設の保安維持を行う。</p> <p>(6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>13. 被災者相談窓口の設置</p> <p>本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。</p> <p>14. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置</p> <p>(1) 発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る応急措置を行う場合、本店等の協力を得て、直ちに別表3-3に定める要員の派遣、資機材の貸与等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子力災害の発生を防止を図る。</p> <p>①立入り禁止区域の設定及び退避等の実施</p> <p>②環境放射線モニタリングの実施</p> <p>③消火、延焼防止措置の実施</p> <p>④負傷者等の救出</p> <p>⑤輸送物の安全な場所への移動</p> <p>⑥漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施</p> <p>⑦その他、必要な措置の実施</p> </div> <p style="text-align: center;">第3節 緊急事態応急対策の実施</p> <p>1. 該当事象発生時の報告</p> <p>発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に基づく別表3-5に定める報告基準に至った場合は、様式12を用いて、別図2-9-4（事業所外運搬の場合）は様式13を用いて、別図2-9-5に示す報告（連絡）経路に基づき、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び各関係機関にファクシミリ装置及び電話で</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (12/16)</p> <p style="text-align: center;">②-6, ②-7</p> <p>に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。</p> <p>12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置</p> <p>総本部長及び本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生を防止を図る。</p> <p>(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</p> <p>(2) 消火、延焼防止の措置</p> <p>(3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避</p> <p>(4) 立入制限区域の設定</p> <p>(5) 核燃料物質等の安全な場所への移動</p> <p>(6) モニタリングの実施</p> <p>(7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去</p> <p>(8) 遮へい対策の実施</p> <p>(9) その他放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>13. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>本部長は、原子力防災専門官その他国の関係機関から、オフサイトセンターの設置準備に入る旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設置準備助勢のため、原子力防災要員等を派遣する。</p> <p>14. 地方公共団体からの要請に基づく派遣等</p> <p>本部長は、地方公共団体の長から要請があった場合は、島根県地域防災計画及び鳥取県地域防災計画で定めるモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等、防災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応する。</p> <p>15. 被災者の相談窓口の設置</p> <p>総本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 緊急時特別非常体制の発令</p> <p>(1) 本部長は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に至った場合、直ちに別紙9-1に所定の事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図5-3に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (14/23)</p> <p>地方行政機関の長並びに新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-2に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。なお、必要に応じて新潟県、柏崎市及び刈羽村に対して、発電所対策本部から連絡要員を派遣する。</p> <p>a. 防災センターにおける業務に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災センターの設置準備助勢 ② 発電所と防災センターとの情報交換 ③ 報道機関への情報提供 ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 ⑤ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは、「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加 等 <p>b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 環境放射線モニタリング ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 <p>派遣された原子力防災要員等は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。</p> <p>また、本社対策本部長は、原子力災害合同対策協議会への参加、緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整を円滑に進めるために、本社から防災センターへの派遣員を選定し、派遣する。 ②-7</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣 本社対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点への原子力防災要員の派遣その他必要な措置を講じる。</p> <p>a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 ② 車両及び重機等の放射性物質による汚染の測定 		<p style="text-align: right;">別紙1-5 (13/16)</p> <p>防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) オフサイトセンターの設置準備助勢 (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 (c) 報道機関への情報提供 (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 (e) 原子力災害合同対策協議会への参加 <p>b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 環境放射線モニタリング (b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 <p>(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣 部長（原子力管理）は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣 ②-7 部長（原子力管理）は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておいた拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。</p> <p>a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 発電所への物資、要員の派遣 (b) 輸送に付随する放射線管理、入退城管理 <p>派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長は、本社からオフサイトセンター等への派遣要員を選定し、派遣する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力事業者の応援を要請する。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (15/23)</p> <p>③放射性物質による汚染が確認されたものの除染 ④資機材等の保管、輸送管理 なお、警戒区域外への放射性物質の拡散を防止するため、上記①、②、③を行う場所については、警戒区域の設定範囲により適切な場所を選定する。②-7</p> <p>(3) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の協力の要請 発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本社対策本部長に要請する。必要と認められるときは、本社対策本部長は、当社の他原子力発電所に応援を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者に協力を要請する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 第2次緊急時態勢の発令 (1) 発電所対策本部長は、別表2-3に定められた事象に至った場合、発電所対策本部通報班長を経由して、様式9-1又は様式9-2に所定の事項を記入して、直ちに別図2-5に定められた箇所に報告する。 送信した通報用紙については、記録として保存する。 (2) 発電所対策本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2次緊急時態勢を発令する。 (3) 発電所対策本部長は、別図2-6及び別図2-5に定める連絡経路に基づき、本社対策本部長その他必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を連絡する。 (4) 本社対策本部長は、発電所対策本部長より第2次緊急時態勢発令の報告を受けた場合、本社における第2次緊急時態勢を発令する。</p> <p>2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告 (1) 発電所対策本部長は、防災センターの運営が開始された場合、防災センターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。 (2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及</p>			

別紙1-5 (16 / 23)

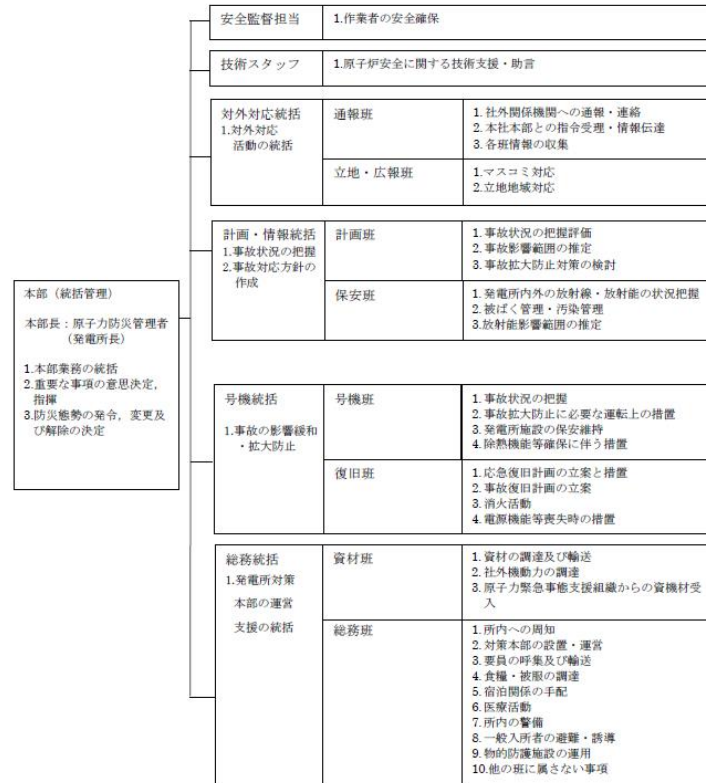
別紙1-5 (13 / 16)

別紙1-5 (14 / 16)

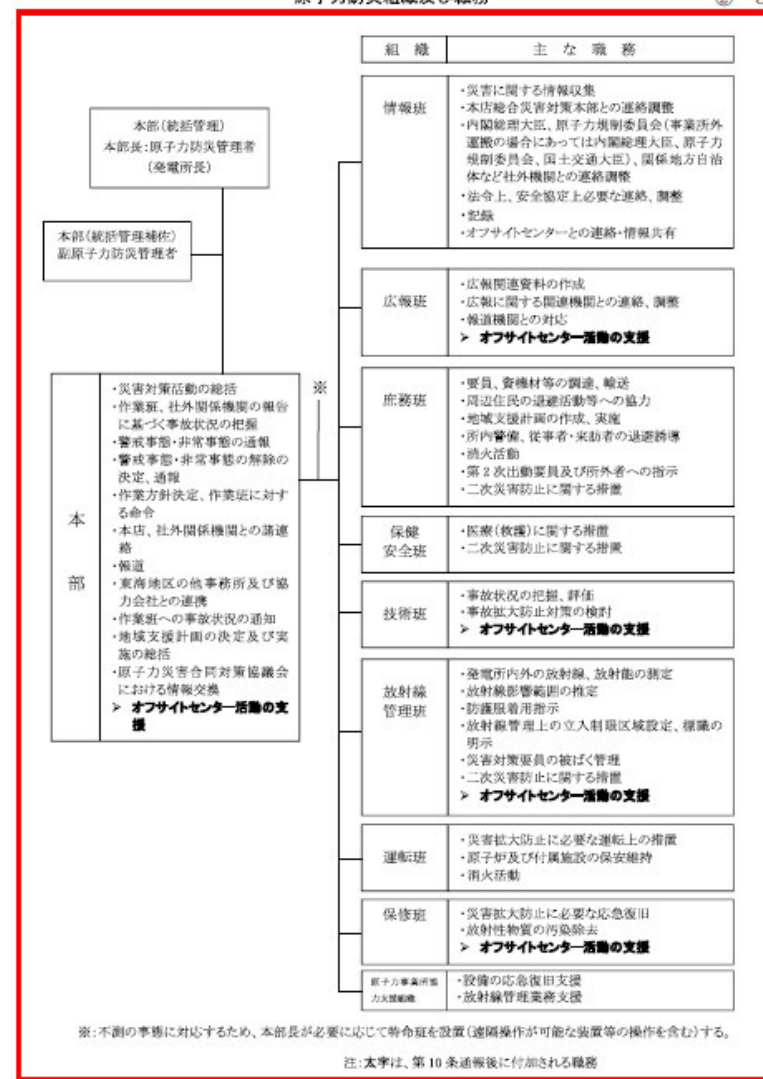
②-5

別図2-1

②-5



別図2-1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌



・組織体制の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙1-5 (17/23)

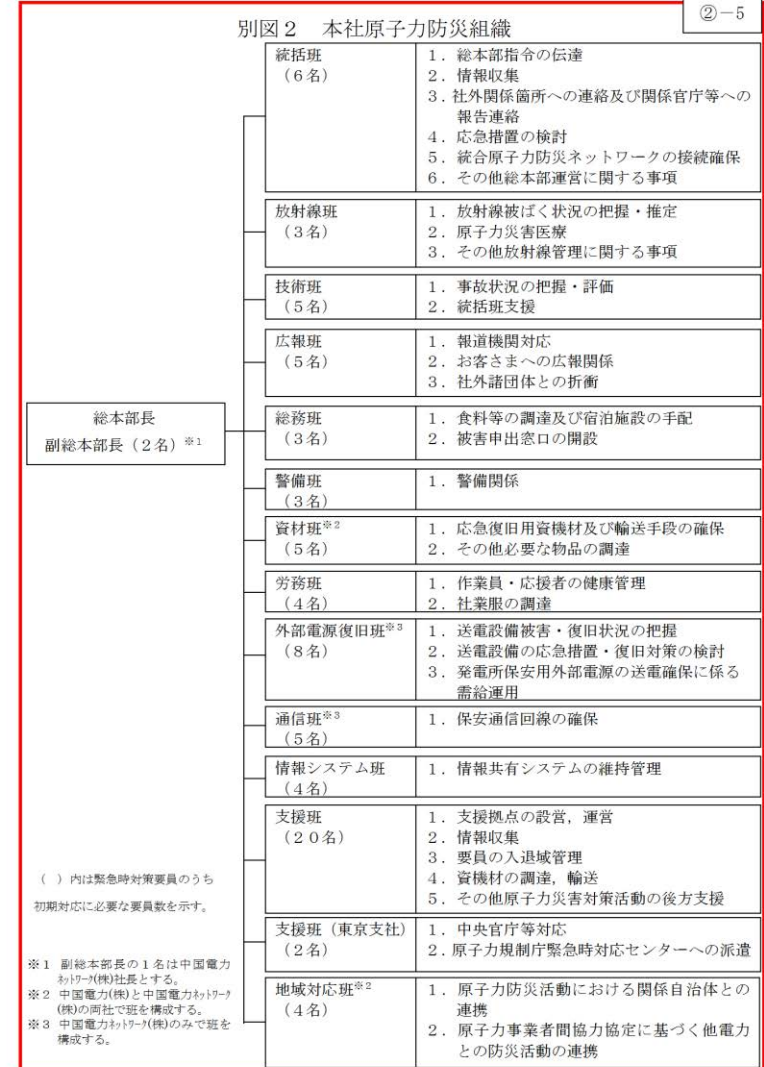
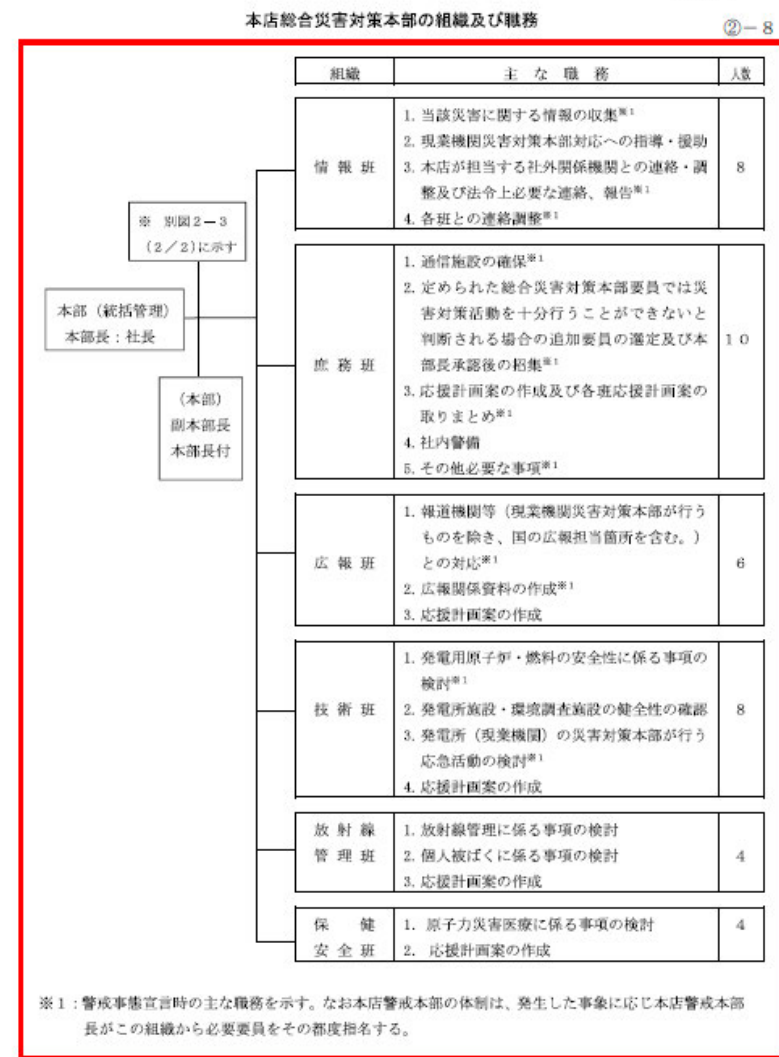
別紙1-5 (14/16)

別紙1-5 (15/16)

②-5

②-8

②-5



別図2-2 本社原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

・組織体制の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

別紙 1-5 (15/16)

別図 2-3
(2/2)

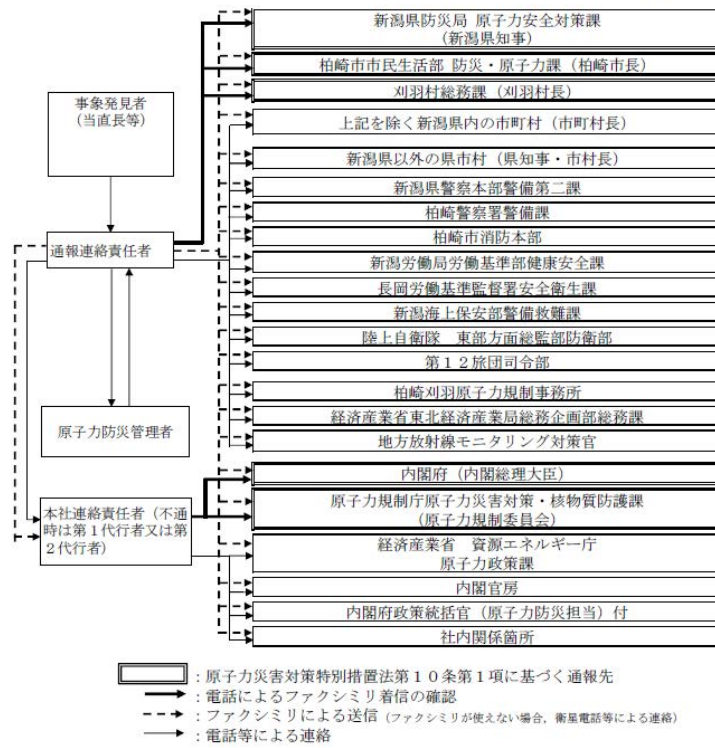
②-8

本部長は、必要に応じ以下の組織を設置する。

組 織	主 な 職 務	人 数
原子力施設事態対応センター班	1. 原子力規制委員会、緊急時対策等の対応	4
原子力緊急時後方支援班	1. 状況把握・拠点選定・運営 2. 資機材調達・受入 3. 輸送計画の作成 4. 調達資機材の管理 5. 要員の入退管理 6. 要員・資機材の放射線管理 7. 住民避難行動等状況把握 8. スクリーニング計画作成 9. 避難住居要請対応計画作成 (空社宅提供等) 10. 国、自治体と連携した汚染検査、除染計画作成	10
原子力災害被災者対応チーム	1. 自治体との連携 2. 避難所対応 3. 被災者対応 4. 地域モニタリングの計画作成	30
原子力損害賠償チーム	1. 補償相談・広報計画作成 2. 初期の補償窓口 3. 本格体制の準備 4. 法令手続き	20

別紙1-5 (18/23)

②-5

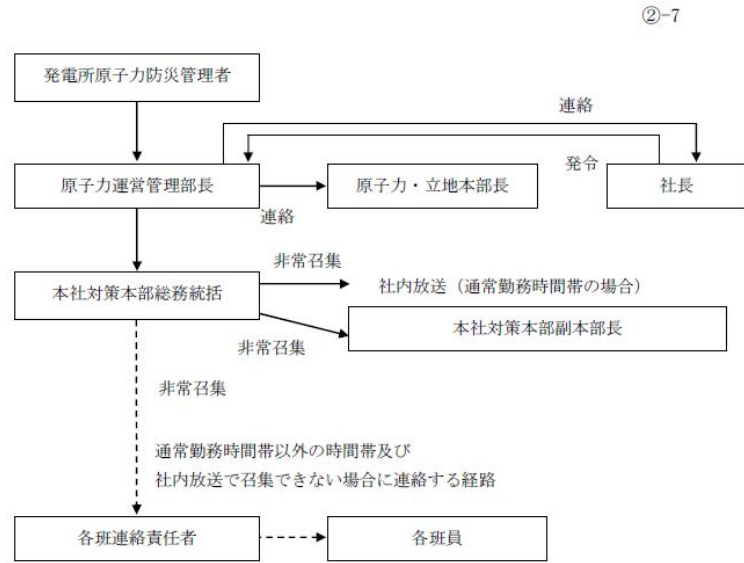


別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路

別紙1-5 (19/23)

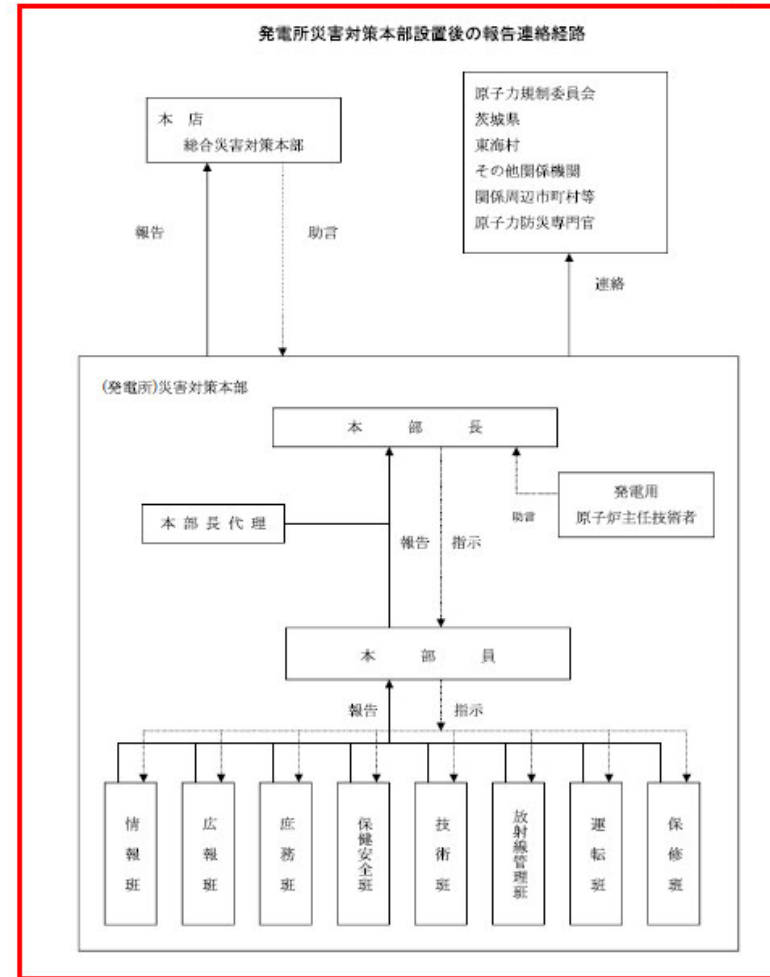
別紙1-5 (16/16)
別図2-8

別紙1-5 (16/16)

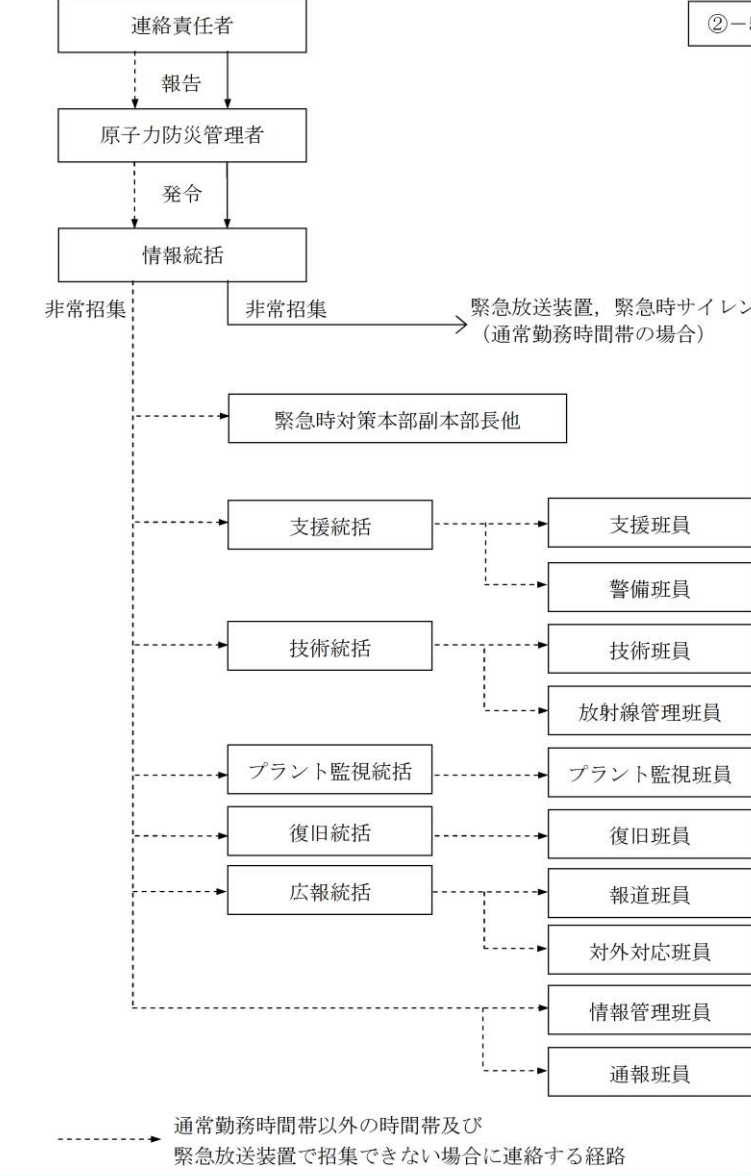


※ 原子力警戒事態発令の場合、「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。

別図2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と本社等所属の原子力防災要員の非常召集連絡経路



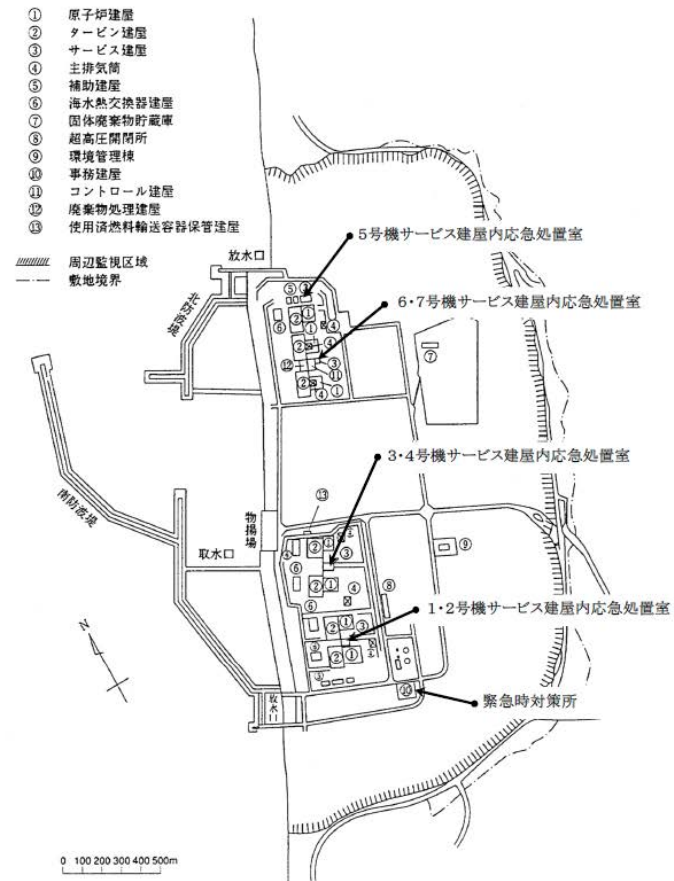
別図6 緊急時体制発令の伝達及び非常召集連絡経路 (発電所)



・連絡箇所の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙1-5 (20/23)

②-6



別図2-12 発電所敷地内の緊急時対策所及び応急処置施設

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

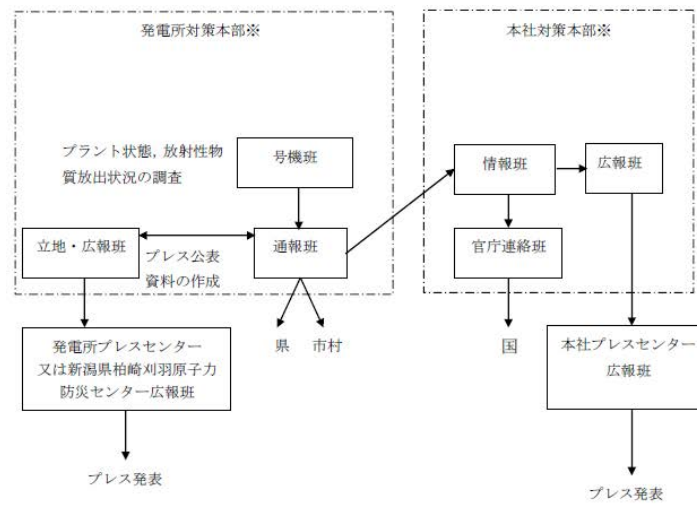
東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

別紙1-5 (21/23)

②-6



※ 原子力警戒事態発令の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に、「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。

別図3-1 公表内容の伝達経路

別紙1-5 (22/23)

②-5

別表2-4 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 6名以上
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 5名以上
	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	通報班 2名以上 計画班 2名以上 保安班 2名以上
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	立地・広報班 6名以上
	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	立地・広報班 2名以上
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部 9名以上 保安班 7名以上 号機班 4名以上
	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	保安班 5名以上
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	号機班 13名以上 計画班 9名以上 復旧班 21名以上
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 45名以上
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 21名以上
	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	保安班 5名以上
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班 4名以上
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 6名以上 総務班 3名以上
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	総務班 4名以上

※ 要員数は原子力防災要員の内、初期対応に必要な人数を示す。

別紙1-5 (23/23)

②-6

別表3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合 ※ただし、上記の予測線量の評価ができない場合については、以下とする。 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以降、放射性ヨウ素の放出による内部取り込みの可能性が予測される場合」
服用対象者	性別・年齢に関係なく一律に服用の対象とする。ただし、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないこと。(禁忌) ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 また、以下の者には慎重に服用させること。(慎重服用) ・甲状腺機能亢進症 ・甲状腺機能低下症 ・腎機能障害 ・先天性筋強直症 ・高カリウム血症 ・ヨード造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体血症蕁麻疹様血管炎又はその既往歴のある者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎又はその既往歴のある者 ※ヨウ化カリウム丸50mg「日医工」(2013年5月改訂)より
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2錠(ヨウ素量76mg, ヨウ化カリウム量100mg)を用いる。 初日の服用は1日2錠, 2日目以降は1日1錠。連続服用は14日までとする。14日経過後又は通算服用数20錠ごとに、副作用の有無を確認するため臨時健診を実施する。3日以上の間隔が空いた場合には初日2錠とし、以降は同様とする。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙1-6 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 原子力防災組織における監督境界の設定及び機能の整理 福島第一原子力発電所の事故において、発電所の原子力防災組織が過酷事故及び複数号機の同時被災を処理するには組織上の無理（監督境界数の超過等）があったこと、また、発電所対策本部長が全ての班（12班）を管理するフラットな体制で緊急時対応を行っていたため、あらゆる情報が発電所対策本部長に報告され、情報が輻輳し混乱した教訓を踏まえ、原子力防災組織は指示命令が混乱しないよう、現場指揮官を頂点に、直属の部下は最大7名以下に収まる構造を大原則（監督境界の設定）とし、原子力防災組織に必要な機能を以下の5つに定義する。 Ⅰ. 意思決定・指揮 Ⅱ. 情報収集・計画立案 Ⅲ. 現場対応 Ⅳ. 対外対応 Ⅴ. ロジスティック・リソース管理 Ⅰの責任者として発電所対策本部長があたり、Ⅱ～Ⅴの機能ごとに責任者として「統括」を配置する。</p> <p>2. 原子力防災組織における交替要員（緊急時対策要員）の配置 福島第一原子力発電所の事故において、発電所の原子力防災組織が長期間の対応に適したのではなく、人員を交替することができず、長期間の対応を極度の疲労の中で行わざるを得なかった教訓を踏まえ、発電所対策本部長、統括、班長について、複数名の人員を配置することで、長期間に及んでも交替で対応することができる環境を整備する。</p> <p>3. 原子力防災組織における発電所対策本部長の権限委譲 福島第一原子力発電所の事故において、発電所の原子力防災組織が発電所対策本部長からの権限委譲が適切でなく、ほとんどの判断を発電所対策本部長が行う体制となっていた教訓を踏まえ、必要な役割や対応について、あらかじめ発電所対策本部長の権限を統括に委譲することで、統括や班長が自発的な対応を行えるようにする。</p> <p>4. 発電所対策本部が事故収束対応に専念できる環境の整備 福島第一原子力発電所の事故において、本社緊急時対策本部（本社対策本部）は、外部からの問い合わせや指示を調整できず、発電所対策本部を混乱させた教訓を踏まえ、外部からの問合せ対応は本社対策本部が行い、外部からの発電所への直接介入を防止することで、発電所対策本部が事故収束対応に専念できる環境を整備する。</p> <p>5. 原子力事業所災害対策支援拠点及び運用の整備 福島第一原子力発電所の事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を整備しておらず、初動対応において資材の迅速な準備、輸送、受け渡して十分な支援ができなかった。その後対応拠点としてスポーツ施設（Jヴィレッジ）を活用することとしたが、これらの教訓を踏</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-6</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化 重大事故等の事故収束に向けて、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能班について役割を明確にするとともに人数を増加させた原子力防災組織を確立する。 また、発電用原子炉主任技術者については、既に号炉ごとに選任し保安監督させるとともに発電所の組織とは独立した立場としているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において災害対応が長期化したことを踏まえ、原子力防災管理者へ助言及び指示する位置付けとすべく原子力防災組織内に位置付け、確実な事故収束を図る。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ、東海第二発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定にあたっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、東海第二発電所からの方位、距離（約20km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認した事を踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。</p> <p>4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、従来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施していく。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-6</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化 重大事故等の事故収束に向けて、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能班について役割を明確にするとともに人数を増加させた原子力防災組織を確立する。 また、発電用原子炉主任技術者については、既に号炉ごとに選任し保安監督させるとともに発電所の組織とは独立した立場としているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において災害対応が長期化したことを踏まえ、原子力防災管理者へ助言及び指示する位置付けとすべく原子力防災組織内に位置付け、確実な事故収束を図る。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ、島根原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定にあたっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、島根原子力発電所からの方位、距離（約20km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認したことを踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。</p> <p>4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、従来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施していく。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="727 394 911 422" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙1-6 (2/2)</div> <p data-bbox="216 491 911 569">まえ、後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点(エネルギーホール、東京電力信濃川電力所、当間高原リゾート)を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、本社、発電所、新潟本部の要員からあらかじめ派遣する人員を決めておく。</p> <p data-bbox="181 596 350 619">6. 対外対応の専属化</p> <p data-bbox="216 625 911 724">福島第一原子力発電所の事故において、公表の遅延、情報の齟齬、関係者間での情報共有の不足等が生じ、事故時の対外公表・情報伝達が不十分だった教訓を踏まえ、社外対応を行う要所となるポジションにはリスクコミュニケーターを配置し、本社で記者会見等の対応をできるようにする。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																									
<p style="text-align: right;">別紙1-7 (1/12)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">文書名</td> <td>基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安管理基本マニュアル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>NM-24 改09</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">2007年12月14日施行 2016年12月19日(改訂09)</p> <p style="text-align: center;">(原子力運営管理部(主管部))</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	基本マニュアル		保安管理基本マニュアル		NM-24 改09	<p style="text-align: right;">別紙1-7 (1/5)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マネジメントシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td>QM共通: 7-2-3</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成18年 6月28日</td> <td>発室規則第188号, 廃室規則第50号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成29年 4月19日</td> <td>発室規則第762号, 廃室規則第463号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td>本店</td> <td>発電管理室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社 発 電 管 理 室 廃止措置プロジェクト推進室</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通: 7-2-3	制定	平成18年 6月28日	発室規則第188号, 廃室規則第50号	最終改正	平成29年 4月19日	発室規則第762号, 廃室規則第463号	主管箇所	本店	発電管理室	<p style="text-align: right;">別紙1-7 (1/3)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS5-02-X00-22</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020. 3. 27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020. 4. 1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">内部コミュニケーション基本要領 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS5-02-X00-22	制定日	2008. 2. 1	承認日	2020. 3. 27	施行日	2020. 4. 1	
文書名	基本マニュアル																											
	保安管理基本マニュアル																											
	NM-24 改09																											
品質マネジメントシステム規程管理番号																												
QM共通: 7-2-3																												
制定	平成18年 6月28日	発室規則第188号, 廃室規則第50号																										
最終改正	平成29年 4月19日	発室規則第762号, 廃室規則第463号																										
主管箇所	本店	発電管理室																										
文書番号	QMS5-02-X00-22																											
制定日	2008. 2. 1																											
承認日	2020. 3. 27																											
施行日	2020. 4. 1																											

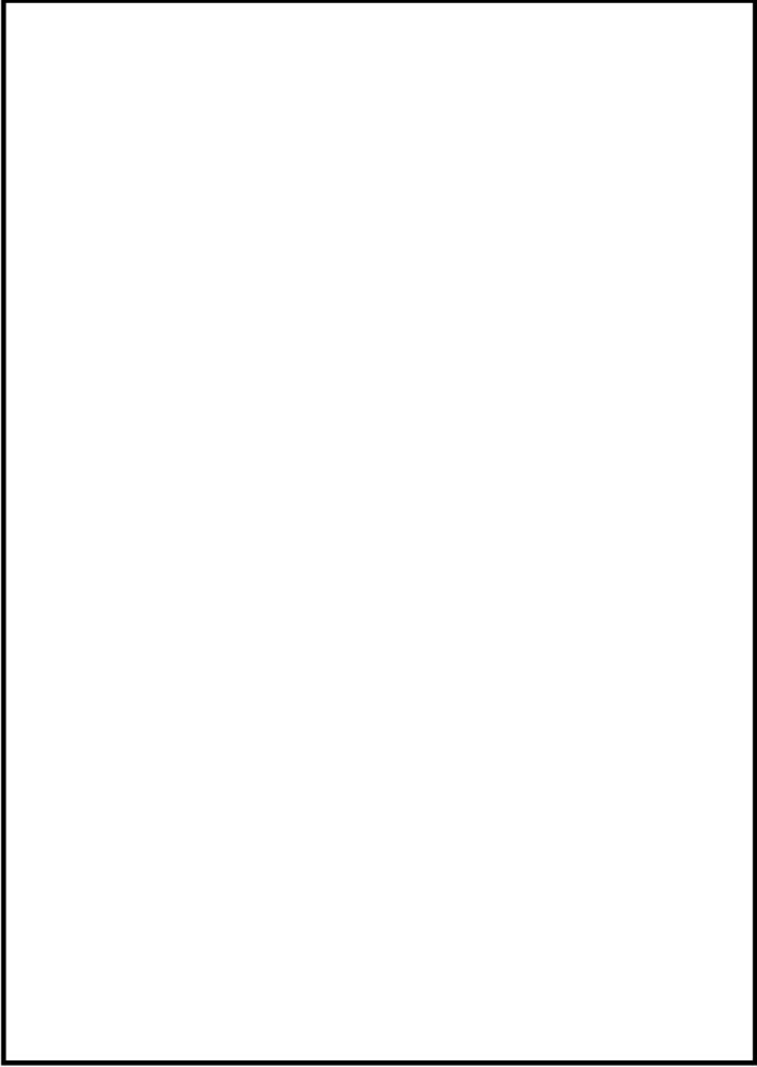
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 407 825 432" style="text-align: right;">別紙1-7 (2/12)</div> <div data-bbox="181 491 863 1455" style="border: 1px solid black; height: 459px; position: relative;"> <div data-bbox="189 898 842 1270" style="border: 2px solid red; height: 177px; position: absolute; top: 179px; left: 14px;"></div> <div data-bbox="842 911 908 936" style="position: absolute; top: 434px; right: 14px; font-size: 8px;">2-11</div> </div>	<div data-bbox="1576 386 1724 411" style="text-align: right;">別紙1-7 (2/5)</div> <div data-bbox="967 432 1694 1444" style="border: 1px solid black; height: 482px;"></div>	<div data-bbox="2249 420 2457 445" style="text-align: right;">別紙1-7 (2/3)</div> <div data-bbox="1768 457 2475 1396" style="border: 1px solid black; height: 447px;"></div>	<p data-bbox="2546 464 2807 537">・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

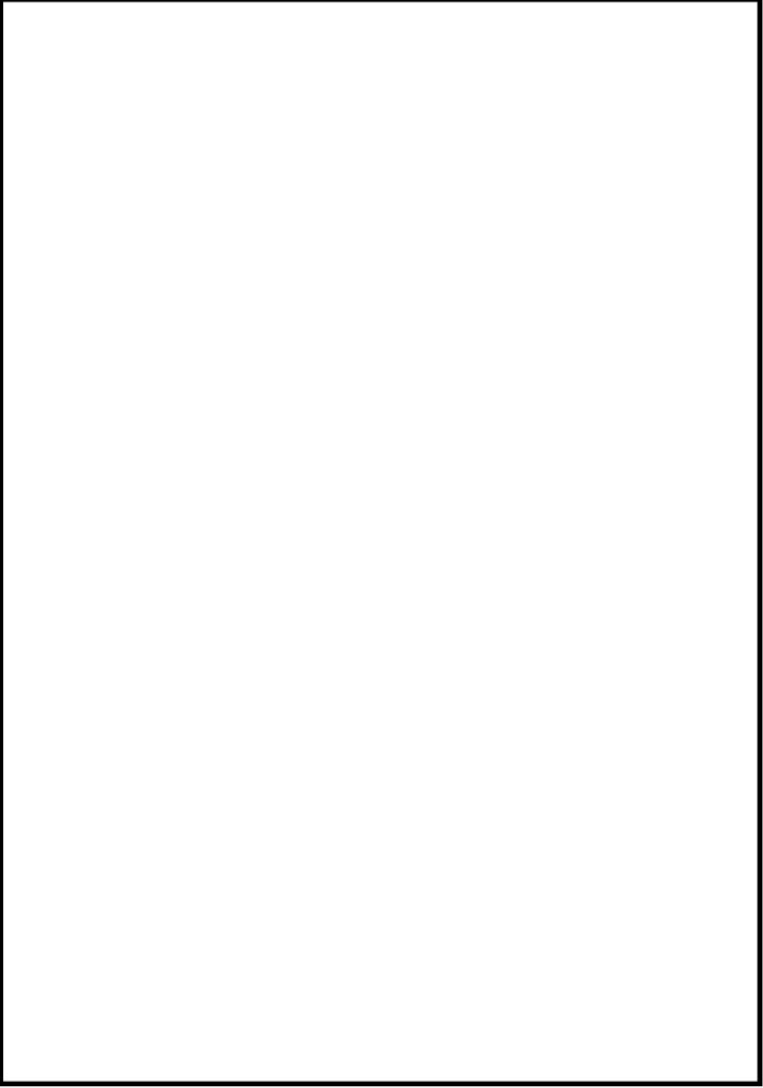
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="670 394 857 422" style="text-align: right;">別紙1-7 (3/12)</div> <div data-bbox="195 483 890 1465" style="border: 1px solid black; height: 468px; width: 234px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1567 384 1706 411" style="text-align: right;">別紙1-7 (3/5)</div> <div data-bbox="967 453 1685 1436" style="border: 1px solid black; height: 468px; width: 242px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="2249 401 2457 428" style="text-align: right;">別紙1-7 (3/3)</div> <div data-bbox="1762 443 2472 894" style="border: 1px solid black; height: 215px; width: 239px; margin: 10px auto;"></div>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="676 403 863 428" data-label="Text">別紙1-7 (4/12)</div> <div data-bbox="172 491 884 1499" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="1567 386 1709 411" data-label="Text">別紙1-7 (4/5)</div> <div data-bbox="961 424 1685 1440" data-label="Image"> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="649 396 831 422" style="text-align: center;">別紙1-7 (5/12)</div> <div data-bbox="192 478 848 1419"> </div> <div data-bbox="848 1100 914 1125" style="text-align: right;">②-11</div>	<div data-bbox="1561 396 1706 422" style="text-align: center;">別紙1-7 (5/6)</div> <div data-bbox="964 447 1685 1430"> </div>		

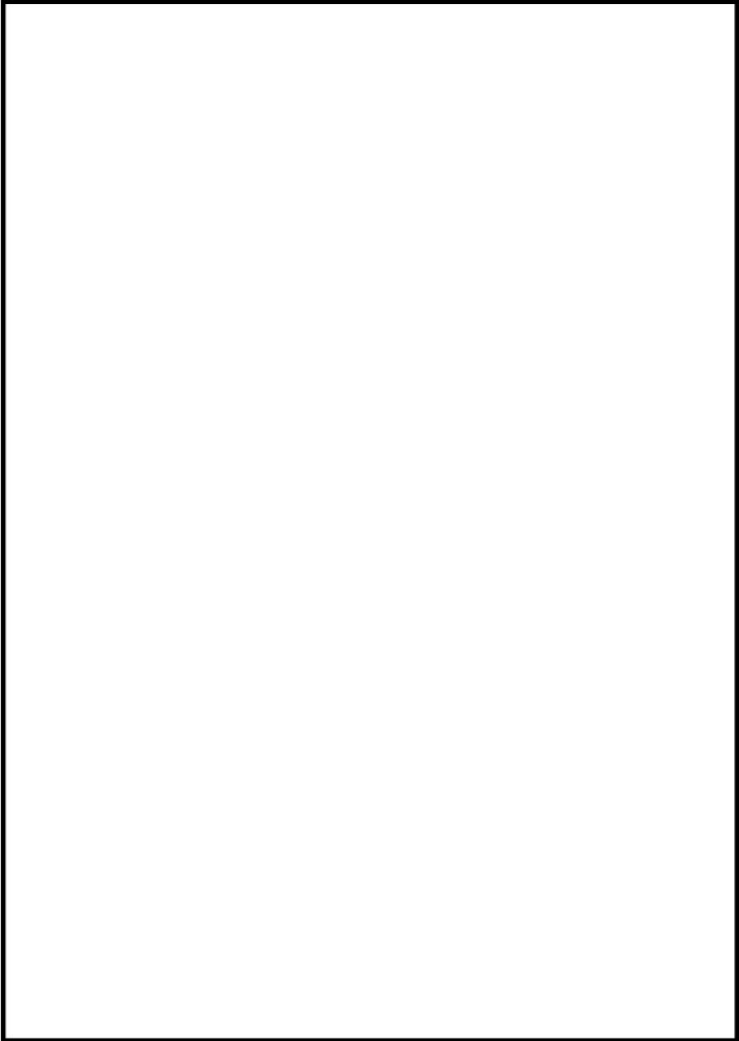
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 394 825 420" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙1-7 (6/12)</div> <div data-bbox="184 474 863 1430" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="184 474 854 617" style="border: 2px solid red; height: 68px; width: 226px;"></div> </div> <div data-bbox="854 506 923 537" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-top: 15px;">②-11</div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="676 390 866 415">別紙1-7 (7/12)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="676 380 866 405">別紙1-7 (8/12)</p> 			

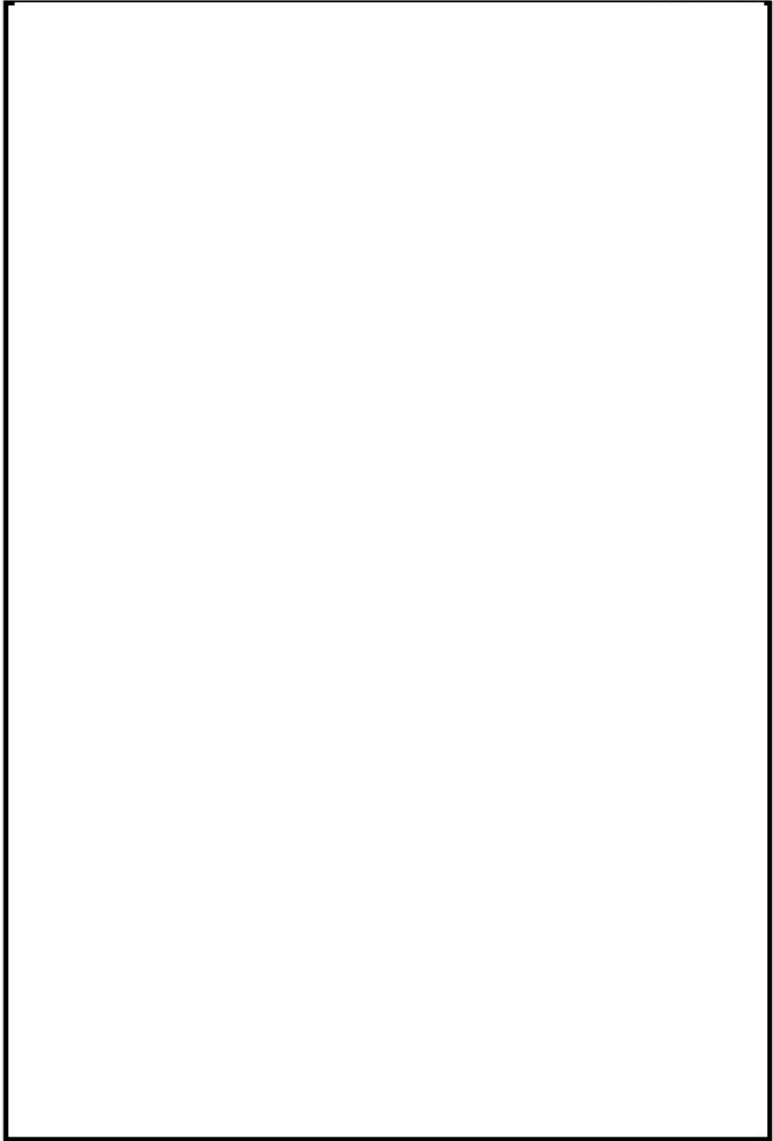
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="676 384 869 411" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙1-7 (9/12)</div> <div data-bbox="175 476 893 1404" style="border: 2px solid black; height: 442px; margin-top: 20px;"></div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="658 386 866 411" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙1-7 (10/12)</div> <div data-bbox="192 474 887 802" style="border: 2px solid black; height: 156px; margin: 10px 0;"></div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="661 401 863 426">別紙1-7 (11/12)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="655 394 863 422">別紙1-7 (12/12)</p> <div data-bbox="189 478 881 697" style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 233px;"></div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙1-8 (1/4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <small>品質マネジメントシステム規程管理番号 QM東Ⅱ：7-2-3-1</small> </div> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">原子炉施設保安運営委員会運営要領</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <small>制定 平成15年12月17日 東二発所則第301号 最終改正 平成26年 6月27日 東二発所則第821号 主管箇所 東海第二発電所 運営管理室</small> </div> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">平成26年6月</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所 運営管理室</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1567 394 1715 420">別紙1-8 (2/4)</p> 		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1567 373 1703 401" style="text-align: right; font-size: small;">別紙1-8 (3/4)</div> <div data-bbox="973 401 1703 1486" style="border: 1px solid black; height: 517px; margin: 10px auto;"></div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1567 390 1709 411" style="text-align: right;">別紙1-8 (4/4)</div> <div data-bbox="967 415 1691 1486" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1323 1461 1341 1478" style="text-align: center;">3</div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

別紙1-8 (1/1)

原子力発電保安委員会の開催実績(平成27年度)

②-12

開催月	回数	内容
4月	0	
5月	1	・(報告-1) 原子炉主任技術者の保安の監督状況の報告(第9条関連) ・(報告-2) 保安委員会における保安上重要な審議結果の報告(第6条関連)
6月	1	・(審議) CNSO(Chief of Nuclear Safety Oversight 原子力安全監視最高責任者)職位設立に伴う1F実施計画及び2F/KK保安規定の変更について
7月	0	
8月	0	
9月	0	
10月	0	
11月	1	・(報告-1) 原子炉主任技術者の保安の監督状況の報告(第9条関連) ・(報告-2) 保安委員会における保安上重要な審議結果の報告(第6条関連)
12月	1	・(審議-1) 緊急作業従事者の線量限度等の見直し 他 ・(審議-2) 原子炉施設とインフラストラクチャー(品証技術基準)の関連の明確化に伴う2F保安規定の変更について ・(報告-1) 原子力安全監視最高責任者の職位設立の取り下げについて ・(報告-2) K6 SRNMの単位に関する記載の適正化(cps→s-1)
1月	1	・(審議-1) (柏崎刈羽)中央制御室床下ケーブルの不適切な敷設について
2月	0	
3月	1	・(審議-1) 緊急作業従事者の線量限度の見直しに関する実施計画・保安規定の補正 ・(審議-2) 空間放射性粒子濃度測定装置 No.1 設置場所変更に伴う2F保安規定の変更

東海第二発電所 (2018.9.18版)

別紙1-9

原子炉施設保安委員会の開催実績(平成28年度)

②-14

月	日	審議内容	備考
4	25	・教員発電所1号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可の申請について	
5	23	・教員発電所1号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可の申請について	
7	21	・東海第二発電所 廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定について(原因と対策)	
8	19	・教員発電所 原子炉施設保安規定の変更について(教員1号炉廃止措置に伴う変更)	
8	25	・教員発電所 原子炉施設保安規定の変更について(教員1号炉廃止措置に伴う変更)	
12	5	・東海第二発電所 廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定について(原因と対策の補正)	
1	26	・教員発電所1号炉に係る廃止措置計画の認可の申請について(補正)[使用済燃料の未臨界性評価に係る部分以外]	
2	7	・教員発電所1号炉に係る廃止措置計画の認可の申請について(補正)[使用済燃料の未臨界性評価に係る部分]	
3	2	・原子炉施設保安委員会及び保安運営委員会要項の変更について ・放射線障害予防規程の変更について ・保守管理業務要項の変更について ・運転管理業務要項の変更について ・廃止措置管理業務要項の変更について ・燃料管理業務要項の変更について ・放射性廃棄物管理業務要項の変更について ・放射線管理業務要項の変更について ・原子力災害対策業務要項の変更について ・運転責任者の合否判定等業務等に関する要項の変更について	
3	16	・教員発電所2号機 B非常用ディーゼル発電機シリンダ冷却水ポンプ軸の曲がりについて(原因と対策)	

島根原子力発電所 2号炉

別紙1-8 (1/1)

原子力発電保安委員会の開催実績(令和元年度)

②-11

開催月	回数	内容
4月	0	
5月	0	
6月	1	・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の読み替え
7月	1	・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正
8月	0	
9月	0	
10月	1	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正
11月	0	
12月	0	
1月	2	・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正 ・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正
2月	1	・原子力災害対策規程の改正
3月	2	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請 ・保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]の変更届出 ・島根原子力発電所 原子炉設置許可に係る届出 ・令和2年度保安教育実施計画の策定 ・電源事業本部保安業務要領の改正 ・原子炉施設の定期的な評価基本要領の改正 ・原子力部門戦略会議運営手順書の改正 ・主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領の改正 ・原子力災害対策細則の改正 ・輸入廃棄物管理手順書等の制定

・開催実績の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

別紙1-9 (1/1)

原子力発電保安運営委員会の開催実績(平成27年度)

開催月	回数	内容
4月	0	
5月	0	
6月	1	・CNSO(Chief of Nuclear Safety Oversight 原子力安全監視最高責任者)の職位設立に伴う保安規定の変更について
7月	2	・柏崎刈羽原子力発電所 1号炉 高経年化技術評価の結果及び長期保守管理方針並びに保守管理の実施方針の妥当性評価結果について ・事故・故障の水平展開の実施状況について
8月	0	
9月	0	
10月	0	
11月	0	
12月	1	・緊急作業時ばく露量限度見直しに伴う保安規定の変更について ・ホールディングカンパニー移行に伴う保安規定の変更について ・保安規定/実施計画の変更認可申請「原子力安全監視最高責任者の職位設立」「社内組織体制の見直し」補正の経緯
1月	1	・(保安規定違反事項の対応) 柏崎刈羽原子力発電所の不適切なケーブルの敷設に関する直接原因、組織体制に起因する根本原因分析及び再発防止対策について
2月	2	・事故・故障の水平展開の実施状況について(平成27年度上半期) ・柏崎刈羽原子力発電所 2, 3, 4, 5号機定期安全レビュー報告書の概要及び妥当性確認実施結果報告について
3月	3	・緊急作業従事者の線量限度等の見直しに関する保安規定の補正について ・福島原子力事故の教訓を反映した新事故時操作手順書の作成について ・保安規定第9条及び第121条における報告先追加に伴う保安規定の変更 ・平成27年度保安教育実施結果並びに平成28年度保安教育実施計画について

東海第二発電所 (2018.9.18版)

別紙1-10 (1/2)

東海第二発電所 原子炉施設保安運営委員会の開催実績(平成28年度)

月	日	審議内容	備考
4	27	・東海第二発電所 日立造船製ドライキャスク支持構造物耐震補強工事に伴う使用済燃料乾式貯蔵容器移動時の燃料管理について	
5	25	・東海第二発電所 所則「災害対策要領」の改正について ・東海第二発電所 細則「災害対策要領に基づく要員の教育要領」の制定について ・東海第二発電所 日立造船製ドライキャスク支持構造物耐震補強工事に伴う使用済燃料乾式貯蔵容器移動時の燃料管理について	
6	17	・東海第二発電所 事故・故障トラブル情報の水平展開実施状況について ・東海第二発電所 定期事業者検査と自主検査の扱いについて ・東海第二発電所 所則「災害対策要領」の改正について(再審議) ・東海第二発電所 細則「災害対策要領に基づく要員の教育要領」の制定について	
7	25	・東海第二発電所 不適合事象「R/W 中地下1階タンクベント処理装置室溢水」に係る根本原因分析実施の要否について	
8	9	・東海第二発電所 細則「液体廃棄物系運転手順書」の改正について	
8	15	・東海第二発電所 細則「液体廃棄物系運転手順書」、細則「化学管理基準」、取扱書「水質分析マニュアル」の改正について	
10	20	・東海第二発電所 細則「高経年化対策実施手順書」の改正について	
11	21	・東海第二発電所 取扱書「定期試験実施取扱書」他の改正について	
12	20	・東海第二発電所 所則「線量管理要領」及び細則「管理区域立入許可手順書」の改正について ・東海第二発電所 電気ペネトレーションの高経年化評価における長期健全性評価手法等の見直しについて ・根本原因分析の実施結果の報告について(東海第二発電所 管理区域での放射性廃液の漏えいに関する通報連絡の遅れ)	
1	17	・東海第二発電所 30年時高経年化技術評価書の評価条件の見直しについて	
2	9	・東海第二発電所 サービス建屋ランドリー設備配管取替工事の内ランドリーボイラー室トレンチ内配管等撤去に伴う一時的な管理区域の設定及び解除について	

島根原子力発電所 2号炉

別紙1-9 (1/2)

原子力発電保安運営委員会の開催実績(令和元年度)

開催月	回数	内容
4月	2	・初期消火活動のための体制の評価および評価結果に基づく必要な措置 ・2019年度 保守管理要領に基づく保守管理の有効性評価結果(年度始)について
5月	2	・原子力発電保安運営委員会構成委員の変更について ・2号機点検計画の策定・変更について(トラス関係記録計) ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・2号機点検計画の変更について(サイトバンカ建物シャワードレンサンプポンプ) ・異常事象発生時の対応要領第84次改正について
6月	1	・他の施設から得られる知見に係る予防処置について
7月	5	・2号機H-ディーゼル機関燃料ドレンへの水混入事象に伴う点検計画変更について ・サイトバンカ設備シャワードレンサンプの運用廃止に伴うシャワードレンサンプレベル計の点検計画変更について ・空気中の放射性物質濃度測定記録の復元方法について ・設備別運転要領書(サイトバンカ設備・焼却設備・溶融設備)第26次改正について ・空気中の放射性物質濃度測定記録の復元方法について ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・モニタリングポスト電源多重化強化に係る非常用発電装置更新対応計画書について
8月	0	
9月	2	・異常事象発生時の対応要領第86次改正について ・原子力規制庁からの内閣危機管理監参集事象時における連絡方法の各社統一化要請に係る対応計画
10月	3	・異常事象発生時の対応要領第87次改正について ・1号機廃止措置段階第1回保全サイクルの保全の有効性評価 ・2号機点検計画の変更について(原子炉建物天井クレーン)
11月	2	・異常事象発生時の対応要領第88次改正について ・溶接事業者検査実施手順書第29次改正について
12月	1	・他の施設から得られる知見に係る予防処置について
1月	0	
2月	1	・他の施設から得られる知見に係る予防処置について

・開催実績の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
	<p style="text-align: right;">別紙 1-10 (2/2)</p> <p style="text-align: right;">②-15</p> <table border="1" data-bbox="991 478 1635 659"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>審議内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>23</td> <td>・東海第二発電所 細則「原子炉施設の定期安全レビュー実施手引書」の改正について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>17</td> <td>・東海第二発電所 2017 年度 (平成 29 年度) 東海第二発電所保安教育実施計画の策定について ・東海第二発電所 所則「災害対策要領」及び細則「災害対策要領に基づく要員の教育要領」の改正について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	日	審議内容	備考	2	23	・東海第二発電所 細則「原子炉施設の定期安全レビュー実施手引書」の改正について		3	17	・東海第二発電所 2017 年度 (平成 29 年度) 東海第二発電所保安教育実施計画の策定について ・東海第二発電所 所則「災害対策要領」及び細則「災害対策要領に基づく要員の教育要領」の改正について		<p style="text-align: right;">別紙 1-9 (2/2)</p> <p style="text-align: right;">②-12</p> <table border="1" data-bbox="1754 411 2436 982"> <thead> <tr> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2号機点検計画の変更について (2号機供用期間中検査10年計画の変更) ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・保守管理要領の第34次改正について ・島根原子力発電所溶接事業者検査実施手順書の第30次改正について ・放射線管理要領の第25次改正について ・廃止措置管理要領の第3次改正について ・発電部要領類の改正について ・異常事象発生時の対応要領の第89次改正について ・電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用手順書の第8次改正について ・廃止措置主任者の職務等に関する運用手順書の第5次改正について ・燃料管理要領の第18次改正について ・放射性廃棄物管理要領の第20次改正について ・島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書の第42次改正について ・島根原子力発電所施設定期検査 (廃止措置段階) 運用手順書の廃止について </td> </tr> </tbody> </table>	開催月	回数	内 容	3月	6	<ul style="list-style-type: none"> ・2号機点検計画の変更について (2号機供用期間中検査10年計画の変更) ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・保守管理要領の第34次改正について ・島根原子力発電所溶接事業者検査実施手順書の第30次改正について ・放射線管理要領の第25次改正について ・廃止措置管理要領の第3次改正について ・発電部要領類の改正について ・異常事象発生時の対応要領の第89次改正について ・電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用手順書の第8次改正について ・廃止措置主任者の職務等に関する運用手順書の第5次改正について ・燃料管理要領の第18次改正について ・放射性廃棄物管理要領の第20次改正について ・島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書の第42次改正について ・島根原子力発電所施設定期検査 (廃止措置段階) 運用手順書の廃止について 	<p>・開催実績の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>
月	日	審議内容	備考																		
2	23	・東海第二発電所 細則「原子炉施設の定期安全レビュー実施手引書」の改正について																			
3	17	・東海第二発電所 2017 年度 (平成 29 年度) 東海第二発電所保安教育実施計画の策定について ・東海第二発電所 所則「災害対策要領」及び細則「災害対策要領に基づく要員の教育要領」の改正について																			
開催月	回数	内 容																			
3月	6	<ul style="list-style-type: none"> ・2号機点検計画の変更について (2号機供用期間中検査10年計画の変更) ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・保守管理要領の第34次改正について ・島根原子力発電所溶接事業者検査実施手順書の第30次改正について ・放射線管理要領の第25次改正について ・廃止措置管理要領の第3次改正について ・発電部要領類の改正について ・異常事象発生時の対応要領の第89次改正について ・電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用手順書の第8次改正について ・廃止措置主任者の職務等に関する運用手順書の第5次改正について ・燃料管理要領の第18次改正について ・放射性廃棄物管理要領の第20次改正について ・島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書の第42次改正について ・島根原子力発電所施設定期検査 (廃止措置段階) 運用手順書の廃止について 																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

別紙2-1 (1/1)

原子力・立地本部及び同本部に所属する原子力安全・統括部, 原子力運営管理部, 原子力設備管理部, 原子燃料サイクル部, 原子力人財育成センター, 原子力資材調達センター及び柏崎刈羽原子力発電所在籍技術者並びに有資格者の人数

	技術者数	管理者数	有資格者数				
			原子炉主任技術者	第1種放射線取扱主任者	第1種ボイラー・タービン主任技術者	第1種電気主任技術者	運転責任者
原子力・立地本部	11	10 (10)	5	3	1	1	0
原子力安全・統括部	61	17 (17)	5	16	1	2	0
原子力運営管理部	66	14 (14)	4	13	2	0	0
原子力設備管理部	192	47 (46)	14	23	3	4	0
原子燃料サイクル部	25	6 (6)	1	4	0	0	0
原子力人財育成センター	53	12 (12)	3	4	2	1	0
原子力資材調達センター	8	1 (1)	0	1	0	0	0
柏崎刈羽原子力発電所	1,014 [7]	113 (113) [7]	③-2 ④-2 17 [7]	50 [4]	22 [1]	5 [0]	68 [0]
合計	1,430	220 (219)	③-1 ④-1 49	114	31	13	68

()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。
 []内は、柏崎刈羽原子力発電所に常駐する本社組織所属の人数を示す。
 福島第二原子力発電所及び東通原子力建設所を除く人数を示す。

東海第二発電所 (2018.9.18版)

別紙2-1

③-1, ④-1

本店及び東海第二発電所における有資格者等の人数

③-2, ④-2 (平成29年10月1日現在)

	技術者の総人数	技術者 のうち 管理職 の人数	技術者 のうち 有資格者の人数					
			原子炉主任技術者 有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者 有資格者の人数	第1種電気主任技術者 有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者 有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数	
本店								
発電管理室	152	66 (66)	11	3	1	36	0	
開発計画室	57	32 (21)	1	1	1	6	0	
その他各室	102	58 (55)	9	1	3	22	0	
③-3, ④-3 東海第二発電所※2	203※3	83※3 (81)	3	8	2	18	11	

※1 ()内は、管理職のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。
 ※2 東海第二発電所の人数には、東海発電所専任の者は含まない。
 ※3 東海第二発電所の技術者については、運転に必要な要員(重大事故等発生時に継続して対応可能な要員を含む)を設置許可の運用開始時期までに主に本店より技術者を異動させる等の方策により確保する計画である。

島根原子力発電所 2号炉

別紙2-1 (1/1)

③-1
④-1

電源事業本部(原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術, 電源土木, 電源建築)及び島根原子力発電所在籍技術者並びに有資格者の人数

(令和2年7月1日現在)

	技術者の総人数	技術者 のうち 管理者 の人数	技術者 のうち 有資格者の人数				
			原子炉主任技術者 有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者 有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者 有資格者の人数	第1種電気主任技術者 有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数
電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	172	25 (25)	14	47	1	2	1
電源事業本部 (電源土木, 電源建築)	50	13 (13)	0	0	0	0	0
島根原子力発電所	465 [17]	52 (52) [3]	6 [1]	37 [3]	14 [0]	7 [0]	19 [1]
合計	687	90 (90)	20	84	15	9	20

()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。
 []内は、島根原子力発電所に常駐する本社組織所属の人数を示す。

・組織体制の相違
 【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

別紙2-2 (1/1)

別紙2-2

別紙2-2 (1/1)

全社と原子力部門の採用人数について

年度	全社		③-3 ④-3	原子力部門		比率 (b/a)
	人数(a)	前年比の増減率	人数(b)	前年比の増減率		
平成20年度	780	0%	103	▲17%	13%	
平成21年度	805	3%	125	21%	16%	
平成22年度	1092	36%	182	46%	17%	
平成23年度	1077	▲1%	159	▲13%	15%	
平成24年度	0	—	0	—	—	
平成25年度	0	—	0	—	—	
平成26年度	368	—	44	—	12%	
平成27年度	654	78%	72	64%	11%	
平成28年度	555	▲15%	109	51%	20%	
平成29年度	280	▲50%	90	▲17%	32%	

③-4, ④-4

採用人数について

平成29年10月1日現在

年度	採用人数 (会社全体)	前年比の増減率
平成19年度	35	—
平成20年度	39	11%
平成21年度	55	41%
平成22年度	61	11%
平成23年度	80	31%
平成24年度	45	▲44%
平成25年度	17	▲62%
平成26年度	0	—
平成27年度	0	—
平成28年度	5	—
平成29年度	5	0%

全社と原子力部門の採用人数について

③-4
④-4

(令和2年7月1日現在)

年度	全社		原子力部門		比率 (b/a)
	人数(a)	前年比の増減率	人数(b)	前年比の増減率	
平成22年度	199	149%	55	129%	28%
平成23年度	226	14%	54	-2%	24%
平成24年度	227	0%	43	-20%	19%
平成25年度	224	-1%	15	-65%	7%
平成26年度	184	-18%	14	-7%	8%
平成27年度	143	-22%	15	7%	10%
平成28年度	158	10%	11	-27%	7%
平成29年度	177	12%	15	36%	8%
平成30年度	253	43%	20	33%	8%
平成31年度	211	-17%	17	-15%	8%
令和2年度	204	-3%	17	0%	8%

(注) 中途採用を含む。

・会社組織の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙2-3 (1/2)

③-5, ④-5

有資格者の人数の推移 (至近5ヶ年)

資格	所属	平成25年 7月	平成26年 7月	平成27年 7月	平成28年 7月	平成29年 10月
【参考】技術者	本店					
	発電管理室	116	136	133	141	152
	開発計画室	47	60	54	59	57
	その他各室	116	126	103	109	102
	東海第二	229	213	189	191	203
	合計	508	535	479	500	514
主任技術者	本店					
	発電管理室	11	11	12	10	11
	開発計画室	3	2	0	2	1
	その他各室	13	11	15	9	9
	東海第二	3	2	2	3	3
	合計	30	26	29	24	24
第一種放射線取扱主任者	本店					
	発電管理室	25	30	34	34	36
	開発計画室	2	7	7	7	6
	その他各室	27	23	33	24	22
	東海第二	19	18	15	17	18
	合計	73	78	89	82	82
第一種放射線主任技術者	本店					
	発電管理室	2	3	2	4	3
	開発計画室	4	2	2	1	1
	その他各室	3	2	1	0	1
	東海第二	9	8	9	8	8
	合計	18	15	14	13	13

別紙2-3 (1/2)

③-5
④-5

有資格者の人数の推移 (至近5ヶ年)

資格	所属員	平成28年 4月	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 7月
【参考】技術者	本社					
	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	124	146	146	153	173
	電源事業本部 (電源土木, 電源建 築)	42	40	43	57	50
	島根原子力発電所	454	448	451	454	465
	合計	620	634	640	664	688
原子炉主任技術者	本社					
	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	14	14	16	17	14
	電源事業本部 (電源土木, 電源建 築)	0	0	0	0	0
	島根原子力発電所	12	14	11	7	6
	合計	26	28	27	24	20
第一種放射線取扱主任者	本社					
	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	42	49	43	47	47
	電源事業本部 (電源土木, 電源建 築)	0	0	0	0	0
	島根原子力発電所	38	37	46	44	37
	合計	80	86	89	91	84

・組織体制の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙2-3 (2/2)

③-5, ④-5

資格	所属	平成25年 7月	平成26年 7月	平成27年 7月	平成28年 7月	平成29年 10月
第1種電気主任 技術者	本店					
	発電管理室	3	1	2	1	1
	開発計画室	1	1	1	1	1
	その他各室	3	3	4	3	3
	東海第二	3	3	2	2	2
	合計	10	8	9	7	7
運転責任者基準 適合者	本店					
	発電管理室	0	0	0	0	0
	開発計画室	0	0	0	0	0
	その他各室	0	0	0	0	0
	東海第二	10	10	10	10	11
	合計	10	10	10	10	11
技術士	本店					
	発電管理室	4 ^{※1}	4 ^{※2}	4 ^{※3}	4 ^{※4}	4 ^{※5}
	開発計画室	3 ^{※3}	3 ^{※2}	1 ^{※6}	1 ^{※6}	0
	その他各室	6 ^{※3}	6 ^{※4}	3 ^{※4}	3 ^{※4}	3 ^{※4}
	東海第二	1 ^{※7}	1 ^{※7}	2 ^{※4}	1 ^{※7}	2 ^{※4}
	合計	14	14	10	9	9

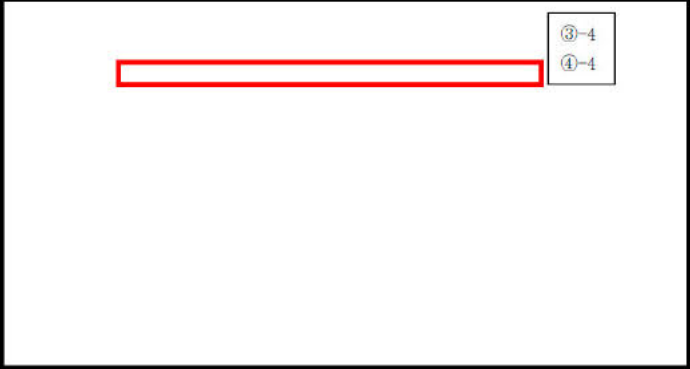
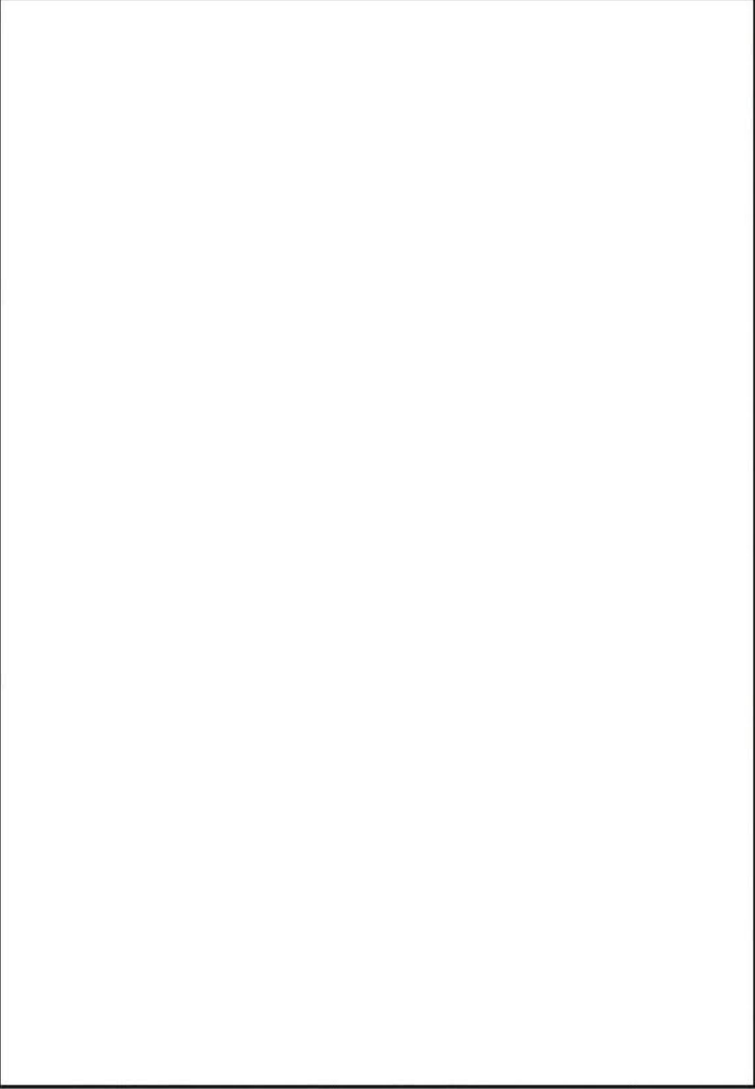
- ※1 機械部門, 原子力部門, 総合技術監理部門
- ※2 機械部門, 原子力部門, 建設部門
- ※3 機械部門, 電気・電子部門, 建設部門
- ※4 電気・電子部門, 原子力部門
- ※5 原子力部門, 総合技術監理部門
- ※6 機械部門
- ※7 電気・電子部門
- ※8 原子力部門

別紙2-3 (2/2)

③-5
④-5

資格	所属員	平成28年 4月	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 7月
第2種ボイラー・タービン 主任技術者	本社					
	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	2	2	1	1	1
	電源事業本部 (電源土木, 電源建 築)	0	0	0	0	0
	島根原子力発電所	18	16	15	15	14
	合計	20	18	16	16	15
第1種電気主任技術者	本社					
	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	2	3	2	1	2
	電源事業本部 (電源土木, 電源建 築)	0	0	0	0	0
	島根原子力発電所	6	6	6	7	7
	合計	8	9	8	8	9
運転責任者の基準に 適合した者	本社					
	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	0	0	0	1	1
	電源事業本部 (電源土木, 電源建 築)	0	0	0	0	0
	島根原子力発電所	25	25	21	20	19
	合計	25	25	21	21	20

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p style="text-align: right;">別紙2-3 (1/2)</p> <table border="1" data-bbox="293 695 774 774"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 50px;">文書名</td> <td style="text-align: center;">業務マニュアル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉主任技術者職務運用マニュアル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">NM-24-1 改12</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">2005年4月20日施行 2016年12月19日(改訂12)</p> <p style="text-align: center;">原子力運営管理部(主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	業務マニュアル	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1 改12		<p style="text-align: right;">別紙2-4 (1/5)</p> <table border="1" data-bbox="2228 548 2451 632"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS5-01-X00-14</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.02.01</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.03.30</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">主任技術者の選任・解任 および職務等に関する基本要領 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS5-01-X00-14	制定日	2008.02.01	承認日	2020.03.30	施行日	2020.04.01	
文書名		業務マニュアル													
		原子炉主任技術者職務運用マニュアル													
	NM-24-1 改12														
文書番号	QMS5-01-X00-14														
制定日	2008.02.01														
承認日	2020.03.30														
施行日	2020.04.01														


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="694 394 863 422">別紙2-3 (2/2)</p> 		<p data-bbox="2294 405 2463 432">別紙2-4 (2/5)</p> 	<p data-bbox="2540 506 2798 579">・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2279 445 2451 478" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙2-4(3/5)</div> <div data-bbox="1774 485 2481 1472" style="border: 1px solid black; height: 470px; margin: 10px auto;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】

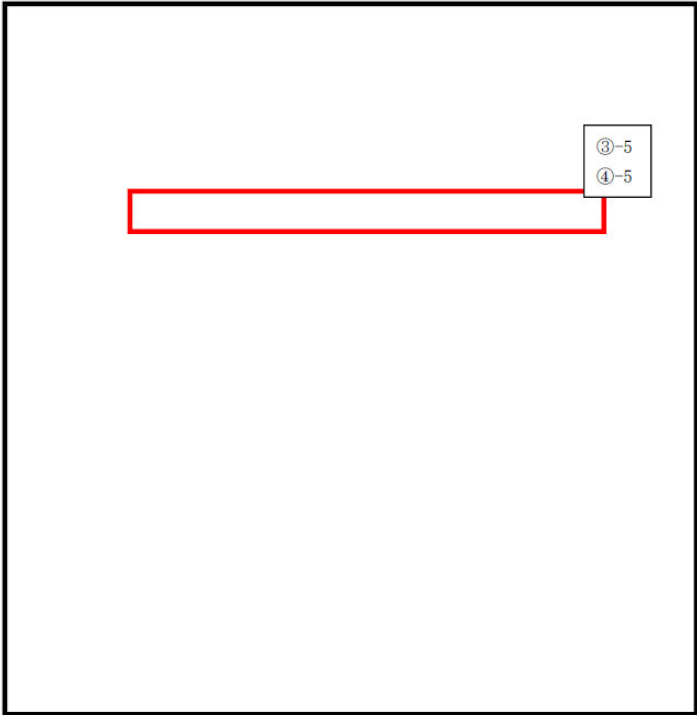
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2309 310 2496 348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙2-4 (4/5)</div> <div data-bbox="1754 359 2496 1423" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin: 10px auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="2297 390 2475 422" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2-4 (5/5)</div> <div data-bbox="1762 432 2475 1419" style="border: 1px solid black; height: 470px; margin-top: 10px;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考		
<p style="text-align: center;">別紙2-4 (1/2)</p> <table border="1" data-bbox="281 724 777 829"> <tr> <td style="width: 10%;">文書名</td> <td>業務マニュアル 原子力設備電気主任技術者職務運用 マニュアル NM-24-3 改08</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">2005年4月20日施行 2016年8月1日(改訂08)</p> <p style="text-align: center;">原子力運営管理部(主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	業務マニュアル 原子力設備電気主任技術者職務運用 マニュアル NM-24-3 改08			
文書名	業務マニュアル 原子力設備電気主任技術者職務運用 マニュアル NM-24-3 改08				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="691 394 863 422">別紙2-4 (2/2)</p> 			

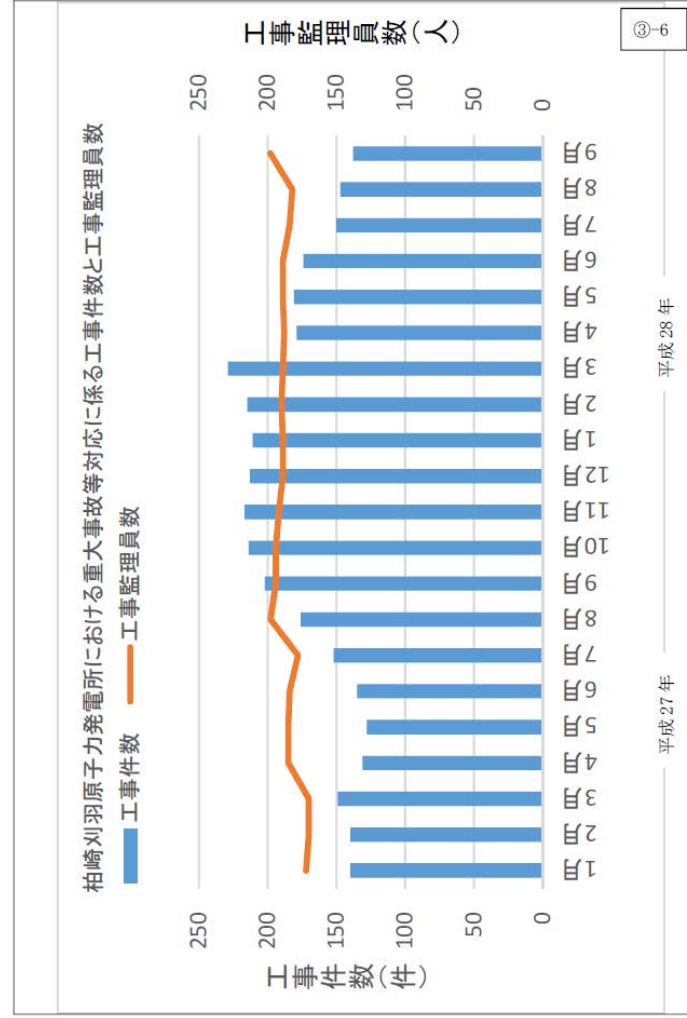
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考				
<p style="text-align: center;">別紙2-5 (1/2)</p> <table border="1" data-bbox="270 716 768 825"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">文書名</td> <td style="text-align: center;">業務マニュアル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子力設備ボイラー・タービン主任技術者 職務運用マニュアル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">NM-24-2 改08</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">2005年4月20日施行 2016年8月1日 (改訂08)</p> <p style="text-align: center;">原子力運営管理部 (主管部)</p> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	業務マニュアル	原子力設備ボイラー・タービン主任技術者 職務運用マニュアル	NM-24-2 改08			
文書名		業務マニュアル					
		原子力設備ボイラー・タービン主任技術者 職務運用マニュアル					
	NM-24-2 改08						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="691 394 863 420">別紙2-5 (2/2)</p> 			

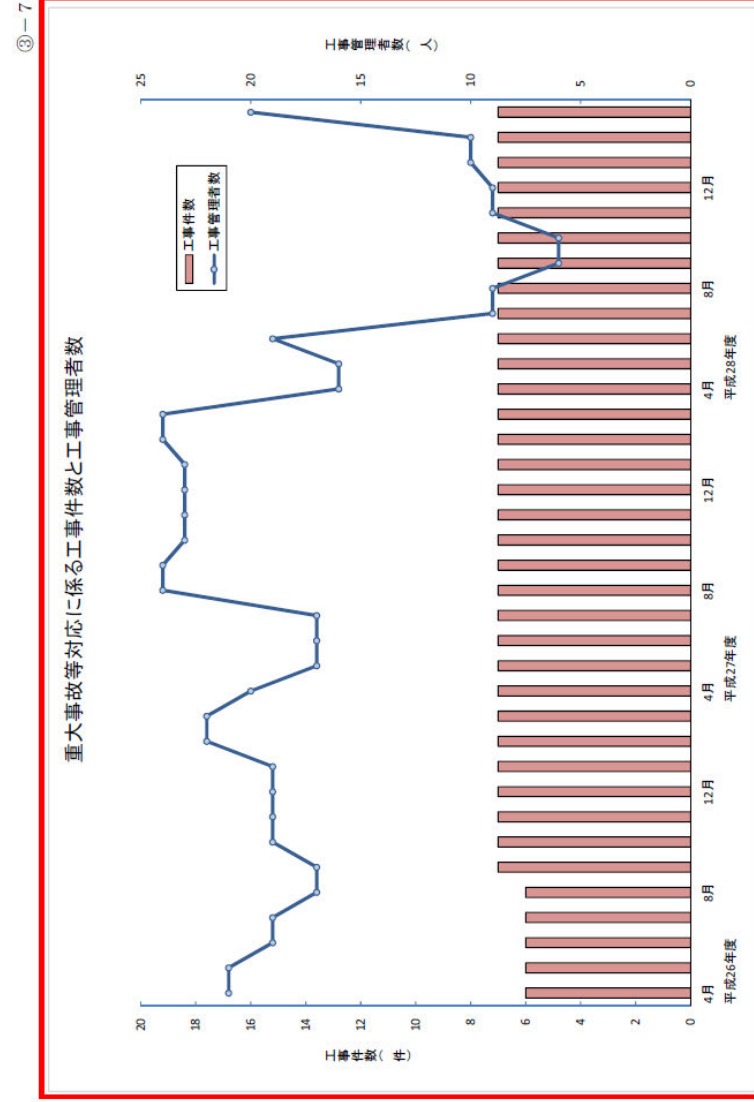
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙2-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子炉主任技術者資格取得に向けた取り組み</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○筆記試験対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入社1年目の原子力部門配属大学卒技術系社員(全員)及び希望者をJAEA原子炉工学特別講座(計10日間)に派遣。 ・原子炉主任技術者資格保有者を講師にした社内研修(問題演習等)を実施。 ・社内模擬試験を実施。 ・資格関連の参考図書を取り組み者に配布。 ・合格体験記の共有。 <p>○口答試験対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口答試験前に原子炉主任技術者資格保有者を面談員として模擬試験を実施。 <p>○その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格者への報奨金を支給。 ・福島第一原子力発電所事故以降、取り止めていた東京大学原子力専門職大学院への派遣を再開。 </div>		<p style="text-align: center;">別紙2-5 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子炉主任技術者資格取得に向けた取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受験者選任制度(社内制度)を活用した資格取得の推進 原子炉主任技術者等の重要国家資格の取得に向け、年度初めに受験者を選任し、本人に通知することで、受験に対する意識付けを行っている。 なお、受験者として選任された者は、教育訓練への優先派遣や他業務に優先した受験等の優遇措置が受けられる。 2. 個別試験対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 筆記試験対策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練への派遣 原子炉研修一般課程(日本原子力研究開発機構) 原子炉工学特別講座(日本原子力研究開発機構) 原子炉主任技術者受験講習コース(日本原子力発電株式会社) 等 ・受験者を対象とした勉強会を実施 講師: 社内有資格者 頻度: 1回/週程度 (2) 口答試験対策 シミュレータを使用した挙動確認等を実施 3. その他の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・合格者への報奨金を支給 ・東京大学大学院工学系研究科原子力専攻(専門職大学院)への派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容の相違 【柏崎6/7】 ・記載方針の相違 【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																																		
<p style="text-align: center;">別紙2-7 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所における重大事故等対応に関する有資格者数 (平成28年12月31日現在)</p> <p>重大事故等対応に必要な資格の取得状況及び平成28年度の取得計画を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="213 625 866 1369"> <thead> <tr> <th>資格名称</th> <th>用途</th> <th>必要な人数</th> <th>有資格者数</th> <th>平成28年度取得計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>大容量放水車 大型タンクローリー 代替熱交換器車 可搬型発電機車等</td> <td>42</td> <td>156</td> <td>④-6 39</td> </tr> <tr> <td>けん引</td> <td>代替熱交換器車 可搬型発電機車 泡原液搬送車等</td> <td>28</td> <td>126</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>大型特殊</td> <td>ホイールローダ</td> <td>14</td> <td>103</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン</td> <td>水中ポンプ設置 可搬型発電機車接続 吸着剤移動・設置等</td> <td>35</td> <td>138</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者(乙種第4類)</td> <td>燃料給油</td> <td>21</td> <td>312</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>水中ポンプ吊り上げ 吸着剤吊り上げ等</td> <td>35</td> <td>307</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械</td> <td>ホイールローダ</td> <td>14</td> <td>106</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中型自動車 ※</td> <td>電源車 中型タンクローリー 放水砲移動等</td> <td>56</td> <td>285</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>消防車</td> <td>21</td> <td>347</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小型船舶操縦士</td> <td>海上モニタリング</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※: 中型自動車の取得者数は、中型自動車と中型自動車(8t)限定の合計数</p>	資格名称	用途	必要な人数	有資格者数	平成28年度取得計画	大型自動車	大容量放水車 大型タンクローリー 代替熱交換器車 可搬型発電機車等	42	156	④-6 39	けん引	代替熱交換器車 可搬型発電機車 泡原液搬送車等	28	126	28	大型特殊	ホイールローダ	14	103	15	小型移動式クレーン	水中ポンプ設置 可搬型発電機車接続 吸着剤移動・設置等	35	138	33	危険物取扱者(乙種第4類)	燃料給油	21	312	25	玉掛け	水中ポンプ吊り上げ 吸着剤吊り上げ等	35	307	43	車両系建設機械	ホイールローダ	14	106	19	中型自動車 ※	電源車 中型タンクローリー 放水砲移動等	56	285	5	普通自動車	消防車	21	347	0	小型船舶操縦士	海上モニタリング	8	12	2	<p style="text-align: center;">別紙2-4</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する有資格者数</p> <p>重大事故等対応に関する資格及びその取得者数を以下に示す。重大事故等対応に必要な資格取得に必要な車両台数は、以下のとおり。 重大事故等の対応に必要な資格に対し、有資格者数を確保している。今後も、引き続き重大事故等対応に必要な有資格者を確保していく。 ③-6, ④-6</p> <table border="1" data-bbox="991 613 1638 1419"> <thead> <tr> <th>資格名</th> <th>主な用途</th> <th>必要台数^{※3}</th> <th>取得者数^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">大型自動車</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ</td> <td>2</td> <td rowspan="12">30</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大型ポンプ用送水ホース運搬車</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>大型ポンプ用送水ホース運搬車(放水用)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中型ポンプ用送水ホース運搬車</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型高圧窒素供給装置の運搬^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型整流器運搬車^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放水砲/泡消火薬剤運搬車^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜運搬車^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小型船舶運搬車^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>予備電動機運搬用トレーラー^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>けん引</td> <td>小型船舶運搬車^{※2} 予備電動機運搬用トレーラー^{※2}</td> <td>1 1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大型特殊</td> <td>ホイールローダ</td> <td>1</td> <td rowspan="3">13</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小型移動式クレーン</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ</td> <td>2</td> <td rowspan="4">76</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>予備電動機交換用クレーン</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小型船舶運搬車^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険物取扱者(乙種第4類)</td> <td>燃料給油 タンクローリー</td> <td>1 1</td> <td rowspan="2">141</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水大型ポンプ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">玉掛け</td> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>1</td> <td rowspan="4">118</td> </tr> <tr> <td>予備電動機交換用クレーン</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小型船舶運搬車^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小型船舶運搬車^{※2}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">車両系建設機械</td> <td>ホイールローダ</td> <td>2</td> <td rowspan="4">31</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型ケーブル運搬車</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中型自動車</td> <td>可搬型代替注水電源車</td> <td>2</td> <td rowspan="3">11</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>放射能観測車</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型船舶操縦士</td> <td>小型船舶</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>特定高圧ガス取扱主任者</td> <td>可搬型高圧窒素供給装置^{※2}</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 平成29年10月1日現在における東海第二発電所の当社社員の有資格者数。 ※2: 各設備に必要な資格については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 ※3: 各設備の必要台数については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	資格名	主な用途	必要台数 ^{※3}	取得者数 ^{※1}	大型自動車	可搬型代替注水大型ポンプ	2	30	可搬型代替注水中型ポンプ	1	大型ポンプ用送水ホース運搬車	3	大型ポンプ用送水ホース運搬車(放水用)	1	中型ポンプ用送水ホース運搬車	1	水槽付消防ポンプ自動車	1	化学消防自動車	1	可搬型高圧窒素供給装置の運搬 ^{※2}	1	可搬型整流器運搬車 ^{※2}	1	放水砲/泡消火薬剤運搬車 ^{※2}	1	汚濁防止膜運搬車 ^{※2}	1	小型船舶運搬車 ^{※2}	1	予備電動機運搬用トレーラー ^{※2}	1	けん引	小型船舶運搬車 ^{※2} 予備電動機運搬用トレーラー ^{※2}	1 1	8	大型特殊	ホイールローダ	1	13	油圧ショベル	1	ブルドーザ	1	小型移動式クレーン	可搬型代替注水大型ポンプ	2	76	可搬型代替注水中型ポンプ	1	予備電動機交換用クレーン	1	小型船舶運搬車 ^{※2}	1	危険物取扱者(乙種第4類)	燃料給油 タンクローリー	1 1	141	可搬型代替注水大型ポンプ	2	玉掛け	可搬型代替注水中型ポンプ	1	118	予備電動機交換用クレーン	1	小型船舶運搬車 ^{※2}	1	小型船舶運搬車 ^{※2}	1	車両系建設機械	ホイールローダ	2	31	油圧ショベル	1	ブルドーザ	1	可搬型ケーブル運搬車	2	中型自動車	可搬型代替注水電源車	2	11	タンクローリー	2	タンクローリー	2	普通自動車	放射能観測車	1	-	小型船舶操縦士	小型船舶	1	9	特定高圧ガス取扱主任者	可搬型高圧窒素供給装置 ^{※2}	1	3	<p style="text-align: center;">別紙2-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する有資格者数</p> <p style="text-align: center;">③-7, ④-7 (令和2年7月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1774 571 2457 1419"> <thead> <tr> <th>資格名称</th> <th>用途</th> <th>必要な人数</th> <th>有資格者数</th> <th>令和2年度取得計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式窒素供給装置 大型ホース展張車(150A) 大型ホース展張車(300A) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>23</td> <td>154</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>けん引</td> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>11</td> <td>64</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>大型特殊</td> <td>ホイールローダ</td> <td>8</td> <td>30</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン</td> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>15</td> <td>168</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者(乙種第4類)</td> <td>燃料給油(軽油) タンクローリー</td> <td>7</td> <td>402</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>水中ポンプ吊り上げ</td> <td>15</td> <td>292</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械</td> <td>ホイールローダ</td> <td>8</td> <td>49</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中型自動車 ※1</td> <td>高圧発電機車 タンクローリー 第1ベントフィルタ出口 水素濃度計 中型ホース展張車(150A)</td> <td>14</td> <td>257</td> <td>2 ※2</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>放射能観測車 サーベイ車</td> <td>7</td> <td>509</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型船舶操縦士</td> <td>海上モニタリング</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 中型自動車の取得者数は、中型自動車と中型自動車(8t)限定の合計数 ※2: 大型自動車の取得により有資格者(運転可能な者)を確保する</p>	資格名称	用途	必要な人数	有資格者数	令和2年度取得計画	大型自動車	大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式窒素供給装置 大型ホース展張車(150A) 大型ホース展張車(300A) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車	23	154	14	けん引	移動式代替熱交換設備	11	64	14	大型特殊	ホイールローダ	8	30	0	小型移動式クレーン	大型送水ポンプ車	15	168	3	危険物取扱者(乙種第4類)	燃料給油(軽油) タンクローリー	7	402	14	玉掛け	水中ポンプ吊り上げ	15	292	9	車両系建設機械	ホイールローダ	8	49	0	中型自動車 ※1	高圧発電機車 タンクローリー 第1ベントフィルタ出口 水素濃度計 中型ホース展張車(150A)	14	257	2 ※2	普通自動車	放射能観測車 サーベイ車	7	509	-	小型船舶操縦士	海上モニタリング	2	15	2	<p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>
資格名称	用途	必要な人数	有資格者数	平成28年度取得計画																																																																																																																																																																																																																	
大型自動車	大容量放水車 大型タンクローリー 代替熱交換器車 可搬型発電機車等	42	156	④-6 39																																																																																																																																																																																																																	
けん引	代替熱交換器車 可搬型発電機車 泡原液搬送車等	28	126	28																																																																																																																																																																																																																	
大型特殊	ホイールローダ	14	103	15																																																																																																																																																																																																																	
小型移動式クレーン	水中ポンプ設置 可搬型発電機車接続 吸着剤移動・設置等	35	138	33																																																																																																																																																																																																																	
危険物取扱者(乙種第4類)	燃料給油	21	312	25																																																																																																																																																																																																																	
玉掛け	水中ポンプ吊り上げ 吸着剤吊り上げ等	35	307	43																																																																																																																																																																																																																	
車両系建設機械	ホイールローダ	14	106	19																																																																																																																																																																																																																	
中型自動車 ※	電源車 中型タンクローリー 放水砲移動等	56	285	5																																																																																																																																																																																																																	
普通自動車	消防車	21	347	0																																																																																																																																																																																																																	
小型船舶操縦士	海上モニタリング	8	12	2																																																																																																																																																																																																																	
資格名	主な用途	必要台数 ^{※3}	取得者数 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																		
大型自動車	可搬型代替注水大型ポンプ	2	30																																																																																																																																																																																																																		
	可搬型代替注水中型ポンプ	1																																																																																																																																																																																																																			
	大型ポンプ用送水ホース運搬車	3																																																																																																																																																																																																																			
	大型ポンプ用送水ホース運搬車(放水用)	1																																																																																																																																																																																																																			
	中型ポンプ用送水ホース運搬車	1																																																																																																																																																																																																																			
	水槽付消防ポンプ自動車	1																																																																																																																																																																																																																			
	化学消防自動車	1																																																																																																																																																																																																																			
	可搬型高圧窒素供給装置の運搬 ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																			
	可搬型整流器運搬車 ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																			
	放水砲/泡消火薬剤運搬車 ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																			
	汚濁防止膜運搬車 ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																			
	小型船舶運搬車 ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																			
予備電動機運搬用トレーラー ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																				
けん引	小型船舶運搬車 ^{※2} 予備電動機運搬用トレーラー ^{※2}	1 1	8																																																																																																																																																																																																																		
大型特殊	ホイールローダ	1	13																																																																																																																																																																																																																		
	油圧ショベル	1																																																																																																																																																																																																																			
	ブルドーザ	1																																																																																																																																																																																																																			
小型移動式クレーン	可搬型代替注水大型ポンプ	2	76																																																																																																																																																																																																																		
	可搬型代替注水中型ポンプ	1																																																																																																																																																																																																																			
	予備電動機交換用クレーン	1																																																																																																																																																																																																																			
	小型船舶運搬車 ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																			
危険物取扱者(乙種第4類)	燃料給油 タンクローリー	1 1	141																																																																																																																																																																																																																		
	可搬型代替注水大型ポンプ	2																																																																																																																																																																																																																			
玉掛け	可搬型代替注水中型ポンプ	1	118																																																																																																																																																																																																																		
	予備電動機交換用クレーン	1																																																																																																																																																																																																																			
	小型船舶運搬車 ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																			
	小型船舶運搬車 ^{※2}	1																																																																																																																																																																																																																			
車両系建設機械	ホイールローダ	2	31																																																																																																																																																																																																																		
	油圧ショベル	1																																																																																																																																																																																																																			
	ブルドーザ	1																																																																																																																																																																																																																			
	可搬型ケーブル運搬車	2																																																																																																																																																																																																																			
中型自動車	可搬型代替注水電源車	2	11																																																																																																																																																																																																																		
	タンクローリー	2																																																																																																																																																																																																																			
	タンクローリー	2																																																																																																																																																																																																																			
普通自動車	放射能観測車	1	-																																																																																																																																																																																																																		
小型船舶操縦士	小型船舶	1	9																																																																																																																																																																																																																		
特定高圧ガス取扱主任者	可搬型高圧窒素供給装置 ^{※2}	1	3																																																																																																																																																																																																																		
資格名称	用途	必要な人数	有資格者数	令和2年度取得計画																																																																																																																																																																																																																	
大型自動車	大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式窒素供給装置 大型ホース展張車(150A) 大型ホース展張車(300A) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車	23	154	14																																																																																																																																																																																																																	
けん引	移動式代替熱交換設備	11	64	14																																																																																																																																																																																																																	
大型特殊	ホイールローダ	8	30	0																																																																																																																																																																																																																	
小型移動式クレーン	大型送水ポンプ車	15	168	3																																																																																																																																																																																																																	
危険物取扱者(乙種第4類)	燃料給油(軽油) タンクローリー	7	402	14																																																																																																																																																																																																																	
玉掛け	水中ポンプ吊り上げ	15	292	9																																																																																																																																																																																																																	
車両系建設機械	ホイールローダ	8	49	0																																																																																																																																																																																																																	
中型自動車 ※1	高圧発電機車 タンクローリー 第1ベントフィルタ出口 水素濃度計 中型ホース展張車(150A)	14	257	2 ※2																																																																																																																																																																																																																	
普通自動車	放射能観測車 サーベイ車	7	509	-																																																																																																																																																																																																																	
小型船舶操縦士	海上モニタリング	2	15	2																																																																																																																																																																																																																	

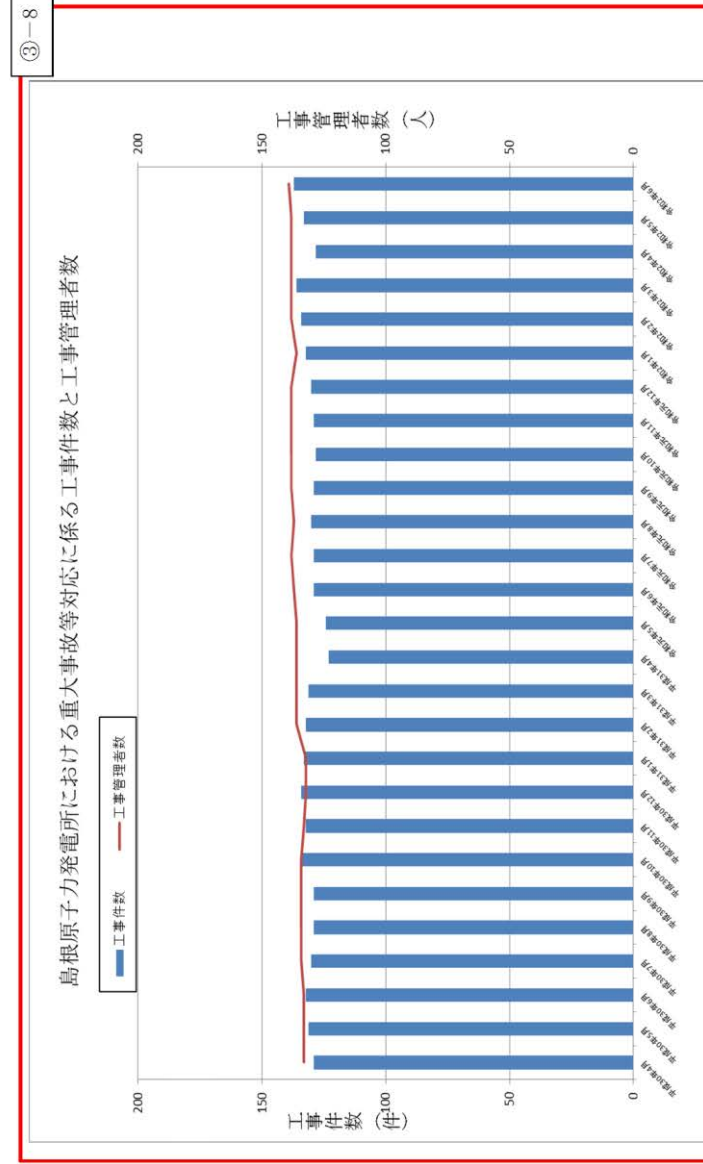
別紙2-8 (1/1)



別紙2-5



別紙2-7 (1/1)



・運用の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙2-9 (1/1)

別紙2-6

別紙2-8 (1/1)

不具合事例に関する設備及び資料の展示

東海総合研修センターにおける不具合事例の展示

島根原子力発電所における不具合事例の展示

・展示内容の相違
【柏崎6/7, 東海第二】



③-9
④-8

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2 号炉

備考

別紙 2-10 (1/1)

CFAM/SFAM 設置分野一覧表

番号	分野
1	運転管理
2	メンテナンス
3	設計管理
4	設備信頼性
5	パフォーマンス向上
6	放射線防護・化学
7	人材育成
8	ワークマネジメント
9	労働安全
10	原子力防災
11	安全技術
12	燃料管理
13	火災防護
14	調達管理
15	核セキュリティ
16	サイバーセキュリティ
17	土木
18	建築

・運用の相違
【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)

別紙3-1(1/1)

原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について
(平成 27 年度)

研修コース	主な内容	受講者数
新入社員研修 (C級認定研修含む)	安全教育, 品質保証, 設備の概要, 制御装置展開接続図及び配管計装図の読み方, 安全処置	1917
運転部門	電動機試運転, 遠隔操作弁, ポンプの原理・構造, 設備診断	15
保全部門 (電気)	A級認定研修 大型電動機, 超高压機器, 発電機ほかの原理・構造・点検 B級認定研修 電動機, 保護継電器, 装甲開閉器ほかの原理・構造・点検・操作	180
保全部門 (機械)	A級認定研修 遮蔽設計, 耐震設計, 特殊軸シールほかの原理・構造・点検 B級認定研修 一般弁, 配管, 蒸気タービンほかの原理・構造・点検・操作	257
保全部門 (計装)	A級認定研修 再循環制御, 給水制御, タービン制御ほかの理論・構造・点検 B級認定研修 一般計器, 放射線計測, 計算機ほかの原理・構造・点検	89
保安部門 (放射線)	A級認定研修 放射線計測器の点検校正, 被ばく低減対策, 遮蔽設計 B級認定研修 放射線防護管理, 除染	27
保安部門 (環境化学)	A級認定研修 放射線及び化学分析装置, 水質管理等の設備使用方法・実技 B級認定研修 化学分析, 水質管理等の設備概要・実技	19
技術部門 (燃料)	A級認定研修 計量管理, 燃料検査, 燃料破損等の設計・メカニズム評価 B級認定研修 原子炉理論, 燃料取扱, 燃料取扱設備ほかの理論・運用	29
重大事故等時における現場作業を想定した訓練	高压ケーブル, 低压ケーブルの電源盤への接続訓練(暗闇での訓練を含む)	130

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

別紙3-1(1/3)
⑤-1, ⑥-1

東海総合研修センター及び敦賀総合研修センターを活用した訓練実績
(平成 28 年度)

1. 共通研修

研修名	対象者	受講者数 (東海第二発電所員)
社員研修		
特3級研修	特3級昇格者	東海研修センター受講: 2名
特4級研修	特4級昇格者	東海研修センター受講: 3名
新任管理職研修	新任管理職昇格者	敦賀研修センター受講: 4名
6級研修	6級昇格者	東海研修センター受講: 9名
7級研修	7級昇格者	東海研修センター受講: 11名
8級研修	8級昇格者	東海研修センター受講: 7名
新入社員研修	新入社員	東海研修センター(前期) } 2名 敦賀研修センター(後期)

研修コース名	主な内容	受講者数 (東海第二発電所員)
ヒューマンファクター基礎コース	ヒューマンファクターの基礎習得	東海研修センター受講: 5名
ヒューマンファクター応用コース	ヒューマンファクターの基礎的知識を有している人を対象エラー防止の施策の実践力向上	東海研修センター受講: 1名
労働安全衛生教育(一般)	入社1~3年程度を対象とする労働安全衛生の基礎	東海研修センター受講: 8名
品質保証コース	品質保証の考え方及び品質保証の方法を理解	東海研修センター受講: 5名
プラントシステムコース (BWR 東2, BWR 公開)	運転員以外の技術系社員(入社2~3年)を対象とする東海第二発電所の主要システムの構成と機能, 運転操作, 及び事故・故障時の状況の理解	東海研修センター受講: 3名
根本原因分析手法(SAFER)コース	根本原因分析手法の考え方及び活用方法取得	東海研修センター受講: 6名
リスクマネジメントコース	室長, マネージャ, 発電長の現職管理職層及びそれらの候補者を対象とするマネージャとしての業務運営上必須の知識の習得	東海研修センター受講: 2名

島根原子力発電所 2号炉

別紙3-1(1/1)

原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について
(令和元年度)

⑥-1

研修コース	主な内容	受講者数
初級教育	力量「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員	266
中級教育	力量「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員	142
専門教育	力量「初級」認定者以上の知識・技能を持っている原子力部門の要員	143

・研修実績等の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

別紙3-1 (2/3)

⑤-1, ⑥-1

2. 運転部門・保守部門・放射線関連部門・安全対策部門研修

研修コース	主な内容	受講者数 (東海第二発電所員)
運転部門	初級運転員	原子力に関する基礎的知識の習得 東海研修センター受講：7名 敦賀研修センター受講：2名
	運転管理者	運転管理者の資質向上 東海研修センター受講：3名 敦賀研修センター受講：2名
保守部門 (電気)	初級保修員	無停電電源装置、低圧開閉装置の動作原理、構造及び機能の保守技術 東海研修センター受講：1名
	中上級保修員	電動機、電動弁、保護継電器の保守専門技術・知識・理論 東海研修センター受講：2名
	電気設備全般	電気設備の施工の知識、電気工事の実技能力向上、感電事故・設備事故防止 東海研修センター受講：1名
	資格取得	電気工事に必要な専門技術及び施工等の知識の習得 東海研修センター受講：7名
保守部門 (機械)	初級保修員	タンク配管熱交、配管補修工法、回転機械の振動診断業務の遂行に必要な基本的実務知識の習得及び実技訓練 東海研修センター受講：12名 敦賀研修センター受講：1名
	保修業務全般	原子力鋼材、配管設計、設計解析の基本的実務知識の取得 東海研修センター受講：2名
	資格取得	振動・潤滑油・設備診断員、法定事業者検査員として必要な検査の専門技術及び品質管理等知識の習得 東海研修センター受講：18名
保守部門 (計装)	初級保修員	空気作動弁に関する構造・原理・点検手法など基本的実務知識と技能を習得 東海研修センター受講：1名
	中上級保修員	各種プロセス計器の計測、記録、点検等を自ら実施する技能の習得 東海研修センター受講：2名
放射線 関連	事務系及び技術系社員	放射線管理業務等の基礎知識、実務的技術等の習得 東海研修センター受講：19名
	放管及び化学管理員	放射能評価にかかる専門技術の理解 東海研修センター受講：5名
	初級保修員	工事監理担当者の放射線防護上必要な基礎的技能 東海研修センター受講：3名

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

別紙3-1 (3/3)
⑤-1, ⑥-1

研修コース	主な内容	受講者数 (東海第二発電所員)	
放射線 関連	資格取得	放射線管理主任技術者として 必要な専門技術及び知識の習 得	東海研修センター受講：13名
安全対策 関連研修	耐震設計に係る 内容を含む者	原子力安全、耐震設計、PRA 及 び炉心溶融等の基礎知識と概 要の理解	東海研修センター受講：33名
重大事故等発生時における 現場作業を想定した訓練	放射線測定、電気機材取扱等訓 練		東海研修センター受講：11名

※ 初級：入社5年未満、中級：入社5年～10年未満、上級：入社10年以上

3. 運転関係(所内シミュレータ訓練)研修

研修名	受講者数
重大事故訓練	SA/AM コース 東海研修センター受講：31名
チーム連帯訓練	ファミリー訓練コース 東海研修センター受講：95名

4. その他

研修名	受講者数
原子炉施設廃止措置コース	東海研修センター受講：2名
プラントシステムコース (PWR)	東海研修センター受講：1名
JEAC4111 内部監査員養成コース	敦賀研修センター受講：2名
消防設備士受験講習コース (甲4)	東海研修センター受講：5名

別紙3-2(1/1)

安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について

1. 全交流動力電源喪失事象について、当直連携訓練を実施 ⑥-2

	1号炉 運転員	2号炉 運転員	3号炉 運転員	4号炉 運転員	5号炉 運転員	6号及び7号 炉運転員
平成25年度	65名	39名	29名	36名	51名	150名
平成26年度	44名	34名	31名	45名	58名	177名
平成27年度	63名	43名	16名	47名	74名	186名

2. BTCにおける特別訓練コース「SA訓練コース(上級)」を実施 ⑥-3

	当直長	当直長以外の運転員
平成26年度	14名	10名
平成27年度	7名	12名

別紙3-2 (1/2)

⑥-2

安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について

1. 平成27年度
(1)平成27年度 BTC特別訓練実績
東海第二発電所運転員及び発電室員(運転責任者資格保有者)について、「SA訓練コース(上級)」による訓練を実施。

平成27年

4月5日～7日	副発電長	1名
7月3日～5日	マネージャー	1名
7月17日～19日	副発電長	1名
9月1日～3日	副発電長	1名
9月1日～3日	マネージャー	1名

合計 5名

(2)東海総合研修センターにおける訓練実績

a.東海第二重大事故シナシスについて、事故を模擬したシミュレータによる訓練を実施。

重大事故シナシスについては平成27年度における訓練実績なし。
(平成26年度に重大事故シナシス14項目に対して延べ79名訓練実施)

b.全交流動力電源喪失事象について、当直員連絡訓練を実施。
運転員32名、災対要員38名参加

2.平成28年度
(1)平成28年度 BTC特別訓練実績
東海第二発電所運転員及び発電室員(運転責任者資格保有者)について、「SA訓練コース(上級)」による訓練を実施。

平成28年

4月17日～19日	副発電長	1名
7月19日～21日	副発電長	1名
7月19日～21日	副室長	1名
9月9日～11日	副発電長	1名

合計 4名

別紙3-2 (1/1)

安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について

1. 全交流動力電源喪失事象について、当直連携訓練を実施 ⑥-2

	2号炉運転員	3号炉運転員
平成29年度	70名	0名
平成30年度	74名	0名
令和元年度	70名	0名

2. BTCで行われる訓練「SA訓練コース(上級)」を実施(上級Sを含む) ⑥-3

	当直長	当直長以外
平成29年度	4名	2名
平成30年度	4名	4名
令和元年度	1名	7名

・訓練実績の相違
【柏崎6/7, 東海第二】


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙3-2 (2/2)</p> <p style="text-align: right;">⑥-2</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(2) 東海総合研修センターにおける訓練実績</p> <p>a. 東海第二重大事故シナリオについて、事故を模擬したシミュレータによる訓練を実施。</p> <p>重大事故シナリオについては平成28年度における訓練実績なし。 (平成26年度に重大事故シナリオ14項目に対して延べ79名訓練実施)</p> <p>b. 全交流動力電源喪失事象について、当直員連絡訓練を実施。 運転員44名参加</p> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
	<p style="text-align: center;">別紙3-3 (1/2)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マネジメントシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td>QM共通: 4-2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">品質保証規程 (抜粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成4年6月29日</td> <td>社規第590号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成29年4月19日</td> <td>社規第1223号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td colspan="2">本店 安全室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p> <p style="text-align: center;">添付-107</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通: 4-2	制定	平成4年6月29日	社規第590号	最終改正	平成29年4月19日	社規第1223号	主管箇所	本店 安全室		<p style="text-align: center;">別紙3-3 (1/2)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS8-04-X00-31</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.9.17</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.9.25</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">不適合等管理基本要領 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS8-04-X00-31	制定日	2008.2.1	承認日	2020.9.17	施行日	2020.9.25	
品質マネジメントシステム規程管理番号																						
QM共通: 4-2																						
制定	平成4年6月29日	社規第590号																				
最終改正	平成29年4月19日	社規第1223号																				
主管箇所	本店 安全室																					
文書番号	QMS8-04-X00-31																					
制定日	2008.2.1																					
承認日	2020.9.17																					
施行日	2020.9.25																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1516 422 1644 443" style="text-align: right;">別紙3-3 (2/2)</div> <div data-bbox="1015 464 1629 1373" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1279 1373 1347 1394" style="text-align: center;">添付-108</div>	<div data-bbox="2243 428 2415 449" style="text-align: right;">別紙3-3 (2/2)</div> <div data-bbox="1777 457 2454 1369" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>・プロセスの相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
<p style="text-align: center;">別紙3-3(1/3)</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">文書名</td> <td>業務マニュアル 事故・故障情報及び耐震新知見情報 処理マニュアル NI-11-1 改09</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">2004年12月17日施行 2016年6月1日(改訂09)</p> <p style="text-align: center;">原子力安全・統括部(主管部) 原子力設備管理部 東京電力ホールディングス株式会社</p> <p style="text-align: center;">110</p>	文書名	業務マニュアル 事故・故障情報及び耐震新知見情報 処理マニュアル NI-11-1 改09	<p style="text-align: center;">別紙3-4 (1/3)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マネジメントシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td>QM東II : 8-5-1-1</td> </tr> <tr> <td>QM改2 : 8-5-1-1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">予防処置対応要領</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定</td> <td>平成17年3月30日</td> <td>発室規準第124号</td> </tr> <tr> <td>最終改正</td> <td>平成29年6月29日</td> <td>発室規準第465号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所</td> <td>本店</td> <td>発電管理室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p> <p style="text-align: center;">発 電 管 理 室</p> <p style="text-align: center;">添付-109</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM東II : 8-5-1-1	QM改2 : 8-5-1-1	制定	平成17年3月30日	発室規準第124号	最終改正	平成29年6月29日	発室規準第465号	主管箇所	本店	発電管理室	<p style="text-align: center;">別紙3-4 (1/4)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS8-06-N01-39</td> </tr> <tr> <td>制 定 日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承 認 日</td> <td>2020. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>施 行 日</td> <td>2020. 4. 1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 未然防止処置手順書</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 島根原子力発電所</p>	文書番号	QMS8-06-N01-39	制 定 日	2008. 2. 1	承 認 日	2020. 3. 31	施 行 日	2020. 4. 1	
文書名	業務マニュアル 事故・故障情報及び耐震新知見情報 処理マニュアル NI-11-1 改09																								
品質マネジメントシステム規程管理番号																									
QM東II : 8-5-1-1																									
QM改2 : 8-5-1-1																									
制定	平成17年3月30日	発室規準第124号																							
最終改正	平成29年6月29日	発室規準第465号																							
主管箇所	本店	発電管理室																							
文書番号	QMS8-06-N01-39																								
制 定 日	2008. 2. 1																								
承 認 日	2020. 3. 31																								
施 行 日	2020. 4. 1																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="246 520 795 1270"> </div> <p data-bbox="498 1354 549 1386">111</p>	<div data-bbox="1015 447 1635 1354"> </div> <p data-bbox="1282 1371 1350 1392">添付-110</p>	<div data-bbox="1757 468 2475 1497"> </div>	<p data-bbox="2534 422 2801 495">・プロセスの相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙3-3(3/3)</p> <p>運転経験情報の活用実績 福島第一原子力発電所事故の振り返りから、運転経験(当社で発生したトラブル対応、国内外のトラブル情報(運転経験情報))の活用における場点・課題を抽出し、強化している。</p> <p>【課題①】事象の原因のみに着目し、大局的な視点からの検討が不足(水平展開不足) 【施策①】・検討の観点や留意点、手順を業務ガイドとして策定 ・ライン部門の検討への参画 【効果①】・ライン部門やグループマネージャークラスの関与が増え、リスク管理に有用な検討となった。 ライン部門関与率 H22年度: 14% ⇒ H28年度: 55%</p> <p>【課題②】トラブル情報の処理の遅延 【施策②】・入手したトラブル情報が滞りなく処理されていることを図るPIを設定し管理 【効果②】・H28年12月末現在、入手した情報の3ヶ月以内の処理率 100%</p> <p>【課題③】トラブル情報から教訓を得て改善を図るという意識の低さ 【施策③】・トラブル情報へのアクセスのし易さの改善(イントラネットの活用) ・トラブル情報に関する原子力リーダーからの定期的なメッセージの配信 ・トラブル情報概要版の作成 ⇒ 上記各施策を活用し、定例ミーティング等で毎日共有(毎日OE活動) 【効果③】・トラブル情報へのアクセスが増加。 H26年5月: 1% ⇒ H28年12月: 71% (原子力部門全体の閲覧割合) ・毎日OE活動の定着 H27年4~6月: 79% ⇒ H28年10~12月: 95%</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>社内イントラネットを利用したトラブル情報へのアクセス改善</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トラブル情報概要版の作成、共有</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>原子力リーダーからのメッセージ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>毎日、ミーティング等でトラブル情報を共有</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">112</p>	<p style="text-align: right;">別紙3-4 (3/3)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">添付-111</p>	<p style="text-align: right;">別紙3-4 (3/4)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>・プロセスの相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙3-4(1/6)</p> <p>他電力のトラブル事例の影響評価とその対策の実施例</p> <p>当社は、これまでの原子力発電プラントの運転及び保守の経験の中で、数多くの国内外のトラブル情報(運転経験情報)を収集し、当社プラントへ起こり得る問題の影響を評価し、対応を実施してきた。</p> <p>これまでに実施してきた運転経験情報の活用実績を以下に例示する。</p> <p>1. 女川原子力発電所3号機における制御棒の過挿入について</p> <p>【事象発生日】平成 21 年 5 月 28 日</p> <p>【事象の概要】 女川原子力発電所3号機の定期検査中に、当直員がHCUのインクレ復旧操作を行っていたところ、137本ある制御棒のうちの1本に対して、「制御棒リフト」警報が発報。 警報直後に当該制御棒の位置表示を確認したところ全挿入位置になっていたことから、当該制御棒が一時的に全挿入位置から過挿入の状態に動作したと推定。</p> <p>【原因】 ・復旧操作における103弁“開”操作時に123弁のシートパスにより、駆動水圧力が制御棒にかかった ・シートパスの原因は、123弁のシート面に異物が噛み込んだため ・異物混入の原因は、交換を実施した新品マニホールドフィルタに異物が付着していたこと</p> <p>【当社プラントへ起こり得る問題の影響評価】 新品のマニホールドフィルタが原因であるとは断定できないが、HCU内異物混入については原子力安全上リスクが高いと判断。</p> <p>【対応状況】 ・新品のマニホールドフィルタについても、「発電所現地で超音波洗浄を実施すること」を施工要領書に反映した。 ・新品のマニホールドフィルタであっても、異物管理をしなければ不適合に繋がることを教訓とし、今後、より一層の異物混入防止を図るために本事例と①の対応を工事監理員に周知した。</p>		<p style="text-align: right;">別紙3-4(4/4)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>・プロセスの相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="727 420 875 457" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">別紙3-4(2/6)</div> <p>2. 残留熱除去系海水系配管の減肉について 【事象発生日】平成 22 年 1 月 13 日 【事象の概要】 東海第二発電所の第 24 回定期検査において、残留熱除去系海水系配管(A)系のライニング修繕工事を実施していたところ、建屋貫通部付近の熱交換器入口側海水配管外面の一部に腐食跡を確認。当該部の肉厚測定を実施したところ、減肉により必要最小厚さ(7.08mm、管の外径に応じて定められる管の厚さ)を満足しない部位が1箇所(6.7mm)確認された。 【原因】 ・屋外ハッチ開口部から、アンカーサポートを伝わって配管外面に滴下した雨水が、建屋壁貫通部からはみ出していたモルタルと配管外面との隙間に浸み込み、長期間に渡り湿潤環境となった。その結果、錆び止め塗装のみの配管外面が著しく腐食し、必要最小厚さを下回った。 ・当該配管が設置されているトレンチ内及び二重管内は、巡視点検が行われておらず、周辺状況(干渉物の発錆状況や天井の雨水浸入跡等)の変化を確認できなかったこと。 ・当該配管の建屋貫通部等の目視が困難な部位の環境を目視可能範囲と同一に考えたため、当該部分の環境(雨水が浸み込み長期間湿潤環境にあること)を考慮した点検が行われなかった。 【当社プラントへ起こり得る問題の影響評価】 ・震災を受け、配管貫通部の水密化工事と現場の設備の外観点検を実施してきたが、本件のように、顕著な外面腐食があり、最低必要肉厚を割った箇所は確認されておらず、特段の問題はないと評価。 ・トレンチ内配管の設備健全性確保に対しては、点検手入れマニュアルに基づき、配管の点検頻度を 10 年に一度と定め、点検を実施中。 ・火力部門の知見も踏まえ、様々な配管外面腐食の事例とともに、点検、対策のポイントをまとめた「配管・ダクト等機器外表面管理に関するガイドライン」を策定、保守管理担当者で共有している。また、本事例も同ガイドラインに反映済。 ・以上から、トレンチ内配管の設備の健全性は確保され、今後も維持されるものと考えているが、万一その健全性が失われた場合の、原子力安全の観点(最終ヒートシンクの確保)や放射性物質の漏えい防止の観点(放射性物質内包配管の健全性維持)への影響を考慮し、念のため発電所における管理の実態を調査・確認し、必要に応じて、対応を図る。 【対応状況】 各発電所の配管管理箇所におけるトレンチ内配管の健全性確保に対する方策の策定状況を調査した。その結果、各箇所とも、「配管・ダクト等機器外表面管理ガイドライン」に基づき、外観点検(保温の場合は下部をサンプリングで取り外し湿潤状態を確認)を実施することを定め、点検長期計画に反映していることを確認した。</p>			<p>・プロセスの相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="727 426 878 464" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">別紙3-4(3/6)</div> <p>3. 浜岡原子力発電所5号機 主復水器細管損傷について 【事象発生日】平成23年5月14日 【事象の概要】 中部電力浜岡原子力発電所5号機にて、5月14日に原子炉を停止させ、冷温停止の作業を実施中、主復水器水室(A)の導電率計の指示値が上昇し、続いて(B)～(F)全ての導電率計の指示値が上昇するとともに、原子炉冷却材の導電率計の指示値も上昇した。給水ポンプによる原子炉への給水を停止。 冷温停止後、主復水器内部の確認作業を実施したところ、主復水器(A)の細管(総数約21,000本)のうち、43本が損傷、2本が変形していた。主復水器内部に接続している電動駆動給水ポンプ(A)ミニフロー配管に設置しているエンドキャップ(損傷している細管の前面)が脱落していた。 【原因】 ・細管損傷・変形の原因は、エンドキャップ脱落後のミニフローの噴出によるもの ・エンドキャップの脱落の原因は、以下の3つの要因の重複 溶接要因: 平板差し込み構造のため、溶接先端部に溝が発生しやすく応力が集中 構造要因: 厚みの薄いエンドキャップを採用したため、溶接部に発生する応力が大きい 環境要因: ポンプ出口部の振動周波数とミニフロー配管内を流れる水の共鳴周波数が一致し、圧力変動が約3倍に増幅 【当社プラントへ起こり得る問題の影響評価】 当社プラントにおいても主復水器内部に接続している給水ポンプミニフロー配管にエンドキャップが設置されている。ただし、浜岡5号機(2005年1月営業運転開始)に比べ、当社プラント(柏崎刈羽7号機1997年7月営業運転開始)は運転期間が長く、溶接欠陥があった場合、既に疲労限に達しているものと考えられるが、同様のトラブルは発生しておらず、溶接欠陥に起因するエンドキャップ脱落のリスクは小さいと考える。 本事象は、3つの要因が重複したことによるものであり、同様の要因から破断に至る可能性があるエンドキャップを抽出、点検することで、原子炉内への海水流入に対するリスクを可能な限り低減できると考える。 エンドキャップが脱落し、復水器細管破断が発生した場合においても、事故時操作手順書に定めた手順により、原子炉隔離等処置を実施し、原子炉への大量の海水流入を阻止し、RCIC等による給水により原子炉水位を保つ対応が可能。運転中の柏崎刈羽5,6号機において、速やかに当該手順書に従い対応できるよう万全を期すため、手順の確認を実施する。 【対応状況】 ・点検対象抽出フローを策定し、点検が必要なエンドキャップを抽出した結果、柏崎刈羽4号機で3箇所、同5号機で3箇所、同6号機で2箇所の点検対象を抽出。 ・点検対象箇所について、UT及びPTを実施し、異常のないことを確認した。</p>			<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="724 422 872 453" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙3-4(4/6)</div> <p>・念のための処置として、点検対象となったエンドキャップに脱落防止処置を実施。あわせて、6号機については、エンドキャップの先に保護板を設置した。</p> <p>・本事例を周知し、事故時操作手順書の「復水器冷却管の漏えい」手順の確認を実施した。</p> <p>4. 気体廃棄物処理系再結合器の金属触媒性能低下に伴う出口水素濃度上昇事象対策について(総括)2007-東北-T001ほか6件</p> <p>【事象の概要】 気体廃棄物処理系再結合器(以下 OG 再結合器)の触媒として金属触媒を使用しているプラントにおいて、2年の間に性能低下に伴う出口水素濃度上昇事象が7事例発生。</p> <p>①浜岡5号機(H19.7.1):プラント出力上昇中、一時的に「再結合器出口水素濃度高」警報発生。(既存触媒にて発生)</p> <p>②女川3号機(H19.11.10):プラント低出力段階において、「再結合器出口水素濃度高」警報発生。原子炉手動停止。(既存触媒にて発生)</p> <p>③志賀2号機(H20.4.1):プラント低出力段階において、「再結合器出口水素濃度高」警報発生。原子炉手動停止。(既存触媒にて発生)</p> <p>④志賀2号機(H20.5.12):ハーフ出力段階において、「再結合器出口水素濃度高」警報発生。触媒性能回復には処理量増による高温化が必要と判断、出力増により水素濃度低下し、起動。(新触媒にて発生)</p> <p>⑤浜岡5号機(H20.11.5):プラント高出力段階(88%)において、「再結合器出口水素濃度高」警報発生。原子炉手動停止。(新触媒にて発生)なお、除湿冷却器~H/U塔にて水素燃焼が発生。</p> <p>⑥浜岡5号機(H20.12.30):プラント低出力段階において、「再結合器出口水素濃度高」警報発生。原子炉手動停止。(事象⑤発生の触媒にて発生)</p> <p>⑦浜岡4号機(H21.5.5):ハーフ出力段階において、「再結合器出口水素濃度高」警報発生。原子炉手動停止。(事象発生触媒にて発生)</p> <p>【原因】</p> <p>i. 触媒毒(シロキサン)付着による触媒性能低下(経年劣化) __事例①,②,③,⑤,⑥,⑦</p> <p>ii. ベーマイト組織が多いことによる触媒性能低下(初期劣化) __事例①,②,③,⑤,⑥,⑦</p> <p>iii. 酸素水素濃度比が低いことによる触媒性能低下(初期劣化) __事例②</p> <p>iv. 硫酸塩生成による触媒性能劣化(経年劣化) __事例③</p> <p>v. 白金酸化物による触媒性能低下(初期劣化) __事例④</p>			<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<div data-bbox="721 411 872 447" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙3-4(5/6)</div> <p>【当社プラントへ起こり得る問題の影響評価】</p> <p>本事象は、金属触媒号機のみで発生していることから、現段階では適用範囲を金属触媒号機(1F1/4, KK4/5/6)のみとする。</p> <p>i. 触媒毒(シロキサン)付着による触媒性能低下(経年劣化)</p> <p>主たる累積要因であるスリーボンドの塗布については、過去に KK4 の 1 車室に塗布実績があるのみであり、現時点では基本的に問題はない。</p> <p>ii. ベーマイト組織が多いことによる触媒性能低下(初期劣化)</p> <p>KK4/6 の触媒調査から、ベーマイト量が多くないことを確認。KK4/5/6 は温水洗浄時間が比較的短いためベーマイト量は比較的少ないと推測され、洗浄時間の長い 1F1/4 の触媒に対する調査が必要。</p> <p>iii. 酸素水素濃度比が低いことによる触媒性能低下(初期劣化)</p> <p>KK4/6 の実機使用触媒を用いた酸素水素濃度比の比較試験では、有意な反応度低下はなく、酸素水素濃度比による閾値は確認されなかった。酸素水素濃度比による閾値の有無は触媒ユニークであり、その他の号機に対する調査が必要。</p> <p>iv. 硫酸塩生成による触媒性能劣化(経年劣化)</p> <p>KK4/6 の触媒の成分分析の結果、有意な硫酸塩の蓄積は確認されなかった。生成の原因は長期に亘る湿潤環境下への暴露であり、設備レイアウト等の要因があるものと推測。その他の号機に対する調査が必要。</p> <p>v. 白金酸化物による触媒性能低下(初期劣化)</p> <p>継続使用した触媒では一旦高温に晒され還元が進むため、考慮不要。さらに、既に、日立にて製造過程で還元処理プロセスを標準化しており、現状は想定不要。</p> <p>なお、水素濃度上昇の可能性は、触媒の健全性を維持することで低く抑えられると考えるが、万が一水素濃度が上昇した場合に備えて、プラントリスク回避の観点からセラミック触媒・金属触媒ともに、極力時間低減を図ることを基本とする。</p> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全号機を対象とし、シロキサン含有物品の使用規制を周知。 ・1F1/4 の触媒性能調査を実施し、健全性を確認。 ・OG復水器ドレン抜きを継続。 ・情報共有のため、本事象に対する JIT 情報を作成。 ・水素濃度検出時間遅れを短縮する必要があるプラントについては、サンプリング流量の増加、サンプリング配管の小口径化を実施。 			<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="727 409 875 451" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙3-4(6/6)</div> <p>5. 所内電源設備点検中の人身事故について</p> <p>【事象発生日】平成 22 年 1 月 29 日</p> <p>【事象の概要】</p> <p>川内原子力発電所第 20 回定期検査中、所内電源設備の点検のため、3-1B2 パワーセンター母線を停電後、接地器具取付作業中に作業員 7 名が熟傷を負った。また、火災が発生したため、現場作業員が初期消火活動を行い専属消防隊の消火確認、消防署の鎮火確認が行われた。</p> <p>作業員 3 名は、救急車で搬送され、病院にて治療を行ったが熟傷の症状が重く入院治療を行うこととなった。結果的に 1 名死亡、2 名重傷、4 名軽傷の人身災害となった。</p> <p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P/C 母線停止後の接地器具取り付け作業時、充電中の主回路端子に接地器具を取り付けた ・接地器具取り付け前に上流側 M/C 遮断器を切る手順となっていなかった ・発電と保全との停止手順の認識あわせが不十分 ・監理員から作業員に充電部近接作業であることが伝えられなかった(推定) ・受電遮断器の主回路端子の一次側と二次側を間違えた(推定) ・検電を確実に実施していなかった、若しくは検電箇所を間違えた(推定) <p>【当社プラントへ起こり得る問題の影響評価】</p> <p>当社においても同様な電源停止操作を行っており、得られる教訓は多いことから水平展開を要とする。</p> <p>なお、川内原子力発電所での対策内容については、当社においてすでに運用されており同事象の発生は想定されないものの、得られた教訓について対応を行う。</p> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業管理マニュアルに以下を明示 <ul style="list-style-type: none"> 母線接地に関する安全処置区分において、P/C 母線接地に対しても当直員の関与の必要であることを明記。 電源停止時の安全処置については、原則 2 点切りを明記し、2 点切りによる隔離ができない際は、施錠管理や充電部の識別管理を行うことを追記。 ・1F, 2F で制定、運用されている「作業用接地着脱基本ガイド」を柏崎刈羽においても制定。 ・情報共有ツールとして、本事象に対する JIT 情報を作成。 ・各 Gr 及び当直員によるミーティング等を実施し、事象を周知するとともに、マニュアル及びガイド反映内容について即時に運用を開始。 			<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																											
	<p style="text-align: right;">別紙3-5</p> <p style="text-align: right;">⑤-4, ⑥-5</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>本店 情報検討会の開催実績 (平成28年度)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>1</td> <td rowspan="3">本店及び発電所における予防処置活動の取り組み状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>東海第二発電所 トラブル検討会の開催実績 (平成28年度)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>20</td> <td rowspan="13">発電所における予防処置活動の取り組み状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	日	内容	備考	8	1	本店及び発電所における予防処置活動の取り組み状況		10	26		3	30		月	日	内容	備考	4	20	発電所における予防処置活動の取り組み状況		5	31		8	19		9	23		9	28		12	19		12	21		2	10		2	20		3	7		3	10		<p style="text-align: right;">別紙3-5</p> <p style="text-align: right;">⑤-3, ⑥-6</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>原子力発電保安運営委員会の開催実績 (令和元年度)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>15</td> <td rowspan="6">発電所における予防処置の処置計画・スクリーニングについて</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	日	内容	備考	5	15	発電所における予防処置の処置計画・スクリーニングについて		6	11		7	18		12	5		2	21		3	5		<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎記載なし</p>
月	日	内容	備考																																																																											
8	1	本店及び発電所における予防処置活動の取り組み状況																																																																												
10	26																																																																													
3	30																																																																													
月	日	内容	備考																																																																											
4	20	発電所における予防処置活動の取り組み状況																																																																												
5	31																																																																													
8	19																																																																													
9	23																																																																													
9	28																																																																													
12	19																																																																													
12	21																																																																													
2	10																																																																													
2	20																																																																													
3	7																																																																													
3	10																																																																													
月	日		内容	備考																																																																										
5	15		発電所における予防処置の処置計画・スクリーニングについて																																																																											
6	11																																																																													
7	18																																																																													
12	5																																																																													
2	21																																																																													
3	5																																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

別紙3-5(1/2)

過去3年間の海外派遣者(駐在)実績について

平成25年度から平成27年度までの主な海外派遣者(駐在)の実績を以下に示す。

年度 (人数)	件名	派遣者数
25年度 (5名)	電気事業連合会ワシントン事務所への派遣	2
	米国電力研究所(EPRI)への派遣	1
	原子力発電運転協会(INPO)への派遣	1
	国際原子力機関(IAEA)への派遣	1
26年度 (6名)	電気事業連合会ワシントン事務所への派遣	2
	米国電力研究所(EPRI)への派遣	1
	原子力発電運転協会(INPO)への派遣	1
	国際原子力機関(IAEA)への派遣	1
	英国原子力廃止措置機関(NDA)への派遣	1
27年度 (4名)	電気事業連合会ワシントン事務所への派遣	1
	米国電力研究所(EPRI)への派遣	1
	原子力発電運転協会(INPO)への派遣	1
	国際原子力機関(IAEA)への派遣	1

別紙3-6

過去3年間の海外派遣者実績について

⑤-5, ⑥-6

年度 (人数)	件名	派遣者数
平成26年度 (8名)	世界原子力発電事業者協会(WANO) ロンドン事務所出向	1
	ハノイ(当社ベトナム連絡事務所) 駐在	1
	API1000 セミナー	2
	三門発電所現場視察	2
平成27年度 (7名)	米国エクセルソン社, パイロン原子力発電所の現地調査	2
	世界原子力発電事業者協会(WANO) ロンドン事務所出向	1
	IAEA ワークショップカザフスタンへの専門家派遣	1
	仏国高速炉基本設計移行に伴う技術情報調査	3
	米国 iRobot 社における同社製ロボットの保守技術訓練	1
平成28年度 (8名)	米国アイダホ国立研究所における乾式キャスクのガスサンプリングに関する打合せ及び関連研究所施設の視察	1
	Zion 発電所(米国) 駐在	4
	Energy Solutions 社 Oak Ridge 事務所(米国) 駐在	1
	中国 API1000 の視察	1
	アレバ社製水素濃度計に関する調査	1
	I-GALL/WG2 会議参加 (ケーブル劣化に関する海外最新知見収集)	1

別紙3-6

⑤-4, ⑥-7

過去3年間の海外派遣者実績について

平成29年度から令和元年度までの主な海外派遣者(出張)の実績を以下に示す。

年度 (人数)	件名	派遣者数	
平成29年度 (13名)	米国電力研究所(EPRI)への派遣	1	
	世界原子力発電事業者協会(WANO) ロンドン事務所出向	1	
	欧州原子力発電所における炉内点検装置等に関する調査	1	
	欧州原子力事業者のサイバーセキュリティおよびPRAに関する調査	2	
	米国原子力発電運転協会(INPO)へのCAPガイドラインに関する調査	1	
	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	2	
	米国原子力事業者におけるサイバーセキュリティ対策調査	2	
	海外原子力発電所における安全対策に関する調査	3	
	平成30年度 (7名)	米国電力研究所(EPRI)への派遣	1
		欧州原子力発電所における放射線防護規格に関する調査	1
米国原子力発電所における火災防護に関する調査		1	
米国原子力発電所におけるIMAC視察		1	
米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査		3	
令和元年度 (11名)	米国電力研究所(EPRI)への派遣	2	
	欧州原子力発電所におけるBOP閉止装置に関する調査	2	
	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	2	
	海外原子力発電所における安全対策に関する調査	4	
	米国原子力事業者におけるデジタル技術に関する調査	1	

・派遣実績の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2 号炉

備考

別紙3-5(2/2)

過去3年間の海外派遣者(出張)実績について

平成25年度から平成27年度までの主な海外派遣者(出張)の実績を以下に示す。

年度	件名	派遣者数 (延べ人数)
25 年度	米国原子力発電所におけるコンフィグレーションマネージメントの調査	2
	米国原子力事業者のサイバーセキュリティ対策調査	2
	米国原子力発電所の工程管理, 設計変更管理方法に関する調査	1
26 年度	米国原子力発電所の防災体制及び運用の調査	5
	米国原子力発電所の安全意識向上, 深層防護強化, 緊急時対応, 現場技術力強化に関する調査	3
	欧州原子力発電所の安全対策調査	2
	欧州の格納容器内 pH 管理及び SA 対策設備の調査	1
	カナダ原子力発電所における内部コミュニケーションの調査	1
	米国原子力発電所における原子力安全改革プランに関する調査	9
	海外原子力発電所の PRA 手法の適用状況に関する調査	11
	ドイツ原子力発電所における個別設備の詳細設計, 運転性, メンテナンス性の調査	1
	米国原子力発電所の原子力安全監視活動の調査	3
	27 年度	海外原子力発電所の PRA, 緊急時対応に関する調査
海外原子力施設の原子力安全監視活動の調査		3
米国原子力発電所における原子力発電所運転員のパフォーマンスに関する調査		7
米国原子力発電所における教育訓練に関する調査		8
海外原子力発電所におけるシビアアクシデント解析に関する調査		4
米国原子力発電所における火災及び溢水対策に関する調査		5
欧州原子力発電所における高経年化評価に関する調査		1
米国原子力発電所における安全文化評価手法に関する調査		3
米国原子力発電所における機械設備の維持規格に関する調査		3
米国原子力発電所における異物管理に関する調査		1
米国原子力発電所における炉心設計及び炉心管理に関する調査	1	
米国原子力事業者におけるサイバーセキュリティ対策に関する調査	2	

※上記派遣者数には海外機関・事務所駐在者の出張参加を含んでいない

別紙4-1 (1/1)

⑦-1
⑧-1
品質保証活動に関する品質保証計画について

当社における品質保証活動については、新規制基準施行前までは J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づき品質保証活動を実施してきた。今回の品質保証活動の実施(平成25年7月8日)を踏まえ、J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 から追加された要求事項について、品質保証計画に反映し、平成25年9月25日に保安規定変更認可申請を実施した。
なお、本審査資料に関する品質保証計画の変更内容は以下のとおりである。

本審査資料 3.(4)品質保証活動	本審査資料に係る品質保証活動 規則の追加要求事項	保安規定第3条(品質保証計画)の変更内容
a.(a)及び(b) 品質マネジメントシステム	第二条第2項第一号 QMSに安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めること。	1.目的 J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づいた QMS に、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた QMS とすることに更新した。
a.(c)及び(d) 文書及び記録管理	第六条及び第七条 追加要求事項なし	同左
a.(e) 品質保証活動に係る体制	該当条項なし	同左 (具体的な体制は、保安規定第4条、第5条に記載している。)
a.(f)及び(g) 品質方針及び品質目標	第十条及び第十一条 品質方針は、組織運営に関する方針と整合的なものであること。	5.3 品質方針 f)項として左記内容を追加した。
a.(h)及び(i) マネジメントレビュー	第十七条、第十八条及び第十九条 マネジメントレビューのインプットとして、品質目標の達成状況、安全文化の醸成及び関係法令遵守の実施状況を追加。	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c)、e)及びf)項に左記の内容を追加した。
a.(j) 内部コミュニケーション	第十六条 追加要求事項なし	同左
b.(a)及び(b) 調達管理	第三十六条、第三十七条及び第三十八条 調達要求事項として、不適合の報告及び処理、安全文化醸成活動に関する必要な事項及び調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出等を追加。	7.4.2 調達要求事項 (1) d)、e)及び(3)項等に左記内容を追加した。
b.(c) 不適合管理及び是正処置	第五十一条及び第五十四条 追加要求事項なし	同左
c.(a)(b)(c)(d)及び(e) その他	該当条項なし	同左 (福島第一原子力発電所事故及び柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設の振り返りから、QMS、安全文化の強化・改善を図る取り組みを記載した。)

別紙4-1 (1/1)

工認審査基準を踏まえた品質保証計画について

当社における品質保証活動については、新規制基準施行前までは J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づき品質保証活動を実施してきた。今回の工認審査基準の施行(平成25年7月8日)を踏まえ、J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 から追加された要求事項について品質マニュアル(平成25年7月8日)および保安規定の品質保証計画(平成25年9月24日)に反映した。
主な変更内容は以下の通りである。

本審査資料 3.(4)品質保証活動	本審査資料に係る工認審査基準の追加要求事項	品質マニュアルの変更内容	保安規定第3条(品質保証計画)の変更内容
a.(a)及び(b) 品質マネジメントシステム	第二条第2項第一号 QMSに安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めること。	第1条(趣旨) J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づいた QMS に、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた QMS とすることに更新した。	1.目的 J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づいた QMS に、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた QMS とすることに更新した。
a.(c)及び(d) 文書及び記録管理	第六条及び第七条 追加要求事項なし	同左	同左
a.(e) 品質保証活動に係る体制	該当条項なし	同左	同左
a.(f)及び(g) 品質方針及び品質目標	第十条及び第十一条 品質方針は、組織運営に関する方針と整合的なものであること。	第11条(品質方針) (6)項として追加要求内容を追加した。	5.3 品質方針 f)項として追加要求内容を追加した。
a.(h)及び(i) マネジメントレビュー	第十七条、第十八条及び第十九条 マネジメントレビューのインプットとして、品質目標の達成状況、安全文化の醸成及び関係法令遵守の実施状況を追加。	第18条(マネジメントレビューへのインプット) (3)、(5)及び(6)項に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c)、e)及びf)項に追加要求内容を追加した。
a.(j) 内部コミュニケーション	第十六条 追加要求事項なし	同左	同左
b.(a)及び(b) 調達管理	第三十六条、第三十七条及び第三十八条 調達要求事項として、不適合の報告及び処理、安全文化醸成活動に関する必要な事項及び調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出等を追加。	第36条(調達要求事項) 第1項(4)、(5)及び第37項等に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達要求事項 (1) d)、e)及び(3)項等に追加要求内容を追加した。
b.(c) 不適合管理及び是正処置	第五十一条及び第五十四 追加要求事項なし	同左	同左

別紙4-1 (1/2)

⑦-1 ⑧-1

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の
基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について

当社における品質保証活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9)に基づき品質保証活動を実施してきた。一般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(品質規則)の施行(令和2年4月1日)を踏まえ、追加された要求事項について品質マニュアルおよび保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。
主な反映内容は以下の通りである。

本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品質規則の追加要求事項	品質マニュアルへの反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容
a.(a)及び(b) 品質マネジメントシステム	第一条(目的) ・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。	品質規程 第1条(目的) ・「原子力安全を達成・維持・向上させるため、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	1.目的 ・「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質規則および同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。
a.(c)及び(d) 文書及び記録管理	第七条(文書の管理) ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加	品質細則 4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。
a.(e) 品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	品質規程 第6条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。

- ・説明内容の相違
【柏崎 6/7】
- ・文書体系の相違
【東海第二】

(比較のため再掲)

別紙4-1 (1/1)

⑦-1
⑧-1

品質技術基準規則を踏まえた品質保証計画について

当社における品質保証活動については、新規制基準施行前までは J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づき品質保証活動を実施してきた。今回の品質技術基準規則の施行(平成25年7月8日)を踏まえ、J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 から追加された要求事項について、品質保証計画に反映し、平成25年9月25日に保安規定変更認可申請を実施した。
なお、本審査資料に関する品質保証計画の変更内容は以下のとおりである。

本審査資料	本審査資料に係る品質技術基準規則の追加要求事項	保安規定第3条(品質保証計画)の変更内容
3.(4)品質保証活動	品質保証活動	品質保証活動
a.(a)及び(b)品質マネジメントシステム	第二条第二項第一号 QMSに安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めること。	1.目的 J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づいた QMS に、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた QMS とすることに更新した。
a.(c)及び(d)文書及び記録管理	第六条及び第七条 追加要求事項なし	同左
a.(e)品質保証活動に係る体制	該当事項なし	同左 (具体的な体制は、保安規定第4条、第5条に記載している。)
a.(f)及び(g)品質方針及び品質目標	第十条及び第十一条 品質方針は、組織運営に関する方針と整合的なものであること。	5.3 品質方針 f)項として左記内容を追加した。
a.(h)及び(i)マネジメントレビュー	第十七条、第十八条及び第十九条 マネジメントレビューへのインプットとして、品質目標の達成状況、安全文化の醸成及び関係法令遵守の実施状況を追加。	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c)、e)及び f)項に左記の内容を追加した。
a.(j)内部コミュニケーション	第十六条 追加要求事項なし	同左
b.(a)及び(b)調達管理	第三十六条、第三十七条及び第三十八条 調達要求事項として、不適合の報告及び処理、安全文化醸成活動に関する必要な事項及び調達要求事項への適合状況及び関係法令の提出等を追加。	7.4.2 調達要求事項 (1)d)、e)及び(3)項等に左記内容を追加した。
b.(c)不適合管理及び是正処置	第五十一条及び第五十四条 追加要求事項なし	同左
c.(a)(b)(c)(d)及び(e)その他	該当事項なし	同左 (福島第一原子力発電所事故及び柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの取付の振り返りから、QMS、安全文化の強化・改善を図る取組を記載した。)

(比較のため再掲)

別紙4-1 (1/1)

工認審査基準を踏まえた品質保証計画について

当社における品質保証活動については、新規制基準施行前までは J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づき品質保証活動を実施してきた。今回の工認審査基準の施行(平成25年7月8日)を踏まえ、J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 から追加された要求事項について品質マニュアル(平成25年7月8日)および保安規定の品質保証計画(平成25年9月24日)に反映した。
主な変更内容は以下の通りである。

本審査資料	本審査資料に係る工認審査基準の追加要求事項	品質マニュアルの変更内容	保安規定第3条(品質保証計画)の変更内容
3.(4)品質保証活動	品質保証活動	品質保証活動	品質保証活動
a.(a)及び(b)品質マネジメントシステム	第二条第二項第一号 QMSに安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めること。	第1条(趣旨) J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づいた QMS に、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた QMS とすることに更新した。	1.目的 J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 に基づいた QMS に、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた QMS とすることに更新した。
a.(c)及び(d)文書及び記録管理	第六条及び第七条 追加要求事項なし	同左	同左
a.(e)品質保証活動に係る体制	該当事項なし	同左	同左
a.(f)及び(g)品質方針及び品質目標	第十条及び第十一条 品質方針は、組織運営に関する方針と整合的なものであること。	第11条(品質方針) 品質方針は、組織運営に関する方針と整合的なものであること。	5.3 品質方針 f)項として追加要求内容を追加した。
a.(h)及び(i)マネジメントレビュー	第十七条、第十八条及び第十九条 マネジメントレビューへのインプットとして、品質目標の達成状況、安全文化の醸成及び関係法令遵守の実施状況を追加。	第18条(マネジメントレビューへのインプット) (3)、(5)及び(6)項に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c)、e)及び f)項に追加要求内容を追加した。
a.(j)内部コミュニケーション	第十六条 追加要求事項なし	同左	同左
b.(a)及び(b)調達管理	第三十六条、第三十七条及び第三十八条 調達要求事項として、不適合の報告及び処理、安全文化醸成活動に関する必要な事項及び調達要求事項への適合状況及び関係法令の提出等を追加。	第36条(調達要求事項) 第1項(4)、(5)及び第3項等に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達要求事項 (1)d)、e)及び(3)項等に追加要求内容を追加した。
b.(c)不適合管理及び是正処置	第五十一条及び第五十四条 追加要求事項なし	同左	同左

別紙4-1 (2/2)

本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品質技術基準規則の追加要求事項	品質マニュアルへの反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容
a.(f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左
a.(i)及び(j)マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューへのインプット項目の追加	品質細則 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。
a.(k)内部コミュニケーション	該当する追加要求なし	同左	同左
b.(a)及び(b)調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	品質細則 7.4.2 調達物品等要求事項 ・(1)f.に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。
b.(c)不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	品質細則 8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (1/21)</p> <p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">〔 抜 粋 〕</p> <p style="text-align: center;">〔※別紙4-2は、平成25年9月27日に変更認可申請を行った原子炉施設保安規定に、その後の変更申請で認可を得た変更内容を追加したものを添付する。〕</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (1/19)</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>制定 昭和52年12月20日 社規第 299号 最終改正 平成28年 3月31日 社規第1175号 主管箇所 本店 発電管理室</small> </div> <p style="text-align: center;">平成 28 年 3 月</p> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p> <p style="text-align: center;">---</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-2 (1/29)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">令和2年9月 中国電力株式会社</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/21)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第13条の3の24の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2</p> <p>社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の策定を行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部部長及び内部監査部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、附則4-1 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引きを定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p> <p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の3</p> <p>社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の策定を行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部部長及び内部監査部長は、安全文化を醸成するため、附則4-1 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引きを定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p>		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/29)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の島根原子力発電所2号炉および3号炉発電用原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 島根原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確保する。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>(4) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>(7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p style="text-align: center;">-第1章-1-</p>	

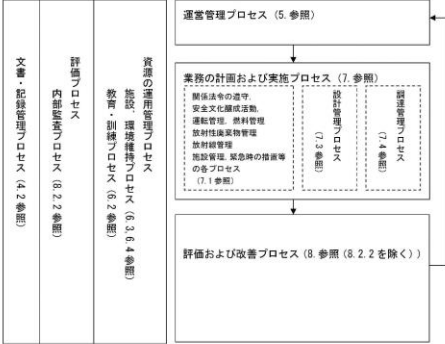
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (3/29)</p> <p>(安全文化の育成および維持) 第2条の3 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を確保にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>(2) 社長は、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。また、健全な安全文化の育成および維持等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</p> <p>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、健全な安全文化の育成および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受ける。</p> <p>(5) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部長(第5条(保安に関する職務)第3項から第11項に定める職位)へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</p> <p>(6) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</p> <p>(7) 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき健全な安全文化の育成および維持のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(8) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、(6)の原子力強化プロジェクト長からの指示を含め活動計画へ反映する。</p>	

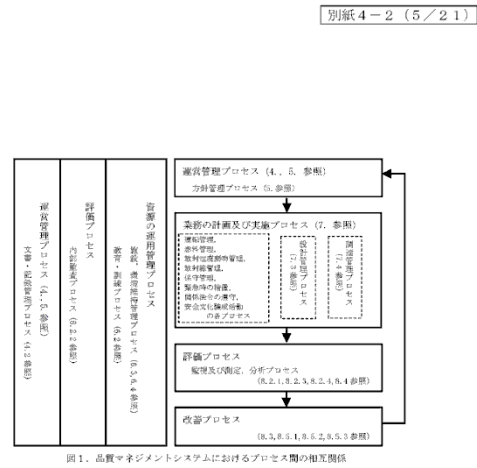
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (3/21)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA4111-2009）」（以下「JEA4111」という。）に基づき品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き JEA4111 の定義に従う。 原子力施設：原子力発電所を構成する構造物、系統及び機器等の総称 原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の発生並びに復旧に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。） BWR事業者協議会：国内 BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で協力を図る。必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「2-21 原</p> <p style="text-align: right;">⑦-1 ⑧-1</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/19)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">⑦-1、⑧-1</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA4111-2009）」（以下「JEA4111」という。）に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、以下を除き JEA4111 に従う。</p> <p>(1) 原子力施設 原子力発電所を構成する構造物、系統及び機器等の総称をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>(2) 実施部門 発電所の保安に関する組織のうち、発電管理室、安全室、地域共生・広報室、総務室（本店）、経理・資材室、開発計画室及び発電所をいう（以下、本条、第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）において同じ。）。</p> <p>(3) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下「ニューシア」という。）。</p> <p>(4) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で協力を図る。必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第107条（保守管理計画）において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を、表3-1(2)及び</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (4/29)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基礎に関する規程」および「同規程の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質規則に従う。</p> <p>(1) 原子力施設 原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(2) ニューシア 原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で協力を図る。必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第106条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本欄において同じ。）すべてをいう。以下、本欄において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正措置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. から c. に掲げる事項を考慮した原子</p> <p style="text-align: right;">⑦-1 ⑧-1 ⑦-13</p> <p style="text-align: center;">-第2章-1-</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (4/21)</p> <p>子力品質保証規程に定める。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合をとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水炉原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮する。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、停用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>イ、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」</p> <p>ロ、JEAC4111が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</p> <p style="text-align: right;">⑦-11 ⑧-11</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (3/19)</p> <p>(3)に示す二次文書、「品質管理要項」に定める三次文書（以下「三次文書」という。）で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水炉原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、「原子力施設の重要度分類標準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、停用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>イ、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」</p> <p>ロ、JEAC4111が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</p> <p style="text-align: right;">⑦-10 ⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (4/29)</p> <p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>⑦-1 ⑧-1</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p> <p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第106条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合い）に応じ、a. から c. に掲げる事項を考慮した原子</p> <p style="text-align: right;">⑦-13</p> <p style="text-align: center;">-第2章-1-</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (4/21)</p> <p>子力品質保証規程」に定める。</p> <p>h) これらのプロセスの運用及び相互関係を図3-1のとおりとする。</p> <p>i) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効率的であることを確保するために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>j) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確保する。</p> <p>k) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>l) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>m) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合をとれたものにする。</p> <p>n) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子炉安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査及び取替の難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子炉安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4 参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>イ、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」</p> <p>ロ、JEA4111が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEA4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEA4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>ウ、組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</p> <p style="text-align: right;">⑦-11 ⑧-11</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (3/19)</p> <p>(3)に示す二次文書、「品質管理要項」に定める三次文書（以下「三次文書」という。）で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効率的であることを確保するために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確保する。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、「原子炉施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子炉安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査及び取替の難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子炉安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4 参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>イ、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」</p> <p>ロ、JEA4111が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEA4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEA4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>ウ、組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</p> <p style="text-align: right;">⑦-10 ⑦-11 ⑧-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-2 (5/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-13</p> <p>炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子炉品質保証規程」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑性の程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障もしくは異常な事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1(2)、(3)および(4)の表に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の効率的な確保に必要な組織の保安活動の状況を指示指針（以下「保安活動指針」という。）ならびに当該指針に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指針には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および有効性を維持するための措置（プロセスの改善を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に発生した場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な組織を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に開きかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己</p> <p style="text-align: center;">-第2巻- 2 -</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (6/29)</p> <p>満足を成めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基盤としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 (6) 組織は、機器等または組別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「組別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p style="text-align: center;">-第2章- 3 -</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/29)</p>  <p style="text-align: center;">図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	



4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を組むに、各マニュアルと各条文の間接的および直接的関係を示す。なお、記録は適正に作成する。

- a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明
- b) 原子力品質保証規程 (2-21)
- c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録

要求の 条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番号	管理範囲
4.2.7.2.2	4.2.7.2.2	文書化された品質管理計画	33-12	原子力安全・放射能
8.3.2.8.5.1	8.3.2.8.5.1	原子力品質保証規程のマニュアル	28-19	内部監査
8.3.8.5.1	8.3.8.5.1	評価等実施及び確認計画・中間評価報告 マニュアル	31-11	原子力安全・放射能

d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書

⑦-2
⑧-2

(比較のため再掲)

別紙4-2 (3/19)

- (3)に示す二次文書、「品質管理要項」に定める三次文書(以下「三次文書」という。)で明確にする。
- b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1に示す。
- c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。
- d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。
- e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
- f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
- g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
- h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。

(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、「原子力施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。

- a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独立性、又は斬新性の程度
- b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
- c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
- e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、運用期間中検査及び取替えの難易度

⑦-10

- (4) 組織は、これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達(7.4 参照)に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

(1) 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。

- a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明
- b) 品質マニュアル
- c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”及び記録
- イ. 本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表3-1(1)に示す「品質保証規程」
- エ. 文書化された手順は、「表3-1(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。
- ロ. 記録は、「表3-2 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録」に示す。
- d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書

⑦-2
⑧-2
⑦-3
⑧-3

別紙4-2 (8/29)

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。

- (1) 品質方針及び品質目標
- (2) 品質マニュアル

品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名(関連条文)	制定者
本品質マネジメントシステム計画	社長
原子力品質保証規程(第3条)	社長
原子力品質保証細則(第3条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則(第3条)	内部監査部門長

(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連事項・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名	二次文書名(関連条文)	一次文書名	二次文書名(関連条文)
5.4.1 品質目標	原子力品質保証規程(第3条)	原子力品質保証規程(第3条)	電源事業本部長	電源事業本部長
5.5.1 責任および権限	原子力品質保証規程(第8条の2、第9条の2、第9条の3)	原子力品質保証規程(第8条の2、第9条の2、第9条の3)	電源事業本部長	電源事業本部長

⑦-2
⑧-2

⑦-3
⑧-3

・文書体系の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

別紙4-2 (6/21)

①以下の文書

表紙の 項目	原子力品質 保証活動の 関連文書	名 称	文書番 号	管理場所	第2巻以外の 関連文書
5.4.1, 5.2.3, 5.4.1, 5.2.3, 5.4.1, 5.2.3, 5.4.1, 5.2.3	5.4.1, 5.2.3, 5.4.1, 5.2.3, 5.4.1, 5.2.3	セーフティシステム開発基本 マニュアル	SI-17	原子力安全・統括部	第19巻
5.4.1, 5.2.3, 5.4.1, 5.2.3	5.4.1, 5.2.3, 5.4.1, 5.2.3	保安管理基本マニュアル	SM-24	原子力安全管理部	第6巻～第9巻の3
5.6.1, 5.5.1	5.6.1, 5.5.1	マネジメントレビュー実施基 本マニュアル	MI-18	原子力安全・統括部	-
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	SI-20	原子力安全・統括部	第119巻～第120巻
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4	運転管理基本マニュアル	SM-94	原子力運営管理部	第13巻、第11巻の2、第12巻～ 第14巻、第16巻、第17巻、 第18巻、第19巻、第20巻、 第21巻
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4	燃料管理基本マニュアル	SM-92	原子力運営管理部	第19巻～第23巻、第25巻～ 第28巻、第30巻、第31巻、 第32巻、第33巻、第34巻、 第35巻、第36巻、第37巻、 第38巻、第39巻、第40巻、 第41巻、第42巻、第43巻、 第44巻、第45巻、第46巻、 第47巻、第48巻、第49巻、 第50巻、第51巻、第52巻、 第53巻、第54巻、第55巻、 第56巻、第57巻、第58巻、 第59巻、第60巻、第61巻、 第62巻、第63巻、第64巻、 第65巻、第66巻、第67巻、 第68巻、第69巻、第70巻、 第71巻、第72巻、第73巻、 第74巻、第75巻、第76巻、 第77巻、第78巻、第79巻、 第80巻、第81巻、第82巻、 第83巻、第84巻、第85巻、 第86巻、第87巻、第88巻、 第89巻、第90巻、第91巻、 第92巻、第93巻、第94巻、 第95巻、第96巻、第97巻、 第98巻、第99巻、第100巻、 第101巻、第102巻、第103巻、 第104巻、第105巻、第106巻、 第107巻、第108巻、第109巻、 第110巻、第111巻、第112巻、 第113巻、第114巻、第115巻、 第116巻、第117巻、第118巻、 第119巻、第120巻
7.1, 7.2.1, 7.3	7.1, 7.2.1, 7.3	放射線管理基本マニュアル	SM-95	原子力運営管理部	第19巻、第21巻、第22巻、 第24巻、第25巻、第26巻、 第28巻、第30巻、第31巻、 第32巻、第33巻、第34巻、 第35巻、第36巻、第37巻、 第38巻、第39巻、第40巻、 第41巻、第42巻、第43巻、 第44巻、第45巻、第46巻、 第47巻、第48巻、第49巻、 第50巻、第51巻、第52巻、 第53巻、第54巻、第55巻、 第56巻、第57巻、第58巻、 第59巻、第60巻、第61巻、 第62巻、第63巻、第64巻、 第65巻、第66巻、第67巻、 第68巻、第69巻、第70巻、 第71巻、第72巻、第73巻、 第74巻、第75巻、第76巻、 第77巻、第78巻、第79巻、 第80巻、第81巻、第82巻、 第83巻、第84巻、第85巻、 第86巻、第87巻、第88巻、 第89巻、第90巻、第91巻、 第92巻、第93巻、第94巻、 第95巻、第96巻、第97巻、 第98巻、第99巻、第100巻、 第101巻、第102巻、第103巻、 第104巻、第105巻、第106巻、 第107巻、第108巻、第109巻、 第110巻、第111巻、第112巻、 第113巻、第114巻、第115巻、 第116巻、第117巻、第118巻、 第119巻、第120巻
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	再処理モニタリング基本 マニュアル	SM-21	原子力運営管理部	-
7.3	7.3	燃料管理基本マニュアル	SM-92	原子力運営管理部	-
7.4	7.4	燃料管理基本マニュアル	SM-92	原子力運営管理部	-
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	SM-13	原子力運営管理部	第19巻、第21巻、第22巻、 第24巻、第25巻、第26巻、 第28巻、第30巻、第31巻、 第32巻、第33巻、第34巻、 第35巻、第36巻、第37巻、 第38巻、第39巻、第40巻、 第41巻、第42巻、第43巻、 第44巻、第45巻、第46巻、 第47巻、第48巻、第49巻、 第50巻、第51巻、第52巻、 第53巻、第54巻、第55巻、 第56巻、第57巻、第58巻、 第59巻、第60巻、第61巻、 第62巻、第63巻、第64巻、 第65巻、第66巻、第67巻、 第68巻、第69巻、第70巻、 第71巻、第72巻、第73巻、 第74巻、第75巻、第76巻、 第77巻、第78巻、第79巻、 第80巻、第81巻、第82巻、 第83巻、第84巻、第85巻、 第86巻、第87巻、第88巻、 第89巻、第90巻、第91巻、 第92巻、第93巻、第94巻、 第95巻、第96巻、第97巻、 第98巻、第99巻、第100巻、 第101巻、第102巻、第103巻、 第104巻、第105巻、第106巻、 第107巻、第108巻、第109巻、 第110巻、第111巻、第112巻、 第113巻、第114巻、第115巻、 第116巻、第117巻、第118巻、 第119巻、第120巻
		運転管理基本マニュアル	SM-94	原子力運営管理部	第13巻、第11巻の2、第12巻～ 第14巻、第16巻、第17巻、 第18巻、第19巻、第20巻、 第21巻

⑦-2
⑧-2

別紙4-2 (4/19)

イ、表3-1 (3)に示す二次文書
ロ、三次文書
ハ、一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書
ニ、外部文書（組織外で作成する文書のうち、品質マネジメントシステムで必要とされる文書、
調達プロセスにおいて供給者が作成する文書、及び法令、基準等の社外文書を含む。）
ホ、上記イ、からニ、で規定する記録

⑦-2
⑧-2
⑦-3
⑧-3

- (2) 品質マネジメントシステムの文書の保安規定上の位置付けを、次の事項により明確にする。
 a) 一次文書及び二次文書と保安規定の条項との関係を表3-1に示す。
 b) 三次文書と一次文書及び二次文書との関係を「品質管理要項」に定める。
 c) 一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書は、それぞれ関係する一次文書、
二次文書及び三次文書に定める。
 d) 外部文書は、それぞれ関係する一次文書、二次文書及び三次文書に定める。
 (3) 品質マネジメントシステムの文書体系を図3-2に示す。

4.2.2 品質マニュアル
 組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計
画及び「品質保証規程」を作成し、維持する。なお、「品質保証規程」の作成にあたっては、本品質
保証計画及び工事計画認可申請の品質保証計画との整合をとる。
 a) 品質マネジメントシステムの適用範囲
 b) 品質マネジメントシステムについて確立された「文書化された手順」又はそれらを参照できる
情報
 c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述

- 4.2.3 文書管理
 (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、保安活動の重要性に
応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理
する。
 (2) 次の活動に必要な事項を「文書取扱要項」に定め、管理する。
 a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
 b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
 c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。
 d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確保
にする。
 e) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確保にする。
 f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確
にし、その配付が管理されていることを確保にする。
 g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、
適切な識別をする。

別紙4-2 (9/29)

関連条項 項目	実施部門		監査部門		
	一次文書名	二次文書名 (関連条項)	一次文書名	二次文書名 (関連条項)	制定者
5.5.4 組織の内部 の情報の伝 達		内閣コミュニ ケーション基 本要項 (第3 巻、第6巻、 第7巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)
5.6 マネジメント レビュー		マネジメント レビュー基本 要項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)
6.1 資源の確保		力および物 資訓練基本要 項 (第3巻、第 117巻、第 118巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)
6.2 要員の力量 の確保および 教育訓練		電力事業本部 保安業務要項 (第78巻、第 81巻、第84 巻の2、第86 巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)
7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画		原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)
		燃料管理要項 (第11巻から 第77巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)
		燃料管理要項 (第78巻から 第84巻の2)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)
		放射性廃棄物 管理要項 (第 85巻から第89 巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	原子力安全 管理監査要 項 (第3巻)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)

⑦-2
⑧-2

⑦-3
⑧-3

・ 文書体系の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

(比較のため順序入れ替え)

別紙4-2 (17/19)

⑦-2, ⑧-2

表3-1 品質マネジメントシステムの文書

(1) 一次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
	-	品質保証計画	安全室	第3条
4.2.1	QM共通:4-2	品質保証規程	安全室	

(2) JEACH111が要求する“文書化された手順書”である二次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条
4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	発電管理室	第3,120条
8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条
8.3	QM共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3,107条
8.5.2				
8.5.3				
8.5.2	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条
8.5.3				

(3) 二次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.1	QM共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第3,107条
	QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条
5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条
5.5.3	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室	
5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	
6.2.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3,118,119条
	QM東Ⅱ:6-2-2	運転責任者の合否判定等業務等に関する要項	発電管理室	第3条
	QM東Ⅱ:6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第3,8,9条
6.3	QM東Ⅱ:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第3,107条, 107条の2
6.4	QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第3条
7.1	QM東Ⅱ:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第3,11-78条
	QM東Ⅱ:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3,79-86条
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第3,87-91条
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3,92-106条
	QM東Ⅱ:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第3,107条, 107条の2
	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3,108-117条
	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2, 第2条の3, 第3条

別紙4-2 (10/29)

⑦-2
⑧-2

関連事項・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名	二次文書名(関連条文)	一次文書名(関連条文)	二次文書名(関連条文)
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画(つづき)		放射線管理要項(第90条から第104条) 島根原子力発電所長 施設管理要項(第106条から第109条の5) 島根原子力発電所長 異常事態発生時の対応要項(第17条, 第17条の2, 第107条から第116条, 第120条) 島根原子力発電所長		
原子力品質保証規程	原子力品質保証規程	原子力安全文化醸成基本要項(第2条の2) 電源事業本部長 原子力安全文化醸成基本要項(第2条の3) 電源事業本部長	原子力安全文化醸成基本要項(第2条の2) 原子力安全文化醸成基本要項(第2条の3) 電源事業本部長	内部監査部門 部長(原子力監査)
7.2.3 組織の外部との情報の伝達等		外部コミュニケーション基本要項(第3条) 電源事業本部長		
7.3 設計開発		設計・開発管理基本要項(第3条) 電源事業本部長 文書・記録管理基本要項(第3条) 電源事業本部長		
7.4 調達 7.5.5 調達物品の管理		調達管理基本要項(第3条) 電源事業本部長		

・文書体系の相違【東海第二】

(比較のため順序入替)

別紙4-2 (18/19)
⑦-2, ⑧-2

第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室	
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第3, 6, 7条
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第3条
	QM共通:7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室	第3, 5, 121条
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第3, 107条
7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	発電管理室	
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室	第3条
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室	
8.2.1	QM共通:7-2-1	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	第3, 107条
8.3	QM共通:8-3-2	原子炉施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	発電管理室	第3条
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3, 10条

別紙4-2 (11/29)

関連事項 項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名 (関連条文)	二次文書名 (関連条文)
8.2.1 組織の外部 の者の意見		外部コミュニ ケーション基 本要項 (第3条)	電源事業 本部長	
8.2.3 プロセスの 監視測定	原子 力 監 査 規 程	監視測定およ び分析基本要 項(第3条) 不適合等管理 基本要項(第3 条)	電源事業 本部長	
8.2.4 機器等の検 査等	原子 力 監 査 規 程	検査管理要項 (第3条)	島根原子 力発電所 長	
8.4 データの分 析および評 価	原子 力 監 査 規 程	監視測定およ び分析基本要 項(第3条) 原子炉施設の 定期的な評価 基本要項(第 10条)	電源事業 本部長 電源事業 本部長	原子力安全 管理監査要 項(第3条) 内部監査部門 部長(原子力 監査)

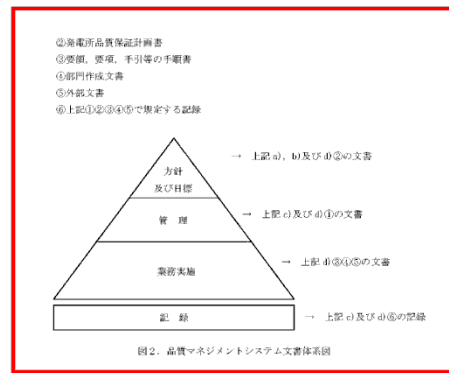
⑦-2
⑧-2

⑦-3
⑧-3

・文書体系の相違
【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																							
		<p style="text-align: right;">別紙4-2 (12/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連条項・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td>文書・記録管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.2 内部監査</td> <td>原子力品質管理規程</td> <td></td> <td></td> <td>原子力安全管理基本規則</td> <td>原子力安全管理監査要領 (第3条)</td> <td>内部監査部門 部長(原子力監査)</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td>不適合等管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 差正処置等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p>	関連条項・項目	実施部門			監査部門			一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	4.2.3 文書の管理		文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業 本部長				4.2.4 記録の管理							8.2.2 内部監査	原子力品質管理規程			原子力安全管理基本規則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	内部監査部門 部長(原子力監査)	8.3 不適合の管理		不適合等管理基本要領 (第3条)	電源事業 本部長				8.5.2 差正処置等							8.5.3 未然防止処置							<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>
関連条項・項目	実施部門			監査部門																																																						
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																																				
4.2.3 文書の管理		文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業 本部長																																																							
4.2.4 記録の管理																																																										
8.2.2 内部監査	原子力品質管理規程			原子力安全管理基本規則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	内部監査部門 部長(原子力監査)																																																				
8.3 不適合の管理		不適合等管理基本要領 (第3条)	電源事業 本部長																																																							
8.5.2 差正処置等																																																										
8.5.3 未然防止処置																																																										

別紙4-2 (7/21)



- ⑦-2
- ⑧-2
- ⑦-3
- ⑧-3

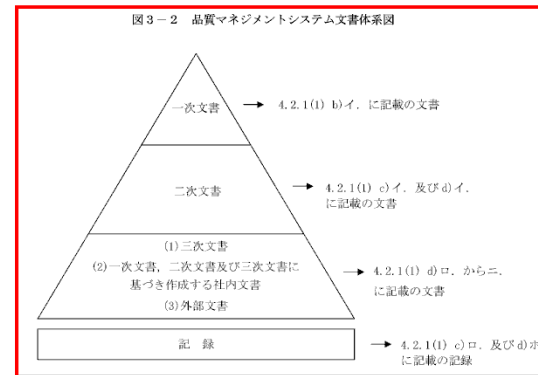
4.2.2 品質マニュアル
組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「2-21 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。

4.2.3 文書管理
(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を維持するために、「N1-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、階層最上級の位置付けを明確にするとともに、優先度の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に準じて管理する。
(2) 次の所係に必要な管理を「N1-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。
a) 発行時に、適切な点検の観点から文書をレビューし、承認する。
b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を実施する。
d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確認する。

(比較のため順序入替)

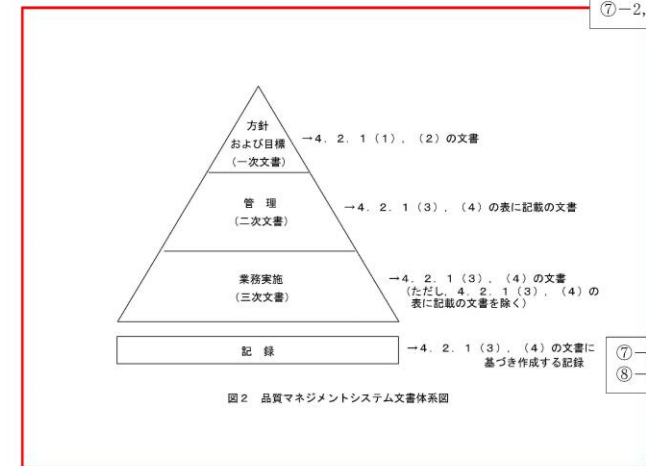
別紙4-2 (19/19)

⑦-2, ⑧-2 ⑦-3, ⑧-3



別紙4-2 (13/29)

⑦-2, ⑧-2



⑦-3
⑧-3

・文書体系の相違
【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/21)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに資するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標を設定されることを確保にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にされる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)参照)を設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (5/19)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。 ⑦-3, ⑧-3</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに資するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。 ⑦-5, ⑧-5</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標を設定されることを確保にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にされる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 ⑦-5, ⑧-5</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)参照)を設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/29)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」および「原子力安全管理監査細則」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互関係</p> <p>(「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照)</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき課じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に掲げた根拠等の情報が確認できることを含む)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた4.2.1(4)の表の4.2.3項に係る文書を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(aと同様に改訂の妥当性を審査し、承認することを行う)こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムに規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができる。かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保管、保護、検索および廃棄に関して、所要の管理の方法を定めた4.2.1(4)の表の4.2.4項に係る文書を作成する。</p> <p style="text-align: right;">⑦-3, ⑧-3</p>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-2 (8/21)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標を設定されることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にされる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)を設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-2 (5/19)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標を設定されることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にされる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)を設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-2 (15/29)</p> <p>5. 経営責任等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることを含む。)</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに關するもの(この場合において、技術的、人的および組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること)を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a. 実施事項</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p> <p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (9/21)</p> <p>⑦-5 ⑧-5</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (6/19)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/29)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p>別紙4-2 (9/21)</p> <p>⑦-5 ⑧-5</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p>別紙4-2 (6/19)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p>	<p>別紙4-2 (17/29)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-9, ⑧-9</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (10/21)</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p> <p>⑦-9 ⑧-9</p> <p>⑦-10 ⑧-10</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/19)</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>⑦-8 ⑧-8</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/29)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>⑦-9, ⑧-9</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙 4-2 (10/21)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-7 8-7</p> <p>7-8 8-8</p> <p>5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、再発する業務に関して、次に準ずる責任及び権限を与えることを確実にする。 a) プロセスが確立され、実施されることにも、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む実施状況について評価する (5.4.1 及び 8.2.3 参照)。 d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-9 8-9</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確保するために、「GT-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会を評価し、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの体系的記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>7-10 8-10</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。) 並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況 e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案</p> </div>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙 4-2 (7/19)</p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション 社長は、「品質保証規程」に基づき組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確保する。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確保する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-8 8-8</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確保するために、「マネジメントレビュー要項」に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会を評価し、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-7 8-7</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットに次の情報を含める。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。) 並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況 e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>7-8 8-8</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットに、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。 a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施にかかわる改善 c) 資源の必要性</p> </div> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (18/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7-7, 8-7</p> <p>む。)の結果 (外部監査を受けた場合に限り。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見 (3) プロセスの運用状況 (JIS 9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。) (4) 使用前事業者検査および定期事業者検査 (以下「使用前事業者検査」という。) ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。(以下、本編において同じ。) (5) 品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成および維持の状況 (内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。) ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11) 部門または要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り込むことを含む。) の実効性</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>7-9, 8-9</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。) b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの有効性の維持および継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e. 関係法令の遵守に関する改善 (2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、(1) の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/21)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>の結果</p> <p>d) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>i) 改善のための提案</p> </div> <p>⑦-10 ⑧-10</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>c) 資源の必要性</p> </div> <p>⑦-9 ⑧-9</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、人的資源、原子力施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>組織は、次の事項を「附-20 教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を確保する。</p> <p>b) 該当する場合には(必要力量が不足している場合には)、その必要力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 組織の要員が、自らの活動の持つ危険及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>6.3 原子力業務</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子力業務を「附-05 保守管理基本マニュアル</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/19)</p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、「品質保証規程」に基づき組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー要項」に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> </div> <p>⑦-8 ⑧-8</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットに次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</p> <p>c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果</p> <p>d) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>i) 改善のための提案</p> </div> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>社長は、マネジメントレビューからのアウトプットに、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>c) 資源の必要性</p> </div> <p>⑦-8 ⑧-8</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (18/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況(JIS 9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果</p> <p>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほか自主的に行う、合符判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。(以下、本編において同じ。)</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすその他の変更</p> <p>(11) 部門または委員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。)の実効性</p> </div> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> </div> <p>⑦-9, ⑧-9</p> <p style="text-align: center;">-第2章- 15 -</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (19/29)</p> <p>6. 資源の管理 6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を4.2.1(3)の表の6.1項、6.2項および7.1項に係る文書において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS 09001の「インフラストラクチャ」をいう。) (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、湿度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。) (4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4.2.1(3)の表の5.4.1項および6.2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/21)</p> <p>4) に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等に明確にし、維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は、放射線に関する作業環境を基本とし、放射線管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め、原子力安全の達成のために必要な作業環境も関連するマニュアル等に明確にし、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、運転管理、燃料管理、放射線管理、放射線管理、保守管理、緊急時の対応、関係法令の遵守及び安全文化醸成活動の各基本マニュアル等に定める。また、各基本マニュアル等に基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。</p> <p>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の独立性の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照) ⑦-3 ⑧-3</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「N-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/19)</p> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有すること。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、次の事項を「力量設定管理要項」に定め、実施する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー 組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を「保守管理業務要項」に定め、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を業務の計画(7.1参照)にかかわる関連する文書、及び「作業環境測定管理要項」に定め、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、一次文書、二次文書、三次文書に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていること(4.1参照)。</p> <p>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の独立性の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照) ⑦-3 ⑧-3</p> <p>(4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を業務の計画(7.1参照)において、明確にする。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/29)</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4.2.1(4)の表の4.2.3項および4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)e.を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(業務的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を担保するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 ⑦-3, ⑧-3</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>(1) 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 関係法令</p> <p>c. a., b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長(原子力管理)を主とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部長(原子力管理)は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長(原子力管理)へ指示する。</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p style="text-align: center;">-案2案- 17 -</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/21)</p> <p>対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確認する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力を持っている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されていない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確認する。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子炉安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、原子炉施設を対象として、「NM-16 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の要項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適用したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限</p> <p>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確保するために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (9/19)</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確認する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力を持っている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確認する。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子炉安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定め、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、次の事項を「設計管理要項」に定め、実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適用したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限</p> <p>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確保するために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/29)</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 (1) 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、有効性のある方法を4.2.1(3)の表の7.2.3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</p> <p>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c. 原子炉の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d. 原子炉の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子炉安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子炉安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子炉部門総務会議」に報告する。なお、「原子炉安全情報検討会」の運営方法を「原子炉安全情報処理手順書」に定める。</p> <p>7.3 設計開発 組織は、4.2.1(3)の表の7.3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)g.の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子炉の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合において、重要な変更がある場合にも行う。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、有効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関連する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/21)</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。 (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。 a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合格判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確認するために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たしていることを確認するために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。 (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。 (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (10/19)</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。 (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。 a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合格判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確認するために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たしていることを確認するために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。 (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。 (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (22/29)</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項 (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合格判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。 (2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。 (2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (15/21)</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。 (4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達 組織は、「NE-14 調達管理基本マニュアル」及び「NC-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。 (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子炉安全に及ぼす影響に応じて定める。 (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。 (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4.2 調達要求事項 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。 a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b) 要員の資格性確認に関する要求事項 c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 (2) 組織は、供給者に依頼する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証 (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。 (2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施 組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 業務の管理 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/19)</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。 (4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達 組織は、次の事項を「調達管理要項」に定め、実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。 (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子炉安全に及ぼす影響に応じて定める。 (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。 (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。 a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b) 要員の資格性確認に関する要求事項 c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 (2) 組織は、供給者に依頼する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証 (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。 (2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施 組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 業務の管理 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (23/29)</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達 組織は、4.2.1(3)の表の7.4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。 (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る基準を定める。 (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子炉事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模倣品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用することあたっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/21)</p> <p>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証 (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を進めて、実施する。 (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。 a) 原子力安全との関わりを述べた情報が開示できる。 b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 c) 適切な設備を使用している。 d) 監視設備及び測定機器が利用できる、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている。 f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが困難で、その結果、業務が実施された後でも不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。 (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。 (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続を確立する。 a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 設備の承認及び要員の資格性確認 c) 所定の方法及び手順の適用 d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照) e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子力施設を識別する。</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/19)</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力施設を構成する要素及び関連する原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。 (4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達 組織は、次の事項を「調達管理要項」に定め、実施する。 7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。 (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。 (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。 (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子力設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。 a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b) 要員の資格性確認に関する要求事項 c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証 (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を進めて、実施する。 (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施 組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。 7.5.1 業務の管理 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/29)</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。 (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。 (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理 7.5.1 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと思われるものを除く。)に適合するように実施する。 (1) 原子力施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。 (5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。 (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が顕在化する場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。 (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定められた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。 a. 当該プロセスの事象および処置のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/21)</p> <p>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提供する。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを検証するために、必要な検査又はその他の活動を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、供給者宛て検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項 (4.2.4 参照)</p> <p>e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>組織は、調達製品の検証後、受入から梱付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>組織は、業務の計画 (7.1 参照) に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/19)</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項 (4.2.4 参照)</p> <p>e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>組織は、調達製品の検証後、受入から梱付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>組織は、業務の計画 (7.1 参照) に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品 (JIS 09001 の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。) を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>(1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4.2.1(3)の表の7.5.5項に係る文書を確立する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と適合性のとれた方法を、4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において確立し、実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) あらかじめ定められた間隔(7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合であっても、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。</p> <p>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c) 所要の精度がなされていること。</p> <p>d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/21)</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の実務事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を監視する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.5 標準製品の保存 組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から梱付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、原形品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機能及び測定機器の管理 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を保証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の実務事項との適合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確保するプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、組織は、業務機器に關し、「第55 保管管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>b) 機器の調整をする。又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。</p> <p>組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を保証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 監査・品質監査室は、客観的な評価を行う組織として、次の事項を「内部監査要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEA4111の要求事</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/19)</p> <p>測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の実務事項との適合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確保するプロセスを確立する。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に關し、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>b) 機器の調整をする。又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。</p> <p>組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を保証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 監査・品質監査室は、客観的な評価を行う組織として、次の事項を「内部監査要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEA4111の要求事</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所定を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品(JIS 09001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1(3)の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の検証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4. 2. 1(3)の表の7. 1項に係る文書において明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と適合性のとれた方法を、4. 2. 1(3)の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) あらかじめ定められた間隔(7. 1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。</p> <p>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c) 所望の調整がなされていること。</p> <p>d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (18/21)</p> <p>この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を継続的に改善する。 c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「9-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「9-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、JBAC111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 (2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の範囲及び頻度、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。 (3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「9-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。 (4) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。 (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確認する。フォロー</p>	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/19)</p> <p>測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。 (2) 組織は、監視及び測定の実施と要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に關し、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証。又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する (4.2.4 参照)。 b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する (4.2.4 参照)。 組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。 (4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。 c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「9-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 調査・品質監査室は、客観的な評価を行う組織として、次の事項を「内部監査要項」に定め、実施する。 (1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、JBAC111 の要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (26/29)</p> <p>8. 評価および改善 8.1 監視測定、分析、評価および改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。 (2) 組織は、要員が（1）の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8.2 監視および測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、（1）の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を 4.2.1（3）の表の 8.2.1 項に係る文書に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。 a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施および有効性の維持 (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。 (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。 (5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4.2.1（4）の表の 8.2.2 項に係る文書に定める。 (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 組織は、不適合が発見された場合には、（7）の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての観点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。 a. 監視測定の実施時期</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (19/21)</p> <p>アップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「既17 セーフシステム実装基本マニュアル」(第10条「原子炉施設等の定期的な評価」を含む)に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の検査事項が満たされていることを検証するために、「既13 検査及び試験基本マニュアル4」及び「既54 運転管理基本マニュアル」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験委員の独立の権限を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を記録する (4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状態が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「既11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 抽出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が抽出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再評価を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する (4.2.4参照)。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/19)</p> <p>項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基調、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の測定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査管理要項」に従って、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験委員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を、記録する (4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状態が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要項」に定める。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 抽出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が抽出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (27/29)</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要性に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが、4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録 (必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支援し、完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要性に応じて、使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること (使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第9条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと (使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要性に応じて、自主検査等の独立性 (自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること (自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第9条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと (自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する (不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。))。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理 (不適合に関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任および権限を、4.2.1(4)の表の8.3項に係る文書</p>	<p>・不適合管理プロセスの相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

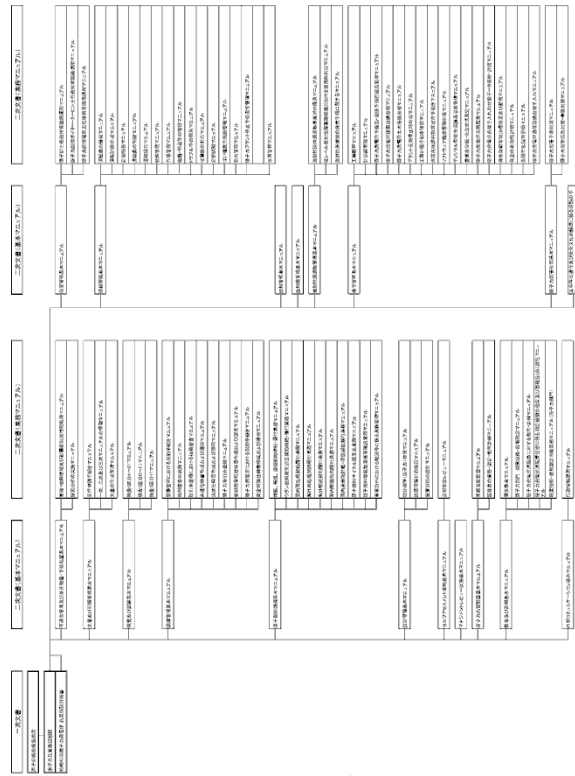
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-2 (19/21)</p> <p>アップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「N1-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第1.0条「原子炉施設の定期的な評価」を含む)に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを確認するために、「N1-13 検査及び試験基本マニュアル」及び「N1-51 運転管理基本マニュアル」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1参照) に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合格判定基準への適合の証拠を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を記録する (4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確保する。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「N1-19 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は是正処置又は是正処置に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を達成するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p style="text-align: right;">⑦-15 ⑧-15</p>	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-2 (14/19)</p> <p>項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状況及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査管理要項」に従って、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1参照) に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合格判定基準への適合の証拠を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を、記録する (4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確保する。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要項」に定める。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は是正処置又は是正処置に対して適切な処置をとる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑧-14</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-2 (28/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-17, ⑧-13</p> <p>に定める。</p> <p>(3) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a. 発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長 (品質保証) に提出する。</p> <p>b. 課長 (品質保証) は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。</p> <p>c. 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主宰として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</p> <p>d. 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という)。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(5) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む) に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、(4) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(7) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立つ観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善 (品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む) の必要性を評価するために、4.2.1(3)の表の8.4項に係る文書において、適切なデータ (監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む) を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向 (是正処置を行う継続 (不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう) となるものを含む)。</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善 (品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう) を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然</p> <p style="text-align: right;">-第2章- 25 -</p>	<p>・不適合管理プロセスの相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/21)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「N1-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、「N1-17 セルプロセス管理基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1 参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8.2.3 及び8.2.4 参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向 (8.2.3 及び8.2.4 参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7.4 参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「N1-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見 (BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (15/19)</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「不適合管理要項」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために「データ分析要項」を定め、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1 参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8.2.3 及び8.2.4 参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向 (8.2.3 及び8.2.4 参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7.4 参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見 (BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (29/29)</p> <p>防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>⑦-17, ⑧-13</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、是正処置その他の事項が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げる場所により、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事項の分析 (情報の収集並びに整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。) および当該不適合の原因の明確化 (必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の観点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事項の有無または当該類似の不適合その他の事項が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。) を変更する。</p> <p>e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合 (単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手続きを、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる ((1) のうち、必要なものについて実施することをいう。)。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見 (BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。) を収集し、自らの組織で起こり得る不適合 (原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。) の重要性に応じて、次に掲げる場所により、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.3項に係る文書に定める。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/21)</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（保安活動協議会であり、技術情報及びニューシニア登録情報を含む。）の活用を含む、「N-11 不適合管理及び是正措置・予防処置基本マニュアル」に基づき、その期間も除去する措置を含める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子力発電所と共有することを含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る不適合の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 起こり得る不適合及びその原因の特定 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 必要な処置の決定及び実施 とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） とった予防処置の有効性のレビュー 	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/19)</p> <p>情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子力発電所と共有することを含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る不適合の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 起こり得る不適合及びその原因の特定 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 必要な処置の決定及び実施 とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） とった予防処置の有効性のレビュー 	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-2 (29/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-17, ⑧-13</p> <p>防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8. 5. 2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、種々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の観点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。） 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 必要な是正処置を明確にし、実施する。 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手続きを、4. 2. 1 (4) の表の 8. 5. 2 項および 8. 5. 3 項に係る文書に確立し、実施する。 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 組織は、(1) に掲げる事項について、4. 2. 1 (4) の表の 8. 5. 2 項および 8. 5. 3 項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1) のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</p> <p>8. 5. 3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転記録等の知見（BWR事業者協議会であり、技術情報およびニューシニア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 起こり得る不適合およびその原因について調査する。 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 組織は、(1) に掲げる事項について、4. 2. 1 (4) の表の 8. 5. 3 項に係る文書に定める。</p>	

別紙4-3 (1/P)

品質マネジメントシステム文書体系

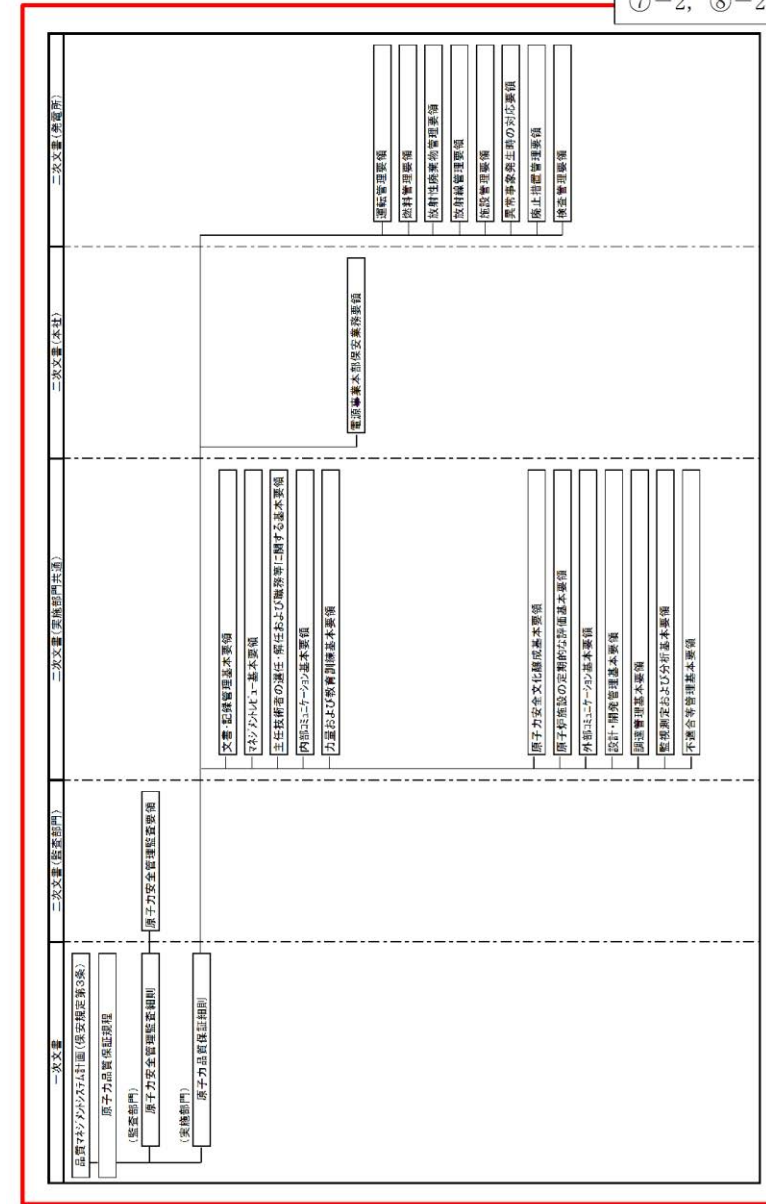


新規制基準として申請している文書体系を示す

別紙4-3 (1/1)


品質マネジメントシステム文書体系

⑦-2, ⑧-2



- ・文書体系の相違【柏崎6/7】
- ・記載方針の相違【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考													
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (1/21)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">文書名</td> <td>共通規程類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力品質保証規程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Z-21 改20</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">〔 抜 粋 〕</p> <p style="text-align: center;">2003年 1月27日施行 2016年 12月19日 (改訂20)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)</td> </tr> <tr> <td>福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	文書名	共通規程類		原子力品質保証規程		Z-21 改20	原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)	福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/14)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品質マネジメントシステム規程管理番号</td> </tr> <tr> <td>QM共通: 4-2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">品質保証規程</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定 平成4年6月29日 社規第590号</td> </tr> <tr> <td>最終改正 平成29年4月19日 社規第1223号</td> </tr> <tr> <td>主管箇所 本店 安全室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">日本原子力発電株式会社</p> <p style="text-align: center;">.....</p>	品質マネジメントシステム規程管理番号	QM共通: 4-2	制定 平成4年6月29日 社規第590号	最終改正 平成29年4月19日 社規第1223号	主管箇所 本店 安全室		<p>・表紙の有無 【柏崎6/7, 東海第二】</p>
文書名	共通規程類															
	原子力品質保証規程															
	Z-21 改20															
原子力・立地本部 原子力安全・統括部 (主管部)																
福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部 (主管部)																
品質マネジメントシステム規程管理番号																
QM共通: 4-2																
制定 平成4年6月29日 社規第590号																
最終改正 平成29年4月19日 社規第1223号																
主管箇所 本店 安全室																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="647 617 795 638">別紙4-4 (2/21)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 613 795 634" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (3/21)</div> <div data-bbox="278 680 715 1419" style="margin: 20px 0;"> </div> <div data-bbox="765 768 804 810" style="margin-left: 10px;"> <p>⑦-5 ⑧-5</p> </div>			<p>・文書体系の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 613 795 634" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (4/21)</div> <div data-bbox="278 680 715 1415" style="border: 1px solid black; width: 147px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

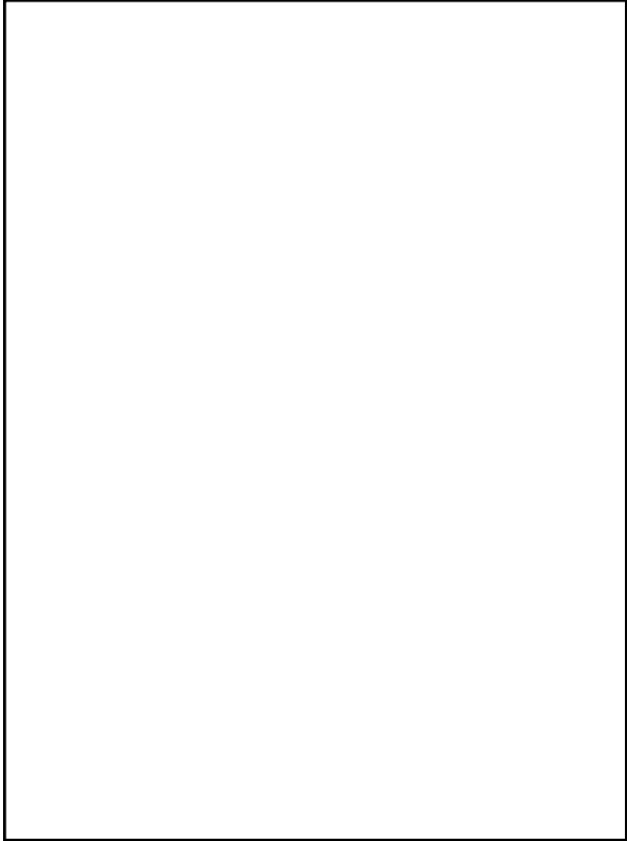
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 613 795 634" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (5/21)</div> <div data-bbox="278 680 715 1415" style="border: 1px solid black; width: 147px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 613 795 634" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (6/21)</div> <div data-bbox="278 680 694 1415" style="border: 1px solid black; width: 140px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 619 795 640" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (7/21)</div> <div data-bbox="278 686 709 1423" style="border: 1px solid black; width: 145px; height: 351px; margin: 20px auto;"></div>			<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="647 611 795 632" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (8/21)</div> <div data-bbox="278 678 706 1413" style="border: 1px solid black; width: 144px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (9/21)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 350px; margin: 0 auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 8px;">⑦-4 ⑧-4</div> </div>	<p style="text-align: center;">原子力品質保証規程</p> <p style="text-align: right; font-size: 8px;">制 定 社規 1,669:2004. 3. 1 一部改正 社規 1,917:2018. 10. 1</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、原子力安全を達成、維持、向上させるため、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規程は、社長、電源事業本部、上関原子力立地プロジェクト、調達本部および審査部門（以下別紙1,別紙2および別紙3を除き「組織」と総称する。）が行う、島根原子力発電所の保安活動、原子力発電所の建設活動、海外再処理廃棄物の返還に関する活動およびこれらの活動に係る原子力安全文化醸成活動に適用する。</p> <p>(適用規格等)</p> <p>第3条 前条に規定する各活動に対し、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）および「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第8号）（以下「工事計画品質管理基準」という。）を適用または準用する。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4条 この規程で使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子力安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、業務に従事する者、公衆および環境を、放射線による過度の危険性から守ること。</p> <p>(2) 原子力安全文化 「平成17年版原子力安全白書」の「安全文化」に対する以下の定義と同じ。 原子力の安全問題には、その重要性にふさわしい注意が最優先で払われなければならない。安全文化とは、そうした組織や個人の特性と姿勢の総体である。</p> <p>(3) 業務 第2条に規定する各活動を構成する個々のプロセスを実施すること。</p> <p>(4) 原子炉施設 原子力発電所を構成する構造物、系統および機器等の総称のことをいう。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステム</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-4 (1/6)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 500px; margin: 0 auto;"></div>	<p>・組織体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・文書体系の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1199 569 1457 600">(比較のため順序入替)</p> <p data-bbox="1495 636 1623 655">別紙4-3 (13/14)</p> 		<p data-bbox="2540 548 2739 621">・文書体系の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 617 792 638" style="text-align: right;">別紙4-4 (10/21)</div> <div data-bbox="278 684 706 1423" style="border: 1px solid black; width: 144px; height: 352px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1489 617 1614 638" style="text-align: right;">別紙4-3 (3/14)</div> <div data-bbox="1065 644 1626 1444" style="border: 1px solid black; width: 189px; height: 381px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2261 478 2457 499" style="text-align: right;">別紙4-4 (2/6)</div> <div data-bbox="1777 573 2463 1539" style="border: 1px solid black; width: 231px; height: 460px; margin: 0 auto;"></div>	<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7】</p>

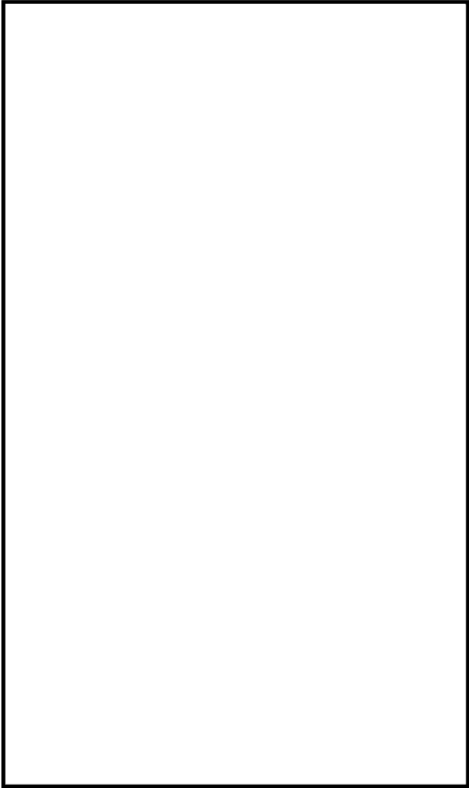
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 615 795 638" data-label="Text">別紙4-4 (11/21)</div> <div data-bbox="276 680 703 1417" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="1486 615 1614 638" data-label="Text">別紙4-3 (4/14)</div> <div data-bbox="1065 640 1629 1428" data-label="Image"> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違 【柏崎6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 617 795 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (12/21)</div> <div data-bbox="278 684 780 1339" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 150px; height: 300px;"> <div data-bbox="314 709 739 1329" style="border: 2px solid red; width: 138px; height: 295px;"></div> <div data-bbox="739 751 774 793" style="font-size: 8px; position: absolute; top: 5px; right: 5px;"> ㉔-4 ㉕-4 </div> </div>			

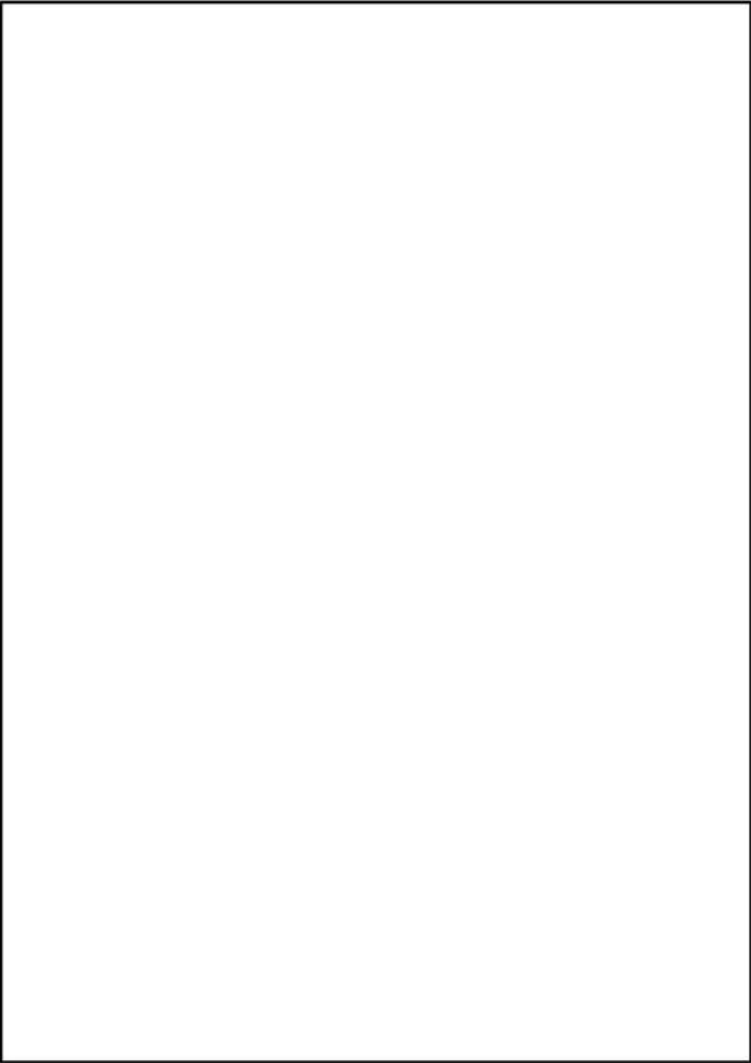
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 613 795 634" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (13/21)</div> <div data-bbox="278 680 783 1356" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 170px; height: 322px;"> <div data-bbox="323 709 742 1339" style="border: 2px solid red; width: 141px; height: 299px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="739 737 768 779" style="font-size: 8px; position: absolute; top: 5px; right: 5px;">①-4 ②-4</div> </div>			

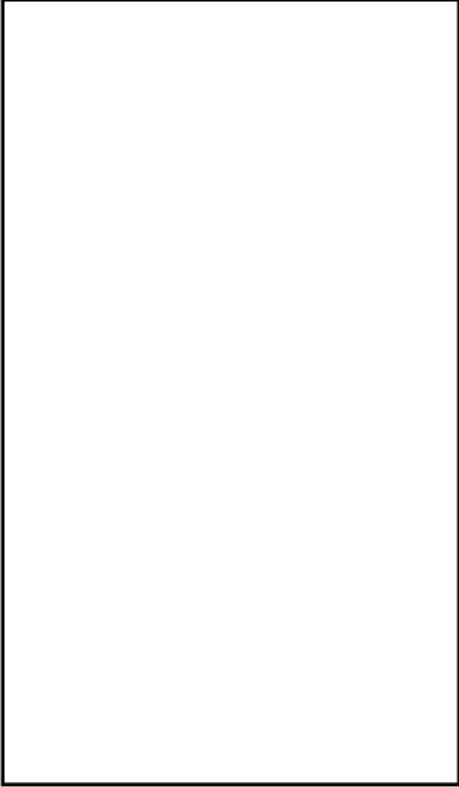
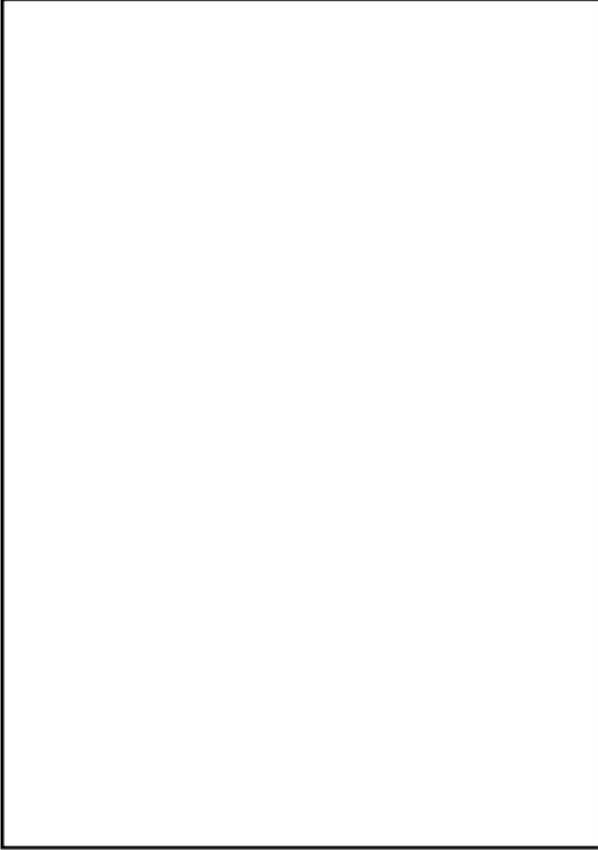
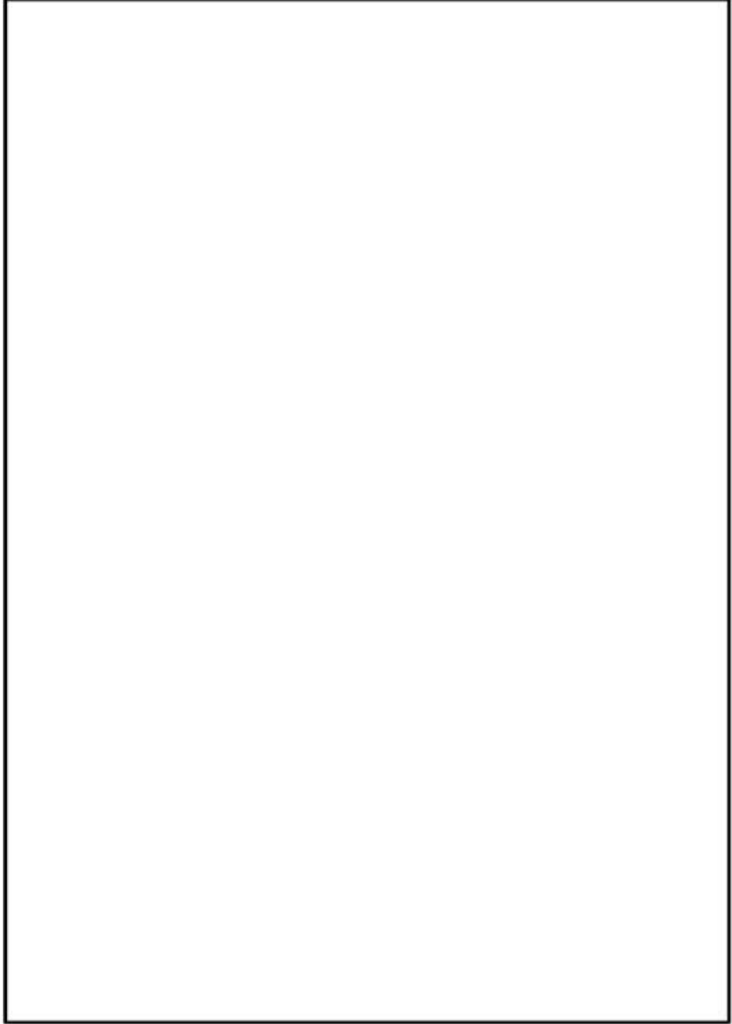
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 617 795 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (14/21)</div> <div data-bbox="278 705 789 1398" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 172px; height: 330px;"> <div data-bbox="326 714 647 1373" style="border: 2px solid red; width: 108px; height: 314px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="664 747 700 789" style="font-size: small;">⑦-4</div> <div data-bbox="664 768 700 789" style="font-size: small;">⑧-4</div> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (15/21)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 350px; margin: 0 auto;"></div>	<p style="text-align: center;">(比較のため順序入替)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (14/14)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 190px; height: 380px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">.....</p>		

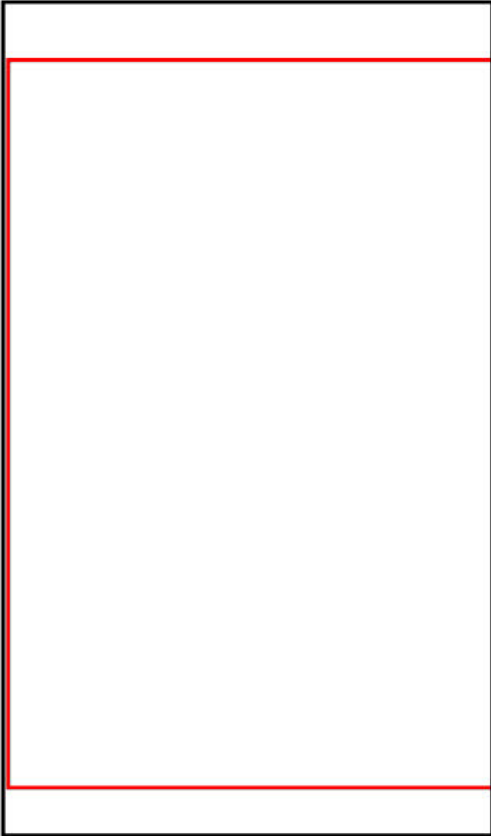
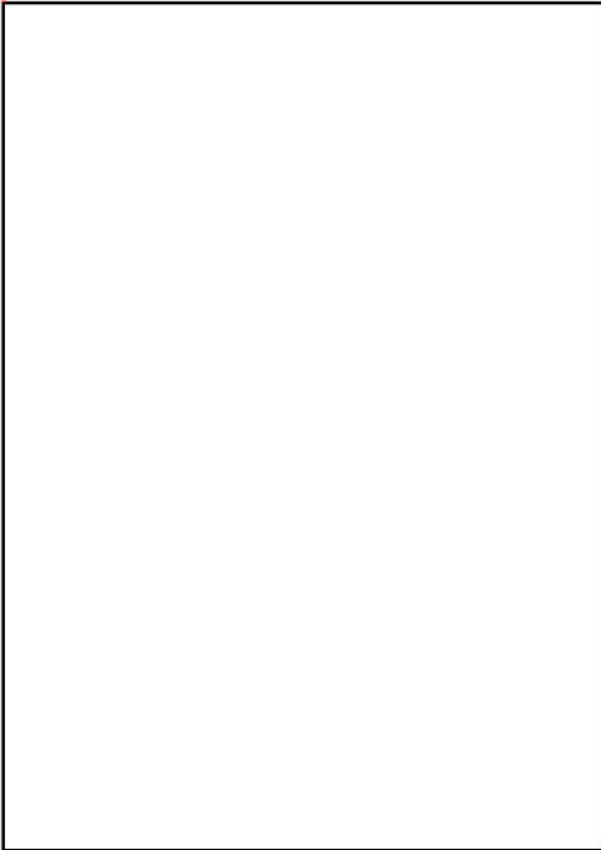
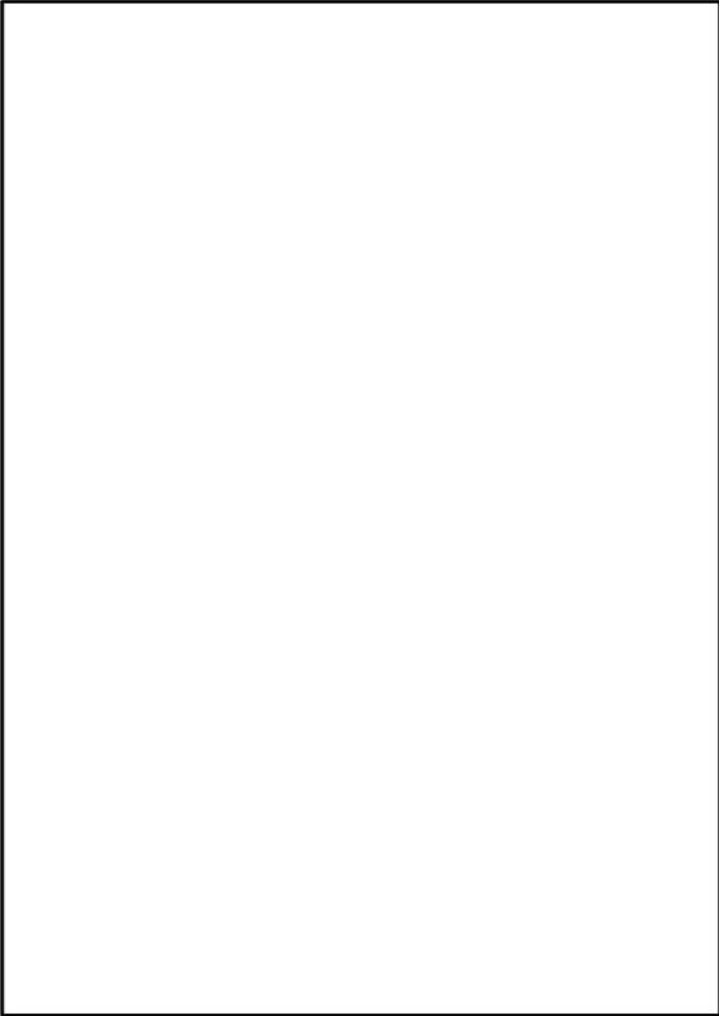
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="632 625 795 646">別紙4-4 (16/21)</p> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="626 615 792 638" style="text-align: right;">別紙4-4 (17/21)</div> <div data-bbox="278 682 706 1417" style="border: 1px solid black; width: 144px; height: 350px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1486 615 1611 638" style="text-align: right;">別紙4-3 (5/14)</div> <div data-bbox="1062 646 1623 1438" style="border: 1px solid black; width: 189px; height: 377px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2243 476 2442 499" style="text-align: right;">別紙4-4 (3/6)</div> <div data-bbox="1768 571 2445 1526" style="border: 1px solid black; width: 228px; height: 455px; margin: 0 auto;"></div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="2267 302 2466 327">別紙4-4 (4/6)</p> 	

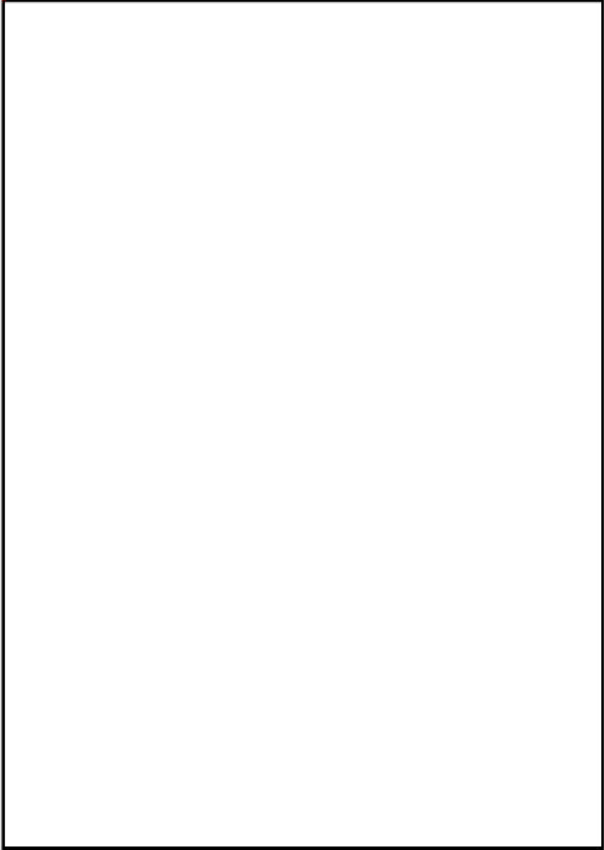
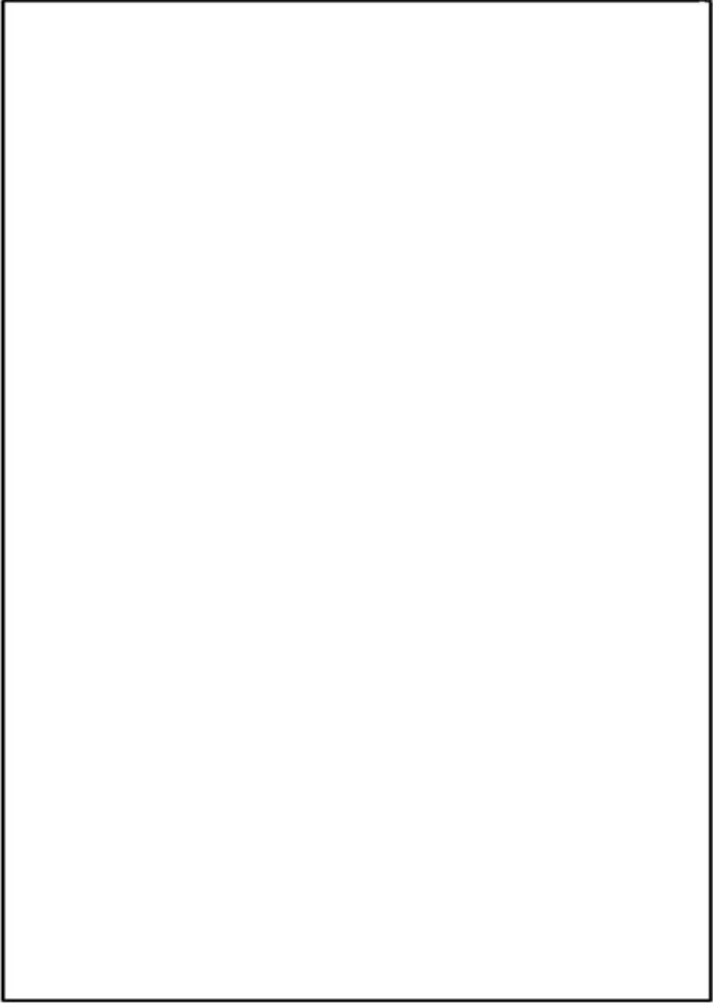
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (17/21)</p> 	<p>(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-3 (5/14)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (5/6)</p> 	

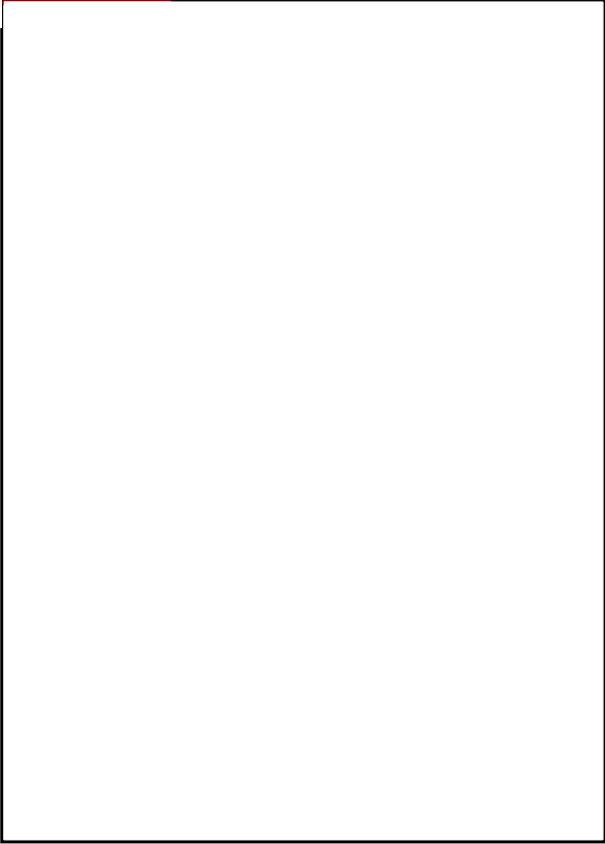
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 613 795 634" style="text-align: center;">別紙4-4 (18/21)</div> <div data-bbox="278 678 700 1413" style="border: 1px solid black; width: 142px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>	<div data-bbox="1489 617 1614 638" style="text-align: center;">別紙4-3 (6/14)</div> <div data-bbox="1062 638 1620 1425" style="border: 1px solid black; width: 188px; height: 375px; margin: 20px auto;"></div>		

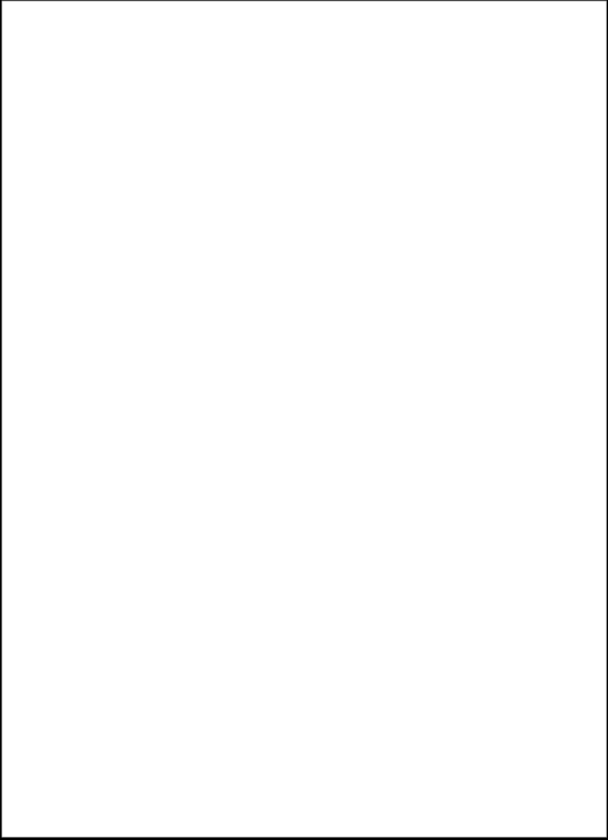
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙4-4 (19/21)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (7/14)</p> 	<p style="text-align: center;">(比較のため再掲)</p> <p style="text-align: right;">別紙4-4 (5/6)</p> 	<p>・文書体系の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 615 795 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-4 (20/21)</div> <div data-bbox="278 682 724 1419" style="margin-left: 100px;"> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="629 615 795 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-4 (21/21)</div> <div data-bbox="278 680 700 1415" style="border: 1px solid black; width: 142px; height: 350px; margin: 20px auto;"></div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1219 569 1433 600">(比較のため再掲)</p> <p data-bbox="1486 638 1611 659">別紙4-3 (7/14)</p> 	<p data-bbox="2243 531 2436 552">別紙4-4 (6/6)</p> 	<p data-bbox="2534 762 2742 835">・文書体系の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1492 621 1611 642">別紙4-3(8/14)</p>  <p data-bbox="1299 1461 1329 1482">----</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1492 617 1611 638">別紙4-3(9/14)</p> 		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 619 1617 640" data-label="Text">別紙4-3 (10/14)</div> <div data-bbox="1062 642 1623 1438" data-label="Image"> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1484 619 1617 640" data-label="Text">別紙4-3 (11/14)</div> <div data-bbox="1062 646 1617 1423" data-label="Image"> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1486 617 1620 638" data-label="Text">別紙4-3 (12/14)</div> <div data-bbox="1053 642 1620 1432" data-label="Image"> </div>		